

此處を襲ひし時、穴澤等と力を勤せ防守す。尊名氏滅して後、源左衛門・上杉氏に仕へ、氏を穴澤と稱す」と見ゆ。

17 伊達の中島氏 岩代國伊達郡保原村に據る。伊達世臣譜略に「中島氏は元應田氏の臣也。天文中、伊達宗忠に至り、始めて當家に仕ふ。その子宗求なり」と載せ、伊達世次考に「天文二十年四月、晴宗公・采地の判書の中島伊勢信康に賜ふ」と。宗忠の事ならんと云ふ。又伊達正宗家臣に、中島監物、中島伊勢、また中島大藏信眞・等見ゆ。


18 藤原姓 もと奥州新波家臣、後南部氏に仕ふ。参考諸家系圖に「中島氏。五系姓藤原、紋菊輪内三扇。中島内膳(或は源内)、先祖某より新波氏に仕へて、同郡中島村を領して氏とす。天正十六年八月、新波氏滅亡の時、歸降して信直公、同郡十日市村一圓に三百石を賜ふ。一本に金山奉行を勤め、罪あり、謀收らると。その子源内・信直公の時、家督百五十石也、御馬廻りを勤む。利直公、慶長六年春、岩崎御陣の時第二番に備ふ、花巻十二騎の内也。弟中島内膳、また「源内の子安親(中島庄右衛門)―庄三郎安政(安家)」

と。その他、楡橋内達鷹羽(達鷹羽、花丁字)。花巻等を家紋とす。


19 出羽の中島氏 山北小野寺家臣に此の氏あり。

20 加賀の中島氏 康正造内程段錢引付に「二貫五百文。中島次良殿、賀州益四田保、段錢」と見ゆ。

この流は室町時代の大家族にして、太平記卷四十、中殿御會事に「中島彌次郎家信等、思ひの直垂云々」と。その後、永享以來御番帳に「五番・中島加賀入道、」また文安年中御番帳に「五番・中島加賀入道、」また長享元年常徳院江州勅座着到に「二番衆・中島彌四郎、五番衆・中島小四郎家賢」を挙げ、又永祿六年諸役人附に「足輕衆・中島但馬守」を載せ、見聞諸家紋に



二番 中島彌六



佐々木本

21 日下部姓朝倉氏族 越前國大野郡中島より起り、朝倉系圖に「朝倉景景―景康(中島周防守)」と載せ、淺羽本もこれに同じ。

22 八多姓 中興系圖に「中島。八多、本

國近江、モン達丁子、郎三目」と見ゆ。當國甲賀郡上山村高座田村明神社の神主家に此の氏あり。

23 佐々木氏族 これも江州發祥か。江戸幕臣にして、もと植村氏と云ひしとぞ。家紋丸に軍配圓扇、丸に花菱。寛政系譜に「七郎右衛門常行(五郎兵衛)―平吉常高―常房」等を擧ぐ。

24 伊勢の中島氏 桑名郡の豪族に中島右衛門あり、東方村東方城に據る。名勝志に「天保五年四月、地を穿ち一瓶を出せり。其の外面に中島右衛門の五字を刻す。内に古錢拾貫文ありたりと。一城跡は本村の西南、字尾畑の山上に在り、伊勢丸なる者之に居る。猶ほ一城跡ありて、近藤右京進・居城し、永祿中、織田氏の爲めに亡びさる、」など見ゆ。

勢州四家記に「濱田家侍大將に中島氏を擧げ、又關長門守家臣に「三十石中島太左衛門」等見ゆ。

25 丹波の中島氏 氷上郡玉巻城(玉巻村)の城主に此の氏ありて、丹波志に「中島式部少輔、子孫佐治村中の町。豐巨太閤の臣、大坂落去の後、浪人にて此に來住す」と云ひ、また「中島氏、玉巻村。古

家なり、古城主久下、此の谷に住す、」と。又天田郡に存し、中島氏、子孫和久市村。信州より來る、兩人の内也、」など載せたり。一に第九項信濃濃野氏の族と云ふ。

26 秀郷流藤原姓波多野氏族 荒木系圖に「波多野次郎義通―藏人義職(實は外孫、伊勢守光定の男)―義泰(中島太郎)―定康(波多野次郎)、弟掃部助朝職、弟三郎通定―定秀、(荒木田)」と載せ、また松田系圖に「義通―伊勢守義職―宇治次郎義定―義泰(中島太郎)、母は大中臣能親女。弘安八年十一月十七日、戰場に於いて夭亡、法名覺念)」

定康 尚保 室町院藏人、左衛門尉、母中興室親女、二原、藏人、母荒木山氏良女

朝職 母内膳藤原氏、母中興室親女、母中興室親女

通定 定季 左衛門尉、母中興室親女

定長 義長 母中興室親女


定季 秀修 右兵衛尉、母中興室親女

快仙 仁知寺少僧都、母中興室親女

定親 寺住持

女子五男、母中興室親女、二原、藏人、母中興室親女、女子五男、母中興室親女、二原、藏人、母中興室親女

寛政系譜に此の流と稱する中島氏を收め「波多野三郎義通が男伊勢守義職の後」とし、「與五郎(倫盛、政成)―與五郎(重次)―同重好(初め重光)―同與五郎重春―同重貞。家紋龜甲銀花菱、九曜巴」とあり。



中島中務

27 大和の中島氏 十津川郡鎗役由緒家筋書に「上野地村庄屋中島左次右衛門」を擧ぐ。

28 清和源氏山名氏族 因幡國巨濃郡中島より起る。因幡志に「中島城は、天正頃、中島四郎左衛門と云ふ者、居りて宇治、大野、陸上、三ヶ所を領す。これは山名師氏の二男播磨守滿幸の末葉滿幸・謀反の後、其の子幼盛、その後四代四郎左衛門・地名を氏とす」と載せ、又「中島伊豆守。山名滿幸の末葉、中島四郎左衛門正時・天正中、巨濃郡宇治、大野、竹美の邊を領して、中島村に住す。その弟中島隆政守なり」など見ゆ。

歴仁記卷三に、中島次郎左衛門尉あり、此の族ならん。又邑美郡三戸古保中郷三人の一中島大仙・見ゆ。

29 赤松氏族 播磨國佐用郡の中島より起る。石野系圖に「佐用兵庫助範重―佐用左衛門三郎範家―定明(中島市正。建武三年九月十三日卒)―顯盛(中島孫次郎、元弘合戦の時、京都にて討死)―顯範(孫八郎、延元々年夏、播州湊川に於いて戦功有り)―顯範(彦八郎、文和四年、山崎に於いて戦功有り。弟に敦定あり)―季範(淡河孫太郎)、弟忠實(中島八郎左衛門尉)―雅範(彦次郎、一本雅實)―經範(監物、妹は別處光治の室、弟盛勝は大村帶刀、則安は明石と稱す)―雅治(彌八郎)―雅季(勝八郎)―景俊(四郎左衛門、弟直經は八郎左衛門、祐治は彦彌)―康俊(四郎兵衛)、弟師定(九郎兵衛)」と見ゆ。又赤松家風條々事に「御一族衆・中島」と載せたり。

30 藤原姓 美作吉田郡の名族にして、一宮神主家に中島氏あり、中山神社勸請の際、土豪中島頼名なる者、有木氏と奉祀に當ると傳ふ。アリキ條參照。また建武三年感狀に「美作吉田郡高野郷



總領・中島隆家」見え、又作陽古簡集に「貞和元年、中島丹後守の子次郎右衛門幸家が高野郷地頭職」たるを収め、また横野の新瀧寺永祿九年文書に「高野郷代官職」云々と。傳へて藤姓と云ひ、丹後守隆家は美作高野郷地頭職に補せられ、二階堂美作守貞衛の女を妻とす。元徳二年四月十二日、隆家退隱し、長子高行繼ぐ。明年、外祖父二階堂貞衛の子行直卒して子なし、よつて高行・其の弟高貞に家名を譲り、行直の後を承けて二階堂高行と稱す。高行の曾孫政行の子近江守氏行に至り、再び中島氏に復す。

氏行の玄孫曾助秀政は弘治、永祿、天正五年に至り、宇喜多直家・謀叛して、宗景を天神山に襲ふや、秀政・城に入り、遂に克たずして死す。其の子中島孫左衛門雄政は宇喜多秀家に仕へ、文祿元年、朝鮮の役に従ひ、韓土松村城に功を彰はし、劉安父子を擒す。慶長三年凱陣に當り、捷慶を擧げて歸る。同五年九月、關ヶ原の役より宇喜多氏國除となり、歸農(名聞集)と。後世は神主家と大庄屋家の二に分れ、共に名族として聞ゆ。

又隆家・高野郷地頭となりて、高野本郷の地に来り、其の子次郎左衛門幸家以下、數世相繼いで興職す。吉左衛門尉隆重に至り、兄弟三人・各々羽柴秀吉に屬し、天正六年三月、地頭職を讓ぐの命を受く。隆重の子四郎左衛門幸重は宇喜多氏に叛き、爲に其の妻、從僕等二十餘人と共に戦死すとぞ。

その他、寛保八年五月文書に「一宮神主中島李頭」又苦田郡四一宮邑中島氏(神主分家、正徳中の中島甚太兵衛を祖)、同郡香々美邑中島氏(一宮中島孫右衛門雄豐の子多右衛門政温の裔)等、皆この一族也。又橋系圖に中島左近あり、中井條を見よ。

又吉野郡大野保川上村に中島善兵衛屋敷跡・残り、同郡川會庄矢之原村庄屋に中島氏、其の祖は戰國の頃、横尾邑に戦死すとぞ。

又英田郡川會庄矢之原、香合邑の里正紋之助は中島氏にして、東作志に「其の祖は横尾村より出づ。祖廟・今に在りて、中島大明神と替號す。舊家にして一村一人の農たり。凡そ當國東六郡の内、一村一人の者三人あり。英田郡三海田村善兵衛中、水坂八幡(一宮海神々社)に一切經を寄進す。

衛、吉野郡尾崎村六郎兵衛と此の紋之助とのみなり。然りとていへども、喜兵衛、六郎兵衛は共に家來の者ありて在住す。紋之助は、一村一家一人にして、數代相續するも奇なりとすべし」と見ゆ。

又真庭郡下和村(幸家裔)に存す、なほカダマ條を見よ。

31 藤原南家爲憲流 備中國加陽郡中島邑より出づと云ふ。二階堂左衛門尉行持の後裔なりと稱す。家紋龜甲の内二引、丸に二引、五三桐。中興系圖に「中島、藤原姓、本國備中國淺口郡中島。二階堂大藏大輔政行が男近江守の息加賀守運行、これを稱す」とあるものと同流ならん。



中島小左衛門

寛政系譜に「喜太郎在友(與惣太郎)一備前守在久(長之丞、三左衛門)一備前守行道(松之助)一行敬」と載せたり。もと紀州家臣也。

32 藤原姓 もと山崎氏、與惣右衛門令房の子四郎左衛門資永に至りて、中島に改む。家紋丸に横二引、日足。

33 清和源氏吉見氏族 石見の名族にして

吉見氏の旗藤大夫を祖とす。

- 34 土佐の中島氏 長曾我部元親の家老に中島大和守見え、また中島與兵衛あり、讃岐國與北城を守る。又河内八幡宮天正十七年棟札に「奉行中島五郎」を載せたり。下りて幕末明治に中島信行あり、自由黨副總理、功を以つて男爵を賜ふ、その室俊子は但馬豊岡岸田茂兵衛の女、湘烟女史として名あり。その子久萬吉也。
- 35 豊後の中島氏 賀來五郎惟興・中島城主たりき。
- 36 豊前の中島氏 宇佐郡の豪族にして、天文の頃に中島大藏承あり。その子豊岐守(高家城主)、その弟伊豫守純直と云ふ。又天正の頃、中島純次見え。
- 37 筑後の中島氏 高良社鏡山文書に中島長門守見え、甘木邑の名族に中島氏存す。又中島七右衛門、中島磯右衛門、見習中島大吉等あり。
- 38 大江姓 今富氏の族なり、イマトミ條を見よ。一に大江氏春の裔と稱す。子孫大村藩に在り。
- 39 對馬の中島氏 當國の豪族にして、享

徳中、水坂八幡(一宮海神々社)に一切經を寄進す。

- 40 薩隅の中島氏 第八項氏の族にして、傳へ云ふ、信濃諏訪社神主中島家の二男中島宮内少輔・信州より諏訪神を護り奉りて、薩摩國に下り、伊集院の内・町田原に休息しけるに、忠國公鷹野に出で、家名を御尋ねあり云々と。オタハラ條を見よ。
- 又大隅國給羅郡八幡宮社司に、中島伊豫あり。
- 41 清和源氏吉見氏族 石見の豪族にして岡氏と同じく、吉見氏の一旗藤大夫を祖とすと云ふ、吉見、岡等條參照。
- 42 橋姓 石清水祠官に此の氏あり。
- 43 宇佐姓 長門國の名族にして、住吉荒魂社の大宮司家也。その系圖に、天諸神命、一名天三降命の後と見ゆと。住吉、豊田、宇佐、御手代等の條を見よ。猶ほ長門條參照。
- 44 雜載 その他、山城革島家々臣に中島久八、和田正武の家臣に中島左近、豊盛卷三に中島左兵衛尉等見ゆ。又京極殿給帳に「四百石中島武左衛門、五十石中島文右衛門」を載せ、安西軍策に中島善左

衛門を擧ぐ。

次に徳川時代、諏訪藩重臣、大垣戸田藩重臣、宮津松平藩用人、八戸南部藩藩役、小幡松平藩用人格、長島増山藩用人、府内松平藩用人、飯山本多藩年寄、岩村松平藩重臣、小島松平藩年寄、村上内藤藩用人等に見え(武鑑)、また堀尾山城守給帳に「千七百石中島治太夫、四百石中島惣左衛門、二百石中島二郎作、百五十石中島五郎八」等あり。

又越後高田藩藩に中島門藏嘉春(東園)、又前谷土井藩士中島左守の子鐵太郎秋舉は俳人として名あり。又龜山藩藩に中島雪樓(漁)、水戸藩藩に中島平次爲貞(通軒)、共に有名也。又加賀藩給帳に「二百五十石(岩形内橋)中島小兵衛。百石(四ツ岩形内橋)中島慶三郎。百五十石(鐵堀角内幸菱)中島連平。三十五石(上羽蝶)外七人扶持、中島善六郎。三十五石(同)外七人扶持、中島右平」等を擧ぐ。

又京都の儒者に中島文吉徳規(棕隱)、その養子錫胤(永吉、直人)は徳島津須賀藩士三木氏也。勤王の志深く、幕末明治に功多く、男爵を授けらる。その子祐之助也。又小給地方由緒書に「中島武太夫・

















中 國 號衣 御印

3 豊前の中園氏 當國の名族にして、藤原姓、中園賢久十七世の孫に中園彌三右衛門あり。その子大根川吉右衛門吉秀と稱す。

4 雜載 其後堤氏家臣に「中園主税、中園新五郎」等見え、又原田家臣に中園左衛門丞あり、朝鮮征伐に従ふ。又豊後に存す。

中袖 ナカソマ 近江國栗太郡に中袖庄あり。

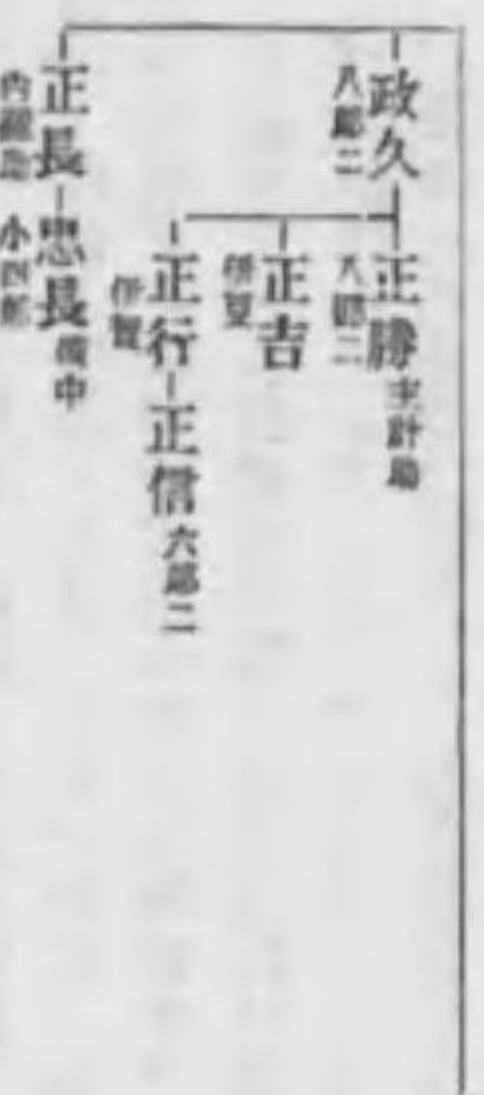
名方 ナカダ 阿波國に名方郡あり、神護景雲元年三月紀に初見す。寛平八年に至り、二郡に別る。和名抄、名方東郡、名方西郡、これにして、又名東、名西に作る。和名抄、名方東郡に名方郷を收め、奈加太と註す。此の郡名は氏族研究上、面白ければ舊説の一部を引用せん。

ふ説で、一番廣く行はれて居る。けれど神社の祭神名の上下が略されて、その一部が郡名になつたと云ふ如きは牽強附會も甚だしい。殊に此の神社の所在は諏訪村である事が明白だが、諏訪村は名方郷の地に當つて居らぬ。勿論郡名の方がききに出来、その郡名より郡の政治中心なる郷に名が移つて、郡名と同一の郷名が生ずる場合も有り得るかも知れぬが、神社祭神名が小地名とならないで、直ちに郡名となつたとは考へられぬから、此の場合には適用出来ぬ。

次は平田翁の古史傳に『伊勢の伊那縣より佐那神社の一座を、當國佐那川内に移して、天石門別神社としたから、佐那縣が佐那方となり、更に佐がとれて名方となつた』と云ふ説だが、これ亦近藤辰郎氏が『佐那川内は、名西郡阿川村勸善寺所藏大般若經典書に、佐野川内主簿寺に於いて書寫畢。皆嘉應二年云々とあつて、古くは佐野川内だから、佐那川内の説は採るに足らぬ』と云はれた通りである。次は此の近藤辰郎氏の説で、『此の名方は息長田別命の息と別と、上下を略したものと云ふ』のだが、その可否は讀者に任せる。私は無論感心せん。

私の考はかうである。先づ方(カタ)、これは安藝や、美濃の山縣がヤマカタ、和名抄に夜高加多、また夜末加太とあつて、アが省かれ、日向の諸縣がムラガタと、アが省かれるやうに、上にア列の音が来る時は、アなる母音が二つ重なるので、一つアが省かれて、ガタ又はカタとなる。信濃小縣がチヒサガタとなるのもそれで、カタとすんだのには美濃の方縣郡など、まだ多からう。そこで、この名方は名縣である。縣がカタと發音するが故に、方の字を用ひた處は澤山ある。安藝の山縣の如きも、中世山方と書いた。土佐の大方も大縣であらう。かやうに名方は、名縣即ちナアガタとすると、ナは何か、私はこの地に榮えた安藝族がその本據なる筑前の備縣なる地名を移したものと思ふ。安藝族が此の地方に榮えて居た事は、上古時代、名方地方に阿曇連が住んで居り、その部曲の阿曇部も居り、又海部も多し、その上阿曇氏の祖神豐玉比賣を祭つた宮が二つ迄式帳に見えて居るので、阿曇氏族の有力なる一根據地と見られることは、容易に察し得るのである。アヅミ、アヅミベ、アマベ等の條を見よ。

(大膳大夫)一八郎二政行(中田右京進)



4 藤原姓 第一項と同流か、江戸幕臣にして、家紋丸に堅麿の羽二本、五三の桐。寛政系譜に「甚右衛門正次—同吉次—助作正吉—甚右衛門正勝」と載せたり。

5 清和源氏太田氏族 新編武藏風土記、武藏國足立郡條に「吉岡陣屋(吉岡組殿山)は、中田安齋入道安行の子吉岡將監の陣屋跡也と云ふ。安行は太田美濃守の末也と傳ふれど、太田氏の家系にも見えざれば、思ふに家人なるべし」と見ゆ。

6 武藏の中田氏 前項参照。新編風土記、郡城郡條に「中田氏、先祖加賀守は北條氏の家人にして、その孫・今の石高をもつていはゞ三萬石ほどを受しものなりと云ふ。此邊より稻毛等、すべて郡代せしよしを云ひ傳へり。北條家人役帳を按ずるに、中田加賀守が名をのせて、小机の内川島、及び矢上の内十五貫四百二十文を

縣名を移し、又豐玉比賣命を奉齋し、多數の安藝部を部曲とし、此の地の海部を支配して居た、そのながい年月の内、かの有名な皇室と安藝氏とを結びつける神話、彦火々出見命の海神宮遊幸も此の地に當てらるゝに至つたらしい。そして尊の御歌に『神つ鳥、鴨とく鴨に善いねし妹は忘れじ、世のことんく』によつて、此の名方郡に賀茂郷があり、そこに徳島市が榮えて居る。つまり『かもとくしま』を、鴨着く鴨と解せずして、全部地名と解釋して、此の地にかやうな名を興へたのであらう、と。此の推定によつて、古代の安藝氏の活動を窺へば、解釋易々たるを覺ゆべし。

中田 ナカダ ナカダ 豊前に中田庄あり

その他、遠江、駿河、下總、岩代、陸前、羽前、越中、越後、丹後等に此の地名存す。

- 1 藤原姓 遠江國長上郡中田邑より起りしなるべし。徳川時代、濱松の士に中田常右衛門あり、その主の仇を報ず。
- 2 三枝姓 甲斐の名族にして、東八代郡下岩崎邑等に存す。サイダサ、ウチダ等の條を見よ。
- 3 秀郷流藤原姓佐野氏族 山越八郎道重



7 房總の中田氏 下總國千葉郡、猿島郡等に此の氏ありて、小金本土寺過去帳に中田小次郎を載せたり。又安房館山の名族に存す。

8 備後の中田氏 御調郡の名族に存す。藝澤通志に「江木村中田氏、先祖給野刑部左衛門義里は、毛利家の士たり。後福島家に仕ふ。四男助右衛門春澄は、藩の家老淺野左衛門の家人と成る。後に退隱して中田氏に改む」と。

9 雑載 その他、日向の名族に存し、又伊勢神宮内宮祠官に中田氏、京都の佛師に中田康意、京極殿給帳に「三百貳拾石、中田宗甫」を挙げ、石見物部神社中官笛役にも中田氏あり。又加賀、信濃、伊勢、志摩、備前、美作(英田郡古町)、津輕等に存す。

仲田 ナカタ 前條氏に同じく、又新田松平藩の用人に存す。

長田 ナガタ ヲサダ ナイタ 和名抄、攝津國八部郡に長田郷を收め、奈加多と訓じ、高山寺本には奈以多と註す。日本書紀に「御心長田國」と讀へし地にして、長田神社の鎮座地也。次に伊賀國伊賀郡に長田

郷を收む、今長田村と云ひ、又長田庄と稱せし事あり。次に伊勢國飯野郡に長田郷を收め、奈加多と註す。されど、こは、ヲサダなるべし、ヲサダ條參照。東鑑文治三年條に「伊勢國長田郷・加藤光員知行」とあるも此なり、又長田庄とも見ゆ。次に遠江國に長田郡ありて、和銅二年二月紀に、分つて二郡と爲す事見ゆ。正倉院神龜三年文書に遠江國長田上郡とあるは長上郡にして、下郡は長下郡と云ふ。和名抄には長上郡に長乃加美、長下郡に上に准すと註し、而して長上郡に長田郷を收め、奈加多と註す。次に上野國吾妻郡に長田郷を收め、奈加太と訓じ、また陸奥國白河郡(磐城國)に長田郷を載す、今永田の地を残す。次に高山寺本、但馬國美作郡に長田郷、次に播磨國賀古郡に長田郷、また奈加太と註し、後長田庄・與る。

その他、大和、尾張、越前、伯耆、備前、備中、備後、安房、信濃、陸前、丹波、美作、紀伊、筑前、肥前等に此の地名存す。

1 長田臣、長田朝臣 長田(ヲサダ)、及び他田條を見よ。

2 長田使主、長田村主 ヲサダ條を見よ。

3 長田直 同上。

4 無尸の長田氏 撰解文集に長田篤芳を載せたり。

5 桓武平氏良茂流 長田(ヲサダ)條第十一項を見よ。諸家系圖纂には「致俊(門真)一忠致(長田左門)、弟親致(右門尉)」と。又一に良文の弟良茂の後とし「良茂(常陸少掾、一に良氏)一良正(下野介)一致頼(從五下、子孫多し、長田等の祖)」とす。

6 橘姓 駿河國有度郡長田邑より起る、ヲサダ也。長田(ヲサダ)條第十項、及び橘條を見よ。源平盛衰記に「駿河國長田入道」を載す、橘遠茂の父也。

7 佐々木氏族 長田(オサダ)條第二十五項を見よ。

8 熊野族 熊野本宮社家にして熊野國造後裔なりと、タマノ、クスノキ、ダチバナ等の條を見よ。又熊野別當族にもあり、長田(ヲサダ)條第十七項を見よ。又新宮衆徒七人の内に、(石垣外記の弟)長田數馬を挙げ。

9 甲斐の長田氏 八代郡下曾根邑の名族山梨郡三日市場村の名族等にあり。ヲサダ也。

10 大神姓 豊後の豪族佐伯氏の族にして

佐伯系圖に「讃岐守惟世の弟惟長は長田氏の祖」と見ゆ。

11 伊賀の長田氏 前條當國長田郷より起る。長田(ヲサダ)條第十項を見よ。

12 名和氏族 伯耆國會見郡、及び汗入郡に長田の地あり、東鑑文治六年條に伯耆國長田莊の事見ゆ。この氏は汗入の長田より起るか、村上源氏と云へど、その實、丹波道主王の後裔たり。詳細は名和條を見よ。那和系圖、名和系圖所載當氏の事は、長田(ヲサダ)條第十四項(九三五頁)にあり。

13 因幡の長田氏 オサダ條九三六頁を見よ。その他、法美郡上荒舟村守大明神々主に長田氏、氣多郡姫路邑牛頭天王神主に長田氏、また八葉寺村郷士に長田肥前(永田肥前)あり(因幡志)。

14 宇都宮氏族 筑後の豪族にして、宮崎本字都宮系圖に「宇都宮、城井、長田、云々、家紋三頭巴、比翼鶴」と見ゆ。

15 藤姓酒井田氏族 筑後の名族也。サカナダ條を見よ。

16 有馬氏族 長田(オサダ)條第廿六項を見よ。下りて徳川時代、丸岡有馬藩用人たり。また有馬世譜に多く見ゆ。

17 桓武平氏三浦氏族 觀靈門徒善念房は三浦の一門長田義重とて、萬夫不當の勇士なりしが、高祖上足の門徒となり、久慈善念と號し、常陸笠岡に一寺を建つ。寺は後世、茨城郡坂戸に移る、善重寺、れなりとぞ。

18 雜載 東鑑卷四十一に長田兵衛太郎、四十四、四十五、四十七に長田兵衛太郎廣雅、四十八に長田左衛門尉を載せ、下りて、宗長手記に長田四郎太郎親重・見ゆ。ヲサダ條を參照せよ。

また永井氏の祖右近大夫直勝は、尾張緒川村の人、もと長田傳八郎、平右衛門直吉の子也と、ナガサ條を見よ。又日向記に長田縫殿助を載せ、深谷記、上杉譜代家臣に長田八右衛門あり。

又前田利家家臣に長田權右衛門・名あり、後加賀藩給帳に「二百五十石(丸内割花菫)長田兵左衛門、百五十石(丸内三釘貫)長田小左衛門、百石(丸内橋)長田榮次郎」を挙げ。又駿府奉行に長田六左衛門、細川藩掛屋に長田作兵衛、筑前怡土郡白山宮御幸連名に長田市之允、眞華の貴家に長田武禪あり。又武鑑に(九百八十石)。

奈加多 ナガタ 攝津國八部郡に奈加多莊(長田莊)あり、前條參照。龜山院內事記に「攝津國奈加多莊・二品御領」と見ゆ。

永田 ナガタ エイダ 武藏、上總、磐城、岩代、大隅等に存す。又長田氏と通ずるが故に、前々條、及びヲサダ條を參照せよ。

1 佐々木氏族 近江國蒲生(高島)郡長田村より起ると云ふ。尊卑分脈に「佐々木信綱一高島隱岐守高信一胤信(長田七郎)一長綱(員綱)一長信」と載せ、淺羽木佐々木系圖には「胤信(永田七郎)一長綱(永田三郎左衛門)一有綱(三郎)、弟長隆(四郎)」と見ゆ。又中興系圖に「永田。宇多、佐々木太郎定綱四代七郎胤信、これを稱す。長田共」と。なほオサダ條參照。

文安年中御番帳に「外檢衆・佐々木永田四郎兵衛」とあるは、此の流にして、輿地志略に「永田城(永田村)は平城也。永田左馬助秀宗・居城の址也と云ふ。織田信



長田三右衛門



長公の爲に亡さる、或は曰ふ、永田氏は左馬助にあらず、右近右衛門秀宗とも云ふ」と。上坂條参照。

2 伊勢の永田氏 家紋鳩草、津の人に永田雄馨(子蘭)あり、琴にて名高し。

3 平姓 尾張國愛知郡の名族にして、牛頭天王社の社家也。又佐久間信盛の家臣永田端左衛門の屋敷は山崎村にあり。又後世も多し。

4 参河藤姓 額田郡箱柳村に永田次郎左衛門、一に小呂村永田次郎右衛門とも見ゆ。又池田清兵衛(高麗文書)など多く、又賀茂郡、碧海郡にあり、ツサダ條、ナガキ條、本條第七項を見よ。



永田備後守

5 遠江藤姓 遠江國山名郡(長下)新貝村八幡宮の神主等に見ゆ。

6 幕臣藤姓 寛政系譜、藤原氏支流に此の氏十二家を收む。寛政系譜には、佐々

木族永田の裔とす。家紋釘抜、次郎左衛門正久(彌左衛門久珠(宗計))一四郎次郎重直(彌左衛門)一同重乘(彌左衛門)重春(惣三郎)一善十郎重俊(宗重)等多し。



永田 左衛門



永田 備八郎

7 武藏の永田氏 新編風土記に「永田氏は土屋村の名族也。先祖を市太夫可清と云ふ、三州押鶴村の産にて、天正三年長篠の役に伊奈が手に属して、戦功を顯はし、其の後、御入國の朝、備前守忠次に從ひて當國に移れり。忠次・命を蒙り、關八州を指揮し、所々の長堤を築いて水利を導き、あまたの新田を開きしも、可清が功莫大なり。因つて忠次願ひ上つて、東照宮に拜謁せしむ。夫よりいよゝゝ勤勞して、専ら水利農耕のことに心を竭せしが、遂に老耄に及びければ、當所に引籠り、慶長十九年二月廿六日病で卒す。諡して薰宅道香と云ふ、即ち遺言によりて、村内に一寺を創建す、道香院是なり」と見ゆ。

8 常陸の永田氏 久慈郡辰之口郷は、辰之口外二十村の田地、凡そ五百町に瀧源

するものにして、此の收穫、五斗入粗約一萬俵餘、舊水戸藩内、産米第一の地と稱せらる。こは正保慶安の際、水戸藩士永田茂右衛門の築造營設する所なり。茂右衛門の先は、甲斐國黒川に住し、國主武田信玄に仕へて屢々戦功あり。武田家亡びて後、徳川家に屬し、金山水理の事に從ふ。茂右衛門・父祖に繼いで、其の業に練達し、家聲を際さず。遂に此の大業を成し、其の子孫も亦、世々水理土功の吏と爲れり(産業事蹟)。

9 羽前の永田氏 酒田三十六黨の一にして、平泉押領使秀衛の妹徳尼公に隨ひ來りし奥州侍の末と傳ふ。慶長十七年文書に永田勘十郎を擧ぐ。

10 丹波の永田氏 天田郡免原下村の名族にして、丹波志に「永田氏、今永田勘左衛門、古佐々木家、系圖これ有り」と見ゆ。

11 河内の永田氏 永祿の交野郡五ヶ郷總侍中連名帳に「芝村・永田伊豆入道頼源」を載せ、寛永三宮拜殿着座覺に「尊勝寺村永田氏一家」を擧ぐ。その他にも名家あり。

12 大和の永田氏 吉野郡下市邑の名族に

13 して永田藤兵衛に富豪として名あり。紀伊の永田氏 熊野新宮衆徒七人の一ならず、續風土記に「永田大膳は祖評ならず。世々神職を勤め、永田正政所と稱す。堀内氏、此の地を領せし時、家老となる。其の人・三子あり、長子を駿物と云ひ、次を治平、次を新平といふ。安房守殿して後、駿物は淺野忠吉に仕へ、淺野氏・藝州に移りてより後は社家となる、是れ當家の祖なり。治平も淺野家に仕へ、後下野と改名す。其の後を準人といふ。末に至りて社僧となり、良泉坊、良源坊、覺宣坊など稱せり。良源坊の子一人・石垣右市助の家を相續す。新平は鳥羽合戦に死す」と。堀内條参照。

14 備後の永田氏 春田村の名族にして、藝藩通志に「永田氏。先祖永田長右衛門は郡の郷士たり、文龜中、首藤玄通が采地を給する文書を藏す。其餘、世次など詳ならず」と。

15 肥前の永田氏 長崎氏の族にありて、大村藩に仕ふ。また鎮西要略、永祿五年九月條に「藤津郡永田氏」を載せ、又長崎の禪僧に初船(新八の子虎之助)、また小城郡に存す。

16 丹後の永田氏 注進丹後國津庄郷保惣田數目録帳に「熊野郡川上本庄百七町九反百九十歩内、二町一段三十一歩、永田又次郎」と見ゆ。

17 雜載 宗像社津津宮下社家に見え、又日向記に永田紀伊守、淺野長政家臣に永田治兵衛、また徳川時代、加納永井藩用人、稻原織田藩重臣、膳所本多藩用人、大洲加藤藩重臣、姫路酒井藩重臣、水戸藩重臣、福岡黒田藩重臣、岸和田岡部藩用人等に此の氏あり。

又紀伊の藩儒永田道慶(善齋)は京都の人、徳川頼宣に仕ふ、その子を思達(格庵)と云ふ。又堀尾山城守給帳に「百五十石永田清四郎、百二十石永田久左衛門」を載せ、毛利藩士に永田瀧兵衛政純あり。

又彦根藩に見え、又筑後國坂本宮社人に永田氏、家康の臣に永田角左衛門、細工頭永田惣右衛門あり。又壽繪の名工に永田友治、その裔・永田文五郎(禁中壽繪師)、永田祐助等、皆名あり。

又京都の書家に永田忠原(親鸞)、その子を忠成(西河)と云ふ。共に有名也。又香宗我部家臣に永田與三右衛門、勤修寺宮侍に永田越後介、山崎闇齋門に永田榮安

あり。

又津藩堂藩文學に永田善長、播磨赤穂の俳人に永田錫國、美濃竹鼻の徳行家に永田佐吉あり。その他、美濃、因幡(氣多郡八葉寺村の郷士に永田肥前)、伊勢、志摩、信濃、備前、備中、鯖江藩(永田治郎)、出雲、石見、上總、下總、攝津、甲斐(第八項参照)等に多し。

又姫路藩士永田健正は、幕末、明治に功あり。又磐城須賀川の洋重家に永田善吉あり、司馬江漢の門也。

中臺 ナカダイ 武藏國豐島郡に中臺邑あり、その地より起るか。下總小金本土寺過去帳に「戸張中台孫三郎妙台」見ゆ。戸張條を見よ。

中大 ナカダイ チユウダイ 豫章記に中大四郎左衛門尉(正子)を載せたり。

中田井 ナカダイ 讃岐國の豪族にして、全讃史に「中田井城は河邊村に在り。中田井民部・世々之を守る。昭代に及びて、圓座に移り、田の字を省きて中井と稱す。相傳ふ、平相國清盛・中田井民部に賜ふに河邊郷を以つてす。其の子左馬允は則ち言ふ所の松王小兒也。世々此の城に在り、豐公の南征に至りて其の食邑を喪ふ」と見ゆ。



長高 ナガタカ  
 長隆 ナガタカ 信濃に存す。  
 中隆 ナカダカ 藤原南家、熱田大宮司の族にして、尊卑分脈に「熱田大宮司季範」(星野)―信綱(千秋駿河守、建久八年、尾張國海東地頭職を給ふ云々、中隆と號す)と見ゆ。  
 中瀧 ナカタキ 越後に中瀧庄あり。  
 中漳 ナカダキ 常陸院江州勅座着到に中漳備前守を擧ぐ。  
 長瀧 ナガタキ 和泉國日根郡に此の地名あり。もと長瀧莊と云ふ、京城萬壽寺記に見えたり。  
 江戸幕臣に此の氏ありて、藤原氏と稱す、家紋丸に三麟、右三巴。寛政系譜に「傳藏正治―四郎兵衛正次―同正吉(勳兵衛)―正易―正榮」と見ゆ。  
 永瀧 ナガタキ エイリウ  
 中武 ナカダケ 菊池風土記、菊池家の裔、同姓異氏に中武氏を收む。  
 永武 ナガタケ  
 長岳 ナガタケ ナガヲカ條を見よ。  
 中立 ナカダテ ナカダテ  
 1 紀姓 甲斐國巨摩郡の豪族にして、又中橋ともあり。鎌田八幡永仁三年の棟札

に「政所中立次郎記景長」見ゆ。  
 2 雜載 眞田伊豆守の臣中立羽左衛門清重あり、キムラ條参照。  
 中橋 ナカダテ 前後二條と通ず。甲州の氏族也。  
 中館 ナカダテ 前二條と通ず。  
 1 清和源氏南都氏族 陸奥國三戸郡中館邑より起る。南部八戸家の分流にして、八戸四家の一也(南部舞鶴八由緒)。八戸系圖に「政長(八戸備六郎)―信助(三男、兵庫助、興國六年、國司顯信の薦を以つて也。又刑部丞、中館氏祖)―政經(後の名、行吉、河内守、刑部丞守清の後を繼ぐ、實は守清姪也。守清・永享四年補任狀あり)」と。  
 而して康正中、大崎教兼の判書に八戸河内守とあるは政經の事なりと。又康正三年二月、田名部攻の時、中館氏・功あり。その他、此の氏の事は南部條を見よ。  
 2 磐城の中館氏 天正中、石川郡に中館左衛門あり、中村館に據る。  
 3 雜載 その他、常陸國眞壁郡に中館城(中村中館か、黒駒村館内か)あり、伊達行朝・此に依る。  
 中谷 ナカタニ ナカヤ 常陸、信濃、上

野、美作等に此の地名あり。  
 1 清和源氏石川氏族 磐城の豪族にして石川有光の後也と云ふ。  
 2 信濃の中谷氏 安曇郡の中谷邑より起る。一に佐久郡とも云ふ。伊那郡朝日邑に中谷氏あり。  
 3 秀郷流藤原姓 伊賀盛景の子より出づとぞ。イガ、ハトリベ、タカヤマ等の條参照。  
 4 和泉の中谷氏 和氣村の氏族にして、曆應年間、中谷源左衛門尉なるものあり。大覺大僧正に歸依して妙泉寺を建つ。  
 5 清和源氏吉見氏族 石見美濃郡の豪族にして、中木谷村の中木谷城主に中谷七郎源頼賢あり。吉見弘信の五男中屋頼・此の地に居り、(木を略)中谷(中屋)氏と稱すとぞ(石見志)。  
 6 雜載 その他、大和高取植村藩重臣に見え、又瀨華の古泉家に中谷顯山(無盡齋)、又信濃、伊勢、志摩、甲斐等に多し。  
 仲谷 ナカタニ ナカヤ 前條氏と通じ用ひらる。大和高取植村藩中老に見え、又美濃、伊勢、志摩等に在り。  
 長谷 ナガタニ ハセ條を見よ。  
 永谷 ナガタニ ナガヤ

1 紀姓 大和の氏族にして、武内宿禰の裔と稱し、賴季の孫連定の子忠遠の三男清定の孫清秀を祖とすと云ふ。山邊郡福住氏配下の將に永谷氏あり。  
 2 忌部氏族 阿波國御衣御殿人子細事に「永谷吉守(正慶元年文書)」見え、又元弘三年文書には長谷吉定に作る。  
 3 佐々木氏族 貞滿を祖とす。  
 4 箕輪氏族 磐城國田村郡の豪族にして日輪館(七郷村永谷)は田村家臣永谷豐前守頼治の居城也。この永谷氏は本姓箕輪後三輪を稱す。天正十八年、治季に至り、田村没落により歸農すと云ふ。又永谷豐前守治則の三男、三輪支善治徳は、平館(目前)に據ると傳へらる。又田村大膳大夫清顯公家臣に永谷豐前守治季(永谷)・見ゆ。  
 5 雜載 その他、下妻井上藩家老に此の氏存す。  
 長谷部 ナガタニベ ハセ條を見よ。  
 中平 ナカダヒラ ナカヒラ  
 1 赤松氏族 則祐の裔、則景の後也と云ふ。  
 2 土佐の中平氏 高岡郡に中平氏あり、佐平の男龍之助・勤王家として名あり。

中地 ナカチ 岩代、越中等に此の地名存す。  
 1 藤原北家閑院家流 滋野井實國十三世の孫友吉を祖とす。  
 2 雜載 大和高取上村藩の用人に此の氏見ゆ。  
 中路 ナカチ  
 1 藤原姓 京都の氏族にして、中路兵庫信實の養子中路權右衛門延年(實は名古屋藩岡本榮之進)は勤王家として知らる。  
 2 奥州の中路氏 岩代國會津郡に、中路(中地)邑ありて、磐瀨郡等に此の氏存す。  
 3 雜載 京都の裝銀彫工に中路善安・名あり。又上總、下總に存す。  
 仲路 ナカチ 肥後國菊池郡元文四年郡代に仲路傳大夫・見ゆ。  
 永地 ナガチ 信濃に存す。  
 中津 ナカツ 攝津國に中津庄、近江國伊香郡に中津南庄あり。その他、相摸、武蔵、常陸、美濃、陸中、越後、阿波、讃岐、豊前等、此の地名多し。  
 1 清和源氏滿快流 尊卑分脈に「爲公(信乃守)―爲衡(中津兼太郎)―爲貞(同太郎)―頼繼(頼綱、同小太郎)」と見ゆ。  
 2 鎌倉守町幕臣 東鑑卷十に中津兵衛尉

卅二に中津十郎兵衛尉、中津小次郎兵衛尉、四十に中津阿入道(?)を載せ、御評定着座次第に中津次郎左衛門・見ゆ。  
 3 伊勢の中津氏 北島家臣にして、中津下總守は、飯高郡黒田城主也(神郡名勝志)・中頭條を見よ。又神宮祠官に見ゆ。  
 4 藤原姓 江戸幕臣にして、家紋龜甲に花菱、丸に鷹羽。寛政系譜に「三左衛門廣經―新之丞廣安―新八郎廣清―多廣」等を載せたり。  
 5 肥後の中津氏 菊池郡水次邑の氏族にして、幕末・中津彦太郎直義・勤王に死し、從五位を贈らる。  
 6 雜載 標章記に「江月中津同兵衛九郎」(正平年間)を載せ、又信濃に存す。なほ次條を見よ。  
 仲津 ナカツ 豊前國に仲津郡あり、大寶二年戸籍に初見し、和名抄、郡内に仲津郷を收む。猶ほ郡内に中臣郷あり、關係あらん。又後世、下毛郡に中津の大邑あり。  
 1 仲津臣 ナカトミ條を見よ。  
 2 豊前の仲津氏 下毛郡の豪族に此の氏見ゆ。應永の頃、中津江太郎あり。應永職覽記に仲津郷太郎判官と見ゆ、大江姓を稱せしか。



中郡 ナカツ ナカト

中頭 ナカツ ナカツ 伊勢國の名族にして、飯高郡黒田城(大黒田村字押方及び大の田の間)に據る。名勝志に「北島氏の臣中頭下總守(多藝録には中津に作る)・之に居る。北島氏の亡ぶるや、中頭氏又衰へ、其の裔・今本村に存す(中頭氏舊記)」と見ゆ。

長津 ナガツ 筑前に齊明天皇の長津宮址あり。又和名抄、上總國天羽郡に長津郷を收む。

中縣 ナカツアガタ 中の縣(郡)の意也。

1 (吉備)中縣國造 吉備中縣國の所在は詳かならざるも、其の名稱より備中國内と思はる。されど次項の如く、其の後裔、安藝高宮郡々領たるより見れば、安藝國內に其の所在を求むべきか。此の國造は國造本紀に「吉備中縣國造。瑞穂朝(崇神)御世、神魂命十世の孫・明石彦を、國造に定め賜ふ」と載せたり。  
2 安藝の中縣國造 貞觀四年七月紀に、「安藝國高宮郡大領・外正八位下三使部直弟繼、少領外正八位上三使部直勝雄等の十八人、本姓仲縣國造に復す」と載せたり。此の國造は三使部の伴造たりしなら

中津江 ナカツエ 長門に存す。前頁参照。

中塚 ナカツカ

1 奥州の中塚氏 磐城國田村郡の豪族にして、郡内清水館(守山村細田)は田村氏の臣・中塚右衛門大夫清信の居館なりしが、天正十七年六月、嫡子細田繼殿之助春友と共に、二階堂氏の爲に落城す。餘目舊記に「大崎殿云々、東福院、對馬守十七人御供のうちたりしが、仙道の中塚といふ人の聖也」とあるも此の氏か。  
2 雜載 東作志、東北條郡三輪庄成安村庄屋に中塚氏、その他、志摩、伊勢等にも存す。

中東 ナカツカ

永塚 ナガツカ 長東條を見よ。  
長塚 ナガツカ 同上。

長東 ナガツカ ナツカ

1 大藏姓 尾張國中島郡の長東邑より起る。尾張志に「大藏少輔正家は秀吉に仕へて、五奉行の一人也。近江水口城を領す」と。他は次項を見よ。  
2 近江の長東氏 前項氏は一に近江發祥と傳へ、正家は栗太郎長東村の産士、初め丹羽長秀に仕へ、後秀吉に仕へて五萬

石を領し、水口の城主となる。秀吉公が五奉行の其の一人也。性質利根聰明にして、算術の妙を得たり。論議兵法に達し、朝鮮陣の時も正家一人にして、兵具兵糧缺くることなく送りしなり。石田三成が逆意に與力し、水口城を守りしに、池田輝政が爲に亡きとぞ。  
輿地志略に「岡山城(岩坂村、水口城の東十町許)は是れ古昔の水口城なり。西の麓より本丸に至つて、四町許、是を追手といふ。東の麓より本丸に至つては三町五十一間、是を搦手と云ふ。此の地・鈴鹿山の西、横田川の東、要害の地也。天正十三乙酉年、中村式部少輔一氏・城を築き、天正十八寅年、駿河國田中の城へ移り、増田右衛門尉長盛・爰に在城す。文祿四年乙未、大和國郡山へ移り、長東大藏少輔正家・在城す。關ヶ原の役、正家・民屋の男女老少を捕へて質とし、城内に置く。正家・美濃に趣き、弟伊賀守をして守らしむ。關ヶ原の軍敗れ、正家逃れ還る。時に池田備中守・兵を以つて圍み、既にして相和し、則ち彼の質を散じ、城を開て、池田に授く。池田・靈命にて城を廢しけり」と。その誕生地と云ふも

中務 ナカツカサ 中務省の官人たりし者の裔・父祖の官名を稱號せしにて、源平盛衰記に「京者に中務丞友國」、また東鑑卷四十三、四十四、四十六、四十七、四十八に中務權大輔家氏、四十八、五十一に中務大輔、五十一に中務權少輔重教、五十二に中務權大輔教時、その他、中務丞胤行等見え、又室町御評定着座次第に「中務少輔入道行昭(二階堂山城中入行昭)」を擧ぐ。此等は官名と見るべし。

1 但馬の中務氏 太田文に「朝來郡赤瀧社・十一町百六十八歩、地頭中務太郎以清、同舍弟土用鶴丸」を載せ、又「伊由庄惣追捕使田・一町四反、惣追捕使中務太郎、關東給」と。又「佐中庄・三町六反、地頭中務太郎以清、同舍弟土用鶴丸、又佐中余田と號す。公文・比治利部左衛門入道生阿、御家人」など見ゆ。

2 清和源氏足利氏族 高山系圖に「高山播磨守敦元一持重(中務少輔三郎)一政光(中務少輔三郎)一弟政近(中務少輔三郎)一弟政國(富少輔五郎)等を載せたり。

3 奥州の中務氏 建武元年津輕降人交名に中務右衛門尉・見ゆ、工藤氏也。  
4 阿波の中務氏 故城記、上郡美馬三好郡分に「中務殿、家紋鳳凰」とあり。  
5 丹波の中務氏 丹波志、天田郡條に「中務株、大内村、中地と云ふ所に本家」と見ゆ。  
6 雜載 その他、中興系圖に中務丞重國を載せ、又志摩、備前等に此の地名存す。

中津川 ナカツカハ 大和、攝津、相摸、武藏、常陸、美濃、磐城、陸中、羽前、越後、紀伊等に此の地名存す。

1 赤松氏族 播磨國佐用郡中川郷(中津川)より起る。赤松系圖に「赤松次郎則村一則祐(中津河殿)一義則一伊豫守義雅一性存一兵部少輔政則一義村一晴政一義祐」と載せたり。赤松條参照。  
2 紀伊の中津川氏 那賀郡中津川邑より起る。熊野八庄司の一也。熊野、若江、安部、湯川、湯淺、深瀬等の條参照。  
3 田村氏族 磐城國田村郡中津川邑より

起る。田村氏の一族にして、應永十一年の當地方大名起請文に中津川三河守季清を擧ぐ。而して仙道表鑑に「田村清顯の弟小次郎親隆は中津川の名跡をつぐ」と。その後、田村大膳大夫清顯公家中に中津川兵衛あり、中津川館(御館村中津川)に據り、又中津川右衛門大夫等見ゆ。  
4 藤姓遠山氏族 美濃國惠那郡中津川邑より起る。予輩嘗て「中津川氏は美濃遠山氏の末裔である。けれど丹波龜岡町遠山末一郎所藏の遠山系圖には源氏で、土岐氏の支派となつて居るが、これは、美濃から来たと云ふ事より、直ちに同國の名族土岐裔としたものであらう。氏の名は美濃遠山庄内の中津川村から起つたものである。中津川小次郎秀家は後に次郎左衛門と改めた人で、元弘三年、建武二年、信濃三坂山、八幡原、黒田林の戦に戦功あつて以來、足利氏に屬して、功勞尠くない。而して當時の古文書・今に存して居るのである。一は建武二年十月廿九日の土岐光家との契約書、次は貞和四年九月十一日に尊氏が南軍攻撃に加はるべきを求めた教書、次に觀應元年十二月三日に直義が師直師泰討伐の爲、兵







刀鍛冶中條氏は、三善藤四郎政長の弟也と。

8 桓武平氏三浦氏族 越後國沼津郡中條庄より起る。和太太郎義盛の五男・三郎五郎兵衛義茂が一男義實・始めて中條郷の地頭たり。子孫中條氏と云ふ。義貞の臣に中條入道あり。太平記卷二十、越後勢越前に越ゆる條に、中條入道・見ゆ。當郡世岡城(世岡村)は中條氏の居城なりしが、天正頃には山浦源吾國清・當城にあり。その後、御館亂の功によりて、今井源右衛門・景勝より當城を賜ふと云ひ、また「傳説によれば、古へ當城に世岡中將常安なる者・居住す」と傳へ、又北越軍記、天正十三年頃の當城主を酒井新左衛門と述べ、又越後野志に「前田村々長は世岡城主今井氏の長臣の後裔也。家藏舊記に世岡城主今井右衛門之亮・天正六年二月十八日卒とあり」と見ゆるも皆評かならず。

又同郡白鳥城(羽黒村山中奥の院)も城主中條氏にして、鎌信時代、中條越前守藤實あり、梅坂齋と號す。其の榮子越前守景實也。北越軍記に、天文廿一年、鎌信公・遺世し、高野山へ赴かんとせられけ

るを、諸士追ひ懸けて引留め、互に誓紙を書かれ、證人の人質を出しける時、中條越前守藤實・無二の忠信を以つて一番に證人を出す」と云ひ、又「藤實は自身にて、度々事に違たる者にて候由、中條は久しき名字にて、頼朝公、義仲公、尊氏公等の御書・之れ有りて古き家にて候。子景實、其の子典次郎は會津へ所替の時、結貝城に入れ置かれ候。只今の中條兵四郎の先祖にて候」と見えたり。

又沼垂郡江上城(江上村)は中條市正が持城と云ひ、又古志郡中條城(中城村)は中條典次郎の居城、又中城(野中村)も中條越前守の持城なりと云ふ。而して鎌信御分城持大將兼に中條越前守、景勝御家申侍に中條典次を載せたり。

9 清和源氏佐竹氏族 一本佐竹系圖に、「行義—貞宗(中條六郎)」と。又戸村本に「行義—某(越後國中條六郎、貞宗榮子)」と見ゆ。

10 清和源氏小笠原氏族 信濃の豪族にして、清和源氏系圖に「小笠原次郎長清—源太郎長經—朝光(中條太郎)」と見ゆ。

長光—行光—行時

「朝氏—朝信—朝兼」

又河窪武田系圖に「加賀美遠光—朝光(中條九郎)」と載せたり。又朝光—政光—政朝—政則—政信—忠孝とも云ふ。

伊那郡中條邑より起りしに、傳へ云ふ、應永八年、小笠原中務少輔の弟左近進信政・此の地にあり。其の子「新左衛門信度—左馬之助信長—左近進信平—八郎」なりと。伊那武鑑に「四箕輪村中條に館跡あり。應永八年、小笠原中務少輔の弟左近進信政・此の地に居館を構へて家號とし、二代新左衛門信度、三代左馬之助信長、四代左近進信平・百五十貫文を領し、仁科五郎に仕へしが、高遠城に討死し、其の子八郎・民間に降る」と見ゆ。(關順次氏)

一族幕臣にありて、寛政系譜・二家を載せたり。家紋丸に洲濱、丸に花菱・平助惟榮(六八)—重藏惟常—五八惟祥」など載せたり。

11 清和源氏武田氏族 甲斐國巨摩郡中條邑より起る。兩武田系圖、一宮流の内に此の氏を收む。又甘利氏の旗上條氏と同族とも云ふ。

12 若狭の中條氏 第四項、第五項の族に

し、若狭國守藤次第に「元久元年八月廿九日、忠季・これを返し給ひ了る。又遠敷郡内九箇所に於いては、左兵衛尉藤原家長(中條氏)、建仁三年十二月廿二日にこれを給ふ。然りと雖も忠季後年に還補了。年紀知らず」と。

13 美濃の中條氏 中條左近入道等あり。

14 三河伴姓 淺羽木伴氏系圖に「助高(參河半國惣追捕使)—致弘(號中條大夫)」と見ゆ。三河國加茂郡中條邑より起りしにて、當國の大族也。既に保元物語卷之一、主上三條殿行幸の事、附官軍勢汰の條に「十一日の寅の刻に、官軍既に院の御所へ押し寄する折節、東國より軍勢上り合ひて、義朝に相従ふ兵多かりけり。三河國には志多良、中條、遠江國には横地云々」と見えたり。殿樂、富永等の條參照。猶ほ次項を見よ。

15 三河藤姓 しかるに鎌倉以後の當國中條氏は藤原姓と稱し、第四項、第五項と同族たるが如し。氏は太平記卷二十四に中條備前守、二十七に中條備前守秀長、また御評定着座次第に「康暦元年六月廿五日、中條兵庫頭入道(元盛)」を載せ、また延文四年八月四日、中條判官秀季。

狹投神社に願書を奉る。又貞治三年三月三日、中條兵庫頭秀長・狹投社に願文を收め、應安四年、中條左衛門尉登秀・同社に願書を奉る。

これより前、建長三年に左衛門尉持家、文永十一年七月十五日に左衛門尉頼平、延慶二月に藤原秀家、同二月に出羽守景長等、三河國書に見え、又狹投社延慶三年文書に「前出羽守景長」を擧げ、其の子備前守秀長・貞和四年に長興寺を創建すと云ふ。二葉松には「集雲山長興寺、建武二乙亥年、中條備前守秀長建立」と見ゆ。

次に、永享以來御番頼に「一番中條典三郎、また一右五ヶ番の着到の事、永正九壬申冬比、一番の中條・三河より上落あり、外様衆と爲りて、出仕あるべき旨、申上げられ候間、一番衆言上の趣は、往古は外様衆たりと雖、慈照院殿様の御代、中條・自訴の子細あるにより、一番衆・出頭に入れらる、其の隠れなき者也。所詮は先々惣番着到、上覽に備ふべきの由、申上げ、伊勢守貞隆・着到を注し置き、檢査近江入道・借出して上覽に備へ候處、則ち問召さるゝ分を一番衆と爲し、出頭

致すべき趣、仰せ出され給る。然る間、其の趣、此の着到を各々寫し置き、之を所持し候者也」と。又「御供衆・中條判官滿平」を擧ぐ。次に文安年中御番頼には「一番・上野與三郎」を載せたり。次に長祿二年十一月朔日の狹投願書に、「中條大夫判官源朝臣國與、清和十代朝長の子家長の子孫」と記し、また常徳院江州勅座着到に「評定衆・中條大夫判官(藤原)」を擧げ、又明應二年十月十三日、松平親忠・三宅加賀守(伊保)、中條出羽守(舉母)、那須宗左衛門(八草)、同部孫四郎(上野)等と田野に戦ふ事あり。而して賀茂郡舉母城(根川村金谷)は建武中より、中條氏代々の居城と云ひ、又「鎌倉評定衆出羽守景長(第四項參照)七代の孫出羽守秀章・舉母の地を領し、三宅、鎌木と對抗す」と。出羽守判官秀長は明應二年十月に松平親忠と戦ひ、永祿中、織田氏に攻められ退去す。次に阿部氏あり。二葉松には「舉母城、中條出羽守判官秀長、棟札あり」と。又同郡廣見城(廣見村)は中條將監秀長の居城にして、後尾州織田信長に屬すと傳へ、又豐樂城(足助村)は中條左衛門全滿の居城也と。又



矢草城(橋見村矢草)は中條七郎、阿部孫四郎、中條將監等、據ると見えたり。この氏の家紋は、見聞諸家紋に



と載せ、中興系圖に「中條、本國三河、行盛、これを稱す」と云ひ、狹後社々家に此の氏ありて、「神主中條安藝(二百石)、別當神主中條藏人」等、ものに見ゆ。

- 16 三河源姓 前項に併せ云へり。
- 17 尾張の中條氏 春日井部に、永祿の頃、中條小一郎あり。又中條將監と見ゆ、同入か。
- 18 近江の中條氏 藩生家臣に中條左近あり。
- 19 丹波の中條氏 アラキ條を見よ。
- 20 讃岐の中條氏 當國横井の舊姓に中條氏あり、横井條を見よ。
- 21 藤原北家樋口氏流 樋口宰相信季の二男信慶、其の母の氏中條を冒し、江戸幕臣たり。家紋釣巴、巴、五枚笹龍膽。寛政系譜に「左京信慶―信實(信治、信綱、信澄)―山城守信秀―兵庫信復―河内守信義」を載せたり。千石。

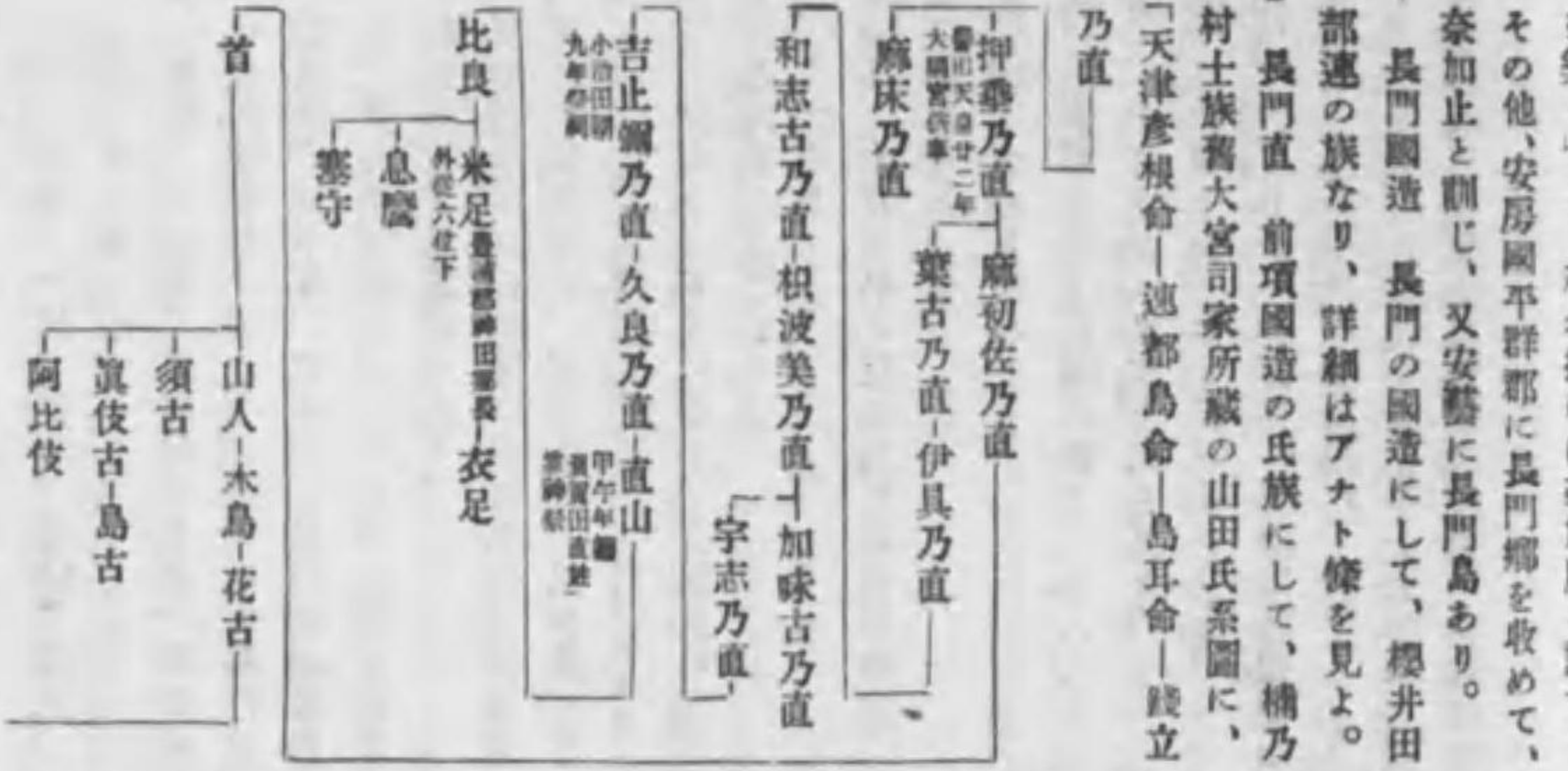


中條河内守藤原信義載せたり。

- 22 平姓 東鑑卷十一、十五に中條平六を載せたり。
- 23 雜載 その他、承久記卷三に「中であら下總の前司(守)なり(盛)綱」を載せ、又楠木合戦注文に「中條殿島神主」また志賀頼房康永二年三月廿九日の軍忠狀に中條助將由左衛門を載せたり。
- 下りて徳川時代、高松松平藩用人、米澤上杉藩重臣、尾州藩重臣、高崎松平藩用人、神戸本多藩重臣等に見え、又幕末勤王の士中條基好(初め高橋熊太郎)は、但馬出石藩士吉村勇七の子也。生野の義舉に死す。また銀客に中條五郎兵衛(鬼水)あり。長倉遺訓記に「中條はさゝの丸」と。
- 仲條 ナカテウ チユウテウ 前條氏に併せ云へり。
- 中跡 ナカト 和名抄、伊勢國河曲郡に中跡郷を收め、奈加止と註す。後に中跡庄と云ふ。東鑑、文治三年條に伊勢中跡莊地頭加藤太光定を載せたり。
- 1 中跡直 向述伊勢國河曲郡中跡郷より起る。天神本記に「天神野命は中跡直等

の祖」と見ゆ。神名式此の郡に奈加等神社を載せたり。此の氏の氏神なるべし。

- 2 中跡連 前項氏の連姓を賜へる者ならん。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。
- 3 後世中跡氏 安東郡事常沙汰文に「新加、牛、奥波井、丁部・中跡路半四郎」を載せたり。
- 中戸 ナカト 大和國吉野郡十六庄司の一にあり。吉野舊事記に「中戸庄司、黒瀬郷」(今に庄司と云ふ)と見え、又下總に此の地名あり。
- 中所 ナカド 安藝國高田郡中所邑より起る。
- 1 安藝の中所氏 前記中所邑より起りしにて、藝藩通志に「中所四郎左衛門宅址、下甲立村中所にあり」と載せ、又安西軍策に中所少輔四郎を擧ぐ。當地方の名族たり。
- 2 八田氏族 奥戸系圖に「奥戸安藝守與家―元久(中所氏の家を嗣ぐ。子孫ありて今に至りて存す矣)」と見え、奥戸條參照。
- 長門 ナガト 長門國は古代の穴門國の繼續にして、中古國郡制定の際、阿武國を併せて一國とす。天智紀に「長門國に長門城



- 1 長門國造 長門の國造にして、櫻井田部連の族なり、詳細はアネト條を見よ。
- 2 長門直 前項國造の氏族にして、楠乃村士族舊大宮司家所藏の山田氏系圖に、「天津彦根命―速都島命―島耳命―踐立乃直」
- 押垂乃直 麻初佐乃直
- 大國宮乃直 葉古乃直 伊具乃直
- 麻床乃直
- 和志古乃直 積波美乃直 加味古乃直
- 吉止 久良 乃直 直山
- 比良 米足 息隠
- 山人 木島 花古
- 須古
- 真伎古 島古
- 阿比伎

- 3 安藝の長門氏 安藝郡長門島より起りしか。藝藩通志、豊田郡條に「長門七右衛門宅址。小谷村、總田地谷にあり。長門は、平賀の家人にして、此の邊は其の采地なり」といふ、と載せ、又高田郡に「長門左門宅址。志路村土居田にあり」と。
- 4 大江姓 東鑑、文治二年十一月條に「廿三日、丙申、長門江太景國、御齋所の御氣色を蒙る。是れ御姿、若公を扶持し奉る事、顯露せしむるに依りて也。今日景國・若公を抱き、深澤邊に隱居す云々」と載せ、又卷十五に長門江七・見ゆ。
- 又高城寺縁起に「寛喜比、仁和寺院室。鎌倉右大將家貞曉法印、藤津に往還する毎に、必ず河上山に過ぎて法華三昧に遇ふ事歎々なり矣。肥前國藤津郡は仁和寺の御領たり、而して河上山は本・御門末に屬す、故に往來數々と云ふ、貞曉法印は源賴朝公の四男、母は常陸介國時の女也。文治二年二月二十六日誕、年甫めて七歳、一條能保彌・供奉して仁和寺に入れ、彌勒寺法師隆曉阿闍黎を師として、華髮を剃除して、僧伽梨を著く。乳母の
- 夫・長門江太郎景國以下、大名等扈從す、時に建久三年六月十六日也」と。
- 又鎮西引付(永仁七年四月十日)に「二番・長門掃部左衛門尉」見ゆ、此の族か。
- 5 長門探題 元寇以來、鎌倉幕府が國防の爲に置く處にして、帝王編年記に「上總介實政・建治元年十一月、異賊征伐の爲に、鎮西に下向す、十七歳。弘安六年九月八日、上總介に任ぜられ、同十月、長門國警固に遷る」と。又長門國守護職次第に「上總介殿(直政)、弘安七正十七下國、守護代・平岡三郎左衛門殿(爲時)」とある如き、これ也。
- 豐府志には「長門探題職は、建治二年、北條の家門・修理大夫平宗頼(一に貞頼)下向す。是より兼時、師時、實政、相並んで鎮西の任を受けて下國す。弘安の前長府に下向したりと云ふ。今按ずるに、二階堂行一入道・當時在廳にして、北條の諸將は蒙古防禦の爲に、同時相前後して臨國したる也、(地名辭書)と。
- 時直に至つて亡ぶ、太平記卷七に長門の探題上野の介時直、また十一、長門探題降參條に「長門の探題遠江守時直云々」等



見ゆ。詳細は土居、得能、北條、厚東、大内、少貳等の條を見よ。

6 雜載 その他、東鑑卷四十二、四十七に長門守時朝、四十七、五十一に長門三郎朝景、四十八、五十一に長門新司等見え、又太平記卷三十二に長門山城守等を載せたり。又備前にあり。

又羽前國羽山社家に長門大夫、餘目舊記に「長門彈正」留守氏也。又信濃に存し、又淨瑠璃薩摩淨雲の門に長門塚あり。

長戸 ナガト 石見に存し、又美濃の儒者に長戸讓(得齊)あり。

永戸 ナガト

長門江 ナガトエ 江は大江氏の省略也。長門條を見よ。

仲戸川 ナカドガハ

永特 ナガトク 正訓不明。

長床 ナガトコ クガウ條を見よ。

永壽 ナガトシ エイジュ條を見よ。

永利 ナガトシ ナガリ 薩摩國薩摩郡永利郷より起る。建久圖田帳に「永利十八町」と。その後、入来院文書正平十三年に「觀金永利永利地頭永利又太郎友秀」を載せたり。又同郷山田村の永利城は應永の初め、永利中務丞兼光・城主なり。其の後、島津

村」と見ゆ。古くより有名の地なりしを知るべし。

神武紀が、此の氏の祖先種子命と同國宇佐の菟狹津姫と結婚せしを傳へ、中臣系圖が其の子を宇佐津臣とする事も、此の氏の發祥地が豊國たりし傍證にして、又景行紀十二年條に、天皇熊襲親征の際、柏峽の大野にて、直入中臣神を遙拜せられしを載せたり。此等も中臣氏が古く豊國に榮えしを語る史料たるべし。(日本古代史新研究参照)。即ち中臣は仲津臣たる也。

中臣氏には上述見屋根命裔なる外、多氏の族なるあり、又春日氏の族なるあり、その他、復姓としては、物部、伊勢等の族にも存す、其の起原異なれど、後世混淆を免れず、それ等の事は、以下項を分ちて述ぶべし。

1 中臣連 天神族中、屈指の大族なるのみならず、中古・藤原氏が此の氏より出で、久しく天下の權を握りしより特に名高し。出自については、古事記、神代卷に「天兒屋命は、中臣連等の祖也」と載せ、また書紀神代卷に「中臣連の遠祖・天兒屋命、また神代本紀、及び天神本紀に「天兒屋命は、中臣連等の祖」など見えた

山城守忠朝・宮城に據る。同廿五年十二月、入来院彈正重長、市來備後家親・是を攻めしが、忠朝出撃して是を破る。重長、家親、島津久豐に援を請ふ。久豐・大兵を督して是を攻め、忠朝城を棄て、隈之城に走る(地理考)とぞ。ナガリ條参照。

中殿 ナカトノ 紀姓、石清水祠官族にして、其の系圖に「竹幸清一超清(號中殿)」と載せたり。石清水、竹條参照。

中通 ナカドホリ 和泉國日根郡に中通莊あり。泉州志に中莊村本郷にありと。

中臣 ナカトミ ナカツオミ オカトミ 又仲臣に作る、異なる處なし。從來此の氏は、天兒屋命の後裔にして、大伴、物部、忌部等の諸氏と共に、太古以來、古代に於ける最も有力なる氏族として五件譜の一に數へられ、其の名義に關しては、此の氏族の職掌が、神事祭祀に與る事實より、此の語をナカツオミ、或はナカトリオミ(中執り臣)の約と解釋し、「神と人との間に立つ」或は「神と人との中を執り持つ」の意とするの説、最も有名にして、殆んど定説となれり。第九項参照。

されどナカトリオミがナカトミと約まれりとの説は、我が國語の音韻轉化より見て、り。而して天兒屋命の神系につきては、津速魂命の裔なる與台産靈命の子とするを普通とす。即ち姓氏錄、藤原朝臣條に「津速魂命三世の孫天兒屋根命」、また書紀神代卷に「中臣連の遠祖・與台産靈の兒天兒屋命」など見ゆ。然るに古語拾遺のみ、ひとり「神皇産靈神、此の神の子天兒屋命、即ち中臣朝臣の祖也」とす。與台産靈命は、一に與登魂、また居々登魂など記す。津速魂命の孫、市千魂命の子にして、玉主命の女・許登能應運媛命と婚し、天兒屋根命を生むと云ふ。但し神代本紀には「市千魂、與登魂、天兒屋根等を、凡べて津速魂命の子」とせり。何れより見るも、津速産靈尊の系統にして、神皇産靈尊とは系統を異にす。よりにて此の拾遺の記事は異記として久しく注目されしが、前田家所藏元弘本古語拾遺には「天地剖判の初、天中に生れませる神の御名を天御中主神と曰ふ。其の子に三男あり、長男高皇産靈神(古語に多賀美武須比、是を皇親神后御依尊と爲す。即ち伴、佐伯等の祖也)、次に津速産靈神(是を皇親神留備命、此の神の子天兒屋命は、中臣朝臣の祖也)、次に神

産靈神(此は紀直祖也)」と載せたり。即ち群書類従本、及び一般世上に流布する古語拾遺、換言すれば、卜部本の系統に屬するものに「又天地剖判の初、天中に生れませる神の御名を、天御中主神と曰ふ。次に高皇産靈神(古語、多賀美武須比、是れ皇親・神留備命)、次に神皇産靈神(是は皇親・神留備命、此の神の子天兒屋命は、即ち中臣朝臣の祖也)とあると大なる差違あり。筆寫の年代より云へば、卜部家本は嘉祿元年書寫のもの存して、元弘本より一層古けれど、前田家所藏三本の古語拾遺が、何れも稱名寺本より寫され、しかも改訂を加へし形迹・全くなしと断定せらるる理由あれば、此の元弘本の原本は、恐らく卜部家本より古きものにして、此の箇處に關しても、元弘本の方がよかるべきか。蓋し津速産靈神の分注に「皇親神留備命」とあるは、これを神皇産靈神の下に收むる方、適切と考へ、卜部本は、斯く二神を一にして、斯く改訂を加へしものと考へらる。

2 兒屋根命の系統 尊卑分脈等は、更に天御中主尊より系を引きて「天御中主尊(國常立尊御事是れ也。彼の御別名也。我

殆んど顯る價値なく、こは中臣氏が後世神事に携はり、神人の間に立ちて、其の中を執り持つの意より起るとの氏名附會の傳説が古くより存するを信じ、強ひて試みたる語源説明に過ぎざるなり。

次にナカツオミ(Nakatsu-omi)が、ナカトミ(Nakatom)となりし説は、UとOとの母音が重なりし爲、一音が省略せられしとするにて、類似の音韻轉化は我が國語に極めて多ければ、極めて自然的にて穩當と考へらる。而して豊前國仲津郡に和名抄は中臣郷を收め、又常陸國那珂郡(古代の仲國)より起りし仲臣氏もあれば、此のナカは地名にして、オミは原始的カベネ、ツは古代ノと同様に使用されし助辭と思はれ、中臣はナカノオミの意に外ならずと考へらる。

然らば太古以來の名族として、天兒屋根命の後裔と傳へらるる中臣氏の發祥地は何處にして、此のナカは何れの地名なるやを考ふるに、予輩は嘗て日本古代史新研究に於いて、此の氏族の分布と、我が天孫民族の故郷が九州なりとの立場より、豊前國仲津郡中臣郷、仲津郷附近と断定せり。この地は、豊後國風土記に「藤向日代宮御宇大足彦(景行)天皇、云々、豊前國仲津郡中臣



が朝、天地開闢最初の國主・是れ也)一  
八下尊一三下尊一六合尊一八八日尊  
一八八萬魂尊(天八十萬魂尊。此の體、  
又此の如し。是れ正説也)

神魂命一掃眞乳魂命(天曾己多智命)

津速魂命一市子魂命一居々登魂命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

伊香津命一伊香津命一伊香津命

帝王編年紀に「伊香刀美、男二人、兄の  
名は惠美志留、弟の名は那志等美」など  
見ゆ。  
又諸本系圖に「天兒屋命(天兒屋根尊)  
一 天押雲命(天之押雲根命、天之押雲手  
命)一 天種子命(天多爾伎命、天多爾岐爾  
命)一 宇佐津臣命(大御食津命)一 大  
字なし。荒木田系圖には大御食津命・江  
州唐時大明神・是也と)一 伊香(實)津臣  
命一 梨津臣命(梨津臣、荒木田系圖に志摩  
浦大明神)一 神間勝命(久志字賀主命(荒  
木田系圖に竹生島大明神・是也と)一 國摩  
大鹿島命一 巨狭山命(意美佐夜麻、巨狭  
山、大狭山)一 跨耳命(雷大臣命、鳥賊津  
連)一 大小橋命一 阿麻毗命(阿吡古大  
連)一 真人大連一 賀麻大夫公(鐵大夫)一 黒  
田大連公一 常磐(一に磐)大連公一 可多能  
祐大連(方子大連公)と見ゆ。  
5 雷大臣 荒木田系圖には「國摩大鹿島  
命(垂仁天皇二十五年、天照大神・五十  
鈴川上御鎮座の時、祭主と爲る。一名雷  
大臣、始めて卜部姓を賜ふ)一 大狭山命  
一 天見通命」と載せ、分脈に「國摩大鹿  
島命一 巨狭山命一 跨耳命(雷大臣命・正説  
也。一本に此の號・此の如し。是れ跨耳

の別號歟。雷大臣命は、足中彦天皇の朝  
廷・大兆の道を習ひ、龜卜の術に達し、  
姓を卜部と賜ひ、其の事に供奉せしむ、  
弟天見通命」と。  
雷大臣は疑問の人物にして、姓氏録、中  
臣志斐連條に「天兒屋根命十一世孫雷大  
臣命男弟子云々」と載せ、倭後直條に「天  
兒屋根命九世孫雷大臣命」、神代直條に「同  
神(兒屋根)十世孫雷大臣命」、生田首條に  
「同神(兒屋根)九世孫雷大臣命」、河内の  
中臣連條に「同神(津速魂)十四世孫雷大  
臣命」と見え、なほ未定姓中臣栗原連  
條に「天兒屋根命七世孫雷大臣命」、同津島  
直條に「天兒屋根十四世孫雷大臣命」、三  
間名公條に「仲臣雷大臣命」とあり。又  
天應元年紀栗原勝の奏上に「中臣遠祖天  
御中主命二十世の孫意美佐夜麻の子伊賀  
都臣」と見ゆ。  
右の内、姓氏録、未定姓の説は同書も  
疑へる如く採るに足らず、又栗原勝の奏  
上も採り難し。皆各條を見よ。又分脈等  
が跨耳、或は大鹿島の別名とするは、卜  
部關係の史料に據りしにて、後世の推測  
に過ぎず。  
蓋し雷大臣とは、仲哀紀九年條に中臣鳥

賊津連と載せ、神功紀、允恭紀等に中臣  
鳥賊津使主とある人と同人にして、姓氏  
録に従つて、兒屋根命の九世、十世、或は  
十一世頃の人とすべし。時代より見るも  
大體然り。猶ほ中臣系圖の伊賀津臣とも  
同人なるべければ、早く古系圖の失はれ  
て、中臣、藤原兩氏とも、此の人を兒屋根  
命五世孫に收めしを知るべし。然るに姓  
氏錄所載・此の氏支族の系圖にては、九  
世、十世、或は十一世と傳へ、又書紀に據  
りて、仲哀神頃の人なるや明白なれば、  
或は跨耳の別名、或は大鹿島の一と見ゆ、  
遂には跨耳を省き、更に雷大臣を收めた  
るが故に、イカツノ臣は一系圖に二人あ  
る事となり。一層後世のものは皆然り。  
再按するに、此の人は仲哀紀九年條に、  
鳥賊津連と載せ、大夫の筆頭とすれば、  
相當の年輩たりしや、推知するに難から  
ず。而して神功攝政前紀に「中臣鳥賊津  
使主を審神者と爲す」とあり、同人なる  
や明白ならん。然るに更に遙か隔りし允  
恭紀七年條に「一舍人中臣鳥賊津使主」を  
載せたり。若し同人とし、仲哀朝九年に  
二十歳とするも、書紀の年代より云へば、  
二百四十の高齡に達すべく、實際の年代

其の根本は舊事本紀所載・神代系紀の獨  
化天神たる也。卷頭神代御系圖を見よ。  
(附記、魏志東夷傳所載倭國內三十國中に  
好古郡國あり、蓋しコトにて、觀瀾(居  
々登)魂命の故國たらんか)。  
3 上古に於ける中臣氏 兒屋根命の子を  
天押雲命と云ひ、その子を天種子命と云  
ふ。神武天皇に仕へて侍臣たり。勅命に  
より、萬葉津媛と婚し、宇佐津臣を生む。  
其の六世孫大鹿島は、垂仁紀に「中臣連  
遠祖大鹿島」と見ゆ、五大夫の一人也。  
その他「中臣連祖探湯主」あり。當時未  
だ連姓を稱せざりしを知るべし。其の連  
とあるは、仲哀紀に中臣鳥賊津連とある  
を始とす。即ち此の氏の連姓を賜ひしは、  
景行朝成務朝頃の事なるを知るべし。然  
るに本系圖には「中臣常磐大連公。右大  
連・始めて中臣連を賜ふ(磯城島宮御宇、  
天國押開廣庭天皇の代、特に令譽を蒙  
る)」とあるは速きに失す、何によりて  
斯く云ふか。その事は後に説くべし。  
この氏は前述の如く、種子命・神武朝、  
侍臣たり。次に垂仁朝、大鹿島命・五大  
夫の一にして、鳥賊津連は仲哀朝、大夫  
に列せらる。侍臣と云ふも、大夫と云ふ

も、マヘツギミ(前つ公)の事にて、當時  
に於ける執政の大官たる也。即ち當時・  
大伴、物部の二族と共に、大夫家として  
神別兵中、三者鼎立の形勢にありしを知  
るべし。しかるに其の後、大伴、物部の  
二氏は大連として、一段高きに位し、此  
の氏は依然として大夫なれば、その勢力  
の稍や衰へしを知るべし。  
されど當時政治上重大の意義を有せし八  
神殿の祭祀に與り、全國に數多の中臣部  
を有し、その頭業として、中央政府の要  
路に立ちしなれば、その勢力は猶ほ偉る  
べからざるものありき。されば欽明朝に  
は、大夫中臣連鎌子あり、大連物部尾與  
と共に排佛論を稱へ、大臣蘇我馬子に對  
抗せし事は、普く世の知る處也。蓋し大  
伴氏衰微後ば、此の三氏・最も勢力ありし  
を察知すべし。然るに其の子勝海、物部  
守屋と共に猶ほ蘇我馬子と争ひしが、用  
明天皇の朝、馬子が放ちし刺客の爲に斃  
れ、此の氏・一時全く衰ふ。

3

上古に於ける中臣系圖 姓氏録、左京  
神別伊香連の註文に「天兒屋根命、天押  
雲命、天多爾子命、宇佐津臣命、大御食津  
臣命、伊香津臣命、臣知人命」と載せ、

4

上古に於ける中臣系圖 姓氏録、左京  
神別伊香連の註文に「天兒屋根命、天押  
雲命、天多爾子命、宇佐津臣命、大御食津  
臣命、伊香津臣命、臣知人命」と載せ、



より云ふも、神功皇后攝政期、及び應神、仁德、履仲、反正、允恭の諸朝を經過するなれば、百二十歳以上なるや明白とす。人壽として斯かる筈なれば、鳥賊津使主とは、伊香の臣の義にて、家説と見ざるべからず。即ち姓氏録が、イカツオミを天兒屋根命の九世、十世、十一世など傳ふる事は、相當の理由ある事にて、數世、鳥賊津使主と稱せしに因るならん。蓋しイカとは、姓氏録、帝王編年紀等が、伊香連を此の人の後裔とする事より、近江國伊香郡伊香郷にして、中臣氏の宗家は當時此の地方に在りしものと考へられ、又物部伊香色雄と密接なる關係ありと思はる。後述の如く、中臣熊凝氏、中臣習宜氏等が、物部氏族なるは、此處に因を發するか。思ふに、中臣氏は伊香色雄の女婿となりて、此の地を得たるならん。

6 阿麻毗命以前の中臣氏 常陸風土記、崇神朝の人として、大中臣神間御命を載せ、又景行朝の人として、中臣臣狹山命を載む。また姓氏録、川跨連條に「津連魂命九世孫梨富命」を載す。帝王編年紀には、伊香刀美の子那志等美とあり。次に姓氏録、中臣東連條に「兒屋根尊九世孫

調見命、また伊香連條に「兒屋根尊十世孫臣知人命、共に他に所見なけれど、有力の史料たるべし。

次に同書中臣酒人宿禰條に「兒屋根尊十世孫臣狹山命、高良比連條に「津連魂命十三世孫臣狹山命、平岡連條に「津連魂命十四世孫調身臣、中臣連條に「兒屋根十二世孫大江臣、中臣大田連條に「同十三世孫御身宿禰」を載せたり。又垂仁紀に見ゆる中臣連祖探湯主は、松尾系圖に大鹿島の弟とす。

7 阿麻毗命以後の中臣氏 分脈に「跨耳命」大小橋命、阿麻毗命、眞人大連、鎌大夫」と。こは藤原系圖に據りし也。然るに同書更に「阿麻毗命、音穗命、阿麻古連(此の中間に於いて、此の二代、荒木田嗣官系圖に入る、可否これを決すべし)眞人と載せ、又「阿麻毗命、阿麻古連(ト家系圖、此の中間に此の命を加ふ、正説とすべし)眞人と。

阿麻古の一代は詳かならざれど、阿麻毗命以後は史實たるべし。眞人は姓氏録、中臣臣屋連條に「同神(津連魂)十九世孫眞人連公」と見ゆ、兒屋根命十六代の孫也。その子鎌大夫は一に賀麻に作る、欽

明紀の大夫中臣鎌子に當るや明白也。よりて阿麻毗命は雄略朝、或は允恭朝頃の人にして、その父大小橋は仁德朝頃の人、よりて仲哀朝なる鳥賊津連の子、或は孫と考へらる。

8 多臣流中臣氏 常陸國の那珂郡より起る。この地は古代・那珂國(仲國)の地に於いて、此の氏は其の國造の氏姓たり、即ち仲臣と云ふに同じ。ナカ條、カシマ條を見よ。而して建鹿島命(建備間)を祖とし、鹿島神宮を氏神とす。カシマ條參照。

然るに、此處に怪しむべきは、中古・中央に在りし中臣氏も、それより出でし藤原氏と共に、當國鹿島神を氏神とし、大和國春日に勧請して其の主神とす、(カシマ、カスガ條を見よ)。而して一方、藤原氏の祖中臣鎌足も、當國鹿島の人と傳へ(カシマ條參照)、その關係の密なるを思はしむ。

然るに一方、中央の中臣氏は、前述の如く鎌子、勝美の二代・佛敎となりて亡び、而して中臣氏本系は、次項引用の如く、黒田の子常磐に至り、始めて中臣連を賜ふと云ひ、又「中臣姓始」と載せたり。常磐は鎌足の曾祖父也。然らば太古以來連綿と

して中央に在りし中臣氏は、勝美に至りて全く亡び、常磐の家、これに代りて中臣連となり、遂に天下に大を成したるや明白ならんか。而して鎌足の家は氏神關係等より見て、常陸の中臣氏と考へらるゝが故に、勝美滅後、同姓の故を以つて中臣氏の世職を常磐に授けられしものと考へらる。中臣系圖の不備は此處に因を發す。鎌足は天智朝八年に五十六歳にて薨じたれば、推古朝二十二年の誕生也。それより前、一世二十年とする時は、常磐は欽明朝十五年の頃の誕生とならん。本系圖に「欽明帝に仕へ、恪勤供奉」と見ゆれば、事實は欽明朝の初年、或は其の前代の誕生にして、青年・舍人として欽明帝に仕へ、若節匪躬の忠を盡せしにより、晩年中臣勝美滅後、中臣連姓を賜ひしならん。若し欽明元年の誕生とすれば、四十六七歳の頃たる也。その父黒田は「繼體天皇御字の人也」とあれば、大體の時代は、以上にて違ふ所なし。

即ち常磐は鎌子と同時代にして、黒田は眞人、或は阿毗古頃の人なり。然るを中臣、藤原系圖が鎌大夫の子としたるは、黒田が鎌子の子勝美の滅後、その家を嗣

ぎしよるにて、勝美を省きしは、敗滅に歸したる人なると、幾分時代を合さん爲なるや察するに難からず。松尾社家系圖には「阿毘古一眞人一勝海大連、弟黒田大連」として、鎌子一代を省けり。同一の技巧と云ふを得ん。即ち現在の中臣系圖は二種の系統を強ひて一にしたるものと考へらる。これ仲哀朝の伊賀津臣より鎌足に至る十七世の多きを數へ、異説を採れば、猶ほ世數を増す所なりとす(皇室の約増數)。

これによりて之を觀れば、阿麻毗命以前、及び前述異説中には、黒田、常磐の先祖たる人もあるにて、殊に大鹿島命は黒田先祖の人なるべし。此の人を垂仁紀が中臣連連祖としたるは、後の中臣氏の遠祖たるに由りて、恐らく那珂國造の祖建鹿島(備間)命と同人か、或は父子ならんと考へらる。猶ほ第十七項、及び四十一項參照。

9 黒田以後の系圖 黒田以後の事は、延喜本系解狀に詳かにして、疑ふの餘地なし。即ち中臣氏系譜引用本系に「黒田大連公・二男を生む」。

(中臣姓始)中臣常磐大連公(氏上。一に

云ふ、常磐大連。建鹿島神宮の女・都夫羅古媛の腹)。

右大連・始めて中臣連を賜ふ。磯城島宮御宇、天國押開廣庭(欽明)天皇の代、特に令譽を蒙り、恪勤供奉す者り。今案するに若節匪躬の忠、當時・右に出づる者なし。

次に中臣伊禮波連(同産。一に云ふ阿禮波連)。

中臣常磐大連公・一男を生む。

中臣可多能諾大連公(氏上。一に云ふ、方之子大連。物部尋來津橋首女字那古媛の腹)。

右大連は他田宮御宇、淳名倉太玉敷(敏達)天皇の朝廷に供奉す。

中臣可多能諾大連公・三男を生む。

(一門)一男小徳冠前事奏官兼祭官中臣御食子大連公(氏上。一に云ふ御食足大連。山部歌子連の女部爾毛古媛の腹)。

右大連は小治田(推古)、並に岡本(舒明)二朝廷に供奉す。

(二門)次に小徳冠前事奏官兼祭官中臣國子大連公(氏上。一に云ふ國形禰。一に云ふ、國巢子禰。御食子大連公同産)。

右大連公は岡本朝廷に供奉す。



次に糠手子大連公（陝井麻呂古連の女米頭羅古媛腹）。

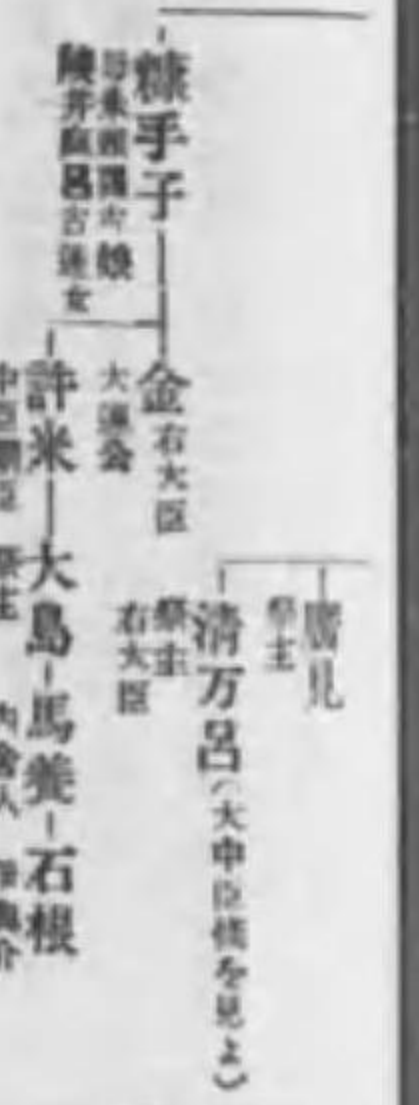
右大連公は飛鳥宮御宇、伊賀志比足姫天皇朝廷に供奉す。但し可多能粘大連公の後、御氣子大連公の男小錦下中臣朝臣垂目、國子大連公の孫中納言左大辨兼神祇伯正四位上・中臣朝臣意美麻呂、糠手子大連公の孫中納言直大貳中臣朝臣大島等、御食子大連公の長子大織冠内大臣・鎌足大連公の列に編せられ、同じく藤原朝臣の姓を賜ひ訖る。而して二十九箇年を経て、文武天皇戊戌年、八月丙午、詔して曰はく、藤原朝臣が賜ふ所の姓は、宜しく其の子不比等をして之を承けしむべし。但し意美麻呂等は、神事に供奉するに縁り、宜しく舊姓に復すべし者なり。是を以つて之を案ずれば、舊に復して良に以あり矣。何となれば、去る天平寶字五年、獨氏族志所の宣に依りて、勅遣して進む所の本系帳を案ずるに云はく、高天原の初め、皇神の御中と、皇御孫の御中とを執り持ち、伊賀志比・傾けず、本末中良留人・之を中臣と稱ふと云へり。復舊の由、惟れ其の義也」と。

又真書に「中臣糠手子大連公・二男を生む。

一男右大臣少紫位中臣金大連公（後なし。化手慶古の女眞依子媛腹）。二男中臣朝臣許米（朝臣姓を賜はる。阿閉神田臣の女腹）。また「大中臣氏人等解申・新撰氏族本系帳を進むる事」とありて「夫れ本系とは祖宗立て、昭穆を分ち、濫吹を正し、後生を表はす所以の書也。爰に居々登魂命より以往、本記・存すと雖、朴略にして詳かならず。太祖天之兒屋根尊より以來、父子相承、兄弟載録、凡そ厥の條分支別の類、必ず以つて編次し、故實を失はず。就中、殊に功名を立つる者あらば、名の下に其の行事を繋ぎ、降つて廿一世の孫可多能粘大連公に至り、總べて三男を生む。第一男は御食子大連公、第二男は國子大連公、第三男は糠手子大連公。分れて三門と爲り、子孫稱や衆し。御食子大連公・八男を生む、其の第一男は内大臣鎌足、初めて藤原朝臣と爲る。同大臣の舍弟・八郎垂目連、是れ散位大中臣氏兼等の祖。次に國子大連公、是れ神祇大副從五位上大中臣朝臣安則等の祖。次

に糠手子大連公、是れ神祇大貳中臣本扶等の祖也。

先祖の後、度々相承けて圖藤を勅遣し、倒錯明かならず。或は名號の字・相違ひて辨じ難く、芝艾雙生、涇渭流を混す。茲に因りて、上宣を申し下し、先後の本系、及び家々の古記、月々の門文等を鳩集し、始め去る寛平五年より十四載の間、實録粗ぼ畢り、仍りて集めて卷と爲し、新編氏族本系帳と曰ふ。總べて一卷に造り、以つて四通に寫す」と見ゆ。今以上の本系帳、及び中臣氏系譜、藤原系圖により、常磐以後の略系を示せば、常磐大連公―中臣可多能粘大連―



以下の系圖は第二十一、二十二、三十三の諸項を見よ。右の内、鎌足は天智朝八年藤原氏を賜ひ（藤原條を見よ）、其の他は天武紀十三年に中臣朝臣を賜へり。10 大和の中臣連 鎌足は大織冠傳に「内大臣、謙は鎌足、字は中郎、大倭國高市郡の人也」と見ゆ。當時、此の氏の本居は大和に在りしならん。但し一説、鎌足は常陸の人と云ふ。カシマ、ナカ、及び前後各條を見よ。又糠手子の一男金は右大臣に上りしが、大友皇子に屬して、誅殺さる。本系帳に「一男右大臣少紫位中臣金大連公・後なし、右大連公は近江國朝廷に供奉す云々」と見えたり。11 春日の中臣連 鹿島中臣氏の族にして興福寺鑑觸記に「社司は、神宮預中臣連時風、造宮預中臣秀行也（時風、秀行は天兒屋根命二十五世の孫太宗の息也。一

男時風は、今の春日祠官長市家の祖也。二男秀行は今の春日祠官大東家の祖也。大和國添上郡長市郷に住み、而して後に采地と爲す矣。故に其の郷を放ち、靈神を奉齋す焉。今在る所の長市神社は時風、秀行也。仍りて神・植栗の姓を賜ふ。爾より已來、時風、秀行の子孫、社司中臣姓に植栗氏を下じ蒙る、是れ其の權輿也」と見ゆ。此の氏の事は、カシマ、カスガ、及び植栗等の條を見よ。中臣氏系圖に「時風―時兼―有影―吉理―時理―是忠―助延」等多し。カスガ條に詳か也。歌人中臣祐茂はカスガ、ナドリ等の條を見よ。12 河内の中臣連 當國河内郡の枚岡神社（四座、並に名神大、月並、相尊、新嘗）は天兒屋根命を祀る、ヒラツカ條を見よ。又種子命の墳墓も此の地に在りと傳ふ。中臣宮處本系帳に「天種子命、此は日向國の高千穂の大宮に坐しまして、天の下を治食し、皇御子の命の大御世、中臣の職を賜はりて、大倭の國高市の縣火の櫃原宮に坐しまして、天の下治食し、天皇命の大御世に至る迄、仕へ奉りき。初

め此の天皇命・高千穂宮より發して、御自ら御軍を率ひ給ひて、東國に上幸ましまして、服はの殿しき奴を征討し給ひし時、雙なき勳功を顯しき。故大平ましまして、特に寵恩を蒙り奉りて、封地を賜りき云々。又大御言をうけ給りて、兵神を大川内國神津の平岡の里に記きまつる。此は即ち中臣平岡連らが齋祭る中臣御祖の神宮なり」と。又「故れ此の天種子命は、七拾五年・仕へ奉りて薨去ます時に、天皇命・甚く哀惜み給ひて、朝夕の大御饗安く開食さず、御哭歎み給ひき。是を以つて御子の禮儀に准へて、厚く葬り祭らしめ給ひき。故れ奥津城は、即ち平岡里の神地の山上に在り」と見ゆ。偽書なれど採るべき點あるか。姓氏錄、河内神別に「中臣連。同神十四世の孫雷大臣命の後也」、また「中臣連。天兒屋根命の後也」と云ふ二氏を載せたり。13 攝津の中臣連 中臣宮處本系帳に「中臣連大小橋臣命は、志賀の高穴穗宮に天下治らし、天皇命の御世、浪速國大縣の味原里に誕生す」と云ひ、又「比賣島の

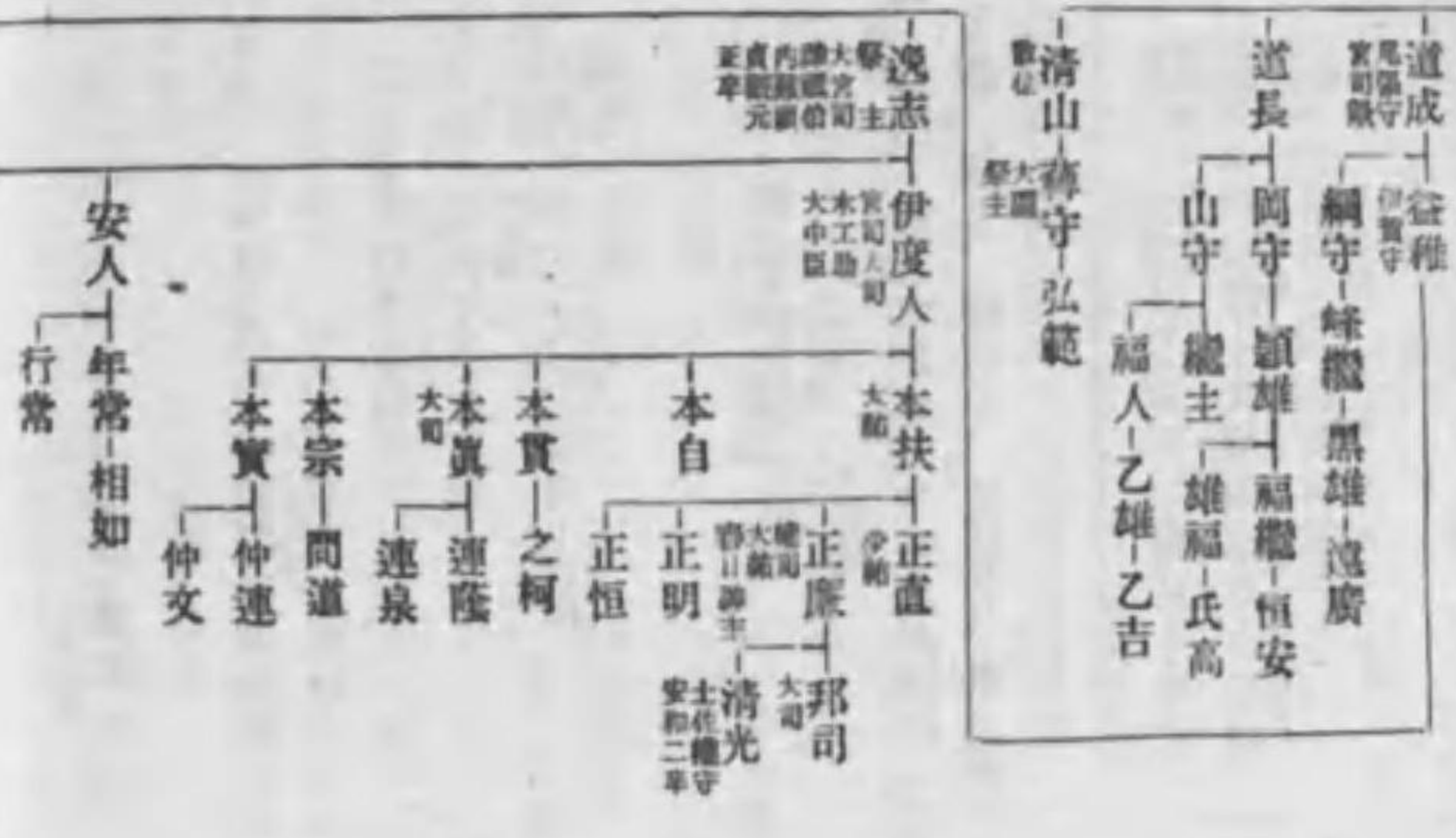






23 三門 第九項参照。系譜に「榎手子」

二男許米(朝臣姓を賜ふ)大島(祭主、中納言、大貳、神祇伯)馬養(内舍人)石根(伊與介)



「起生」恒實元弘氏 秀憲

四雄磯雄清澤里令 六雄仲澤

24 紀伊の中臣朝臣 第十五項の朝臣姓を賜ひしものか。名草郡島田氏所藏文書、承安のものに「田井執行太夫散位中臣朝臣」とあり。

25 大中臣朝臣 中臣朝臣の大字を賜ひしもの也。オホナカトミ條を見よ。

26 中臣宿禰 中臣氏の族か。

27 山城の中臣氏 恭仁京より出でし文字瓦に、中臣と見ゆるあり。

28 河内無戸の中臣氏 第十二項参照。姓氏録、河内諸藩に「中臣。中臣高良比連同祖」とあるは中臣部の後なるべし。

29 伊勢の中臣氏 近長谷寺堂合資財帳に「飯野郡九條二榮原里云々、右治田、中臣真有・去る延長八年施入」など見ゆ。神名式、桑名郡に中臣神社を収む。

30 近江の中臣氏 蒲生郡にあり。東寺承平二年文書に中臣真大用なる人見ゆ。當國伊香郡は中臣氏の祖伊香津臣の郷里なる事、前に云へり。

31 越前の中臣氏 中臣部の裔か。天平神

護二年の當國司解に「足羽郡草原郷戶主中臣小金」なる者見え、一に中臣部小金に作る。中臣部條参照。

32 越中の中臣氏 越中國官合納穀交替記延喜十年の擬大領、及び天長四年の擬主政に中臣氏を載せたり。

33 周防の中臣氏 玖珂郷延喜戸籍に中臣自久子實などを載せたり。

34 淡路の中臣氏 大同類聚方に「淡路薬は、津名社司中臣好根が傳ふる所の方」など見ゆ。

35 讃岐の中臣氏 寛弘元年の大内郡の戸籍に「戸主中臣今宗、當時、當基、元安、外三十餘人を載せたり。

36 遠江の中臣氏 藤原系圖に「本系撰に曰ふ、天兒屋根命は、父神興登魂神、玉主命の女・許登能麻遲媛命を娶りて生む所也」と。延喜式、當國佐野郡に、己登乃麻知神社を収む。此氏の奉祀せしものか。

37 伊豆の中臣氏 伊豆宿禰系圖に「美加々比賣命(中臣連上祖開勝命の妻、攝探湯主命の母)」と見ゆ。

38 安房の中臣氏 安房郡東長田村山宮神社に「朱鳥元年、中臣幸彦・攝津國三島より來りて、本社を創建す」と見ゆ。

39 下總の中臣氏 カトリ條を見よ。又式社考に「香取郡神埼村子松神社、嗣官中臣氏、別當神宮寺」と。

40 常陸の中臣氏 第八項、第十七項参照。當國は中臣氏の氏神鹿島神宮の所在地なれば、後世も此の族の人甚だ多し。鹿島條を見よ、猶ほ大中臣、中臣部條参照。無姓なるは、常陸風土記、香島郡條に「古老曰ふ、龍波長柄豐前大朝臣字(孝德)天皇の世、己酉年、大乙上中臣鎌子云々」など見ゆ。また天平勝寶の頃、大領中臣千徳あり。又乾元二年の將軍家下文等に見ゆ。

41 難波 桓武天皇の宮人、布勢内親王の御母に中臣豊子あり、大魚の女也。巻頭皇室御系圖を見よ。又延應の頃、右兵衛醫師に中臣宗盛あり。その他、中臣氏より出でたる氏にして、原姓を稱する多し、ナカ條参照。また地名等はナカトミ條を見よ。

仲臣 ナカトミ 前條氏に同じ。なほナカ條参照。

中富 ナカトミ 阿波板野郡、肥後山鹿郡等に此の地名存す。而して筑後國下妻郡の豪族に此の氏ありて、筑後國史に「下半田村館跡。村中にあり、中富入道了三が館跡

ナカトミ

ナカトミ

ナカトミ

ナカトミ

ナカトミ

「起生」恒實元弘氏 秀憲

四雄磯雄清澤里令 六雄仲澤

24 紀伊の中臣朝臣 第十五項の朝臣姓を賜ひしものか。名草郡島田氏所藏文書、承安のものに「田井執行太夫散位中臣朝臣」とあり。

25 大中臣朝臣 中臣朝臣の大字を賜ひしもの也。オホナカトミ條を見よ。

26 中臣宿禰 中臣氏の族か。

27 山城の中臣氏 恭仁京より出でし文字瓦に、中臣と見ゆるあり。

28 河内無戸の中臣氏 第十二項参照。姓氏録、河内諸藩に「中臣。中臣高良比連同祖」とあるは中臣部の後なるべし。

29 伊勢の中臣氏 近長谷寺堂合資財帳に「飯野郡九條二榮原里云々、右治田、中臣真有・去る延長八年施入」など見ゆ。神名式、桑名郡に中臣神社を収む。

30 近江の中臣氏 蒲生郡にあり。東寺承平二年文書に中臣真大用なる人見ゆ。當國伊香郡は中臣氏の祖伊香津臣の郷里なる事、前に云へり。

31 越前の中臣氏 中臣部の裔か。天平神

護二年の當國司解に「足羽郡草原郷戶主中臣小金」なる者見え、一に中臣部小金に作る。中臣部條参照。

32 越中の中臣氏 越中國官合納穀交替記延喜十年の擬大領、及び天長四年の擬主政に中臣氏を載せたり。

33 周防の中臣氏 玖珂郷延喜戸籍に中臣自久子實などを載せたり。

34 淡路の中臣氏 大同類聚方に「淡路薬は、津名社司中臣好根が傳ふる所の方」など見ゆ。

35 讃岐の中臣氏 寛弘元年の大内郡の戸籍に「戸主中臣今宗、當時、當基、元安、外三十餘人を載せたり。

36 遠江の中臣氏 藤原系圖に「本系撰に曰ふ、天兒屋根命は、父神興登魂神、玉主命の女・許登能麻遲媛命を娶りて生む所也」と。延喜式、當國佐野郡に、己登乃麻知神社を収む。此氏の奉祀せしものか。

37 伊豆の中臣氏 伊豆宿禰系圖に「美加々比賣命(中臣連上祖開勝命の妻、攝探湯主命の母)」と見ゆ。

38 安房の中臣氏 安房郡東長田村山宮神社に「朱鳥元年、中臣幸彦・攝津國三島より來りて、本社を創建す」と見ゆ。

名親元、弟頼常(永富三郎、山田郷永富を領す。關東にて戦死)「頼積」と載せ、洞然長狀に「永富二代目頼常は、相良家の名代と爲り、鎌倉に在りしを以つて討死候。左様の忠節の筋目も相受け候哉。定頼の時代、日州都城の事、京都より御下知を以つて知行候。是れも御證文體に相残り候ひき。家々の末葉田中公長、仁林の爲め差し置かれ候の處、三ヶ國大亂の刻、云々」とあり。

2 若狭の永富氏 當國永富庄より起る。東寺百合文書、建久七年源平兩家亂後豐交名に「永富藤内頼廣」を載せたり。

3 雜載 横須賀西尾藩年寄に此の氏見え、又長州馬關の名醫に永富友庵、その弟子昌庵(朝陽、本性勝原氏、豊浦の人)、その子數馬友あり、龜山と號す。五島藩儒也。又津山藩分限帳に「拾八俊三人扶持永富丈右衛門、永富幸平」等を載せたり。

長富 ナガトミ 前條氏に同じ。

中臣藍 ナカトミノアキ 攝津の古族也。

○ 中臣藍連 中臣氏の族也。アキ條を見よ。

中臣伊勢 ナカトミノイセ 伊勢國造族

ナカトミ

ナカトミ

ナカトミ

ナカトミ

ナカトミ

ナカトミ



也。

1 中臣伊勢連 イセ條を見よ。

2 中臣伊勢朝臣 イセ條を見よ。

中臣忌寸 ナカトミノイミキ ナカトミイミキ

○ 中臣忌寸連 備中の古族也。此の忌寸は稻置の訛なるべし。若し忌寸姓とすれば、意味通ぜず。氏人は大稅貢死亡人帳に「多氣郡委文里戸中臣忌寸餘、中臣忌寸連荒鹿火」など見ゆ。

中臣表 ナカトミノウヘ

○ 中臣表連 中臣氏の族にして、本貫和泉也。ウヘ條を見よ。

中臣占 ナカトミノウラ ウラベ條参照。

○ 中臣占連 中臣氏の族也。ウラ條を見よ。

中臣殖粟 ナカトミノエクリ

○ 中臣殖粟連 中臣氏の族也。エグリ、カスガ、ナカトミ等の條を見よ。

中臣小殿 ナカトミノヲトノ

○ 中臣小殿連 中臣氏の族也。ヲトノ條を見よ。

中臣大田 ナカトミノオホタ

○ 中臣大田連 中臣氏の族にして、本貫攝津也。オホタ條を見よ。

中臣大家 ナカトミノオホヤケ

○ 中臣大家連 中臣氏の族也。オホヤケ條を見よ。

中臣高良比 ナカトミノカウラヒ

○ 中臣高良比連 中臣氏の族なり。カウラヒ條を見よ。

中臣鹿嶋 ナカトミノカシマ

○ 中臣鹿嶋連 カシマ、ナカトミ、オホナカトミ等の條を見よ。

中臣方岳 ナカトミノカタツカ

○ 中臣方岳連 中臣氏の族也。カタツカ條を見よ。

中臣片岡 ナカトミノカタツカ 同上。

中臣片岡連あり、カタツカ條を見よ。

中臣香積 ナカトミノカツミ

○ 中臣香積連 中臣氏の族にして、本貫河内也。カツミ條を見よ。

中臣葛野 ナカトミノカドノ

○ 中臣葛野連 カドノ條を見よ。

中臣葛 ナカトミノクツ

○ 中臣葛連 中臣氏の族也。クツ條を見よ。

中臣熊凝 ナカトミノクマコリ

1 中臣熊凝連 物部氏の族にして、本貫大和也。クマコリ條を見よ。

中臣丸 ナカトミノワニ

1 中臣丸連 中臣氏の族也。ワニ條を見よ。

2 中臣丸朝臣 ワニ條を見よ。

中臣部 ナカトミベ 中臣氏の私有民、即ち部曲の裔なれど、地方なるは御家人の如きものにして、豪族たりしもの跡からず。

1 山城の中臣部 天平廿年紀に、中臣部千種麻呂が中臣葛野連姓を賜ひし事を載せたり。カドノ條を見よ。

2 河内の中臣部 ナカトミ條参照。

3 和泉の中臣部 姓氏録、和泉神別に「中臣部、同上(大中臣朝臣同祖)」と載せたり。ナカトミ條参照。

4 攝津の中臣部 中臣連の私有の部曲裔也。住吉郡に中臣須牟地神社あり。此の氏のありしを知るべし。又姓氏録に中臣東連、中臣藍連、中臣大田連等を當國に貫す。

5 伊勢の中臣部 神名式、桑名郡に中臣神社を載せたり。此の國中臣の無戸なるは、此の裔か。

6 下總の中臣部 大島郷戸籍に中臣部移平賣を載せ、また東大寺奴婢帳、天平勝寶三年五月廿一日の下總國司解に「香取

2 中臣熊凝朝臣 クマコリ條を見よ。

中臣栗原 ナカトミノクリハラ

○ 中臣栗原連 美濃の大族にして、栗原勝の裔也。クリハラ條を見よ。

中臣酒人 ナカトミノサカヒト ナカトミサカト

1 中臣酒人連 中臣氏の族にして、本貫河内也。サカヒト條を見よ。

2 中臣酒人宿禰 サカヒト條を見よ。

中臣酒屋 ナカトミノサカヤ

○ 中臣酒屋連 中臣氏の族にして、本貫河内也。サカヤ條を見よ。

中臣志斐 ナカトミノシヒ

○ 中臣志斐連 筑前に在り、シヒ條を見よ。

中臣習宜 ナカトミノスゲ ナカトミスゲ

1 中臣習宜連 物部氏の族にして、本貫大和也。スゲ條を見よ。

2 中臣習宜朝臣 スゲ條を見よ。

中臣東 ナカトミノツカ

○ 中臣東連 中臣氏の族にして、本貫攝津也。ツカ條を見よ。

中臣殿來 ナカトミノトノク

○ 中臣殿來連 中臣氏の族にして、本貫

和泉也。トノク條を見よ。

中臣間人 ナカトミノハシヒト

○ 中臣間人連 中臣氏の族也。ハシヒト條を見よ。

中臣幡織田 ナカトミノハタオダ

○ 中臣幡織田連 中臣氏の族也。ハタオダ條を見よ。

中臣東 ナカトミノヒガシ

○ 中臣東連 中臣氏の族也。ヒガシ條を見よ。

中臣美濃 ナカトミノミノ

○ 中臣美濃連 美濃の古族にして、均田勝裔なり。ミノ條を見よ。

中臣宮地 ナカトミノミヤコ

○ 中臣宮地連 中臣氏の族也。ミヤコ、ミヤチ等の條を見よ。

中臣宮處 ナカトミノミヤコ

1 中臣宮處連 中臣氏の族にして、本貫讃岐也。ミヤコ條を見よ。

2 中臣宮處朝臣 ミヤコ條を見よ。

中臣村屋 ナカトミノムラヤ 中臣氏の族也。ムラヤ條を見よ。

中臣村山 ナカトミノムラヤマ

○ 中臣村山連 中臣氏の族也。ムラヤマ條を見よ。

中臣丸連 中臣氏の族也。ワニ條を見よ。

中臣部 ナカトミベ 中臣氏の私有民、即ち部曲の裔なれど、地方なるは御家人の如きものにして、豪族たりしもの跡からず。

1 山城の中臣部 天平廿年紀に、中臣部千種麻呂が中臣葛野連姓を賜ひし事を載せたり。カドノ條を見よ。

2 河内の中臣部 ナカトミ條参照。

3 和泉の中臣部 姓氏録、和泉神別に「中臣部、同上(大中臣朝臣同祖)」と載せたり。ナカトミ條参照。

4 攝津の中臣部 中臣連の私有の部曲裔也。住吉郡に中臣須牟地神社あり。此の氏のありしを知るべし。又姓氏録に中臣東連、中臣藍連、中臣大田連等を當國に貫す。

5 伊勢の中臣部 神名式、桑名郡に中臣神社を載せたり。此の國中臣の無戸なるは、此の裔か。

6 下總の中臣部 大島郷戸籍に中臣部移平賣を載せ、また東大寺奴婢帳、天平勝寶三年五月廿一日の下總國司解に「香取

郡神戸大根郷中臣部遺數」など見ゆ。カトミ條、ナカトミ條参照。

7 常陸の中臣部 常陸風土記、香島郡條に「大乙下中臣部免子」を載す、孝徳朝の人也。此の裔・天平十八年に中臣鹿島連姓を賜へり、カシマ條を見よ。その他、天智紀に「常陸國・中臣部若子を買す」と見え、また額聚三代格卷一、貞觀八年正月廿日の太政官符に「右・鹿島神宮司の解を得るに俾はく、禰宜外正六位上中臣部道繼の解に俾ふ、大神苗裔の神・陸奥國に在り、云々」等見ゆ。カシマ條に詳か也。なほナカトミ條、オホナカトミ條等を参照せよ。

8 美濃の中臣部 春部里大寶二年戸籍に中臣部刀自賣なる者見ゆ。

9 下野の中臣部 萬葉集廿に「都賀郡上丁中臣部足國」なる人見ゆ。歌人也。

10 奥州の中臣部 カシマ、イハキ等の條を見よ。

11 越前の中臣部 天平神護二年の國司解に「足羽郡草原郷戸主中臣部大金」なるもの見ゆ。同三年二月廿六日文書には「草原郷戸主中臣部小金」に作る。

12 越中の中臣部



13 因幡の中臣部 神名式、當國邑美郡に中臣崇健神社あり。

14 播磨の中臣部 和名抄、當國揖保郡に中臣嶋を收め、また神名式に中臣印達神社などを載せたるを以つて、此の部民の多かりしを知るべし。

15 周防の中臣部 中臣條を見よ。

16 阿波の中臣部 類聚三代格、天平三年六月廿四日の勅に「戸座、阿波國阿蘇部、壬部、中臣部。右は男帝御宇の時に供奉」と見えたり。以つて當國に多かりしを察知すべし。

17 筑前の中臣部 正倉院文書、川邊里戸籍に、中臣部比多米實等十人の名を載せ、又和銅二年紀に「鳥郡少領中臣部加比、中臣志斐連姓を賜へる事」を記せり。以つて有力なる氏なりしを知るに足らん。

18 豊前の中臣部 當國仲津郡は中臣氏の發祥地なる事、ナカトミ條に云へり。郡内に中臣邑あり、豊後國風土記に「景行天皇朝云々、豊前國仲津郡中臣村」(トヨ條参照)と載せ、又和名抄に仲津郷、中臣郷を收む。而して正倉院文書、丁里月籍に「中臣部黒麻呂」等を載せたり。後世まで此の氏の多かりしを知るべし。

又天平實字六年紀に豊前員外介中臣酒人宿禰虫麻呂、神護景雲元年紀に豊前介中臣智宜朝臣阿曾麻呂・見ゆ。當地と關係あるか。

19 豊後の中臣部 景行紀に直入中臣神・見ゆ、ナカトミ條を見よ。

中留 ナカトメ 清和源氏佐竹氏の族にして、義長を祖とす。

永留 ナガトメ 武藏秩父郡、及び阿波等に此の地名存す。

1 藤原南家相良氏族 肥後の名族にして相良系圖に「頼親—頼明(永留、庄司次郎)と見ゆ。

2 雜載 對馬等にも此の氏有り。

長伴 ナガトモ 和名抄、陸奥國宇多郡(磐城)に長伴郷を收め、高山寺本に奈加止毛と註す。トモ、オホトモ等の條参照。

長友 ナガトモ 和名抄、美濃國安八郡に長友郷を收め、元慶紀に當國長友神(國帳に從五位上長友明神)を擧ぐ。

1 大伴姓 トモ、オホトモ等の條参照。

2 加茂姓 日向國の豪族也。賀茂條第五十八項参照。日向記に「新納石城主長友源次郎」を載せ、又長友次郎左衛門尉、長友九郎右衛門尉等を擧ぐ。

3 雜載 その他、薩摩國日置郡、大隅國肝付郡等にも存す。

永友 ナガトモ

中友田 ナカトモダ 伊賀の名族也。服部條を見よ。

長瀨 ナガトロ 羽前、紀伊等に此の地名存す。

1 清和源氏新波氏族 羽前國北村山郡長瀨邑より起る。最上滿家・此の地にありて、長瀨殿と云ふ。其の子孫義守(一)に義光)の子新八義保・長瀨を氏とす。風土略記に「長瀨館は、山形の北七里、東根の西、船岡の近地なり。當時は御公料にして、五千石餘の陣屋なり。昔は新波兼頼朝臣の曾孫、左京大夫滿家・住居の城なり。是れを長瀨殿と稱す。應永三十二年逝去、禪會寺に葬る。嫡子式部大夫頼宗も長瀨に居城、嘉吉元年逝去。此の時、最上家は、山形、中野、長瀨と三城の中に住居」と載せたり。モガミ條を見よ。

2 また天童下筋八館の一に此の氏あり、義光物語に長瀨左衛門尉・見え、又これより前、永正長谷堂の役に長瀨殿死と。又最上家臣に長瀨内膳あり、文獻中、平

鹿郡増田城を守る。

中名 ナカナ 仙台長倉文書、伊達頼宗判書に中名備後守・見ゆ。

長名 ナガナ 越後長尾氏配下に見ゆ。

中永 ナカナガ 備前に存す。

中長 ナカナガ 美濃に存す。

永長 ナガナガ 豫章記に「伊與國宇和永長一族、同方たる上竹林寺殿に御座す」と。

長繩 ナガナハ 美濃に存す。

中西 ナカニシ 大和に中西庄あり。その他、備前、阿波等に此の地名存す。

1 大和臣姓 大和春日御官北郷の一也。カスガ條を見よ。「權神主從三位大和臣時雅(中西左京)」など多し。

2 藤原姓 大和國中庄より起る。江戸幕臣にして、寛政系譜三家を載せたり、家紋澤瀉。出雲守元重—伊豫守元如(彈正)—主水正元吉—主馬元朝—内匠助元照(忠良)—主水孝元—利部元長—伊豫守元義—主水元武)にして、三千石を領す。



中西藤十郎

又十津川郷鎗役由緒書に「池穴村庄屋中西岡右衛門」を擧ぐ。

3 平野社家 正圓宜にして、これも大和臣也。正圓宜家系に「中臣(大和臣)、時久二男久富(寛永十年、平野社司に補す)久誠」と見ゆ。

4 度會姓族 伊勢外宮の祠官にして、外宮權宜家系に「中西(久大夫)。度會弘房が十一世の孫弘重の後」と載せ、又地下權宜系圖に「中西(久大夫)。度會、天牟羅雲命後裔、二門始祖飛鳥十三世の孫裔」と云ひ、又「中西(與大夫)。同上。天牟羅雲命の後裔飛鳥二十三世永用の裔」と。又「中西(用和)。同上。飛鳥十六代孫元清裔」と見ゆ。

又風宮内人物忌家系血系に「中西(玉串内人)、度會弘繩家系。度會姓二門權宜春彦の男長晴が二男を初代とす」と。又我が舊師に中西健郎氏あり。

5 荒木田姓 伊勢内宮の祠官にして、内宮權宜家系に「中西。荒木田姓、祖興成」と載せ、その別れにも中西氏あり。又地下權宜別宮内人物忌家系に「中西。天見通命の後裔・神主田長十七世孫」と。二家あり。

6 橋姓 大神宮司附職職掌人家系に「御附家主・中西。橋朝臣、本姓度會、度會

常保の男分家々、初代常秀」と見ゆ。

7 伊勢の中西氏 以上三項の外、多氣郡の豪族に見ゆ。中西清兵衛は北島家臣にして、上管村管城主たりき(五鈴遺囑)、今も數屋敷と云ふ。又同郡西山村上奥尻に西山城あり、北島家の家臣中西圖書頭、こゝに居る。また同清次兵衛、八兵衛、外記述等あり(多藝誌、名勝志)。又大淀城士に中西入道支誓あり、九鬼氏の兵を破る(三國地志)。又現今津田村の名族に存す。

又飯高郡船江城士に中西清右衛門あり。

8 尾參の中西氏 尾張國愛知郡名族に見え、又三河國八名郡中山村大倉大明神の神主に中西氏(平野村)、また同郡中山村日吉山王權現社神主に中西氏等あり。又尾張の儒者に中西淡淵(曾太郎維寧)あり、實は尾州藩秋元氏、竹腰家々臣中西曾兵衛の養子也。

9 丹波の中西氏 天田郡の名族にして、先祖は麻呂子親王の臣也と云ふ。子孫下小田村、上田村、田和村、宮垣村、猪野々村、梅ヶ谷村等に存す。又赤井懸左衛門の家士に中西奥大夫あり。丹波志に「中西奥大夫。子孫畑中村。是れ赤井懸右衛



門家筋也。奥太夫に子三人あり。三男を奥太夫と云ひ、當村に住す」と。アカキ條を見よ。  
又水上郡にあり、「中四氏。右門、子孫福本村。是れ地侍也。子孫本家喜右衛門、分家共三家」と見ゆ。

10 清原姓 清原系圖に「大藏尉遠家一兵衛太郎成遠一頼家(中四と號す、一峰道支)」と。キヨハラ條を見よ。又小島系圖に「成遠(小島兵衛太郎、自保道祐)一頼家(中四と號する初め也。一峰道支)一遠好(五郎左衛門、道榮)」



11 河内の中四氏 交野郡寛永三宮拜殿着座覺に「尊延寺村中四氏一軒」と見ゆ。  
12 攝津の中四氏 島上郡別所村の名族、また八部郡神戶村の名族にあり。

13 和泉の中四氏 堺、大島郡等の名族也。  
14 紀伊の中四氏 攝津池田氏の後也と。續風土記、牟婁郡池田村舊家條に「地土中四孫左衛門。家系に、天正年間、攝州池田の城主池田筑後守正久の子八郎三郎勝政、荒木村重に押領せられ、其の子吉兵衛勝恒、當村に遷れ居住す。慶長年間、海部郡小雜賀村中四氏を養子として氏を改む。其の裔四代、大屋莊役を勤め、代々地士たり」と見ゆ。

15 伊豫の中四氏 豫章記に「中四合弟九郎太郎」等見ゆ。  
16 大隅の中四氏 地理纂考、給良郡山田郷條に「野神牧址。島津綱貴、中四長右衛門に與ふ」と見ゆ。

17 伊賀の中四氏 當國の名族にして、その裔に主馬惟忠あり、深齋と號す、名醫也、享和三年逝。その子幹藏惟孝、鷹山と號す、又名あり。  
18 秀郷流藤原姓泉氏族 近江の名族にして、「今井遠俊一胤俊一高俊一秀遠一詮遠一某(中四家を相續す)」と云ふ。當國中四氏は丸に三柏を家紋とす。又藤樹先生行狀に中四氏、見ゆ。

19 武藏の中四氏 秩父郡矢部瀬村の名族

20 常陸の中四氏 明德二年熊野參詣願文連署に「常陸國笠間郡の住人・神原朝宗、飯島光忠、中四宗忠」を擧ぐ。  
21 三宅姓 備前國邑久郡の中四邑より起る。和田、兒島氏の一族にして、太平記卷十六に「中四四郎範顯」見ゆ。和氣編には四郎範房に作る。南朝の忠臣也。後世、兒島高徳の裔と稱す。兒島、三宅、和田等の條を見よ。

22 菅原姓 美作の豪族にして、草刈系圖に「作州東北條郡吉見村岩尾山城主中四四郎右衛門菅原吉」を載せたり。また「三輪庄百々村城在番、中四四郎左衛門尉」など見え、その他、中四全充等あり。又東作志、東北條郡青柳庄小中原村條に「感書、里長中四孫右衛門家藏。中四氏は勝北郡新野庄西中村より出て舊家なり。森家時代、代々大里正を勉め、大家にして豪農の閑えあり。血統の者、津府二階町山手屋方に本書を藏す。去年十月十四日、山下に於いて合戦の時に、射鎗、腰に太刀疵を被り、忠節比類なく候。今に當城に相詰められ候條、加給と爲して、保坂一分の内、安積支蕃見分、先づ相斗ふべ

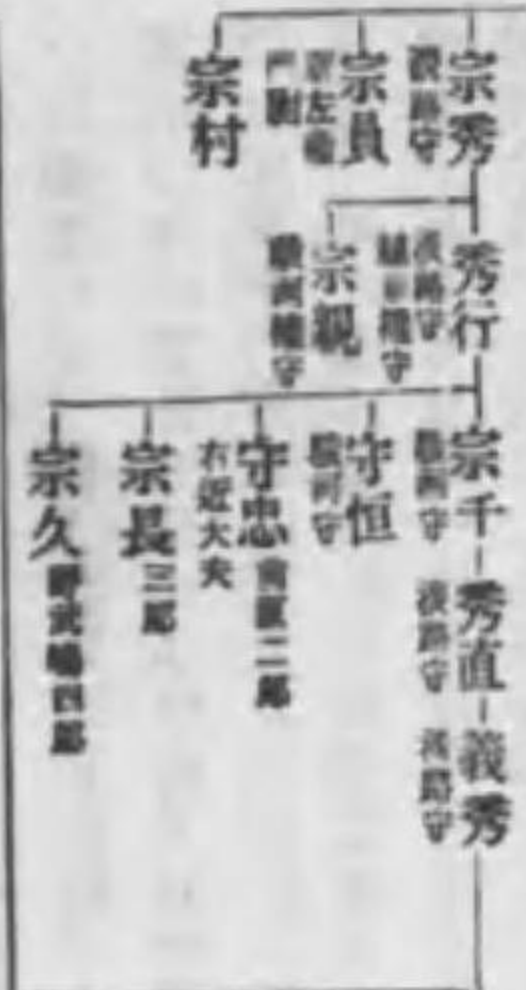
く候。彌々御忠儀肝要に候、恐惶謹言。弘治二年九月二日、吉弘花押、中四孫九郎殿」と。又「天文廿二年三月六日、吉弘(花押)、中四孫九郎殿。三月十七日、輝元(花押)、中四三郎兵衛殿。隆景(花押)、中四三郎兵衛殿。長繼(花押)、中四三郎兵衛殿。天正廿一、二月十五日、明石掃部頭(花押)、中四四郎右衛門殿。羽柴筑前守秀吉(花押)、西子十兵衛殿」など多し」と。  
中四家系に「中四三郎兵衛尉管原朝臣は新野庄中四城主、慶長十八年癸丑六月九日死。同人妻は廣戸氏女、慶長十九年甲寅八月十九日死。二代目中四四郎右衛門吉番は吉見岩尾山城主、寛永十年癸酉十一月廿九日死。同人妻は草薙衛繼の女、寛永十四年丁丑十月廿二日死。三代目中四三郎左衛門秀正は寛文五年乙巳四月五日死、同人妻は新見氏の女、寛文八年戊申十一月十七日死。四代目中四孫右衛門正次、實父は龜田大隅守高綱の孫、貞享三年丙寅十月二十九日死、同人妻は榮父秀正の女、元祿四年辛未十一月廿一日死」と。(津山妙法寺記録)。

23 阿波の中四氏 三好郡の田井庄中四郷  
24 藤原姓 中興系圖に「中四、藤原、關白良實公九男尋源大僧都これを稱す」と見ゆ。  
25 雜載 豐鑑に中四編五作を載せ、又徳川時代、尾州徳川家用人、南部藩重臣、白杵稻葉藩用人等にあり。又加賀藩給帳に「二百石(左三巴)中四紋左衛門、百八十石(丸内松皮菱)中四太郎右衛門、百五十石(抱者荷)中四多四郎、百石(松皮菱内下り藤丸)中四作左衛門、百石中四全」等を載せ、又津山藩分限帳に「五十石、中四海二郎」見ゆ。又茶人に中四立佐あり。その他、安藝、備後、志摩、豊前、備前、美濃、出雲、加賀等にも存す。又江戸の書家に中四惟寅(研齋)、小溪堂と號す。又京都の畫家に中四耕石あり。又小給地方由緒書に「矢倉久右衛門、權現權御代、祖父中四久右衛門儀、慶長の比、召し出さる云々」と。

又數學家に中四十大夫正好あり、初め床井文左衛門、弟を文左衛門正利と云ふ。又幕府天文方に中四金吾數邦(雲岳)あり、清道の子也。又數邦の子平太郎那字(子産、金吾、觀水)、父子共に名あり。又京都の書肆に中四敬房あり、曆數に精しかりき。  
仲西 ナカニシ 石見、伊勢、志摩等に此の氏あり。前條氏に同じ。  
那珂西 ナカニシ 那珂條を見よ。  
長西 ナカニシ 江州中原氏の族にして、井口系圖に「二階堂仲太郎信眞一彦左衛門信之―守信(長西と號す)」と。また「信之の弟慈法坊(長西)」など見ゆ。  
中庭 ナカニシ  
中新田 ナカニシヒダ 陸前國加美郡中新田邑より起る。南條氏の族にして、大崎左衛門隆義家臣に中新田下總守あり。觀蹟閣老志に「中新田城、大崎義隆・こゝに居る。後家臣南條下總なる者・こゝに居る」と。  
長貫 ナガヌキ 和名抄、常陸國鹿野郡に長貫郷を載せ、又駿河にも此の地名存す。  
中主 ナカヌシ 羽後の豪族に見ゆ。由利條參照。  
中沼 ナカヌマ 長沼と通ず、併せ見よ。  
1 島津氏族 信濃の豪族にして、島津系圖に「忠久―忠義―高久(大炊助、信濃守、號中沼)」と見ゆ。島津三代久經の弟



にして、水沼郡長沼城に住みしによる。
2 秀郷流藤原姓小山氏族 長沼氏の族にして、系圖に「淡路守宗政—同時宗—又四郎宗泰」



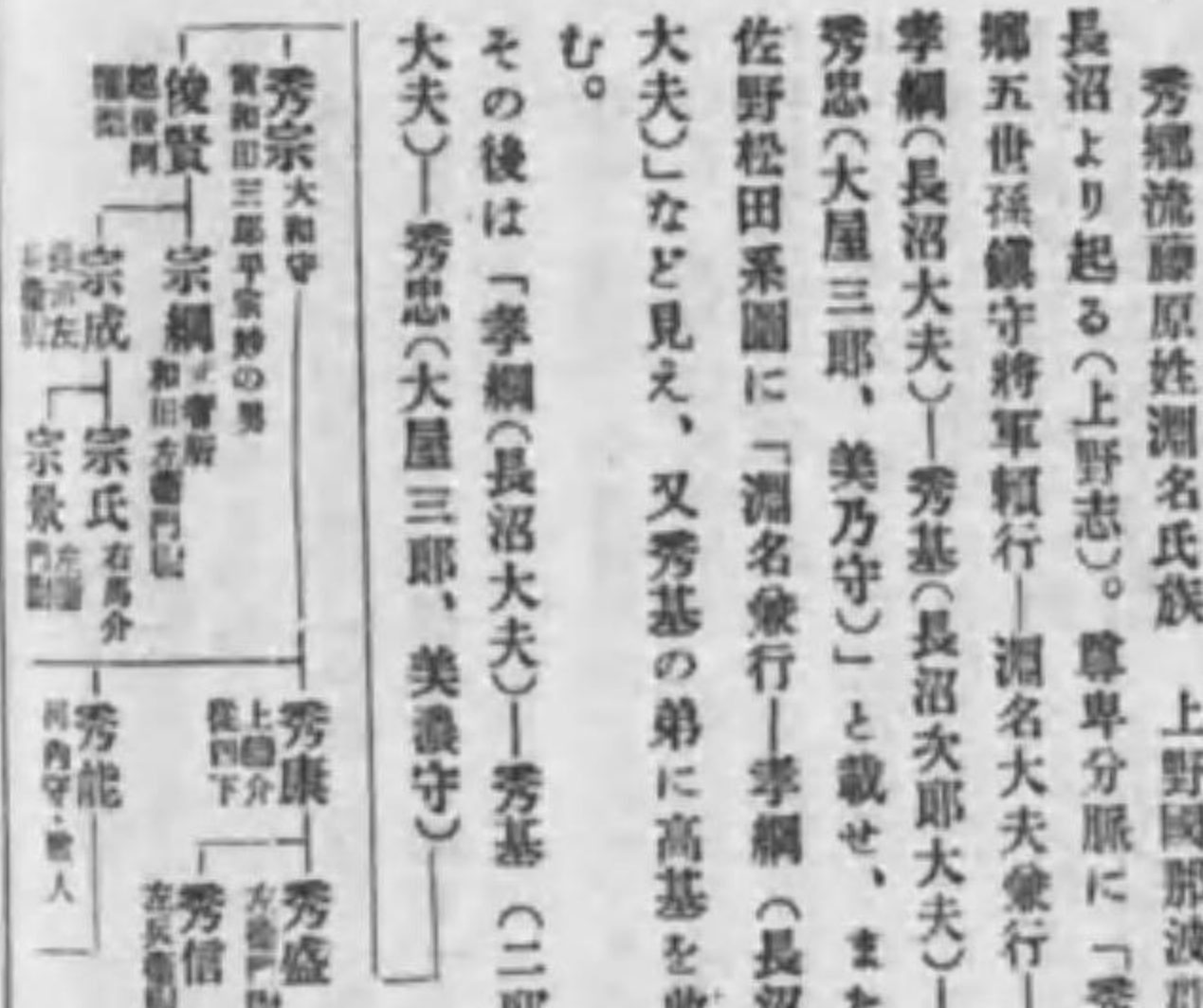
滿秀—憲秀—秀光
光泉 天台宗僧侶、香中納言
秀宗—氏秀—宗成
宗衛—宗綱
宗久 宗成四郎

3 雜載 隱岐國中村の人に中沼了三之舜あり。京師に上り、儒を以つて聞ゆ。その子を清藏と云ふ。
その他はナカヌマ條を見よ。
仲沼 ナカヌマ 岩磐に此の氏存す。
長沼 ナガヌマ ナガヌ 和名抄、備前國邑久郡に長沼郷を收め、奈加奴と註す。後世長沼邑と云ふ。その他、駿河、武藏、信

濃、上野、下野、岩代、羽前等に此の地名あり。
1 長沼造 百濟族にして、天平實字五年紀に「百濟人延留豐成等四人に姓を長沼造と賜ふ」と見ゆ。

2 清和源氏土岐氏族 常徳院江州勅摩着到に「四番衆・土岐長沼治部少輔」を載せたり。新編美濃志に「長沼藤次兵衛は齊藤新五郎が家人」とあるは、此の族か。
3 駿河の長沼氏 安倍郡(有度郡)長沼邑より起りしか。淺間惣社離分役に長沼左内を載せたり。

4 秀郷流藤原姓淵名氏族 上野國那波郡長沼より起る(上野志)。尊卑分脈に「秀郷五世孫鎮守將軍賴行—淵名大夫兼行—孝綱(長沼大夫)—秀基(長沼次郎大夫)—秀忠(大屋三郎、美乃守)」と載せ、また佐野松田系圖に「淵名兼行—孝綱(長沼大夫)など見え、又秀基の弟に高基を收む。
その後は「孝綱(長沼大夫)—秀基(二郎大夫)—秀忠(大屋三郎、美乃守)」



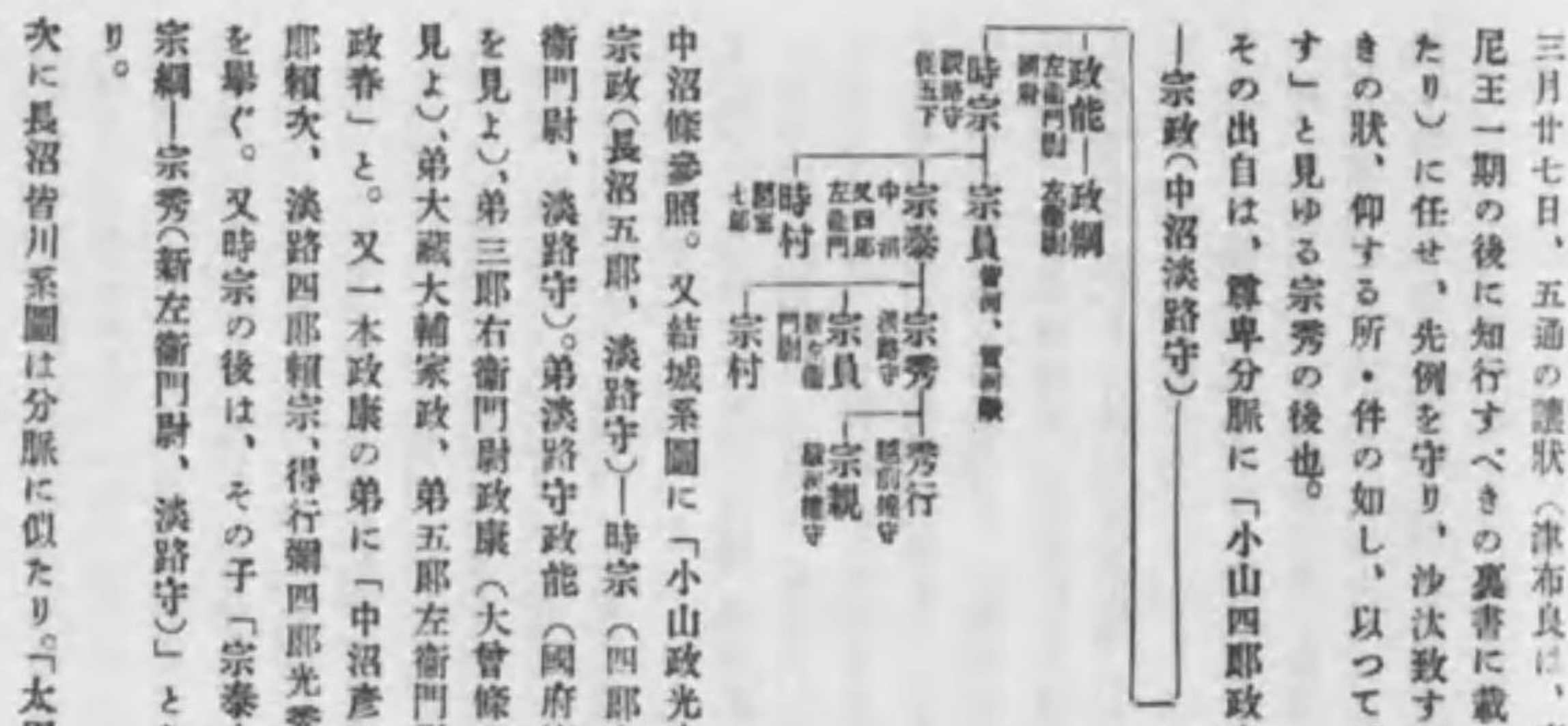
秀純—秀廣—秀長—秀賢—秀治
能茂—友茂—秀時—秀定—秀冬
道玄—秀倫—秀經—秀光



秀時—秀經—秀光
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道
秀重—秀道

なほ大屋(オホヤ)條を見よ。氏人も其の條にあり。その他、和田、河内等條参照。
5 日奉姓西黨 武藏國多摩郡長沼邑より起る。七黨系圖に「(四)内大夫宗忠—宗守—國守—職任(長沼二大夫)」と載せ、また四氏系圖に「(四)國守—職任(長沼二耶太夫)」と見ゆ。
6 秀郷流藤原姓小山氏族 下野國芳賀郡長沼邑より起る。關東八家の一にして、園城寺文書、正安元年十二月の將軍家政所下文に「早く左衛門尉藤原宗秀をして、美濃國石太、五里の兩郷、同國津布良庄、下野國長沼庄(古布島は後家一期の後、知行すべきの由、後家所帶讓狀に載す)、同國小瀬郷、陸奥國長江庄(南山と號す。權藤太跡は、後家一期の後、領知すべきの由、同讓狀に載せたり)、淡路國守讓職、美原、上田の兩保、同國東神代郷、四神代郷(富永名は、有夜又一期の後に知行すべきの由、有夜又所帶の讓狀に載せたり)、澁村、賀茂郷、同國內膳庄(有夜又一期の後、知行すべきの由、同讓狀に載せたり)等の地頭職の事、右亡父左衛門尉宗泰法師(法名覺源)の去る弘安六年

三月廿七日、五通の讓狀(津布良は、摩尼王一期の後に知行すべきの裏書に載せたり)に任せ、先例を守り、沙汰致すべきの狀、仰する所・件の如し、以つて下す」と見ゆる宗秀の後也。
その出自は、尊卑分脈に「小山四郎政光—宗政(中沼淡路守)」
中沼條参照。又結城系圖に「小山政光—宗政(長沼五郎、淡路守)—時宗(四郎左衛門尉、淡路守)。弟淡路守政能(國府條を見よ)、第三郎右衛門尉政康(大曾條を見よ)、弟大藏大輔家政、第五郎左衛門尉政春」と。又一本政康の弟に「中沼彦四郎頼次、淡路四郎頼宗、得行彌四郎光秀」を擧ぐ。又時宗の後は、その子「宗泰—宗綱—宗秀(新左衛門尉、淡路守)」とあり。
次に長沼皆川系圖は分脈に似たり。「太田



別當行政—四郎行光—宗政(長沼五郎、淡路守、長沼の領主、氏と爲す、又中沼と稱す)—淡路守時宗—又四郎宗泰(左衛門尉)—越前權守秀行—淡路守宗秀(弟に駿河守宗親を收む)—駿河守宗子—淡路守秀直(應永)—同義秀—五郎滿元—淡路守憲秀—紀伊守秀光—淡路守秀宗—同氏秀—宗成(皆川宮内少輔)」と見ゆ。
7 系圖 次に長沼系圖には「小山下野大掾政光三男・宗政(從五位上、淡路守、五郎左衛門尉、法名生蓮。母は宇都宮下野權守藤原宗綱の女。延應二年庚子卒、八十歳。所領凡そ九千餘町云々)—時宗(從五位下、淡路守、式部大輔、四郎左衛門尉。その弟政能は大曾、及び國府條を見よ)—宗員(皆川左衛門尉、彌四郎、子孫皆川條を見よ)、弟宗泰(從五位下、式部大輔、左衛門尉、長沼亦四郎。その弟の時村は萬壽七郎と稱す。猶ほ一本系圖、その弟に源太四郎宗時(金井戶條参照)、及び土屋六郎宗信を收む)—長政(從五位下、判官、藤五郎。その弟秀行は、從五位下、越前權守、皆川山城守廣照の祖也)—政保(從五位下、刑部少輔、亦五郎)—宗保(從五位下、壹岐守、藤五郎、初名



長宗、法名覺叟、一本長保、又秀保。宗光(駿河守、從五位下、監物、藤五郎、法名融覺、世に惡五郎入道と云ふ。武功ありて、久明親王より、菊の紋を賜ふ。通世して、鎌倉新御堂に住み、後に宮の森に於いて松樹院を建立す。觀應二年辛卯八月六日寂、七十九、松樹院悟峰融覺と號す。弟宗次(四郎左衛門尉、入道法名覺蓮、新田義貞に屬して義兵を擧ぐ)と。次に宗光の子「宗親(駿河權守、亦四郎、法名道覺。永徳三年癸亥三月六日寂。一代の合戦六十一度、終に敗軍なし云々)、弟宗明(五郎左衛門尉、一本に宗章に作る。鎌倉に在りて左兵衛督基氏に仕ふ也。後孫長沼吉兵衛朝之は松平隠州侯に仕ふ)と。

次に宗親の子「宗恒(駿河守、亦四郎、法名覺師。祖父宗光入道の爲に、長沼郷に宗光寺を建立し、新御堂山と號す。宗光入道・鎌倉新御堂に住居せしに依りて也)」。宗千(駿河守、藤四郎、法名一露覺無)、弟宗仲(亦四郎)「光能(亦四郎、政連)と。又宗仲の弟「持晴(左近將監、法名三密院と號す)」。秀政(壹岐守、法名寂岩覺明)と。

次に宗千の子「朝重(駿河守、幼名泰重。文明三年辛卯五月五日、古河公方成氏に從ひて古河に於いて討死、六十三歳、法名顯覺道。その弟重晴は富田十郎、都賀郡富田の住人なり)」。重政(亦四郎)「宗秀(五郎左衛門尉)」。宗延(駿河守、一本に宗近に作る。古河公方晴氏に仕ふ)」。宗隆(主税助。弟宗賢は肥前守と稱す)」。宗廣(遠江守。天正十八年庚寅四月九日、小田原に於いて討死)」。政忠(筑前守、石川に改む)と。

又宗千の子「持宗(治部大輔、藤五郎、法名乘雲院輝德總覺と號す。永享十年戊午十二月八日、鎌倉持氏父子に命を乞ふ。東八ヶ國大名、十三人連判の内也。數度、武功あり云々)、その弟光廣(宮内左衛門尉。嘉吉元年辛酉四月、結城攻の先陣、武功あり云々)。次に持宗の子瑞鳳(相國寺長老、周鳳の法嗣)と。

持宗の子、瑞鳳の弟「成宗(讃岐守、亦四郎、文明八年丙申六月朔日卒、法名を大英院維心智存と號す。宗光の代より當代に至りて六代、長沼宮森の二莊を兼領して、四千三百貫文也。足利成氏君、元服の時、理髮役を勤む云々)」。政常(亦

四郎)「宗純(新四郎、早世)、弟宗春(讃岐守、亦四郎。天文十一年壬寅閏三月七日卒、法名を信教院諦觀智光と號す。弟名遠江守平盛詮に仕ふ。その弟和光は掃部助と云ふ)」。光覺(主税助、再び舊領宮森に住す。天正四年丙子十一月十日寂、法名を本正院義山道高と號す)、弟光隆(因幡、備後福山侯に仕ふ)と。

8 氏人 平家物語に中沼五郎宗政あり、源平盛衰記には中沼五郎宗正、また東鑑卷十九、三十、三十八には長沼五郎宗政、又承久記卷二、三等に中沼五郎(中沼の五郎)と載せたり。この人、勇武を以つて聞ゆ。源範頼に從ひて平氏を撃ち功あり。建保の初め、畠山重忠の子僧重慶、日光山に據りて不軌を謀る。將軍實朝、宗政を遣はし、往きて之を捕へしむ。宗政、其の首を斬りて獻じ、實朝を諫む。實朝、喜ばず、宗政屏居。月を踰え、兄朝政・陳謝して出づるを得たり。

その後、東鑑卷二十七に長沼四郎左衛門尉、三十二、四十に長沼淡路前司、三十四に長沼左衛門尉時宗等見え、承久記卷四に長沼小四郎あり。下りて太平記卷三に長沼四郎左衛門入道、卷四、六等に長

沼駿河守(宗恒)、梅松論に「小山、結城、長沼が一族云々」と。又長沼越前權守秀行は宗政が四代の孫、從五位下に叙し、淡路守に任ず。元弘三年、大塔宮の令旨を奉じ、官軍に屬す。新田義貞に從ひて北條高時を亡すと。

また長沼應永二十四年三月廿七日文書に「長沼淡路入道殿、白川文書に長沼云々。結城戰場物語に「長沼云々」、永享十二年、結城氏朝・これを攻む。また續太平記に長沼駿河入道、長沼治部大輔持宗、その後、永祿六年諸役人附に「關東衆・長沼淡路守(下野)」とあり。

9 居城 此の氏は長沼城に據る。下野國志に「城は芳賀郡長沼郷太田村にあり。長沼五郎左衛門尉宗政・始めて築く。元暦元年甲辰とあり」と見え、又永享後記に「永享十三年、結城氏朝・長沼淡路守を攻めしが、長沼は名城にて終に責め落ちず」と。又「五郎宗政より秀行に至り、弟長政に傳ふ」(長沼義秀讓狀)と。成宗に至り、鎌倉公方に亡されて廢城に歸す、宗政より成宗まで十二代也。

大田の宗光寺は圓頓止觀院と號す、圭田五十石。宗政の建立也。その北方・長沼

八幡宮も藤五郎宗政の建立にして、舊社領は三十三町に及びりとぞ。所領五千餘町(國志)、翁草には「七千町、下野の内、長沼五郎宗正」と。紋譜帳に紋を藤の丸とす。甲陽軍鑑に長沼衆云々と。

10 秀行流 東國擾亂記、下野國志等に據るに「式部大輔宗泰二男秀行(從五位下、越前權守、判官。下總國府田井住人、田井判官と云ふ)」。宗秀(淡路守、新左衛門尉。正和三年甲寅七月、奥州岩瀨に移る、岩瀨郡に長沼邑あり)」。宗行(從五位下、淡路守。一本、宗千駿河守に作る)」。秀直(從五位下、淡路守)」。義秀(從五位下、淡路守)」。滿秀(藤五郎、早世)」。憲秀(從五位下、淡路守。貞治二年癸卯十月、會津田島に移る)」。秀光(紀伊守、從五位下、嘉慶二年、足利氏に反して、田島を沒收せられ、應永年中、皆川城を再興。嘉吉元年辛酉三月二日、皆川に於いて卒、九十六)」。秀宗(從五位下、淡路守。永享十年戊午八月朔日、鎌倉に於いて生害。弟智光は太平山坊中光泉坊、初名中納言)」。氏秀(從五位下、淡路守。皆川庄五十餘郷を領す。文明十二年庚子九月二日卒、法名龍勝明川)」。宗成(皆川條を見よ)、

弟成明(長沼又次郎、余兄宗成と共に川原田に討死す。法名安齋明泰)、弟成忠(富田左衛門尉)と見ゆ。

11 桓武平氏 會津の長沼氏也、第六項以下參照。新編風土記、會津郡田島條に、「鳴山城趾。鎌倉右大將家の時、長沼五郎家政・下野國結城長沼より、此に來り、始めて住し、其の子孫・代々此處に居りしと云ふ。長祿の頃、長沼政明と云ふ者あり(長沼政明は長沼大和守平政明と稱す。龍福寺に位牌あり)。明應大永の頃、長沼盛秀と云ふ者あり、永正十八年、黒川を政んとて、槍玉峠まで兵を出せしが、殘らず討たれたる由、長帳に見へたり。永祿元年の文書に、長沼盛勝の名あり。盛勝・平五郎と稱す。彌七郎盛秀は天正の頃の人なり、蓋名没落の後、伊達氏に降参し、其の後、此地に終りしと見ゆ。子孫如何なりしか詳ならず。其の盛なりし頃は、田島、岡本、針生の三郷より、立岩郷までも、其の所領なりしと云ふ」と。また下野國鹽屋郡主川崎氏。その女を會津南田島村鳴山城主長沼孫七郎盛秀に妻合はせし時、化粧田として、河島郡六箇村を會津に賜せしむ。その後、永祿の頃、



長沼實國・上三依村姥捨山に館を構ふ。糸澤村龍福寺に、永祿元年十二月の長沼盛勝の列書あり。又田島邑徳昌寺に長沼盛秀の墓ありて、「天正十八年三月二日施主敬白」と。なほ河原田條、大竹條參照。又四家合考に「盛秀・小林館を攻め落す」事を載せ、又新編風土記、會津郡河島組條に「中荒井村館址。長沼三郎左衛門常則と云ふ者築き、慶長中、渡部左京助某住せりと云ひ傳ふ」と。又同郡糸澤村飯述は「天正中、長沼小次郎某居住」と云ふ。

12 陸前の長沼氏 宮城郡の豪族にして、餘目舊記に「國分は、小山より長沼分れ、長沼の親類にて下荒井が先祖也」と。又封内風土記に「芋澤邑字那爾大明神社梁上の古牒に「藤原朝臣長沼伊勢守政繼、福徳元年(延徳二年)丙戌年建立」と。また「藤原朝臣長沼式部少輔宗治、天文五年丙申建立」と。其の三に「藤原朝臣長沼郷六大膳宗家、永祿五年壬戌建立」と見ゆ。長沼は郷六氏の本稱か。郷六氏は國分家臣也」と。郷六條參照。

また「栗原庄宮澤邑の古疊は今藩士長沼氏・之に居る」と。武鑑、伊達藩年寄に此の氏を收む。

13 信濃の長沼氏 第十一項流なりと云ひ「五郎宗政の裔山城守廣輝・居城奥州南山にて、元龜中戦死す。廣政に至り松平直政に仕ふ」と傳ふ。廣政の子外記宗敬・澹齋と號す。兵學者也。

14 紀伊の長沼氏 續風土記、伊都郡馬場村條に「長沼重右衛門、家傳に其の祖を、長沼源兵衛といふ。長沼小十郎左衛門の後胤なり。美作國森美作守に仕ふ。家に森氏の感状を藏む、子孫今丁田に住す」と見ゆ。

15 安藝の長沼氏 正治二年、長沼宗政・當國守護たりと。

16 宇都宮氏族 豊後の豪族にして、宇都宮大系圖に「景房―信景、弟長沼行房(長沼、大野祖)」と見ゆ。

17 淡路の長沼氏 第六項參照。又淡路國大田文に「右一巻は寄合皆川森之助の所藏なり。文化十年九月廿一日撰寫して、不忍文庫に納め奉る。其の先、長沼淡路守藤原宗政、淡路國守護職、同國地頭職たりしかば、常時傳へし所顯然たり。兩職たりし事は、寛喜二年の遺狀に見えたり」と。

18 丹波の長沼氏 多紀郡出合城主也。長沼條を見よ。

19 雜載 その他、結城秀康家臣に長沼長右衛門・殉死す。松山松平藩重臣たり。又關長門守御家中侍頼に「百五十石、長沼佐左衛門」を載せ、又森家の士に長沼字右衛門、郡代たり、寛文十一年文書に長沼字右衛門と。又銀客長沼四郎左衛門國郷は山田光徳の第三子なりと。

永沼 ナガヌマ 前條氏と通ず。

1 平姓 左馬頭敏隆を祖とすと云ふ。次項に同じきか。

2 織田氏族 織田系圖に「飯尾近江守定宗―彦三郎敏宗―宗康(永沼左馬進)」と。

3 雜載 奉行に永沼字右衛門あり。又近世、磐城湯郷渡邑の銀客に永沼幸四郎光許あり、俳諧と鐵術に長ず。

仲根 ナカネ 中根と通ずるが故に、次條に併せ云へり。

中根 ナカネ 尾張、武藏、下總、常陸等に此の地名存す。

1 清和源氏佐竹氏族 常陸の豪族にして仲根氏ともあり。那珂郡中根邑より起る。小田野本佐竹系圖には、南酒出義茂より分るとし、佐竹白石系圖には、「北酒出の族・白石源忠の子義任(出雲守、中根、是れ也)」と註す。其の後にして、中根城は

初め義任・據り、後同族山入掃部介義綱の弟言義が居城にして、中根尾張守と稱す。

2 清和源氏徳川氏族 徳川伊豆守宗泰の子久兵衛・佐竹氏に仕ふ。將軍家を傳りて中根を稱し、秋田に移る。トクガハ條を見よ。

3 桓武平氏秩父氏族 島山系圖に「重忠―重保―重晴(中根小次郎、元久元年、重忠父子・誅せらると雖も、重忠の内室は北條殿息女、本領安堵、子孫は繁昌也)、弟重勝(中根小太郎、勝岱、高坂、豐島)、弟下野守重國」と見ゆ。

4 武藏の中根氏 新編風土記、橋本郡卷に「菅村代官屋敷跡は東の方字馬場にあり。これは、中根重岐守が知行せる所なるにや」と。又葛飾郡伊豫田村の名族にあり、「先祖中根平左衛門は、台徳院御代に川除御普請役を勤しが、寛永中、當御關所番に轉じ、今八代に及べり」と見ゆ。又足立郡の此の氏は、丸にかたばみ、丸に銀鳩酸草を家紋とす。

5 伊豆の中根氏 伊豆志橋に「中根重勝は三河の人、延寶中、下田へ來り仕ふ。その子貞右衛門若思也」と。若思は東里と號す、儒者也。

6 三河の中根氏 額田郡の豪族にありて、箱柳城(箱柳村)の城主は中根肥後守忠良、同助市也と。又二葉松に「日名村、中根彌五郎重次、小呂村扇敷、同新左右衛門。田口村、中根七九郎、並に中根黨。法見村、中根喜藏(又井口城主)。横落村・中根氏」などを載せたり。又磐海郡犬頭明神に中根氏の寄進狀存す。その他は以下二項を見よ。

7 桓武平氏大塚氏流 家譜に「讚岐守忠正の末男七郎正持・保元の亂を避けて、三河國道根六郷の邊に盤居し(時に二歳)、中根を稱す」と云ふ。平兵衛正行の子平左衛門正照(桂光)・家康に仕へ、三方原に死す。一族・寛政系譜に十二家を載せたり。家紋丸に抱囊荷、揚羽の蝶、花囊荷。平兵衛正行―新左衛門正信(源次郎)―中兵衛正重―大隅守正成―日向守正勝―大隅守正延―大隅守正利―内膳正寧―正英」と見ゆ。八千石を領す、その他多し。



中根主水

8 松平氏族 松平廣政の子平大夫正吉の後也。その子九郎兵衛正俊、その子喜藏

9 織田氏族 尾張國愛知郡中根邑より起る。織田系圖に「信長の弟・某(中根氏養子となる)」と載せ、尾張志に「中根南城(中根村四市場)の城主は織田越中守と府志にいひ、信長記一の卷に中根殿とあり」と。又張州府志に「土人亦曰ふ、織田越中は天性魯鈍の人也」と見ゆ。

10 平姓大橋氏族 尾張國海部郡津島の名族にして、尾張志に「津島の人中根越中守、同七郎等は中根村の地頭なり」と。次項を見よ。

11 藤原姓 前項氏と同族なれど、寛永寛政の兩系圖は藤原氏とす。家譜には「平氏にして大橋修理大夫貞乘の二男中務少輔信吉(平七郎)海部郡奴野城に住し、中根を以つて、家號とす。信吉六代孫肥後守忠正、その子肥後守忠利(實は大橋和



泉守貞安入道禪休(二男)に至り、三河國額田郡箱柳邑に移る」と云ふ。第八項參照。家紋抱龍荷、揚羽蝶、立雙鷹羽、笹の丸三蓋松。系圖に「市左衛門(廣忠に仕ふ)―市左衛門(正直)―市左衛門正則―壹岐正盛(平十郎)―平十郎正朝―正冬」等を載せたり。

12 近江の中根氏 淺井郡の名族にして、平姓と稱す。中根丈右衛門(元圭)は此の氏にして、曆學者として名あり。白山と號し、將軍吉宗に仕ふ。その子安之丞彦備、また名あり。又膳所藩備に中根紀あり、風河と號す。

13 雜載 本多忠朝家臣に中根權兵衛(貞心淨閑)あり、大阪一心寺に墓存す。又忠勝家臣に中根忠實あり。

その他、福井松平藩用人、(子孫に中根雪江は靱負師實。第七項の族、衆業―衆久―衆譜―雪江也。幕末、明治に功ありて男爵を賜ふ。その子己巳也)。又上田松平藩中老、飯野保科藩用人、村上内藤藩用人、高田榊原藩重臣、壬生鳥居藩年寄等に此の氏存す。又信濃高遠藩備に中根覺大夫經世(君美)、又越前備に中根清(子淵)、江戸の儒者に中根左内重(桂義)

あり、皆名高し。又中根流槍術の祖に中根一雲、江戸の詩人に中根半仙あり。又下總葛飾郡の中根氏は紋カタバミ也と。又駿府久能山社家に此の氏あり、内外寺社記抄に「御供洗、中根友吉」と見ゆ。又銀座由緒書に「新七郎實子中根上右衛門」と。又岩代會津の人の中根米七あり、西南の役に四郷に屬す。又伊勢、志摩、美濃、上總、下總等に存す。

長根 ナガネ

1 上野の長根氏 多胡郡の長根邑より起る。この邊を百濟庄とも云ふ。武田三代記、和田記、關東古戦録等に、長根雅樂之助、長根山城守などあり。藩翰譜に「藤田康國・長根を攻めて討死す」と云ふは、石倉の誤なるか。義輪軍記に「長根右京大夫は上場城に居る」由を載せ、甲斐には「四上野衆・なかね、こかん、合せて六十騎と註す(名跡志、地名辭書)。又上野國志に「長根上場城は長根右馬介居る。以上五城は上杉家の旗下なり。永祿中、信玄の爲に廢亡す。一説、神君外孫松平右京大夫家治・長根壘を賜ひ、文祿元年三月に家治卒す。壘・此に於いて

廢す、奥平信昌(二男也)と見ゆ。2 雜載 岩磐等にも存す。永根 ナガネ 江戸の書家に永根文峰(奕孫)あり。

中野 ナカノ

和名抄、越前國足羽郡に中野郷を收む。又庄園としては近江に仲野郷、常陸に中野庄あり。その他、山城、河内、攝津、伊勢、三河、遠江、甲斐、武藏、上總、下總、常陸、近江、信濃、上野、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、越前、出雲、石見、播磨、備前、紀伊、伊豫等、此の邑名多し。1 中野造 百濟族にして、天平寶字五年紀に「百濟人答他伊奈麻呂等の五人に、姓を中野造と賜ふ」と載せ、また姓氏錄、右京諸蕃に「中野造。百濟人杆率答他斯智の後也」と見ゆ。2 中野連 姓氏錄抄に載せたり。前項氏の族なるべし。3 中野宿禰 姓名錄抄に見ゆ。4 無戸の中野氏 外記日記、拾芥抄等に見ゆ。5 河内の中野氏 石川郡に中野寮(新堂村中野)あり、楠木正成の設けし寮なりと云ふ。

ナカノ

6 名張氏族 伊賀の名族にして、新田貞の家臣中村八郎の裔なりと云ふ。又後世、上野の俳人に中野與兵衛利實あり。

7 赤堀氏族 伊勢國朝明郡中野邑より起る。赤堀氏の族中野藤太郎の後也。この人・初め三重郡四坂郡に據る。名勝志に「中野城址、中野村に二處あり。一は村の中央北條に在り、土壘及び濠址あり。杉の大樹數株を存す。三重郡赤堀城主赤堀國虎の三男中野藤太郎(初め俊氏、藤太郎の名・藤七郎、藤九郎等に作る。今五鈴遺響、勢國見聞集に従ふ)。弘治中、城を築き之に居る。初め北島氏に屬し、後鈴鹿郡關氏に従ふ。永祿十一年、本郡四村城主朝倉詮真に與みし、織田信長と同様に戦ひ、城陥り自殺す。本村行圓寺に古硯一泓あり、不撻の硯と名づく。墨を磨するに、自然に清水を生ず、藤太郎所持の物なり。又本村に陣貝一箇を藏す。中野氏傳家のものなり」(勢國見聞集、五鈴遺響)と。

8 清和源氏爲義流 尾張國中野邑より起る。豫卑分脈に「爲義―行家(新宮十郎)―四乘(中納言房、岩藏)―爲貞(中野源

三と號し、尾張國中野に住す、弟密業(弁、法師)と見ゆ。後世、愛知郡中野村の人に中野又兵衛重吉あり。信秀、信長に仕へ、小豆坂の七本鎗とて有名也。其の妻は今川氏豊の女也。又寛政系譜に此の末裔と稱する中野氏一家を載せたり。家紋七寶の内銀花菱、丸に銀花菱。「三郎左衛門定尚―兵衛定兼―定佐―定武」と。

9 三河の中野氏 寶飯郡の豪族に存し、二葉松に「平井村古屋鋪、中野五郎大夫清忠」と。又小坂井棟札には中野彌三郎正宗と。「此の子孫・當時井伊掃部頭に仕官、三千石」と見ゆ。次條氏に同じきか。

10 井伊氏族 井伊系圖に「井伊彌太郎忠直の子三郎直房、中野祖」と載せ、又諸家系圖纂に「忠直―直房―直村―直平(井伊修理亮、信濃守)とあるより起る。直房は一に直方ともあり。又奥山系圖に「因幡守朝利―女(中野越後守直之室)」と載せ、此の末流と稱する中野氏・寛政系譜に一家を收む。三河國中野邑より起ると稱す。家紋丸に鳩酸草、鷹の羽八枚草。

11 「新左衛門重直―七郎重吉」云々と。安井仙南の門に入り嗣となる。

12 日奉姓西黨 武藏國多摩郡中野邑より起る。七黨系圖に見ゆれど、系圖はなし。當國足立郡中野氏は下り藤を家紋とす。「中野大炊助・應永卅一三月」とあるを始め「中野小太郎、中野彌三良、中野小太郎道仲、中野兵衛五郎」等を載せ、また千葉家臣に中野與十郎あり、千葉條參照。又香取社造營記録に奉行中野七藏・見ゆ。

13 下總の中野氏 小金本土寺過去帳に、「中野大炊助・應永卅一三月」とあるを始め「中野小太郎、中野彌三良、中野小太郎道仲、中野兵衛五郎」等を載せ、また千葉家臣に中野與十郎あり、千葉條參照。又香取社造營記録に奉行中野七藏・見ゆ。

14 岩磐の中野氏 相馬郡中野邑より起るものあり。此の地は中村六郎廣重の在りし地也。又相馬家臣に中野氏あり、奥相志に「立谷村に城址あり、北島國司・鹽山に城く時、麾下中野氏は伊達郡より此の地に來り、立谷右京亮と稱し、後に相馬に屬す」と。後元龜天正の頃、中野常陸介宗時あり、伊達氏に反して相馬氏に走る。次項、及びタチャ條、伊達條第九項等を見よ。

又新編會津風土記、耶麻郡日中村條に「磐精神社神職・中野出羽、元祿中、小大夫某初めて當社の神職となる。今の出羽義



重まで五代なり」と。又田村家臣に見えたり。

15 伊達家臣 もと岩代伊達郡の舊族にして、伊達家の老臣、且つ南北朝の頃は、伊達家と共に北畠國司に従ひて勤王せしが如し。その裔に中野讃岐あり、その孫常陸介宗時は、政宗、晴宗、輝宗の三代に仕へ執權として驍者、日に甚しく、遂に叛す。

天文十三年、伊達補宗列書に中野常陸介を載せ、又刈田郡關宿三岳社、天文廿四年七月十日棟札に「伊達家臣中野常陸宗朝」と。元龜元年五月、宗時・牧野輝正久仲等と共に、羽前置賜郡長井庄小松城に據りて叛し、敗れて相馬に奔る。伊達、立谷、小松、中村等の條を見よ。

16 清和源氏南部氏族 陸奥國三戸郡市野邊、九戸郡有家等に中野の地名あり。此等より起りしにて、深秘抄に「九戸五郎行連の子孫に中野修理あり、中野より高田わかる」と。修理は九戸政實の弟にして、新波氏(陸中新波郡の名大族、シハ、シワ條参照)の聲となり、高田の領主たりしが、天正十六年、新波直詮と争ひて、南部信直に屬し、新波家を亡ぼす。功を

耶)―出羽守清備(定之助)―定之助清茂(播磨守)と。清茂・碩翁と號す。龍を得て勢あり、時人を驚かす。天保二年卒、七十四。



中野播磨守

19 上野の中野氏 邑樂郡中野邑より起りしか。當國の中野氏は丸に遠鷹羽。新田義貞家臣に中野氏あり、第廿一項及び第六項を見よ。

20 諏訪氏族 信濃の豪族にして、諏訪系圖に「大祝爲貞(四郎)―大祝教貞―大六貞澄―放澄(中野四郎弘光)、弟隆澄」と載せたり。

21 越後の中野氏 太平記卷十九に中野藤内左衛門・見ゆ、第十八項尾藤氏の族か、義貞に従ふ。卷二十に「中野藤内左衛門は、義貞に目加せして、千鈞の弩は鼯鼠の爲に機を發せずと申しける云々。中野藤内左衛門尉は馬より飛んで下り、義貞の死骸の前に跪いて腹かき切つて重り臥す」と。

22 當國三條衆に中野氏あり。日下部姓朝倉氏流 越前國中野郷より

以つて、片寄邑三千石を賜ふ。

また不來方城主中野修理など多く見え、又南部四十八城目錄に「安俊。平城、破却、信直抱、代官中野修理」と。その後、参考諸家系圖に、中野吉兵衛元康等多く見ゆ。

17 清和源氏新波氏族 羽前國の東村山郡(最上郡)中野邑より起る。最上系圖に「最上修理大夫滿直の子滿基(中野)」を載せ、山野邊系圖に「中野殿、金粟院殿天遊春公」と註す。其の子滿氏、其の子義淳、其の子義建―義清―義時に至り滅亡す。風土略記に「中野は山形より一里北の方にて、庄内六十里越の街道、大郷にて船町(續く。兼頼三代の孫、修理大夫滿直の次男民部大夫滿基・金粟院殿と號し、中野殿といふ。始めて城を築く」と。

其の子民部大夫滿氏・山形義秋の家督となり、中野、山形を兩知行す。山形、中野、長瀬の三城は、古來より山形持なりき。其の子義淳も亦兩知行せしが、後に其の嫡義定を山形の家督とし、二男義建を中野の領主とせり。然るに義定にも子なかりしかば、義建の子義清、其の子義守をして山形の家督を續がしめ、義清は中野に在城ありて、亦兩知行して、義守の後見

起りしか、今立郡にも中野邑あり。此の流は朝倉系圖に「朝倉孫左衛門廣景―愚谷(中野小太郎、能登守)」と見え、又淺羽本には「又太郎孫廣景(氏景)の子愚谷(嫡男)」とあり。

23 近江の中野氏 香湯蓮華寺過去帳に、中野井次兼尙・見ゆ。當國中原姓井口氏の族か。

又栗太郡中野邑より起るものあり。文明の頃、中野備後守宗永(入道聖仲)、その子加賀守宗成・芝原村に法藏寺を創立す。又郡内羽栗城は中野久右衛門の居城と傳へらる。宗成の後は、その子「左衛門助宗高―喜内宗利―久右衛門貞吉(小泉城主小泉貞興の子)」なり。

24 丹波の中野氏 天田郡池田村の名族にして、丹波志等に見ゆ。

25 日野邊氏族 紀伊國名草郡中野邑より起りしか。此の地に城跡あり、續風土記に「貴志教信といふ者の特城なりといふ。島山記に天正五年二月二十五日、信長公、紀州に發向す。雜賀退治の爲也云々。廿二日、中野の城を攻む。信長公・丹和に陣を移され、中野の城降參、信長公是を取り、中野に陣すとあるは、此の城のことに

す。義清死去の後、嫡義光に山形を領せしめ、二男義時を中野の領主とせり。然るに兄弟不和にして、義時は兄義光を亡さんと企て、中野山王別當實光院、山形吉事宮の神職大宮司と兩家をして、調伏の祈禱せしめしが、其の催し既に顯れ、義光大に立腹して、義時には切腹仰せ付けられ、中野殿亡ぶ、實に是れ天正二三年の事なりとぞ。詳細はモガミ條を見よ。餘日舊記に「遂上大崎殿人々御中、中野源義建」とあるは此の家ならん。

18 秀郷流藤原姓尾藤氏族 尊卑分脈に、「秀郷十一世孫尾藤五知廣―尾藤太知景―景信(中野三郎)」と見ゆ。その子中野五郎左衛門景連也。又寛永系圖に「景信―尾藤太景氏―左兵衛尉景頼―左衛門尉時景」又景氏二男「左衛門尉景連―左衛門尉頼連」又景氏三男「左衛門尉頼廣―六郎左衛門尉頼氏」と。

此の末裔中野氏二家・寛政系譜にあり。家紋上リ藤、丸に三階莖。又兵衛景成―彦左衛門景連―彦兵衛景久―景雲―景雲(初め了雲)と見ゆ。又「三郎景信衛新兵衛守房(今川家臣、後に紀州家臣)、三代竹右衛門清房(善太

で、雜賀黨の住せし城ならん」と。此の氏・秀郷流藤原姓と云ひ、先祖日野邊、又は木下氏を稱す。光利に至り中野とすと云ふ。家紋井筒の内上藤釘披、澤湯。

26 石見の中野氏 邑知郡中野邑より起りしか。安西軍策に中野村城主山城守・見ゆ。

27 周防の中野氏 博多日記に「周防國分、中野兄弟三人、周防長門地頭御家人打死」と見ゆ。

28 伊豫の中野氏 新居郡に中野邑あり、關係あるか。又宇和郡の名族に中野氏あり、曾根條参照。

29 筑前の中野氏 東鑑卷二十七、寛喜二年二月條に「勝木七郎則宗に本領筑前國勝木庄を返し給ふ也。此所は中野太郎助能・承久助功の賞となして拜領せしと雖も、子息兒童を賞せられて則宗に給ひ奉らんぬ。助能・又筑後國高津包行兩名を替へ賜ふ。武州これを沙汰し給ふ云々」と。鑑四要略等にも見ゆ。勝木條参照。又黒木條参照。

30 その他、東鑑卷十、十六、十七、十八に中野五郎義(能)成、十に中野小太郎、



二十四、二十七に中野太郎助能、三十二に中野左衛門尉等見ゆ。

31 大友氏族 一本大友系圖に「大友左近將監親時—親吉(中野太郎)—吉紀(同藏人、弟に親仁あり)—吉慶(同龍若丸、子孫多し)」と見ゆ。

32 蒲池氏族 筑後の名族にして、上妻郡國武邑中野系圖に「山下城主蒲池志摩守繼廣(領八千町)、弟繼運(兵庫頭)、弟鎮行(掃部允)、其の弟鎮光(大膳、上妻郡中野三百七十町を領して、中野に會す、故に中野氏と號す。蒲池家の没落後、立花家に仕へ、三百七十石を食む。江上合戦の時、上野和泉に與力し、十四騎に討ちなされ、和泉も痛手を負ひ危き處を、組下丹波佐馬、中野大膳、軌足日向、大庭太郎右衛門、此の四人踏み止り、比類なく働ける。其の時、立花吉右衛門驅け付け、肥前勢を追立て、和泉を引包み坂陣す。宗茂肥後浪居の時、肥後に往き、小城山に居り、火災に逢ひて飯國、國武村四屋敷に居り、寛永元年甲子年六月廿七日卒、年八十五) — 光元(中野百助、萬治二己亥年七月十六日卒。寛延記に、光元を大膳の名と爲すは非也) — 光氏(右右衛門

門、浪人、元祿八年卒) — 光久(牛右衛門)と。西念寺系圖、之に同じ(將士軍談)。なほ安武條參照。

33 筑後の中野氏 二十九項以下各項皆當國に關係あり。又小野村内宮權現棟札に「應永八年十月十六日、中野與太郎昌次」を載せ、又高良山神領天文廿年山本郡檢地帳に「中野主稅助、中野勘解由、また永祿十三年檢地帳に「中野備前守、同藏人佐、同民部右衛門、同清右衛門」等見ゆ。

34 後藤氏族 肥前の豪族にして、後藤家軍に「七代介政明、八代次郎直明、第十郎定明を磐井の營に置き、中野村を與ふ。その子を五郎頼明」と載せ、又「弘安四年、蒙古賊、來る。後藤三郎氏明、同伯父塚崎十郎定明、子中野五郎頼明、大村又次郎家信等、功あり」と。

35 浦上氏族 肥前國彼杵郡の豪族にして「長野連。山田宿禰同祖、忠意の後より出づる也」と載せ、後者は「長野連、同上(山田宿禰同祖)」と載せたり。

2 長野村主 倭漢氏の族にして、坂上系圖、漢人村主の一に收む。恐らく前項と同族か。

3 長野忌寸 永野條を見よ。

4 河内の長野氏 丹比郡の豪族に存す、又楠木氏配下の士に長野左衛門あり。また永祿二年交野郡總侍連名帳に「杉村長野輝成守成寛」を載せ、寛永三宮拜殿着座帳に「杉村長野氏一家」を擧ぐ。又天誅組の士に長野一郎寛道あり、大ヶ塚村の人(錦部郡長野邑人)、舊姓吉井氏、醫家也。正五位を贈らる。

5 藤原南家工藤氏族 伊勢の大族にして北島、關と並び稱され、三家の稱あり。安濃郡長野より起る。出自については、工藤、伊東等を參照せよ。又相良系圖に「権重、駿河工藤、伊勢伊東、長野是れ也」と見ゆ。延應中、工藤祐長(祐政)此の地に來り地頭となる、其の子孫藤原、其の子孫藤也。

正平應安一揆連列狀に中野次郎太郎入道覺心を載せたり。

36 中原姓 中原、及び中條を見よ。

37 鎌倉 鎌倉大草紙に、中野彌十郎を載せ、又徳川時代、井伊藩重臣、龜山松平藩用人、南部藩重臣、山形秋元藩重臣、須坂細藩添役、小倉小笠原藩中老、多度津京極藩用人、伯太渡邊藩川人等に見ゆ。

又肥後細川藩に存す、紋隔切角也。

又關宿藩備に中野善助繼善あり、搦諒と號す。又伊勢の學者に中野正興あり、子興と號す。又加賀藩給帳に「百八十石(ツタ)中野通庵」を載せ、又彦根藩士に中野平馬、君親と號す、學名あり。

又因幡藩勤王家に中野大一郎元長、大右衛門の長子にして、後治平と稱す。正五位を贈らる。又大隅國給羅郡(後薩摩鹿兒島郡)薩埵王子權現社々司に中野駿河あり。その他、舊家に中野其明(晴々齋)、名金工に中野賢明あり。又津輕、備前、備中、備後、武藏、信濃、攝津、播磨、志摩、美濃、加賀、安藝等に多し。又土岐族と云ふあり。

又藤田傳三郎と共に、豪商として有名な中野椿一(達吉)は、江戸幕臣、本姓齋衛門尉親光・足利尊氏卿へ仕へ、子孫繁昌して、勢州安濃郡長野に居住し、名字を長野と號せり。工藤の兩家督といふは、右長野工藤の大將也。兼藤原雲林院と一味し、各々侍、地下人、共に軍兵千の大將なり。此の兩家は足利將軍家の侍也。

其の外、一族は安濃郡草生工藤家、同郡細野工藤家等也。何れも長野の與力として各々五百の大將也。工藤與力合せて五百也。幕紋は三引兩也」と見ゆ。また勢州軍記に「北伊勢の工藤の一家とは、伊豆國住人・工藤左衛門尉藤原祐經の後胤親光、元弘元年、初めて安濃郡長野を給ふ。其の後、足利家に仕へて、守護の手に屬す。延文五年、守護仁木右京大夫・謀反を企て、長野に籠籠り、後數年にて再び將軍の味方に參り、安濃、奄藝の兩郡を給はり、子孫繁昌なり。工藤兩家督とは、安濃郡長野、奄藝郡雲林院家なり。其の外、一家は、安濃郡草生家、同郡家所家、井に安濃郡細野家、同郡分部家等、長野の與力となる」と。

仲野

1 藤原性 大倭神社の宮座に、此の氏あり。

2 雜載 淡路三原郡伊加利邑の名族に在り。仲野安雄は修竹と號す、儒者として名あり、その他、志摩等に存す。

長野

ナカノ ナカノ 和名抄、河内國志紀郡に長野郷を收む、後世長野邑存す。次に遠江國長下郡に長野郷を載せ、奈加乃と註す、又式内長野神社あり。次に近江國愛智郡に長野郷、後世長野庄と云ふ。次に上野國群馬郡に長野郷、これも奈加乃と訓じ、猶ほ同國片岡郡に長野郷ありて、奈加乃と註す。次に筑前國怡土郡に長野郷、奈加乃と載せ、後に長野邑と云ふ。また豊前國企救郡に長野郷あり。その他、庄名としては、石見、長門、筑前、豊前、豊後(また長野郷)等に存し、又伊勢、武藏、信濃、下野、勢城、羽後、肥前等、此の地名多し。

1 長野連 河内國志紀郡長野郷より出でしなるべし。支那、周王の裔と云ふ。姓氏錄、右京、及び河内諸藩に收む。前者



長野家と稱す。駿河守。弘長三年八月廿一日卒。  
 二代、祐藤・祐政の男、近江守。仁治三年壬寅生、正應五年正月三日卒。  
 三代、友房・祐藤の男、元亨三年十二月二日卒。  
 四代、藤房・友房の男、播磨守。弘安八年乙酉生、康永三年五月晦日卒。  
 五代、豊藤・豊房の男、貞和年中三月八日卒。  
 六代、経藤・豊藤の男、式部卿。應永四年三月朔日卒。  
 七代、義藤・経藤の男、丹波守。應永二十年九月朔日卒。  
 八代、光忠・義藤の男、越後守。文安四年六月十九日卒。  
 九代、宗忠・光忠の男、修理大夫。康正三年四月十六日卒。  
 十代、政藤・宗忠の男、支蕃助。寛正三年九月七日卒、歳十九。  
 十一代、藤繼・藤仁記、相國寺炎上條に「去程に近くに相國寺を敵に取られては、先非を悔ひても、甲斐あるべからずとて、安富民部元綱・三千餘騎に、長野を始として、伊勢衆を相逐へてぞ籠せらる」と。

政藤の男、實は弟也。左衛門佐。文明十八年七月五日卒、此の時、一族退散。  
 十二代、藤直・藤繼の男、實は宗忠五男にして藤繼弟なり。永正十一年十一月十五日卒。  
 十三代、通藤・藤直の男、金吾と號す、尾張介。享祿三年六月六日卒。  
 十四代、種藤・通藤の男、宮内大輔。永祿四年正月八日卒。後金吾と云ふ。  
 十五代、藤定・種藤の男、源次郎、大和守。永祿五年五月五日卒。  
 十六代、具藤・足利家當參衆頼に「長野若狹守(伊勢)」と。藤定の男、實は國司北畠具教の二男、次郎と號す。天正四年十一月廿七日、織田俊に逼られ自裁し、此に至り、十六代にして滅亡す。  
 7 氏人 東鑑卷六に工藤左衛門尉助經云々とも伊勢也。その後、文永に近江守祐藤あり。下つて楠木合戦注文に「二月廿二日、大將軍阿蘇遠江左近大夫將監殿、長野四郎左衛門尉、既に楠木の城に寄せらる」と。次に梅松論下に「伊勢國の住人長野工藤三郎左衛門尉」また太平記綱目に「仁木中務少輔は伊勢國へ逃げ下りて、長野の一黨を頼みしかば、長野平六

兵衛・猪尾の城を掃らへて、中務少輔を頼らせ、其の身は長野の城に住む」と。仁木、佐々木、土岐等の條參照。又外山、今峰條參照。  
 次に永享以來御番帳に「五番・長野修理亮」と。又文安年中御番帳に「五番・長野修理亮」見ゆ。次いで應仁記卷二に長野野淵二郎、應仁別記に「公方勢長野」、略記に「伊勢國住人年來長野譜代初戸新左衛門、云々」と。また大和赤城系圖に長野三郎を載せ、また永祿六年諸役人附に「外標衆、大名在國衆・長野若狹守(伊勢)」を載せたり。  
 又勢州四家記に長野左京進、また「長野左京進(一説カルノ左京と有り)」と見ゆ。その他、前後各項に多し。  
 また後、度會郡小林布政司、奉行に長野内藏、寛永中飯高郡宰に長野清貞あり。又幕末に長野主膳義言(主馬)あり、飯高郡瀧野色の人、産根井伊直弼に用ひられ、幕府の爲、京師に活動す。この族か。  
 8 居城 三國地志に「長野堡。按ずるに長野驛の後にあり、俗に長野殿屋鋪と云ふ、背後に三堡あり、一は楯籠保、今中根城と云ふ。二は経塚堡、三を推木堡と

云ふ。文永十一年、工藤近江守祐藤・始めて築き、次郎具藤に至まで、十六世居守。雲林院出羽守、草生越前守、家所參河守、細野九郎左衛門、分部左京亮等を屬援と爲す。天正四年十一月廿七日、織田家に降服せらる。其の北の山上四野に、工藤家の幽栖あり、後細野伊豆守、これに據り、後安濃の堡に移る」と。  
 また伊勢名勝志に「長野城(細野城)址は北長野村に二處あり、一は城壁に在りて、石壘、各所に存す。延應中、工藤祐長(一に祐政に作る)此の地に來り、長野庄地頭職となる。藤房に至りて、國司北畠氏に屬す。興國三年、足利氏の將高師秋・大兵を發し來り脅かす。藤房、是に従ふ。北畠顯能・大宮尾張守、阿曾宗實をして撃しめ、七年再び之を攻む。藤房等奮戦自殺す。子豊藤・出奔す。顯能・其の邑を以つて、雲林院、細野二氏に分ち與ふ。正平七年、足利氏・仁木義長に命じ、本州の守護とす。乃ち豊藤を嚮導となし、來りて本城を攻め、之を取る。(或は云ふ、義長の居城は本郡桂畑村字荒井の山上に在りと)兵勢漸く盛なり。  
 十五年、仁木義長・足利氏に叛く、足利

氏の兵來り攻む。義長支ふる能はずして南朝に降る。已にして又背く。足利氏・更に命じて、伊賀の守護となす。後豊藤・再び本城を取り、工藤氏復興す。其の一族の二郡中に在るものには、雲林院、草生、家所、細野、分部、中尾氏等あり、又乙部、三宅、三間、川地等の諸氏は其の奥力あり。  
 天文中、藤定に至り、南・北畠氏と屢々兵を交ゆ。後和親し、北畠具教が第二子具藤(二郎)を養ひて嗣とす。永祿五年、具藤の兵、安濃浦より海を航して、三重郡磯濱に上陸し、關の一黨と戦ひ、大敗して退く。十一年、織田信長・既に神戸城を降し、來りて安濃城を攻む。分部光高、川北藤元等、潛に款を信長に通じ、信長の弟信包を請うて、長野氏の嗣となし、以つて具藤を逐ふ。後信雄・人をして之を殺さしむ。  
 また字細野に一城あり、興國中、長野の族細野掃部助・之に居る。雲林院出羽守と北畠氏に従ひ、長野氏を滅し、其の領邑を分領す。藤光なるものに至りて、弘治中、此の地・長野本城に接近し、攻守に便ならずとて、本郡安濃村に城を築き

之に移り、本城因りて廢す(長野録、五鈴遺響、三國地志)とぞ。  
 その他、多氣郡下三瀬城は長野左京佐の居城なりしが、元和中廢す(五鈴遺響、古老口碑)とぞ。三國地志には「上三瀬堡は長野右京亮・此に據る」と見ゆ。  
 9 家紋氏寺 見聞諸家紋に  
 伊勢の長野 備中の庄  
 備中吉川  
 と。又中興系圖に「長野。藤姓、モン桐三引剛、狩野四郎大夫家次四代」と見ゆ。又長野村大字南長野に千手寺あり、長野氏歴代の菩提所なりしが、天正四年、長野氏滅亡と共に廢亡す。  
 10 村上源氏北畠氏族 前項氏を襲ひしなり。永祿の初め、前項長野祐則、北畠具教二子具藤を請ひて嗣とす。北畠系圖に「具教一藤教(長野二郎)と稱し、又長野御所と曰ふ」と見え、又勢州四家記に「長野家に子なき故、具教の次男・長野の養子となり、長野次郎と號す。此の故に、工藤の一家悉く國司の幕下となれり」と。その他は前に云へり。  
 11 織田氏族 第七項、八項參照。四家記



に「一、信長公それより北伊勢の諸侍衆を案内者とし、工藤家を攻めんとて、安濃津まで打入りぬ。先づ細野九郎右衛門が城・細野を攻らる。細野・剛者たるにより落城せず。然る所に、分部左京亮、川北内匠助、長野に叛き、信長公の幕下につく、此の人々云へりしは、長野家の名跡をすへられば、長野次郎を遣出し、皆味方に参るべきと也。これに依りて、信長公の舍弟・織田上野殿を長野の名跡と定め、別府上野にすへらる。則ち神戸藏人大夫が姉に仰付らるとなり。これに依りて長野次郎は遣出され、父國司を頼み、南伊勢へ引退る。此の時に、雲林院出羽守、并に草生、家所、細野、中尾、乙部、已下、工藤の一族、奥力、信長公の幕下につく。又安藝守も同幕下につくと也。

一、北伊勢八郡、悉く信長公に付屬す。工藤家は上野殿奥力と定め、關家は三七殿奥力と定め、北方諸士は瀧川奥力と定めらる。又津の城には織田掃部介を南方の押として置かる。信長は先づ岐阜へ歸陣たり」と。

又三國地志に「天正十一年、上野介織田

信包（包・或は兼に作る。信長の弟、秩五萬石。太閤記には上野介信良に作る。或は穴津中將、或は穴津少將。安濃津城主となり、同十二年、信包・長野氏の子となり、上野城へ移る」と。以下、織田、北島、及び本條第八項を見よ。

12 藤原姓 尾張の名族にして、先祖孫助信方、當國にて恒川を稱し、其の子治助方正、織田上野介信包に仕ふ。信包、伊勢長野家を繼ぐに當り、方正（又廣勝）、長野の稱を賜ふと云ふ。家紋丸に三引。銀花菱、寛政系譜に「治兵衛（方正の子）——治左衛門廣門——作右衛門廣行」等見ゆ。

13 美濃の長野氏 常徳院江州勅座着到に「五番（濃州）長野又三郎光景」を載せたり。

14 坂上氏族 近江國愛智郡長野庄より起る。永野條を見よ。又谷氏家譜に「坂上氏、山水直四世の孫漢谷應字志の男谷直彌手、天武帝に仕ふ。四世法麻呂、延暦四年宿禰姓を賜ふ。その裔六郎右衛門允入道・近江國甲賀郡長野地頭に補せらる。曾孫重宣・足利氏に仕へ、長野郷を領す。其の四世孫高衛・義教に仕ふ」とぞ。參照。

15 桓武平氏高山氏族 武藏國埼玉郡長野邑より起る。尊卑分脈に「高山庄司重能——重清（長野三郎）」と載せ、また千葉上總系圖に「秩父重弘——重能——重清（號長野三郎）」とあり。諸家系圖纂等、これに同じ。

氏人は、平家物語に長野三郎重清、源平盛衰記に「長野三郎重清、長野五郎清重、また東鑑卷九に長野三郎重清、二十三に長野太郎等見ゆ。而して新編風土記、埼玉郡長野村條に「按ずるに、東鑑に高山重忠が弟長野重清と云ふ人を載す。是れ恐くは當所の住人にして、在名を氏に唱へしならん。管領上杉の老臣に長野信濃守などあり。又忍の成田が家人に長野一孤齋と云ふものあり。是れ等重清が子孫などにや」と。次項參照。

16 武藏の長野氏 前後二項參照。又大里郡熊谷町の名族にあり。先祖は伊勢國の住人長野越後守某、忍の成田が客分として寓居せしに、彼の城落去の後、當所へ移りて、子孫世々土着して、熊谷宿の名主本陣を兼役す」と云ふ。其の家譜、記録の傳なければ、詳かなることは知るべからず。されど先祖越後守の孫喜三の時、

17 在原姓（一に石上姓） 上野の大族にして、馬郡長野郷より起る。箕輪城主也。

成田氏より出せし文書四通を持ち傳ふれば、舊き家なること論なし。又天正の頃、北條家臣に長野讚岐あり。又小田原役帳に長野六郎等見ゆ。

此の氏、石上朝臣と傳へ、又在原氏なりとも云ふ。長野伊豫守信業（政高）の子信濃守業政（一に業尙）・名ありて、近國無雙の良將と稱せらる。岡本、麻橋、和田、小幡、芦田等、みな此の族也。

相州兵亂記に「箕輪城合戦の事。爰に上杉の舊臣、上野住人長野信濃守業正と云ふ仁あり。武勇威勢ありて、近國無雙の良將なり。在原中將業平の後胤とかや。久しく當國に住み、一族門葉・其の數あり。所謂和田、岡本、前橋等、皆長野が雙にとりて、旗下となる。其の外、小幡、足田も一門なり。上野國箕輪に代々在城なり。此の城は横名（石）大明神の山の尾崎をとりて城郭としけるが、箕手に似たればとて、則ち箕輪と名づく。上杉家、今や衰えけれども、猶ほも武州に太田美濃守業正、上州に長野信濃守・居住して、威を振ひしかば、甲州の信玄・箕輪退治

の爲に出勢して、已に五年まで責めしかども、終に一度も討ち負けず、武田・責あぐんで引退く」と。

また箕輪軍記に「業平の末葉云々」と云ひ、中興系圖にも「長野・在原」とあり。されど又本姓石上朝臣と傳へ、東路の津登に「濱川並松別當にして云々。此の別當・俗は長野、姓は石上也。並松、上野國多胡郡辨官府碑文銘に曰ふ、太政官二品權親王、左大臣正二位石上尊、此の文系圖にあり。布留社あり。布留今道云々」と載せたり。而して地名辭書に「並松とは、並榎の馬馬にして、濱川の南なる並榎村熊野別當護國寺なるべけれど、長野氏の一族と知られたり。然るに名跡志に、三代實録、仁和二年の石上朝臣並松（從五位下）と云ふ人を引きしは、牽強のみ。

又兵亂記に「在原姓にて、其の氏寺を石上寺と云ふ」と述ぶるは、大和國石上寺を、一名在原寺と稱へしにつけて、長野氏の時代に其の事を引きて設けたる氏寺ならん」と。

18 氏人 鎌倉大草紙に「長野周防守、同室内、同左馬助」等見え、又相州兵亂記

に「上州に長野信濃守、武州に太田美濃守は一人當千の兵也」と。又繪川親元日記に「寛正六年、長野万壽丸元服、公方様御字を下さる、政高也」とあるも此の長野氏か。また龜惠の北國紀行に「長野營長野顯忠」見ゆ。

又上野國群馬郡箕輪軍記に「上野國群馬郡箕輪城主、長野信濃守業政は古今の勇士也。殊に業平の末葉にて、智仁勇の三徳を兼備せり。管領上杉阿波守憲政公の家臣にて、弓箭打物、度々名を顯したる勇士也。上杉・愚將にて、業政の諫言をも聞き入れず、賀野、上原、藤賀、ねいじんを頼みとして、非義の政道甚だ多し。是に依りて諸士の恨み、百姓の恨み深くして、終に北條氏康に國をうばはれ、去る天文廿丁酉年三月中、越後國に奔走と成り、先祖の家臣長尾景虎を御樂子に成され、八州の管領、上杉高野の御守まで御渡し成されける事は、古今之珍事也。業政・上州西平井の没落の後は、北條氏康と武田信玄と争ひて、年々手痛く戦ふ事八ヶ年に餘り、業政・強勇にして、終に時節をうばはる。然るに今般、景勝・越中國に向ひ戦ひ事と聞えれば、信玄・







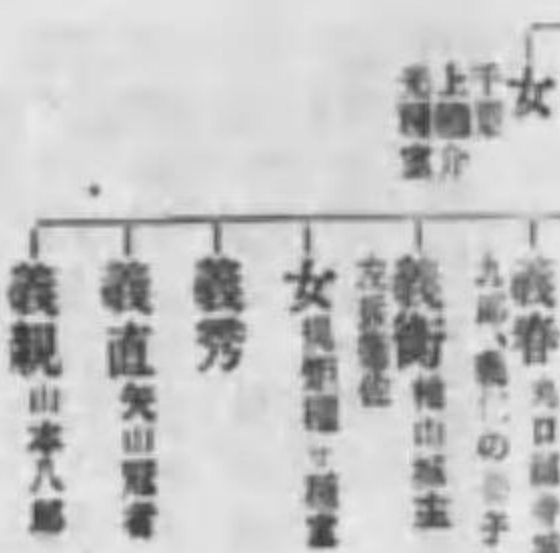
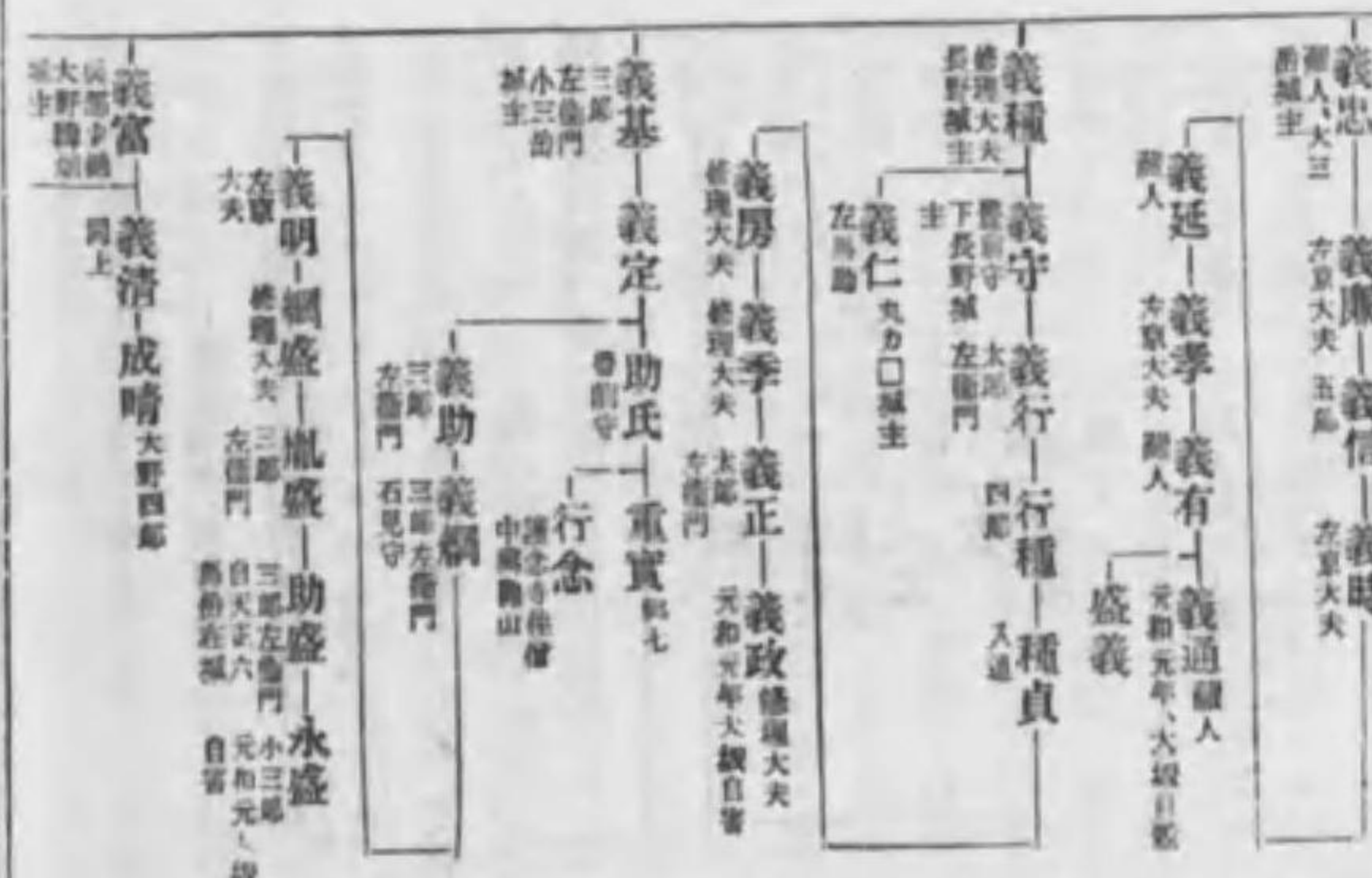
宗保覚書に「長野主水(淨圓)は豊後長野村の鍛冶、筑後星野に参り、主水の兄右近(宗禪)は田主丸に参る。功ありて中野を賜ふ」と。又後世、喜良の俳人に長野與一(耶統勝(馬貞)あり。

28 桓武平氏 豊前國の豪族にして、企救郡長野郷より起る。宇佐大鏡に規矩郡内長野庄と見ゆる地也。豊前古城記に「保元中、平康盛・豊前國司となり、城を規矩郡長野郷に築きて居り、因りて長野氏と稱す」と。考ふべし。

又長野の護念寺過去帳に「康盛・治承二年卒、法名崇山伯榮」と見え、康盛十三世の孫豊前守助氏は明應七年卒すと云ひ、また國志に「長野に淨土宗護念寺あり、長野氏の菩提所なり。長野氏は十三代相續したり。其の祖は左大臣平時盛の六男修理大夫康盛にして、康盛・國司職となりて、保元二年下向し、郡内長野山に城を築き、自ら長野と號し、八代種盛の時に、大三ツ岳、小三ツ岳、下長野、丸箇口、福相寺、神が畑、椎の城等を築き、長野一族の氏城とす。規矩掃部頭が代に成り、蒲生に居城し、天文の頃より又長野居城となる」と。

又地名辭書に「長野氏、或は奴水(實)と號す。其の家系詳ならず。筑紫探題北條の一族にて、規矩氏と云ふ者と同異を知らず。規矩氏は探題實政の後裔にして、帆柱嶽に居れり。帆柱嶽三嶽は蒲生郷の四谷村に在りとぞ。鎮西要略に「茲に平家北條の一属・掃部助高政(故光時探題の猶子)・規矩郡帆柱岳に城きて據る。長野左京亮政通、之に従ひ、門司城を修し、其の族・楠板吉内廣貞、門司六郎種俊を會し、兵三千を以つて門司城を守る。山鹿筑前守政貞・亦高政に與し、弓削左兵衛・宗藤兵衛、佐杉右馬助、原源五郎、府附新介等(筑前蘆屋郡十山鹿に備へ、帆柱城に會す。其の兵五千計り也。筑後國は、上總左近將監貞(是は高政の舍弟上總介政顯が子なり)・絲田に居り、細口城に據る。帆柱と相繫す。建武元年、諸將、之を伐つ云々と。規矩、上總、北條、絲田等の條參照。

位下、弟に松山藏人信盛、長野左馬光盛、伊勢三郎義盛等ありと)一直接豊前守)一常盛(左衛門佐)一種盛(豊前守)一高盛(修理大夫)一義房(左衛門佐)一基盛(豊前守)一秀盛(左京亮)一久盛(三郎左衛門)



氏は筑上郡志に「企救郡・應永正長年間、木綿和泉守、杉重兼、小野田種尙、長野義種、同義守、同大和守、同義基、同義忠、同義春、同義富、貫掃部頭、門司親常、同德齋、規矩種有(親忠、小野田通忠、杉重之、小林光任、仁保弘政、大宰少貳頼冬、長野義兼。

源左衛門、仁保定就、冷泉隆豐、長野吉長、高橋繼種、大野盛晴、長野綱盛、同胤盛、同義通、同義季、同義孝、同義有。元龜天正年間、高橋繼種一元種、長野祐盛、小野玄蕃、富島郷左衛門、長野永盛、同義正、同義政、同義通、同義盛」と。又京都郡、文明大永年間に長野行種、元龜天正年間に長野祐盛、その子永盛等あり。又田川郡、應永正長年間に長野貞建、文明大永年間に長野行種等據るとぞ。又豊後遺事に「應仁三年春、大友海藏寺公政親は、兵五千餘騎を以つて、豊前の城井右衛門佐、長野玄岐守を討つ。長野氏敗れ、身を脱し去る」と。又安西軍策に「長野三郎左衛門が叔父同名兵部大輔(豊前國)等を載せ、又國志に天正の頃、長野助盛、同義高、同藏人、長野盛長、また「長野三郎左衛門助盛は、天正六年より京都郡馬筒岳城を守る」など多し。又地名辭書に「一書に云ふ、馬嶽は京都企救二郡の主・長野筑前守在城。大友家より攻め寄せられ、筑後、勢力盡きて扱となり、長野は筑前に立退く。其の後、企救郡に立歸り、三ツ岳へ在城なり。弟祐盛に京都郡の押へとして、等覺寺山に住す。又

馬が岳へ在城して、京都御津郡を領したり。秀吉公・九州下向の時、仲津郡今井より馬筒岳へ滞留あり。香春岳を攻めらる。長野氏、此の時退轉す」と。29 大藏姓 筑前の大族秋月氏の族にて、種信を祖とすとぞ。後世原田家臣に長野監物等見ゆ。30 調性黒木氏流 筑後の名族にして、黒木系圖に「源助能一筑後守定善(調性)一成實、弟長野祖」と見え、開基帳に「長野氏は竹野郡小川村に住す」と。天正十五年、秀吉、上筑後の内二百町を長野氏に與ふと云ふは何れの長野氏にや。31 清和源氏宇野氏族 肥後の豪族にして山鹿郡長野邑より起る。阿佐古武貞の弟長野右俊の後にして、隈部系圖に「宇野判部允忠行の子阿佐古式部大輔武貞弟・右俊(長野修理亮、山鹿郡長野村を領し、因りて家號を改めて長野と爲すと。萬句連歌に、月窓題・さやかなる月こそ、秋の窓の雪)一重郷(太郎)一重運(備前守)一運貞(備前守)一運俊(清左衛門)一源光(太郎)と(事蹟通考)。氏人は嘉吉三年菊池持朝侍帳に「長野太郎重郷、長野修理亮右俊」を載せ、又永

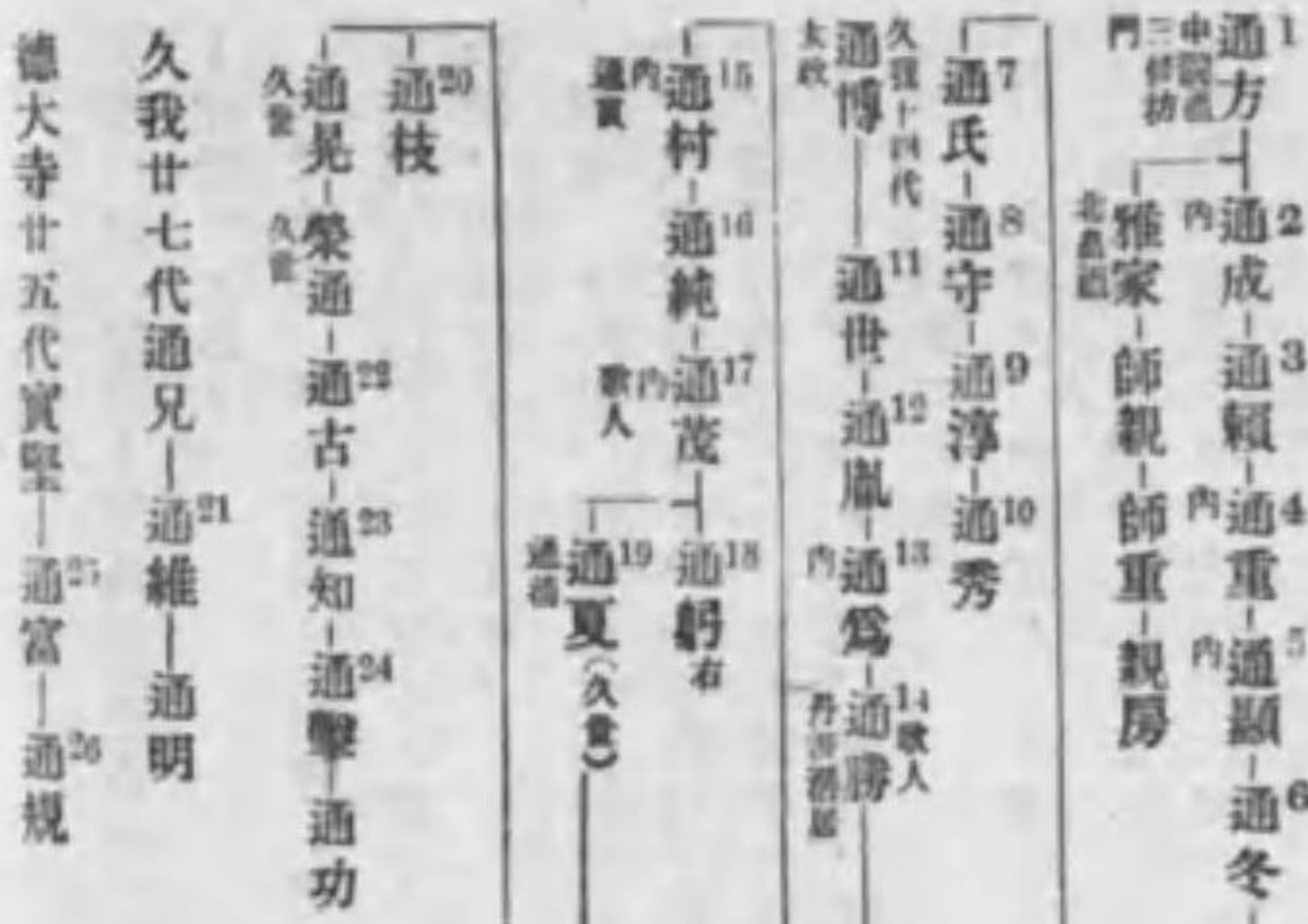






也。慶長五年三、二十五薨、五三。通村(號後十輪院、正保四内大臣、承應二、廿九薨)通純(正二、權大納言、父同年四八薨)通茂(正二、權大納言、母は大納言永慶女)通躬(貞享二、正四下、十八歳、母は内膳正重矩女)と見ゆ。以下「通躬—通枝—通惟—通古—通知—通繁—通富—通規」也。

今公卿補任等を基として、實子系圖を作れば次の如し。



久我廿七代通見—通維—通明  
德大寺廿五代實堅—通富—通規

直常、加賀能登國を乞ふとき、能登は中院定平の領國なれば助許なし」とあり。按ずるに、大系圖に定清は定平の子とあり。されば定清戦死の後、其の父定平、猶ほ存命して、貞和のころ、能登の國司たりしなるべし(三州志)とぞ。又七尾條に「定清の高祖も此の所なりと言ひ傳ふ」と。

10 加賀の中院氏 中院家日記に「加賀國額田八田兩莊、正治より天正に至る三百八十餘年、當家之を傳領す」と。又「權中納言通世、永正十六年十二月、加州に薨じ、内大臣通爲、永祿八年九月、加州山内に薨す」と。蓋し亂を采邑に避けし也(地理志料)。

11 陸奥の中院氏 津輕郡中名字に「御所、本名は中院源氏、北畑殿、在京の時、萬里小路と云ふ」と見ゆ。

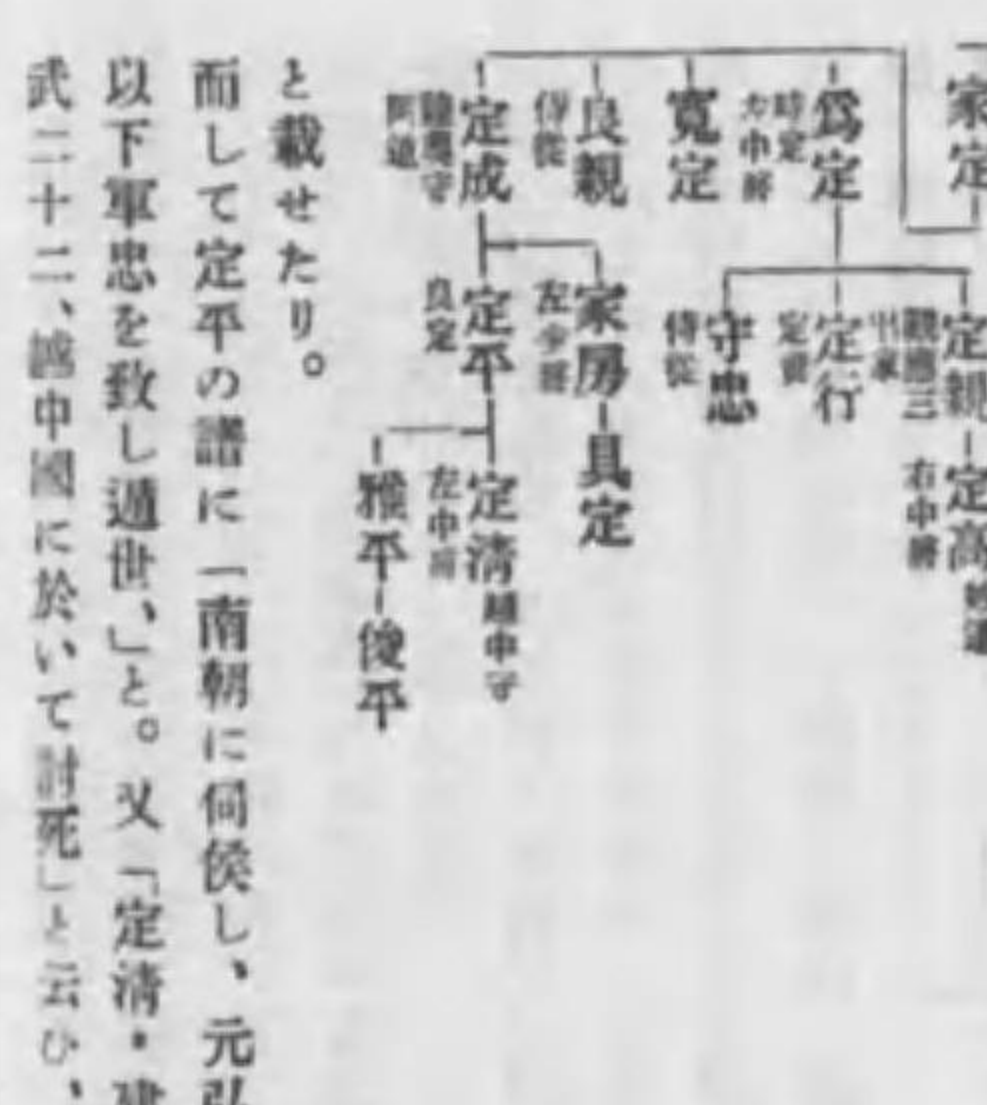
12 讃岐の中院氏 太平記卷三十八に「宮方の大將に中院源少將と云ふ人、西長尾と云ふ所に城を構えておはすなる」と。而して全讀史に「貞治元年、細河清氏、及び中院源少將、南帝の勅を奉じて來る。大谷川光兼・其の族を以つて歸す。同九月、細川頼之に破られて、源少將自殺」

德川時代、大臣家、舊家。家領初め三百石、幕末五百石(明治三百九十三石餘)。烏丸下長者町。諸大夫・岡本、小川、伊藤。侍には清水、荒木。菩提所蘆山寺。内々。現今伯爵。



6 北島流 第五項、及び北島條を見よ。太平記卷三十に「伊勢の國司中院右衛門督顯能、伊賀伊勢の兵三千餘騎を率して馳せ参らる」と。

7 南朝中院家 第二項・中納言雅覺の後にして、分脈に



と載す。一に七月とも云ふ。猶ほ大谷川條、及び長尾條第四十九項を見よ。

又大内重谷氏云ふ「南朝方の大將定平朝臣の息男が石田郷へ來住したと云ふことが、太平記三十八卷に見える。吉野朝廷の年號をのみ用ひたる極樂寺代々因由記は、南朝の年號のみにて、寒川三木兩郡の社寺に關したことを、年代を逐うて記してある。北朝の年號は記事中一も用ひられてゐない、當時を考究する資料である。太平記三十八卷にある如く、康安元年七月、白峰城の戦に細川相摸守清氏討死せし爲、西長尾城、攻め落されたれば、南朝方の大將定平朝臣の息男は、此の時、密に逃れて東讃石田郷の領主たる細川掃部助弘氏を手懸つて來た。此の弘氏は細川清氏と共に南朝に歸順して居たのである。其の先祖は細川滿之である、弘氏の子孫は永く石田に住して、始終足利氏に怨恨を懐いて居たと、翁龜夜話に記してある。全讀史には、應永十五年に至り、弘氏は更に石田西村に一城を築いた。之れ後世に云ふ細川屋敷で、一に國弘城とも稱す。康安元年七月二十四日、白峰の落城してより、應永十五年迄は約

太平記卷二に「中院左中將貞平」と。師賢に従つて觀山に上る。また卷十三に「中院の中將定平に、結城判官親光、伯耆守長年を差副へ云々」と。

又卷十四に「能登國石動山の衆徒の中より使者を立て、申しけるは、去月二十七日、越中の守護普門藏人利清、并に井上、野尻、長澤、波多野の者共、將軍の御教書を以つて、兩國の勢を集め、叛逆を企つる間、國司中院少將定清、用害に就き、當山に權籠らるゝ處、今月十二日、彼の逆徒等、雲霞の勢を以つて押寄する間、衆徒等、義卒に與し、身命を輕ずと雖、一陣全き事を得ずして、遂に定清・戰場に於いて命を墜され、寺院悉く兵火の爲に同滅せしめ畢ぬ。是より逆徒獨々威を振うて、近日已に京都に貴上らんと仕り候。急ぎ御勢を下さるべしとぞ申ける」と。又卷十七に「中院少將定平は河内國へ隠れ給ふ」とあり。以下各項參照。

8 越中の中院氏 建武中興、中院少將定清・國司に任ぜらる。名越、長尾、桃井等の條を見よ。

9 能登の中院氏 元弘元年、定清・當國々司たり。三補實錄に「貞和四年、桃井

四十六年の歳月を経て居る。此の間、弘氏は西長尾城より逃れ來れる中院家を、我が城内に起居せしめたるを、今年新城を造り、己は其方へ移り、石田城は中院家に譲り、而して機會にあらば、南朝の遺臣を大將と仰ぎ、右馬頭頼之の後裔たる・所謂る上屋敷の細川家と一戦を試みんと思慮せしも、其の志を達し得ずして事止んだのである。新くて中院家の子孫は遂に石田に永住なし、天正の末年に至り、九條忠榮禰の三男孝家、京都より下り來りて、中院家の養子となり、姓を長町出雲守と改稱す」と。長町條を見よ。

13 雜載 地名辭書に「中院址。淳和天皇の離宮にして、後は藤信家之を傳領し、山之井家とも云ふ。六條家の祖藤原季は、堀河鳥羽の朝に仕ふ。官・修理大夫、和歌を善くし、體制自ら一家を成す。六條南東洞院東に居る。中左記に云ふ、天仁元年(鳥羽)二月、修理大夫六條亭(號中院)に遷御云々と。

中内 ナカノウチ ナカウチ 常陸鹿島至德二年文書に「御公領方・中の内綱藤次郎入道」を載せ、又土佐軍記長濱合戦に「中の内云々」と。



又伊勢津の人・中内撲堂は儒者として名あり。

中海 ナカノウミ ナカウミ 和名抄、備後國深津郡に中海郷を收む。

中郷 ナカノガウ ナカガウ 伊豆、武蔵、上總、近江、因幡等に此の地名存す。而して佐々木氏族に此の氏あり。

中莊 ナカノシヤウ ナカシヤウ 尾張、備中、備後等に此の地名存す。

此の氏は藤原南家工藤氏の族にして、尊卑分脈に「(原)遠江權守清仲—橋爪五郎維次—維忠(中庄二郎)—維元」と見ゆるより出づ。

中野西 ナカノニシ 磐城國八槻郡々古別神社の宮代官に此の氏あり。

中野根 ナカノネ 清和源氏佐竹氏の族にして、草島系圖に「佐竹義胤—(稻木)義信—中野根」とあるより出づ。サタケ、ナカノ條参照。

中坊 ナカノバウ ナカバウ チュウバウ 藤原南家 大和國添上郡の豪族にして家譜に「右大臣豐成三代孫治部大輔秀清・奈良に住し、奈良と稱す。その二十三代の孫・伯耆守秀定(將軍義尚に仕ふ)—美作守秀度(左近秀友、將軍義晴に仕へ、

大永七年、春日造營奉行となり、從五位下、美作守に叙せらる)—讚岐守覺祐(左近、天文十六年南都奉行、讚岐守)—左近秀國(和田惟正の家臣、恩知小太郎に討たる)—飛騨守秀祐(家號を中坊と改む)と見ゆ。

寛永系圖には「美作守秀友—伯耆守秀定—讚岐守盛祐—秀祐(秀行、童名藤勝)」と。蓋し秀國は秀祐の兄かと云ふ。

秀國は奈良町に住し、一萬千五百石を領して、麾下には、超昇寺、大輪田、常福寺、秋篠、二條、法華寺等の諸士ありと傳へ、又一には筒井時代、中坊秀國は奈良町司、知行三千五百石と云ふ。又順慶葬式目録に「中坊左近(南郡)」と。その後、

定次時代、秀國の子左近秀行・筒井藩の家老たりしが、壁臣桃谷、河村等と争ひ、延いて主家滅亡するに至れり。詳細は筒井條を見よ。その後、創業記に、定次が事を訴へし中坊が事をするして「定次が罪からふれる翌慶長十四年二月廿九日、中坊飛騨守(秀祐)、伏見にて殺されぬ。定次が被官山中と云ひし者、おのが主亡びし後、伊勢の國に下り、九鬼長門守が許に居たり。古き友なれば、中坊が所に

來て、夜更くるまで物語して、中坊は奥に入て臥し、山中は中坊が子と一つ所に臥せしが、何者の仕業にありけん、飛騨守が首を二太刀に切て落し、中坊が家臣等皆てこれを知らず」と。

寛政系譜に「秀祐(秀行、藤勝、忠右衛門、左近、飛騨守、奈良奉行)—秀政(左近大夫、飛騨守)—時祐(美作守、實は超昇寺孫七郎弘盛男)—長兵衛秀時—美作守秀廣—萬五郎秀豐—四郎五郎秀成—讚岐守秀亨—近江守廣看(河内守、四千石)」と。家紋紫梅鉢。



中坊長兵衛

2 菅原氏族 これも大和の豪族也。前項と關係あらん。菅家の後胤永家・小柳生を領す。其の末孫永珍の弟某・中坊と稱し、後醍醐天皇に仕ふ。永珍の子家重に至り、柳生を稱すと。ヤギフ條を見よ。

3 清和源氏

4 雜載 足利義政の頃、茶道に中坊能阿彌あり、真能と云ひ、春陽齋と號す。

長延 ナガノフ 丹後國與謝郡に長延城あり。

長野邊 ナガノベ 應仁私記に長野邊紀ハ(紀家友)を擧ぐ。

仲丸子 ナカノマルコ ワニコ條を見よ。

中野村 ナカノムラ 丹後國の名族にして中野村將監は小倉播磨守に屬し、大久保山城に據る。その子小藤太也。小倉條を見よ。

中の村 ナカノムラ 石見の豪族也。ナカムラ條に併せ云へり。

中目 ナカノメ 岩代、陸前等に此の地名存す。

1 大崎家臣 陸前國志太郡中目邑より起り、中目兵庫は中目壘に據る(封内記)。餘目舊記に「留守七代云々、文治五年云々、中目上總介とて、取分連判にのる」と。後に大崎氏に仕へ、四老の一たりき(大崎盛衰實記)。澁谷條を見よ。

また「かさい衆・桃生、深谷、その外、奥六郡同心也。張陣す。大崎より中目太那三郎・御代に下り討死す、立死也」と。應永九年の事なり。その後、明應中の薄衣狀に中目禪門ありて、伊場野主と云ひ、天文中の古川狀に「大崎義直隨從の兵、澁谷黨・中目千増丸、師山駿河、小袋兵庫、中目丹波、寺尾左近、飯川二郎四郎、郡伊賀、大衛又五郎、牛袋、首、早川、南

各地淡路、七人給主、笠原一族、柳澤主殿允、各地森兵部、宮崎民部、島島右近」と(伊達世次考)。また餘目舊記に中目上總守、大崎隆義家記に中目兵庫、伊達成實記等にも見ゆ。なほ大崎、葛西等の條を見よ。

2 藤原姓 陸前國刈田郡の中目邑より起る。藤原姓にして、兵庫頭康長の後也。其の子「長政—長重—長次—長清」也。親聞志に「泰衡城址は中目村に在り。相傳ふ、藤原泰衡・往昔この城に居り、爾後、結城七郎朝光・相尋いで居る」と。關係あるか。

この家は伊達藩世臣家譜に「中目。姓は藤原、其の家・兵庫頭康長以前は系譜・傳はらず、康長に至り、羽州下長井大船に住す。康長の子日向守長政・初め左兵衛督と稱す。弘治四年七月、保山公の時、其の忠勳をほめ、始めて一家に列し親筆の判物を賜ふ」と。また「其の先祖日向長政以前は家系を傳へず。世々刈田郡中目邑に住し、以つて稱號となす。舊當家一族の臣也。十五世晴宗君の世、弘治四年戊午、長政・忠功あるを以つて之を賞して一家に列す。今其の子孫・四百九十石の地を領して、江刺郡上門岡邑に住す」

(世臣譜時)と。

3 會津の中目氏 耶麻郡の中目村より起る。この地に館跡あり、天正の頃、中目式部大輔某住せりと(新編風土記)。この人の事は慶徳條を見よ。

4 雜載 久留里黒田藩の重臣にも見ゆ。

永元 ナガノモト ナガモト條を見よ。

仲元 ナカノモト ナカモト條を見よ。

中葉 ナカバ

名川 ナガハ 此の地名・羽前に存す。

長場 ナガバ

奈河 ナガハ 信濃に此の地名存し、又浪花の狂言作者に奈河七五三助、その門奈河一洗(龜助)等あり。

中秋 ナカハギ 信濃に存す。

中橋 ナカハシ ナカバシ

1 阿刀姓 紀伊國伊都郡の名族にして、續風土記、同郡官者符莊孫家・中橋勳之丞條に「弘法大師の母家阿刀氏の後なり。其の家傳にいふ、其の祖を元忠といふ。從五位下阿刀大足弘信の二男にて、弘仁七年、弘法大師・高野山を開きし時、大師に從ひて、四院谷に住す。承和元年、大



師の母公・霞州より當村に來りしに依りて、元忠を以つて、政所別當職とし、當村に住せしむ。子孫、官省符莊を支配す。元忠剃髮して常香と稱し、年九十三にして死す。代々別當職を繼ぎて、今に至りて二十九代、血脈相續連綿として絶えず。且つ代々長壽にて、二十九代の間、六十七才にて歿せるを短命とす。嘉兵衛、勳之丞を一代替りに通名とす。元忠より四代目を永譽といふ、始めて中橋と稱し、高坊、田所、龜岡の三家と同じく、高野管内を支配す。二十三代を元常といふ。此の時、秩四百八十石を領す。織田氏高野攻の時、其の子弘高、年十五、共に防戦して功あり。其の賞として加秩して、五百八十石を領す。文祿元年、豊公・高野山管内を定らるるの後、高野山より三十石を弘高に分附す。慶長十九年、弘高・大坂城に籠り、遂に江戸に遷る。家哈んど断絶せんとす。後壽命ありて野山より、弘高を呼び歸し、舊職に復すといふ。家に永譽の時、高野山持經上人より上奏の文あり」と見ゆ。

2 橋姓渡江氏族 肥前國杵島郡の大族にして、小島島系圖に「公義一時或(中橋六郎、始めて中橋氏を稱す)——公幸——公森(參河入道)——公景(彈正左衛門)——秋通」また公景の弟「公通——公友」と見え、中村系圖には「公景——公支(次郎左衛門)——公成(將監)」とあり。

子孫・大村藩に仕ふ、士系録に「中橋六郎時成の裔、波佐見村を領し、掛橋、土橋、中尾、深澤、田島、井石等の諸氏に別る」と。その他は、橋、渡江、中村、牛島等の條を見よ。

3 忌部姓 阿波國の名族にして、御衣御殿人子細事に、中橋正信(正慶元年)、また元弘三年文書にも同人見ゆ。

4 雜載 その他、攝津、山城、伊勢、志摩等に存し、又近き世に、中橋徳五郎あり、令名を馳す。

仲橋 ナカハシ 前條を見よ。

長橋 ナガハシ 1 高橋氏族 越後國彌彦社の大宮司家なり。タカハシ條を見よ。

2 攝津の長橋氏 住吉郡喜連村の名族なり。

3 伊勢の長橋氏 在藝郡河田村本立寺本尊添文に「長橋中將信太長者云々」と。

4 雜載 下總の長橋氏は、矢羽二枚交又

を家紋とす。また、武藏、信濃等に存す。永橋 ナガハシ 前條氏と通じ、又堀尾山城守給頼に「貳百石永橋兵之丞、同兵藏」等見ゆ。

中畑 ナカハタ ナカバタケ 駿河、岩代、陸中等に此の地名存す。

1 清和源氏石川氏族 磐城郡白河郡中畑邑より起る。石川氏の族にして、觀應二年五月五日文書に「石川中島孫四郎殿」と載せ、軍忠を致さるべしと。

2 秀郷流藤原姓結城氏族 ナカバタケ條を見よ。

3 雜載 その他、安西軍策に中畑藤左衛門、大和十津川郷鎗役由緒書に「長殿村、中畑與右衛門」を載せたり。又岩磐、陸奥等に多し。

中島 ナカハタ ナカバタケ條を見よ。

長幡 ナガハタ 長幡部條を見よ。

長畑 ナガハタ 美作の名族にして、皆木氏略系に長畑彌六兵衛等見え、その後、勝北郡堀並庄西谷皆木村の庄屋に、長畑庄兵衛、中谷村庄屋に長畑和兵衛等見ゆ(東作志)。久賀邑の此の氏は赤松氏の族と稱し、赤松滿祐伏誅の際、赤松大六郎則房の子源太郎重房は、歳十一、耶麻小林某に負はれ

て、作州吉野郡の山中に遁る。その三男善徳・再興の意を斷ち、醫を業として吉野郡大野川上に隱る。善徳の曾孫三郎右衛門に至り、皆木秀季に屬し、勝田北郡長畑を領して、長畑三郎右衛門と號すとぞ。又天正六年三月、皆木秀長、秀季兩家夜討の節、三郎右衛門の子彌十兵衛・僅に逃れて彌一右衛門と改むと云ふ。

永幡 ナガハタ 美作國勝田郡堀並邑の名族にして、長畑氏と同様、赤松氏の族と云ふ。備前、備中にもありと。

中畑 ナカバタケ ナカハタ條を見よ。

中島 ナカバタケ 1 清和源氏石川氏族 中畑(ナカハタ)條を見よ。

2 秀郷流藤原姓結城氏族 前項氏を襲ぎしにて、磐城郡白河郡中畑邑の領主也。數馬系圖に「白河彈正少弼政朝——左兵衛佐顯頼——同義綱——左京大夫時綱——晴常——晴辰(中島城主、中島上野)——大學助晴時(大可院庭叟道徹居士と號す。天正十八年十月十九日、奥州大崎に戦死す)——大學晴俱(後相樂次左衛門)——七郎兵衛定共——結城大藏晴定——牛之丞朝晴(中島)」と見ゆ。又晴定の弟に定次、その子中島七郎光定、

及び定次の弟に中島藤左衛門時等あり。白川結城系圖も同様にて、又中島上野介晴辰は、永藤中に三城目を攻取ると。晴辰・初め白川結城の家を繼ぐことを避けて、中島へ養子となり、小田原陣の時、本家義親に、早く出で、太閤に謁し候へと進む。この人、謀もあり、義もありたるが如し。一系圖には、晴辰を白川結城晴綱の庶長子とし、又「晴常・上野介、晴綱の嫡子、後母の生む所に義親あり、父これを立てんと欲す。故に小峠城を譲り、別れて堀内に居りて堀内殿と號す。人、其處を稱して上野曲輪と爲す。今の上野藩是れ也。石川中島城主に子なし、晴常これを押領す」と云ふ。石川は母の家たるなり。

次に晴辰は「晴常の子にて、中島、三城目の兩城を有つ。澄江寺殿一峰全」と云ふ。關物語に「義親の妹婿」と云ふは誤りならん。若しくは晴常に實子あらず、養子して、晴常の妹を妻合はせしか。故は丸龜也と。次に晴時は「大學と稱す。實は晴辰の弟、白河家没落後、蒲生氏郷に従ひて、天正十八年十一月十九日戦死す。水戸結城家、及び須賀川相樂氏祖也(古事考)とぞ。

3 源姓 寛政系圖、未勘源氏に收むれど、家傳には「先祖結城を稱す」と見ゆ。蓋し前項氏の族なるべし。家紋丸に萬、九曜。寛政系譜に「傳八郎良陣——字右衛門爲昭——由之助爲利」等を載せたり。

長幡部 ナガハタ 服部の一稱也。第一項、及びハトリ條を見よ。

1 常陸の長幡部 當國久慈郡に式内長幡部神社ありて、常陸風土記、久慈郡條に「郡の東七里、大田郷。長幡部の社。古老の曰ふ、珠實美萬命、天より降ります時、御服を纏る爲に、從つて降ります神の御名は綺日女命、本は筑紫國日向の二神の峰より三野國引津根の丘に至る。後に美麻貴天皇の世に及び、長幡部の遠祖・多豆命、三野より避けて、久慈に遷る。機殿を造り立て、初めて織る。其の織れる服は、自ら衣裳と成る。更に裁ち縫ふこと無し。之を内幡と謂ふ。或は曰ふ、織を織る時に當つて、輒く人の見るが爲に(故)屋簷を閉ち内を開くして織る。因りて烏織と名づく。強兵利飯も、裁斷するを得ず。今、年毎に、別に神調と爲して、之を獻納す」と見ゆ。

氏人は類聚國史卷五十四に「弘仁八年間



四月云々、常陸國人長幡部福良女に、少初位上を授け、其の戸内の祖を免じ、身を終らしむ。節行あるを以つて也。福良女は同郡吉野侯部就忠の妻也。夫亡きの後、號泣・絶えず、哀感・路を行く云々」とある如き其の一也。

2 武藏の長幡部 加美郡に長幡部神社あり。又後に長幡庄・見え、又長幡郷ともあり。

3 美濃の長幡部 第一項に云へり。猶ほ第五項参照。

4 大和の長幡部 坂上系圖引用姓氏錄廿三卷に「色姓。是れ大和國宇太郡佐波多村主、長幡部等の祖也」と見ゆ。

5 長幡部連 長幡部の伴造家にして、開化皇子彦坐王の後也。古事記に「神大根王は、三野國之本巢國造、長幡部連の祖也」と見ゆ。丹波條参照。本貫は美濃なりしが如し。美濃條参照。

中鉢 ナカハチ

中鉢 ナカハチ チユウハチ 東鑑卷一に中八惟平、廿一に中八太郎あり。中、及び長江等條を見よ。

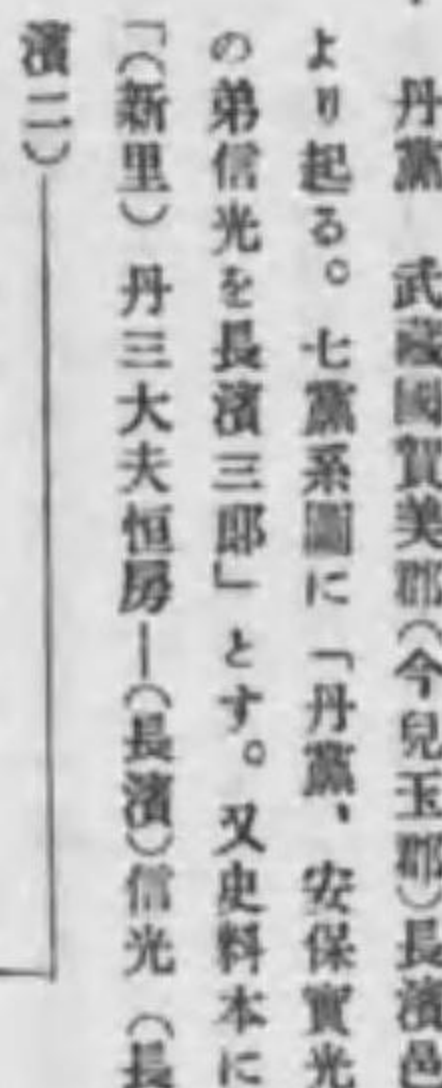
中八屋 ナカハチヤ 正訓不明。豊前の豪族にして、當國宇都宮氏の一族也。上毛條

城地方に榮え、中八屋刑部宗種は角田村城に據り、又中八屋尾張守宗鎮は馬場城に據る。時は天文頃の事にて、宗鎮は弘治二年四月十八日、大友宗麟と松江福間ヶ江に戦ひ死す。ハチヤ條参照。又元龜天正の頃、上毛郡に中八屋左衛門あり(築上郡志)。

中濱 ナカハマ ナカノハマ 土佐國幡多郡中濱の人。中濱萬次郎は漂流して、米人に助けられ、合衆國に遊びて歸り、幕府、薩州侯、土州侯等に重んぜらる。

長濱 ナガハマ 和名抄、能登國能登郡に長濱郷を收め、奈加波萬と訓す。その他、伊豆、武藏、近江、羽後、越後、石見、備前、伊豫、土佐、豊前、肥後等に此の地名存す。

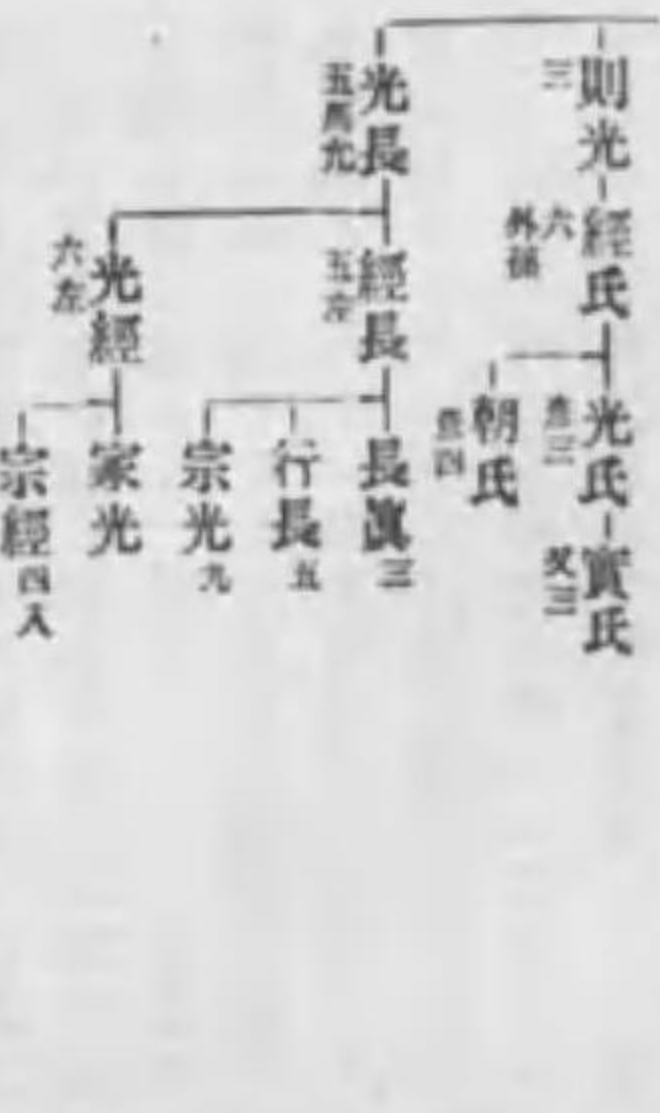
1 丹黨 武藏國賀美郡(今兒玉郡)長濱邑より起る。七黨系圖に「丹黨、安保實光の弟信光を長濱三郎」とす。又史料本に「(新里)丹三大夫恒房(長濱)信光(長濱)」。朝光、盛光、二時朝(白鳥)、光直、經光、經泰、朝泰、朝眞



俊寛、當社を建立す」と云ふ。社家長濱系圖に「先祖長濱權之丞吉延は、島津義弘、同家久の朝鮮の役に從ひて、武功あり」と。その後長濱頼母あり、又地理纂考に「今の社司高祖父長濱伊豆吉明、弟を権之丞吉繁と云ふ」と見ゆ。又田布施尾上村諏訪上下大明神の社記には「信濃國より長濱某が先祖守り下る」と云ひ、大隅國肝付郡等にも此の氏存す。7 鎌倉 その他、堀尾山城守給頼に「四十石長濱助左衛門」を載せたり。

永濱 ナガハマ 前條を見よ。  
中林 ナカバヤシ 1 相摸の中林氏 源平盛衰記に、中林太郎、同次郎を載せたり。中村か。  
2 平性服部氏族 伊賀國の豪族にして、服部一黨也。ハトリベ條を見よ。  
3 林氏族 信濃國發祥也。ハヤシ條を見よ。  
4 大和の中林氏 前項と同流か。式下部の名族也。法貴寺記録に中林久彌・見ゆ。  
5 雜載 尾張の重家に中林竹洞(成昌、東山隱士)、その子竹溪(成業)、共に名あり。又備前に存す。

仲林 ナカバヤシ 肥後國熊野尾鷲郷の名



と。井戸栗栗系圖、之に同じ、前引系中、括弧を附したるは、此の系圖によりて補ひし也。五左は五郎左衛門尉の略、その他これに倣へ。而して新編風土記、長濱村條に「當國七黨系圖、丹黨の内、安保利部丞實平の弟を長濱三郎信光と稱す。安保は郡内・元安保の人なれば、信光は當所に住して、在名を名乗りしものなり」と。

氏人は、太平記卷十に長濱六郎、十四に長濱六郎左衛門、十六に「惣大將の侍所長濱」また「時の侍所長濱六郎左衛門尉」など多く見え、新田義貞に從ひて勤王す。風土記稿に「賀美郡金窪城(金窪村)は村の北にあり。古へ新田左中將義貞の從軍長濱六郎左衛門の居城なりと云ふ」と見ゆ。  
2 清和源氏義光流 信國を祖とす。諸家

族にして、平性と云ふ。世古條参照。又信濃にも存す。  
中原 ナカハラ 遠江、加賀等に中原莊、下野に中原大原莊、その他、相摸、武藏、上總、佐渡、美作、肥前、肥後等に此の地名存す。  
1 中原連 十市氏の族か。拾芥抄等に見ゆ。  
五郡神社記に「十市御縣神社云々、鴨主(王)命・事代主神の長男也。亦云ふ天日方命、是れ中原連等祖也」とあれど、採るに足らざるべし。  
2 中原真人 天武帝の御裔にして、仁壽元年九月紀に「從五位下弘宗王、奏して、子男八人に、其の王號を改め、姓を中原真人と賜らんと請ふ。之を許す」と載せ、また貞觀十六年二月紀に「左京人中原真人正基に、姓を清原真人と賜ふ。其の先は舍人親王の後也」と見ゆ。  
3 (物部)中原宿禰 物部氏の族にして、弘仁四年五月紀に「參河國人外從五位下物部敏久に、姓を物部中原宿禰と賜ふ」と載せたり。敏久は明法學者にして大判事たりき。又弘仁格式の撰定に與り、後に興原宿禰姓を賜ふ。令集解序に「正五

族にして、平性と云ふ。世古條参照。又信濃にも存す。

系圖纂に「武田信守(信昌)(長濱)信國(二郡、刑部大輔、名を信實と改む。信虎と和せざるによりて國を去り、江州長濱に住す」と。信虎の叔父也。但し近江國坂田郡に長濱城(長濱町)あれど、もと今濱、秀吉・此の地に築き、長濱と改む。怪しむべし。  
3 羽後の長濱氏 由利郡長濱邑より起りしか。羽前酒田の名族にして、庄内物語に「秀衡の妹徳尼公に隨從して當地に來る」と傳ふ。  
4 藤原姓 山城石清水社家に見ゆ。  
5 播磨の長濱氏 播磨縣に備東郡山城佛居(黒田庄山崎村)は長濱河内守長秋の舊居。天正の頃の人也」と。また「八重畑佛居(八重畑村)は長濱五郎の居城」とあり。  
6 桓武平氏 薩摩國河邊郡硫黃島の名族にして、當島熊野權現の社司長濱氏の系譜に「祖先は平氏の苗裔にて、京師の亂を避け、此の地に落ち來り、遂に島の守護となる」と傳ふ。  
また權現の社記に「治承元年、平判官藤頼、丹波少將成經、法性寺執行俊寛等、此の地に流さるゝ際、熊野神を請じ、後



位上行大列事臣與原宿禰敏久」と見ゆ。恐らく次項氏と關係あらん、共に明法學者なれば也。

4 中原宿禰 大和磯城彦の後裔、十市縣主家十市首より出づ(トヲナ條を見よ)。中原の諸系圖及び紹運録等には、安寧帝裔となせど、記紀になければ、採るに足らざるか。十市條に云へり。十市宿禰有象(類聚符宣抄第九)に至りて、中原姓を賜ふと云ふ。

中原氏系圖に「外記局、本姓十市宿禰、天延二年十二月、宿禰を改めて、朝臣を賜ふ。安寧帝第三皇子磯城津彦命の後也云々。

勝良(從五下、大宰少貳。分脈に『大宰少典、家系圖・或は之を載せず』と)一春宗(少外記、分脈に『大外記、也博士』と。又一本に『美濃介、史博士、少外記』とし、弟良忠を收め『本名良佐、博士、主計頭、少外記、從五上、天曆五年十月八日卒、七十八歳』。その子『以忠、助教、備後守、主税頭、從四位下、天元四年十一月四日卒、六十四歳』と見ゆ)一有象(管博士、從四下、治部卿、伊世守、大内記、中原姓を賜ふ。一本に『博士、治部

大輔と)一致時(從四下、管博士、伊世守、大内記。分脈に『伊勢守、齋宮頭、大外記、局務、博士、從四上』と。一本に信濃守を加へ、弟に助教致親、若狹守師光、勸次官長門介博士致明、小一條院殿上人右京亮致行の四人を收め、致行を或は致時男とし、その子に僧慶範を載せたり)一師任」と見ゆ。

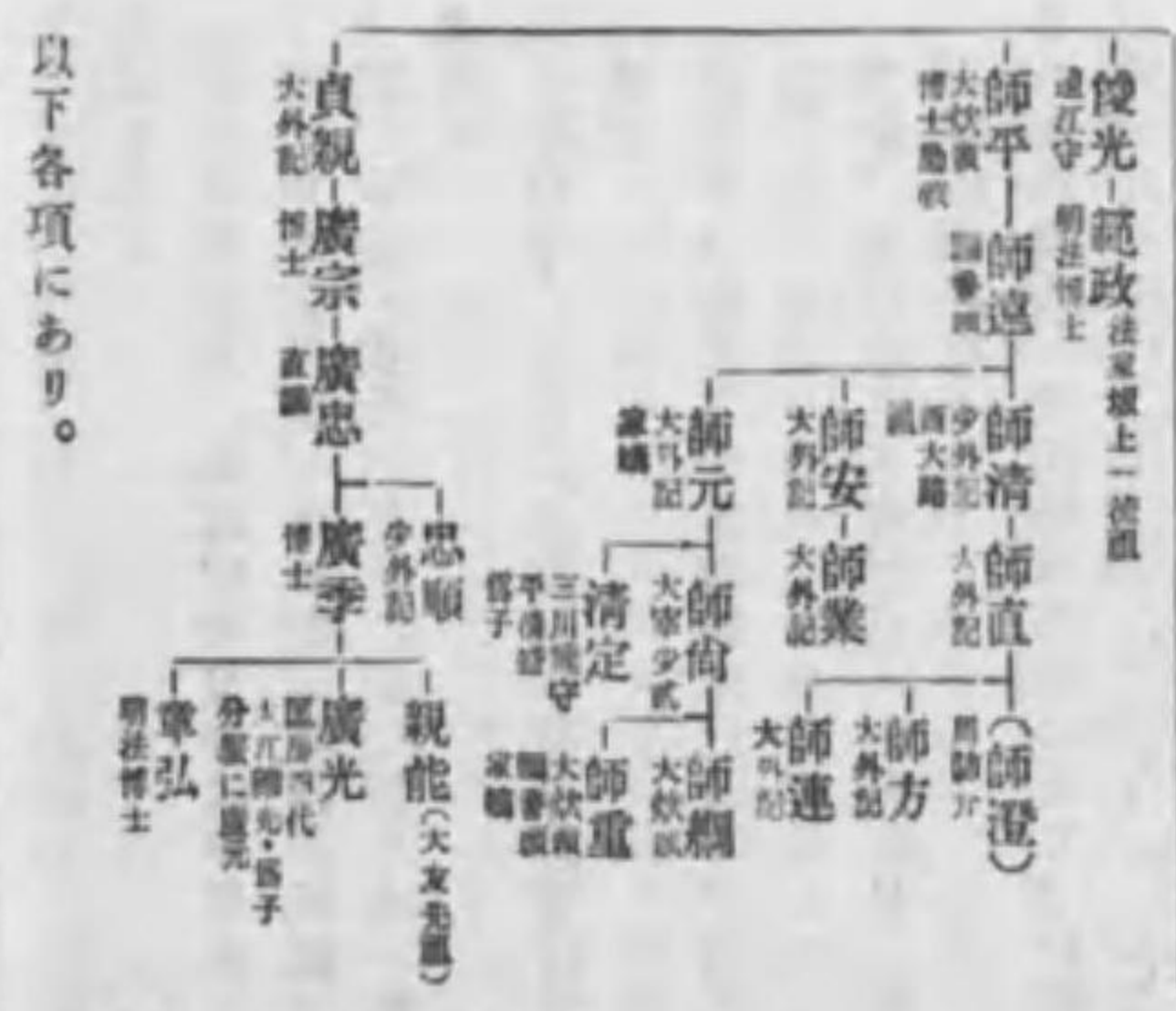
5 中原朝臣 前項中原宿禰の朝臣姓を賜へる者にして、中原系圖に「天延二年十二月日、宿禰を改めて朝臣を賜ふ」と云ひ、分脈には十一月に作る。此の氏の系圖は第八項以後にあり。

6 異流の中原朝臣 第二項の族か、或は第三項の後ならん。前項中原氏の朝臣を賜ひしは、諸系圖に何れも天延二年とし、更に過りて中原氏を賜ひしは天曆二年とせり。共に圓融朝の事也。然るに是より前、三代實録に「助教中原朝臣月雄」あり、陽成光孝朝の人とす。即ち前條中原朝臣より約百年前、既に中原朝臣なる氏、存せるなり。而して有象が最初、十市宿禰姓を稱せし事は、類聚符宣抄によりて明白なれば、此の流は前項氏と流を異にするや著し。大日本史氏族志は、これを

追書とすれど採り難し。何となれば、三代實録の勅遷は前項中原氏の朝臣を賜へる以前なればなり。恐らく中原眞人、或は物部中原宿禰の、朝臣姓を賜ひしものか。

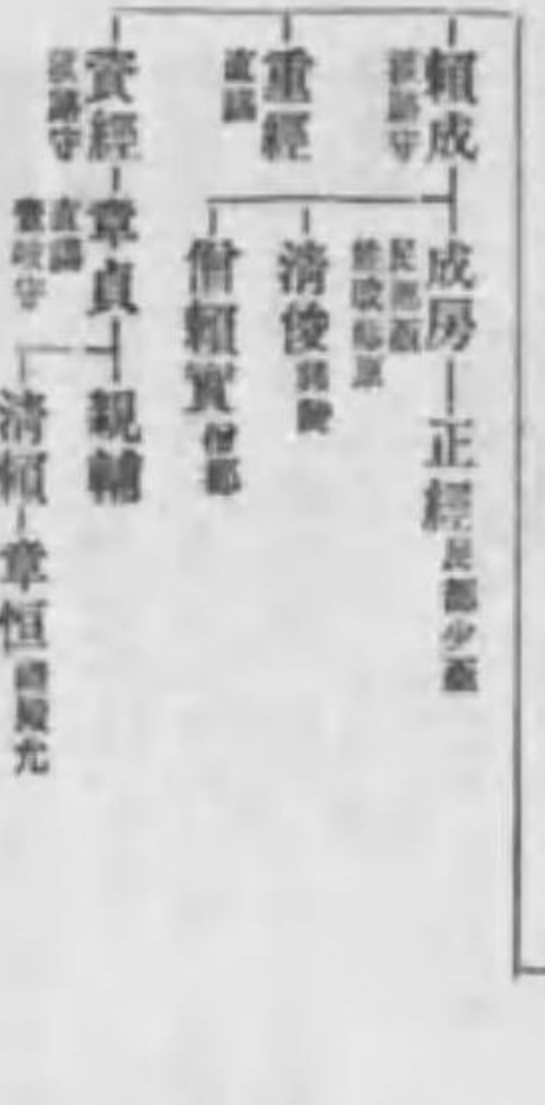
7 伊豫の中原朝臣 朝野群載卷二十二に「濃滿郡大領正六位上中原朝臣弘忠(康和二年)なる者見ゆ。第三十四項参照。

8 中原系圖 第四項参照。有象の系は中原氏系圖に「有象一致時一良清(少内記)、弟師任(大内記、分脈大外記、天文密奏)」



以下各項にあり。

9 貞清流 一本中原系圖に「貞清(毅倉院別當、博士、主殿頭、少外記、永延二年正月卒)



10 師綱流 尊卑分脈に「師綱(大炊頭)一師季(掃部頭、博士、大外記)一師光(掃部頭、博士、大外記。實は師綱の弟師重の子。仙洞近重)一師宗(河内守、造酒正、掃部、博士、大外)一師隆(掃部頭)一師音(掃部頭、權少外記、大炊權助)、弟師千(掃部頭)一師香(實は師千の弟師梁の子。大外記)一師胤(掃部頭)一師郷(少外記、掃部頭)一師富(後崇光院上北面、掃部頭、入道覺城)一師象(大外記、掃部頭)一師稱、弟師廉」と見ゆ。

11 師重流 分脈に「師重(家嫡と爲る云々。大炊頭、博士、圖書頭、大外記)一師兼(局務、大外記)一師顯(毅倉院別當、大弼、大外記)一師顯(毅倉院別當、大外記)一師富(直講)、弟師古(綾殿權

助、大外記、博士)一師右(造酒正)一師茂(毅倉院別當、上北面、大外記)一師夏(大外記)一師登(大炊頭、改師季)と。又師茂の弟、師守(少外記)一師豐(毅倉院別當、大外記)一師勝(大外記)一師藤(大外記、法名宗之)一師親(大外記)一師村(大外記)」とあり。

12 關東流 廣忠の子忠順の後にして、分脈に「忠順(少外記)一師茂(助教)一師員(攝津守、大外記、評定衆)一師連(掃部權助、少外記、評定衆)一親致(攝津守、評定、問註所、藤氏に改む)と。又中原系圖に「思順(散位、親戚と改む。少外記)一師茂(助教)一師國(主計助)一師俊(書博士、主殿頭、關東政所家司)一真房(大炊助、安藝守)一貞時(木工助入道)」と見ゆ。

また一本系圖に「師國の弟師員(主計頭、大藏少輔、毅倉院別當、助教、直講、明經得業生、大膳大夫、攝津守、越前守、大外記、正四位下。建長年中出家、法名行嚴。同三年六月廿二日卒、六十七。鎌倉評定衆、貞永式目連署)一師連(長門介、明經得業生、縫殿助、從五位下、少外記、掃部權助。弘安六年五月四日卒、六十四

此の流の事は、攝津條に多し。能秀の後は、分脈に「能秀(左馬助、掃部頭、評定衆、權頭地方頭始)一滿親(官途奉行の始、神宮頭人、問註所評定奉行、御所奉行の始也、地方奉行、掃部頭、攝津守、左馬頭、從四下)一之親(從四下、中務大甫、掃部頭、修理大夫)一政親(中務大甫)」と見ゆ。

13 氏人 日本紀略、長元元年六月條に「少志中原成道等を遣はして、平忠常を征せしむ」と。また保元物語に「官使は左史生中原師信、平家物語に「博士判官中原範真、大外記中原師直(子周防守師澄・大外記になる)と。又源平盛衰記に博士判官中原章貞等多し。







郡殿村風情城主たり。久忠の父を久國と云ふ、即ち山城守の子也(因幡志)。

29 宇都宮氏族 宇都宮大系圖に「宗房の子中原宗隆(中原祖)」と見ゆ。

30 備作の中原氏 美作國吉東郡に中原邑あり、關係あるか。笠懸寺記に「勝北郡新野莊(熱柿一石)中原正行」を載せ、又「真島郡井原郷(染花二枝)中原忠光」を擧ぐ。また備前の刀鍛冶に、中原權頭延房あり。

31 安藝の中原氏 安西軍策に、中原李允(武田方)、中原善左衛門(元就朝臣家人)、中原善左衛門(尼子方)等を擧ぐ。

32 防長の中原氏 東鑑、文治三年四月廿三日周防國在廳連署に「散位中原朝臣」を擧ぐ。又後世、長門大津郡野田の名族に存し、又幕末、長州の勤王志士に中原太三郎あり。

33 紀伊の中原氏 壇風土記、那賀郡野村舊家條に「中原彌右衛門。中原は古より番頭の家なり。或は圖師をも兼ねしにや。寛元の文書中に『圖師中原』と書せしあり。今其の家傳ふる所の文書、建仁三年、承久二年、貞應二年、元仁、寛喜元年、文暦元年、仁治二年、寛元元年、正

元元年、同二年、弘安六年、元亨元年、補任狀・合せて十二通、寛元三年の訴狀、正和二年の定書、正平十五年の口宣案あり」と。

34 伊豫の中原氏 第七項參照。三島文書に「神主職に於いては、豊後守中原成實を成し下さる。是れ京神主の始め也」と。

35 土佐の中原氏 香宗我部文書、建久四年の將軍家政所下文に「中原秋家を土佐國香美郡内宗我部、並に深淵地頭職に補任す」と。又建仁元年時政奉書に中原秋清、同三年に中太明道等見ゆ。香宗我部條參照。

36 大津の中原氏 豐後の豪族にして、佐伯系圖に「中原新左衛門尉惟春」以下多く見ゆ、サヘギ條に詳か也。

37 大友流 オホトモ條を見よ。

38 筑前の中原氏 住吉社神官に在りて、建保、建武等の文書に「權大宮司中原朝臣」を載せたり。

39 筑後の中原氏 福島町正福寺傳説に、前條に多し。又豐前守佐郡善光寺天正文書に「武藏守仲原鎮繼」と。トキエダ條を見よ。

永原 ナガハラ 近江等に此の地名存す。

1 永原朝臣 天武帝の御裔にして、大同三年十二月紀に「從五位上藤原朝臣子伊太比、從五位上藤原朝臣子、姓を永原朝臣と賜ふ」とある後なるべし。姓氏錄、左京皇別に收め「永原朝臣。同天皇(天武)の皇子淨廣壹高市王の後也。續日本紀に合す」と載せたり。

2 佐々木氏族 近江の豪族也。當國淺井郡に永原庄、長原下庄等ありて、輿地志略に「大浦、船寄、黒山、莊、殿、中、山門、東西の八田郡、山田、小山、以上十村と云ふ」などあれど、此の氏は野洲郡永原邑より起る。佐々木信綱の裔にして、政頼の子高賢を祖とすと云ふ。中興系圖に「永原。字多」と載せ、また山城松尾社々家系圖に「字多源氏、江州永原城主永原師綱の次男飯村仲綱」など見ゆ。野洲郡永原村に永原御殿城あり。天正年中、永原越前守重虎・據る。又同郡大森原城(大森原村)は永原越前守が城跡にして、この山を田中山といふ。又蒲生氏郷

仲原 ナカハラ 前條氏に同じ、平家物語に「左司生仲原康定」を載せたり。その他

「當寺文明九丁酉年、上妻郡中原城主、中原五郎兵衛尉實入道讚善造立」と。開基、これに同じ。但し俗名なく法名あるのみ(將士軍談)。

また三浦郡大隈村に城主家老の裔とて、三十餘家の中原氏存す。その先は肥後國中原村より起ると云ふ。又當國三池氏は中原親能の後裔也。ミイケ條を見よ。

40 肥前の中原氏 當國在廳に此の氏あり河上淀姫社建久四年文書に「目代中原氏」と。

41 藤原姓 肥前の豪族也。三根郡中原邑より起りしか。彼許郡に存し、正平十七八年、應安五年の一揆連判狀に「中原六郎次郎藤原重有」と見ゆ。針尾條參照。

42 肥後の中原氏 當國に中原村ありと、前に云へり。又中原親能の四男攝津守師員・當國に降りて子孫榮ゆ。大友、鹿子木、合志、竹迫、三池等の條を見よ。

43 日向の中原氏 建久園田領に「新納院百二十町、地頭掃部頭殿」などあるは中原親能の事也。又日向記に中原志摩守、又諸縣郡三社大明神元龜文書に「奉行中原貞序」を載せたり。

44 大隅の中原氏 天承元年文書に「大介

家臣に、永原孫右衛門、永原源左衛門等見ゆ。

3 駿河の永原氏 第一項・永原朝臣の後也。朝野群載卷廿二に「益頭郡、判官代永原忠藤」なる者見ゆ(天曆十年六月の駿河國司解)。

4 雜載 五條家文書に永原・見ゆ、こは名か。又堀尾山城守給帳に「百五十石永原彌平次、百拾石永原左右衛門、百石永原彦太郎」等を載せたり。又富山前田藩重臣に存し、藩内に多し。加賀藩給帳に「三千石(並三釘貫)人持、内三百石與力知、永原求馬。二千五百石(丸内ナキリ)同、内三百五十石與力知、永原權佐。五百石(同)永原恒太郎。五百石(丸内三釘貫)永原甚七郎。八百石(一釘貫)永原治兵衛。四百五十石(入子釘貫)永原善太夫。五百石(一釘貫)永原虎一郎。二百石(釘貫)永原小矢太。三百石(丸内重釘貫)永原亥之助」等を載せたり。又永原南山(伯綱)は紀姓と云ふ。又信濃等に存す。

長原 ナガハラ 河内國淺井郡に長原莊あり、四珠寺應永元年文書に見え、長原村存す。又大和にも此の庄存す。

45 雜載 右史生中原清俊、内匠少允中原光久、左史生中原景弘、中原吉久等は畫師として名あり、大嘗會の時、勅により屏風に畫くとぞ。又典藥少允中原有言は名醫傳に見ゆ。また典藥大允中原友光は藤原賴長の病を治して名あり。又撰解文集に中原良遠、治承元年八月廿八日經簡に中原氏、又壽永の頃、右衛門少志中原永盛、また中原貞清、貞仲、末恒等あり、漆器、螺鈿の名工として、朝廷に召さる。下りて徳川時代、膳所本多藩用人に見え、近衛家譜大夫に存し、又堀尾山城守給帳に「二百石中原彌太郎」を載せ、又對馬宗家々臣に中原修理盛晴あり、宗條參照。又鍋島藩の掛屋に中原庄兵衛あり。

また伯耆國河村郡橋津邑の人中原忠次郎(天野屋、父吉兵衛)は勤王家として知られ、又幕臣長氏は中原有家の後也と。又南部參考諸家系圖に「中原甚左衛門正辰、同甚兵衛正相」等見え、又攝津、美濃、武藏、岩磐、信濃、豐前、豊後、紀伊、羽前、羽後等に存すとぞ。



江濃記に「義賢・自身打ち立ち給ふ。先陣は蒲生右兵衛大夫、長原太郎左衛門云々」と。前條氏に同じかるべし。

**長張** ナガハリ 信濃に此の氏あり。

**中治** ナカハル 攝津親秀讃狀に「養子佐々木中治五郎子息分・相模國狩野庄内、田地。右讀與する所也」と。

**長治** ナガハル ナガハリ 備前長治庄見ゆ。又新編會津風土記、會津郡條に「赤澤村簡述。天正の頃、長治小次郎某居住せし」と見ゆ。

**永治** ナガハル 織田氏の族にして、飯尾重宗の子敏達、永治を稱すとぞ。

**永日** ナガヒ

**中東** ナカヒガシ チユウトウ 大和春日祠官家にして、北郷に屬す。カスガ條を見よ。歴名土代に「從四位上、積藏院中東大

**長東** ナガヒガシ 中臣時宣(永藤二、春日社新權神主)と。

**中久** ナカヒサ 岩槻大關藩公用人に此の氏見ゆ。

**永久** ナガヒサ

**長久** ナガヒサ 豊前に存す。又石見に此の地名あり。

**中平** ナカヒラ ナカダヒラ

1 土佐の中平氏 當國の豪族にして、高岡郡津野庄多郷邑賀茂社棟札に「永正五年戊辰正月、公文仲平備後守高永」と。當時、此の地方の公文たりしを知るべし。その後裔に仲平兵庫元忠あり、中平とも見ゆ。大平、津野等の條を見よ。

2 信濃の中平氏 伊那郡の士に中平兵部少輔あり、廿三貫文を領す(伊那武鑑)。

**飯島條參照。**

**仲平** ナカヒラ 前條氏に同じ。

**長平** ナガヒラ

**長弘** ナガヒロ 日向記に見ゆ。

**永廣** ナガヒロ 備前に存す。

**長廣** ナガヒロ 豊後に存す。

**中符** ナカフ 下總小金本土寺過去帳に中符藤三郎を載せたり。

**長合** ナガフ 藤原北家上杉氏の族にして上杉系圖に「上杉賴重—賴成—藤明(長合又長字)と載せ、諸家系圖纂に「賴明(千秋)—藤明(長字)—□□(長合兵庫助、武藏國司)—氏春(長合兵庫助、應永廿四年正月十日、雪下に於いて討死)と見ゆ。詳細はナガフ、ウヘスギ等の條を見よ。

**永生** ナガフ

**名合** ナガフ

**長生** ナガフ 北野社の社家にして、十川家の分流也。北野、十川等の條を見よ。

**永福** ナガフク

**長布施** ナガフセ 東鑑卷二十五に長布施四郎を載せたり。

**仲藤** ナカフチ

**長淵** ナガフチ 和名抄、筑前國上座郡に長淵郷を載せ、又筑前、薩摩等に長淵庄・見ゆ。又武藏に此の地名存す。

1 清和源氏武田氏族 甲斐登野の豪族にして、尊卑分脈に「武田信光の子岩崎九郎信基(長淵)とあるより出づ。

2 雜載 信濃等に此の氏存す。

**永淵** ナガフチ

**長縁** ナガフチ ナガヨリ條を見よ。

**長藤** ナガフチ 下總小金本土寺過去帳に「長藤小八良・天正」を載せ、また石見等に存す。

**永藤** ナガフチ

**長船** ナガフネ ツサフネ條に云へり。その他、長船越中守あり。又ウキダ、坂崎、戸川等の條を見よ。

**中布利** ナカフリ 河内國茨田郡中振色より起りしか。六波羅の士に見ゆ、太平記卷九に「中布利五郎左衛門」を載せたり。近

江各場に戦死す。蓮華寺過去帳に「中布利五郎左衛門尉綱能(四十二歳)と見ゆ。

**長部** ナガベ ヲサベ

1 長部 阿波に見ゆ。長我孫氏の部曲たりしか。ナガ條を見よ。

2 長部宿禰 姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。前項氏の宿禰姓を賜へる者か。

3 陸中の長部氏 ヲサベ條を見よ。又康永の頃、長部近江守あり、黒石越後守と共に黒石正法寺を建立す。又葛西記に長部藤右衛門等見ゆ。

**永保** ナガホ

**永穂** ナガホ ナンゴホ

1 藤原姓 紀伊國名草郡永穂邑の豪族にして、國府に出仕す。國列連聖宗に永穂中大夫等あり。チヌウ、ナカ等の條參照。

2 雜載 周防都濃郡に長穂邑あり。

**長鋪** ナガホ ナガシキ

**中星** ナカホシ 藤原姓と傳へらる。信濃等に存す。

**中堀** ナカホリ

1 四邊郡姓 山城國鴨社の社家にして厨職たりき。

2 雜載 歌人に中堀傳庵あり。又伊豫等に存す。

**仲堀** ナガホリ 武藏に現存す。

**長堀** ナガホリ

**中萬** ナカマ 東寺文書、承和十二年の伊勢國符に「大國庄四至、東・宇保村高岡を限り、西・中萬氏墓を限り」と。又日向に此の氏存す。

**中間** ナカマ ナカツマ ナカヒダ 和名抄、讃岐國香川郡に中間郷を收め、奈香郡萬と註し、又伊豫、筑前、肥後等に此の地名存す。

1 江州中原氏族 江州中原系圖に「尾本權守師景—三郎景直—師政(中間次郎)と見ゆ。

2 豊前の中間氏 下毛郡の豪族にして、山國一月城主たりき。宇都宮文書豊前知行御領案に「一の月、三千二百石、中間八郎兵衛房俊」と載せ、又滿光寺文書、天文中の人數積に「一月城(房俊以後、代々子孫これを守らる)二百人、今高三千百石、中間三郎兵衛房俊」と擧げ、又宇都宮正房家人に「一月城代中間三郎」見たり。

中間六郎統種(居城一月城は、要害の地にあり、統種が肯へて黒田孝高に降らざりしは、其の險を恃みしによる也。統種

は後に黒田六右衛門統種と稱す。黒田家臣傳に「本姓中間。父は豊前下毛郡山國一月城主中間山城守忍可と云ふ。初め六郎次郎と稱す。孝高・豊前を賜り、入國したる時、城井、中間、山田の三將は容易に降らず。然るに、山田大膳は六右衛門が従兄なりし故、孝高より六右衛門に山田を殺すべしと命ぜらる。此の時、六右衛門・命に従ひ、孝高の人數を引き入れて、容易に山田を亡し、其の功により、黒田姓を賜ふ。其の後、朝鮮役、及び關ヶ原役に於いて軍功多く、上座郡小石原城三千七百石を食む。寛永二年、七十餘歳にて卒。其の子喜太郎(後黒田六右衛門)・粟山大膳の聲と成りし故、大膳流刑の後、黒田家を立退き、他國にて死す」と云ふ。

3 肥後の中間氏 八代郡の中間邑より起る。竹時季長蒙古合戦繪詞に「中間綱二郎、又二郎」等見ゆ。

4 雜載 三坂元弘三年十二月文書に「鎌田氏云々、中間三郎太郎入道、同子息六郎」と。また近江香腸蓮華寺過去帳に中間平五郎、伯耆卷に中間藤七郎、土佐國新宮村四山文書天文六年に中間孫兵衛。



其の他諺からず、多くは小者の意なる中問か。

中馬 ナカマ 前後数條と通ず。

1 清和源氏新田氏族 丹波國多紀郡大字庄の名族にして、丹波志に「義治(太郎九郎、尾張守。明徳の頃、藤坂村へ移り來住。新田の支族と云ひ傳ふ。家紋丸の内。鳳凰、殿竹二本)一義秀(藤藏)一義利(藏人)一義實(右京進)一義吉(小六。新田の支族たるに因つて、足利家へ恐れて中馬氏に改む)一義里(中馬越前守、藤坂村古城)一義雄(豐後)一義盈(豐後)一義行一義次一義信一義直(五兵衛)一某(五郎兵衛)」と見ゆ。

2 佐伯姓 安藝國高田郡の豪族にして、中馬左馬介は横城に據る。長屋條を見よ。

3 雜載 大隅國豐後郡の名族にして、中馬采女等ものに見ゆ。

仲摩 ナカマ 薩隅に存すとぞ。  
中牧 ナカマキ 信濃にあり。甲斐國山梨郡中牧邑より起りしか。  
中俣 ナカマタ 日向記に中俣平右衛門尉を載せ、又越後國六日町の名族に見え、信

濃等にも存す。  
長町 ナガマチ 薩前、羽前等に此の地名存す。

1 村上源氏久我氏族 讃岐國の名族にして、延元に下向し、二十餘年・南朝の爲に奮戦して死したる源少將中院氏(ナカノケン條を見よ)の一人は、父の遺後、赤川郡石田城主細川弘氏の庇護を受け、應永十五年に至り、弘氏・國弘城に移り、石田城を中院氏に讓る。これ長町氏の起原にして、その名稱は源少將の居館が鶴足郡長尾村町代に在りしに因むと云ふ。

その後、安富氏配下の將として石田城に主たりしが、天正十一年五月、長町出雲守孝家に至り、長曾我部氏に陥られ、肥後に遁れて小四行長に頼り、行長の滅後、郷里に歸りて地侍となるとぞ。  
讃岐國名勝園會卷二、寒川郡條に「石田城跡は、石田東村にあり、光明寺の地、れなり。安富民部元綱こゝに居たり。天正十一年五月長宗我部元親せめて是を陥る。長町家記に曰ふ、南朝の忠臣故鶴足郡四長尾の城主中院源少將定平朝臣の後裔何某こゝに居れり。天正年中、一條太閤兼孝公の三男左衛門孝家といふ人、故

あつて當國に來り、當城主の養子となり、長町出雲守と名乗り、續いて爰に居住せり。其の後、長宗我部元親・當國に亂入のとき、彼がために攻め落され、肥後國にくだり、小四出津守行長が養友たるによりて、彼所に寄寓し居たりしが、慶長五年小四家滅亡のち、嫡男權左衛門は、世を襲じて當國に歸り、同村長町佐兵衛といふ者に傾り居たりしが、嫡男仁左衛門は再び豫州松山松平家につかへて、子孫かの地に連綿たり。權左衛門は次女を佐兵衛が男に娶はせ、遂に當國に殺せり。

今の長町與左衛門は佐兵衛が後裔なり、斯る故を以つて、京都中院家末流東久世殿へ音信の事今に絶えずとぞ」と見ゆ。  
2 藤原北家九條家流 前項の後に、古くは一條家流と云ふ。文政十亥年、津田村長町與左衛門より差出したる書上に、「由緒。一條太閤兼孝公男大納言忠榮嫡子・元祖長町左衛門督孝家。右忠榮卿の三男、寒川郡石田村城主に故有りて養子に參り、苗氏も長町と改め、出雲守と名乗り居り申し候。然る處、天正年中、兵亂の初、忠榮福京都住居も出來難く、家内引連れ右出雲守を便り落ち下り居り申

し、道て忠榮卿には二男道房を召連れ歸京成され、家嫡孝家義は、石田村に落止り、地侍に相成居り申し候。

孝家嫡子・長町佐兵衛佐家盛。右同村に住居仕り居り申し候處、寛永年中、御先代生駒雅樂頭様より由緒御尋ねの上、地方にて高百石を下され候。家盛嫡子・長町猪兵衛孝盛・右同様、家相續仕り居り申し候。

孝盛嫡子・長町與左衛門秀盛。右の時代、生駒家御落去に付、下されし高も上り地と相成り候故、當村を引越し、卑人者にて、只今の居屋敷を引移り居り申し候處、前雲院様御入部の後、中緒御尋の上、自分開き高・十石に爲し下され、郷侍に仰せ付けられ候」と。

長町家譜には「京師藤原北家權家九條流。穂通一兼孝一忠榮一康道(左大臣、攝政)、弟道房(忠象、前攝政、左大臣)、弟孝家(石田郷に住し、中院家養子、長町出雲守と號す。寛永十九年一月廿一日歿、和光院殿一超萬圓大居士)一權左衛門一仁左衛門、妹(猪兵衛孝盛の室)。權左衛門の弟佐兵衛家盛(室高松藩士久世茂左衛門の女)一猪兵衛孝盛」と。又一に「前大納

言忠榮、京師の兵亂を避けて、讃州石田村に來り、中院家に身を寄せ、その後二男忠家(道房)を伴ひて歸京し、長男孝家は其の養子となりて、長町左衛門督と稱す」と。

孝家の後は「孝家(左衛門督、出雲守)一家盛(佐兵衛、正保二年八月十日歿)一孝盛(猪兵衛、寛文七年七月廿三日歿)一秀盛(與左衛門、津田移住、貞享三年十二月十六日歿)一忠久(與左衛門、延寶七年四月十四日歿)一賀茂(與左衛門、大庄屋の始、元祿七年二月十二日歿)一賀路(清左衛門)一弟茂濟(與左衛門)一茂時(與左衛門)一該通一茂厚一茂寛(寛は野口仁左衛門弟)と。また茂時の弟・忠漢(與左衛門、與市左衛門、羽立別居)一春好(與一郡)忠春、弟藤吉一與繁一與彦」也。



長町

又舊家に長町竹石(琴軒)あり、讃岐の人也。  
永松 ナガマツ 次條と通ず。  
1 紀姓 豊後紀氏の族、上田氏より分る。紀條第七十一項、及び七十項を見よ。紀氏

系圖に「長谷雄一諸雄一孝一季次一神首(永松)一實高一實直一實俊一廣實、弟三郎」と。又實俊の弟に直應あり。  
また筑後永松系圖に「家紋劍上酸醬。正五位下圖書頭紀實清嫡男祐安(文章博士、大學助、平群黨、建久元年卒)一實貞(永井利部助、石見守。ナガキ條に詳か也)、弟貞常(足立次郎)、弟實九(筑紫上毛永松等祖)」と見えたり。

2 豊前の永松氏 宇佐郡の豪族にして、天文の頃、永松長村あり。  
3 筑後の永松氏 第一項、及び永井條に詳か也。永松系圖に「實貞一實繼一實敏一基文一茂綱一茂方(永井氏部五郎、野原民部丞)一勝久(野原二郎、筑後藏人入道心四)一頼久(野原四郎、永松河内守、大友親世に仕へ、屢々戦功あり、依りて筑後國竹野郡竹松十町、豊後國東郡永松村地頭職を賜ふ。應永廿九年十月廿日卒)一忠秀(永松四郎左衛門、主水正。應永三十三年九月十三日、三角島合戦の時、大友親著と共に戦死)一直久(永松四郎、若狹守。大友持直に仕へて、一字を賜ひ、大番頭と爲る)一繁久(永松兵庫助)一實信(同四郎左衛門尉)一政春(同四郎左衛門







と見ゆ。阿野條を見よ。

4 藤原北家堀河流 尊卑分脈に「道長—(堀河)頼宗—大宮右府俊家(壬生)—權大納言宗俊(中御門)—右大臣宗忠(號中御門)—内大臣宗能—權大納言宗家(信能)—左中將宗經(宗國)—參議宗平—參議宗雅—中納言宗冬—權中納言冬定—權中納言宗重—權中納言宗泰—同宗章(宗定)—宗繼」とあり。

宗重の後は知譜拙記に、その子「宗泰(權中納言)—宗宣(元宗章、權中納言、應永廿幾)—宗繼(權大納言)—宗綱(號陽照院、准大臣、大永五幾、玄空)—宗藤(三水、左中將)—宗房(實は雅教男、權中納言)—宗通(侍從、早世)—宗澄(宗則に改む)—宗信—宗教—宗保(實は宗教弟)—宗條(元宗良、權大納言)—宗顯(參議、左弁、天和二權中納言)」と載せ、以下靈上明覽に「宗條—宗顯—宗綱—宗長—宗美—宗章—宗德—宗行」と。

藤原、本院等の條を見よ。

中三川 ナカミカハ 下野の豪族にして、字部宮族也。横田系圖に「五郎兵衛尉伴業—繼俊(上三川、中三川等の祖)」と。都賀郡延島村中三川より起る。横田、上三川、今泉等の條を見よ。

中上川 ナカミカハ 豊前中津の名族也。中上川才藏の子彦次郎・實業家として名聲を擧ぐ。母は福澤論吉の姉也。

中店 ナカミセ 藤原姓なりと。中溝 ナカミソ 備前に此の氏現存す。

長溝 ナガミソ 名和氏譜代の家臣本郷氏の後にして、長溝修理亮の子・喬逸和尙(筑後山本郡千光寺住職)は、名和顯孝の乳母子也。名和條を見よ。

中道 ナカミチ 甲斐等に此の地名存す。1 奥州の中道氏 田村大膳大夫清顯家臣に中道景安あり。皮籠石館(小野新町皮籠石)に據る。

2 丹波の中道氏 氷上郡の名族にして、丹波志に「中道氏。子孫四谷村、當村古家根元也。但馬の國より來りし浪人也。子孫中道棟と云ふ。本家は今中道久兵衛、分家共に八家」と見ゆ。

3 雜載 但馬、豊前等にも存す。

ナカミカ—ナカミチ

一石。梨木町東側。寺淨華院松林院。内々。家築筈。現今松木氏、伯爵。



5 中御門流 頼宗子孫の家々を云ふ。分脈に「道長—頼宗(堀河)」



徳川時代、中御門、持明院、高野、石野、園、東園、壬生、石山、六角の九家あり。各條を見よ。

6 藤原北家大炊御門流 尊卑分脈に「大炊御門經實の子經宗—(號中御門、左大臣)」とあり。大炊御門條を見よ。

7 藤原北家勸修寺流 尊卑分脈に「吉田大貳實經—同中納言爲經—經任(號中御門大納言)—爲方(權中)—爲行(權中)—

仲道 ナカミチ 同上。

永道 ナガミチ ○ 永道朝臣 氏族志に「淳和帝時、從五位下永道朝臣末繼あり(類聚國史)」と載せたり。

中光 ナカミツ 次條參照。仲光 ナカミツ 肥後の名族にして、清和源氏字野氏の族也。隈部系圖に「隈部親元の弟親房—親則—信新—正綱(仲光小内膳、牛助)—正長(仲光平内)、弟正信(仲光市左衛門)」と。又正綱の弟「正可(仲光長助)—正之(七郎右衛門)」と見ゆ。タマベ條參照。

中溝 ナカミツ ナカマ 長光 ナガミツ 豊前國田川郡探銅所色の名族にして、鏡作氏の後裔と云ふ。文書を藏す。

永光 ナガミツ 豊前、備前、備中等にあり。又備前に存す。

長溝 ナガミツ 備後國世羅郡の豪族にして、藝藩通志に「平井城は、重永村にあり。天正頃、長溝伊豫守光綱の所居」と見ゆ。

中南 ナカミナミ 紀伊國伊都郡花園莊中南村より起る。續風土記、同村笠原氏

爲宗—爲治(權中)—經邦—經成(經治)—經保(大藏卿)—經仲—爲仲」とあり。

8 藤原北家勸修寺坊城流 前項、經任の弟「坊城中納言經俊—經繼(號中御門權大納言)—經宣(參議)—宣明(權中)—宣方(參議)—宣俊(權中)—宣輔(俊輔、權大)—宣豐(權大)—宣胤(權大)—宣秀(權大)—宣忠(權大)—俊長(實伊長子)、弟宣將、種長」と見ゆ。宣忠の後は「藏人頭宣教(天正六卒)—權大資胤(元宣光、實は重保男)—權大宣衡(元宣隆、又成良)—權大宣順(元宣繁)—權大資照—宣基—宣顯—宣誠—宣時—俊臣—宣家—經定—資文(入道乘實)—經之—經明—經恭」なり。氏は太平記卷四に中御門中納言宣明、卷十六に中御門宰相信明等見ゆ。徳川時代、名家、舊家。二百石、方領百石、後二百石(三百四十石餘、明治二百六十五石餘、賞千五百石)。西院參町。寺は百萬遍。内々。現今侯爵。經之の三男經隆も特に男爵を賜ふ。

9 雜載 藤原時平も中御門大臣と云ふ、

中御門 御印

ナカミチ—ナカミナ

に「村の中西の方小山にあり。礎石今猶存す。嘉曆中、此の莊の下司職・中南三郎の城址といふ。子孫今村中にあり。舊家。伊上院。當家は、古此の莊の下司職中南眼宗の末裔といふ。當村の長なり。家に嘉慶の文書を藏す」と。

長南 ナガミナミ チャウナン條を見よ。又信濃に此の氏存す。

長岑 ナガミネ 長峰條に併せ云へり。長岑 ナガミネ 同上。

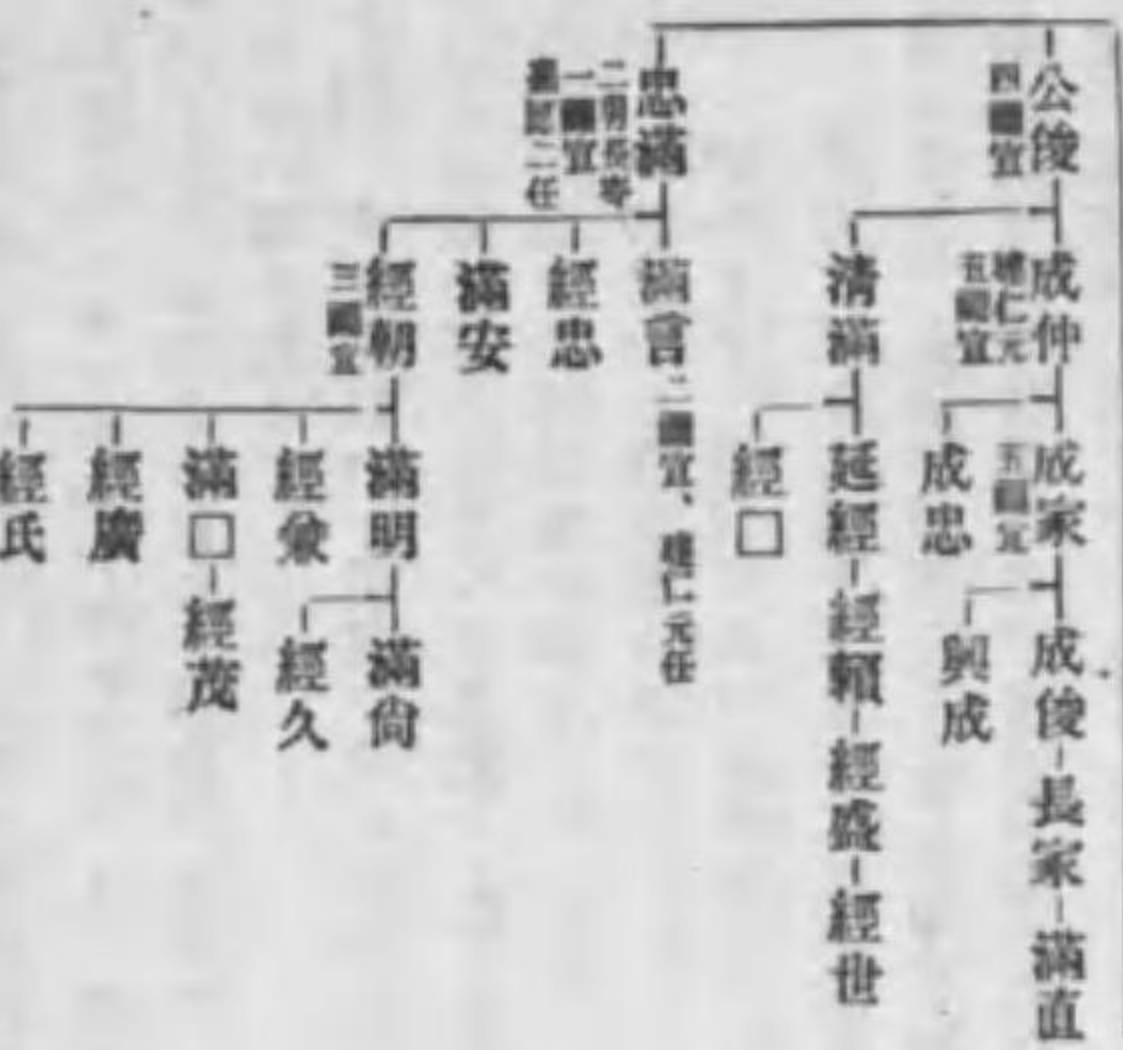
長峯 ナガミネ 伊勢、武藏、下總、常陸、美濃、信濃、陸奥、羽前、越後(長峰城)、筑後等に此の地名存す。

1 長岑宿禰 漢族、魯公の裔と云ふ。本貫河内にして、天長十年三月紀に「河内國人大外記外從五位下長岑宿禰茂智麻呂等の五人、本居を改めて、右京に貫附す」と載せ、また承和二年十月紀に「左京人從六位下民首氏主に姓を長岑宿禰と賜ふ焉。氏主等は白鳥村主と同祖にして、魯公伯禽より出づと云ふ」と見え、また天安元年九月紀に「正四位下右京權大夫兼山城守長岑宿禰高名卒す。高名は右京の人也、云々。見從五位下茂智麻呂」など見えたり。高名は承和年間。

ナカミチ—ナカミナ



- なり、歸朝して、地方官として治績多し。
- 2 長峰宿禰 政事要略卷五十九に見ゆ。前項氏に同じ。
- 3 無戸長峯氏 扶桑略記等に見ゆ。長峯宿禰の後なるべし。又寛仁三年八月の太宰府辭に「對馬島判官代長峯諸近」高麗國に越ゆと。
- 4 荒木田氏族 伊勢内宮の祠官にして、荒木田二門系圖に「滿經(山崎、一嗣宜)―俊經―經仲(一男、長峯、一嗣宜)―



5 其後の長峰氏 上妻郡長峰より起る。五條家天文三年文書に長峰玉峰丸・見ゆ。

- 6 日向の長嶺氏 伊東家の重臣にして、日向記に「祐時の代に長峯肥後守と云ふ家臣云々」と。また「永峯彌四郎、長嶺伊賀守、長嶺八右衛門尉、長嶺大炊左衛門尉、長嶺彦五郎」等多く見えたり。
- 7 肝付氏族 大隅國の名族にして、「長峯彌七、法名幸柱禪定門」等見ゆ。又高山の人長峯善慶院公宣あり。
- 8 石見の長嶺氏 當國の名族にして、吉見氏に従ひて、能登國より當國に移ると云ふ。
- 9 甲斐の長峯氏 太平記卷三十一に長峯勘解由左衛門、長峯石見守等を載せたり。當國都留郡の名族に見ゆ。
- 10 會津の長峯氏 大沼郡東尾岐村の堂山館は、嘉應年中、長嶺三郎政澄築きて住す(温故拾要抄)と云ひ、新編風土記に「明應の頃、長峯越中某(或は佐藤何某とも云ふ)住せし」と云ふ。又同村源太谷長棚址(東西二十間、南北百五十間)は、何時の頃にか、長嶺信濃なるもの居住せし所なりと傳へ、同郡高田村伊佐須美神社饗華表は、舊事雜考に「明應元年十月、長峯越中と云ふ者建つ」とあり。

而して東尾岐村には、長嶺を氏とするも

の百七十餘戸中に三十餘戸ありて、長嶺哲雄氏は前述長嶺信濃の後裔也。又隣村尾岐村、水井野村、旭村、藤川村、高田町等にて三十戸程ありて、舊家跡からず。家紋は概して丸に澤瀉。又長嶺の嶺の文字は、古き石碑、又は書類には峯、或は峯を用ひたれども、現今は一様に嶺を用ふるに至れりと。哲雄氏の家には鎗、弓、棒、大刀、小刀、巻物水晶軸(裏流棒の免許狀、延寶二年、長峯彦太郎なる者が受く、要流先祖渡邊又吉及入道宗高連署なり)等を藏す。

- 11 成田氏族 陸中國鹿角郡長峰邑より起る。長嶺下總は當地方の豪族成田氏の一族なりと(鹿角由來記)。参考諸家系圖に長嶺七之丞等を載せたり。
- 12 雜載 その他、信濃諏訪の長峯氏は萬の業を家紋とす。又防長に長嶺氏あり。
- 長嶺 ナガミネ 前條に併せ云へり。
- 永嶺 ナガミネ 同上。
- 永峯 ナガミネ 同上。
- 永峰 ナガミネ 同上。又霞岐の名族にして、桓武平氏堀原氏の族なりと云ふあり。
- 中宮 ナカミヤ ナユウグウ條を見よ。その他、保元物語に中宮三郎、中郡條を見よ。

又河内に此の地名存し、又加賀藩繪巻に「百五十石(三本評)中宮牛兵衛」を載せたり。又攝津中宮陵戸の事は、大塚、塚本、矢田部等の條を見よ。

長宮 ナガミヤ

- 1 藤原姓 下野國河内郡の豪族にして、長宮左衛門尉高知の母妙正尼は、日蓮に歸依して、長宮山妙正寺を創立し、日蓮を開山とす。
- 2 繪所長宮氏 南都の畫師にして、多門院日記に「天正十二年六月二十五日、長谷寺にて繪所宮内卿歿命す」と。又長宮大藏あり、(人名辭書)。
- 3 雜載 鯖江藩に永宮鐵治あり。

永宮 ナガミヤ

中宮部 ナカミヤベ 新編常陸國志に「中宮部。府中の舊族六家の内なり。府中の内に宮部と云ふ處あり、これその起る所なり。六地藏寺過去帳、永祿中比に「心安・府中宮部彦次郎」とあり」と。

中牟田 ナカムタ

1 清原姓 筑前香椎宮の社家にして、遠祖清原真人氏貞以來、代々葛葉に館す。その裔氏家に至り、陽成天皇の朝、元慶元年正月、大宮司となると云ふ。カシヒ、

キヨハラ等の條を見よ。

- 2 肥前の中牟田氏 佐賀藩士に中牟田倉之助あり。功多きを以つて子爵を授けらる。その子武正也。

長宗 ナガムネ

- 1 長宗宿禰 賀茂氏の族にして、承和二年十月紀に「攝津國人從五位下長我孫葛城、及び其の同族・合せて三人に、姓を長宗宿禰と賜ふ。事代主命八世の孫・息寸(一本作毛)宿禰の苗裔也」と見ゆ。ナガ、ミシマ等の條參照。
- 2 雜載 六郷衆に長宗氏あり、又備前に存す。

長統 ナガムネ

- 1 長統朝臣 建部氏の後裔にして、倭武尊の後裔と云ふ。承和十四年三月紀に「肥後國飽田郡人從三位大藏卿平朝臣高棟家令正七位上建部公弟益の男女等五人に、姓を長統朝臣と賜ひ、左京三條に貫附す」と見えたり。
- 2 大和の長統朝臣 前項と同族ならん。貞觀十五年十二月紀に「大和國城上郡右大史正六位上長統朝臣河宗、本居を改めて、左京四條坊に貫す」とあり。
- 3 無戸の長統氏 東寺長者補任第一、類

聖符宣抄、外記日記等に見ゆ。長統朝臣のカバネを省略せしもの也。

永宗 ナガムネ

- 前條氏の後裔か、備前等に存す。
- 中村 ナカムラ ナカノムラ 天下の大姓にして、古今に通じ、東西に亘り、其の族頗る多く、流移し。
- 1 中村連 和名抄、大和國忍海郡に中村郷を收む。その故地より起りしなるべし。中臣氏の族にして、姓氏錄、左京神別記「中村連。己巳都牟須比命の子・天乃古矢根命の後也」と載せたり。當國後世の中村氏は第五項以下に多し。
- 2 河内の中村連 式神名帳若江郡に中村神社を收む。前項氏の一族のありし地か。當國後世の中村氏は第十四項を見よ。
- 3 上毛野中村公 吉彌侯部の裔にして、和名抄、陸奥國新田郡(陸前)に中村郷と見ゆる地より起る。神護景雲三年三月紀に「新田郡人外大初位上吉彌侯部豐庭に、姓を上毛野中村公と賜ふ」とあり。上毛野、及び吉彌侯部參照。
- 4 無戸の中村氏 中村連の族なるべし。正倉院天平寶字二年文書等に見ゆ。
- 5 大和磯城の中村氏 第一項參照。當國



に中村郷・見え、又後に中村庄・起る。而して後世式下郡の豪族に此の氏あり、唐院城(川西村)に據る。國民郷士記に「唐院山城・中村長右衛門」と見ゆる之れ也。至徳元年の大和武士交名に「中村」と載せ、又郷士記に「中村長右衛門盛秀、中村長兵衛正長、中村長九郎秀正、中村右京進正親」など見えたり。猶ほ簡井條參照。又近世、山邊郡永原の名士に中村直三あり、その子を直平と云ふ。

6 吉野の中村氏 三十六公文の一にして吉野舊事記に「同智我公文、官上部郷、中村氏」と。又十津川郷鎗役由緒家筋書に「宇宮原村庄屋中村左兵衛、谷瀬村庄屋中村磯兵衛」等見ゆ。

7 吐田氏族 これも大和の名族にして、和州中村氏由緒書上に「和州葛上郡名柄村、中村久右衛門。右の者義、大和國葛上郡吐田城主吐田越前守遠長の嫡孫にて、母は三善山城守家臣中村新兵衛高次の女に付、母方の氏を次ぎ、中村孫助高恒と申す。天正十年、吐田家断絶の節浪人に成り、同郡名柄村に罷り有り候處、同十六年、小堀新助・名柄村を拜領仕り候ても、郷士にて罷り有り、孫助の倅久助代

に成り、新助より頼みに付、右村を支配致し來り候旨申し立て候」と。

8 山城の中村氏 和名抄、綴喜郡に中村郷を收む。次の數流は此の國發祥か。

9 藤原南家巨勢廣流 尊卑分脈に「右大臣三守—近江守有貞—武藏守經邦—伊賀守保方—東宮少進権利—掃部助安隆—右將監頼政—兵庫頭隆資—延暦寺所司良朝—武藏公榮成—先生入道良經—二郎先生盛賢—盛重(中村先)、弟重隆(藏人兵衛尉)」と。或は美濃發祥か、中川條參照。中興系圖に「中村、藤原南家庶流、盛重、これを稱す」とあり。

10 伊伎直松尾社家 松尾社家系圖に、「伊木清兵衛尉重次の子・重興(中村市之丞)—光興(中村助之進)」と見ゆれど、後世の事也。

11 源姓松尾社家 源姓と稱し、社家系圖に「中村大行より正高まで十代」と。又「中村一氏の次男政高より定一まで、十一代」など見ゆ。又族所社家次第書に「渡邊、中村、云々」と。知人に中村信比古君あり。此の族か。

12 大江姓 石清水祠官にして醫固壯士の一なりき。

13 越智姓 同上、石清水の社家也。

14 河内の中村氏 第二項參照。又石川郡に中村庄ありて、小松寺縁起等に見ゆ、又佐備郷中村とあり。此等より起りしか。或は第一項の後ならん。當國の大族にして、應仁別記に「遊佐河内守が内に、馬場と云ふ初參の者、勢・數ありければにや、先陣を申し付けたり。一仁に中村と云ふ者、義就御座あれば、國の守護代の下代なればにや、若江に残し置けり」と。

また長祿寛正記に「爰に遊佐河内守が長臣・中村、岡部と云ふ者あり。中村は若江の城代に留る云々」と。また「河内勢討死の人々、若黨には中村與五郎、云々、遊佐が家來には中村孫七郎、また「遊佐河内守郎等中村左近將監・粉骨をつくす」など多く、見聞諸家紋に

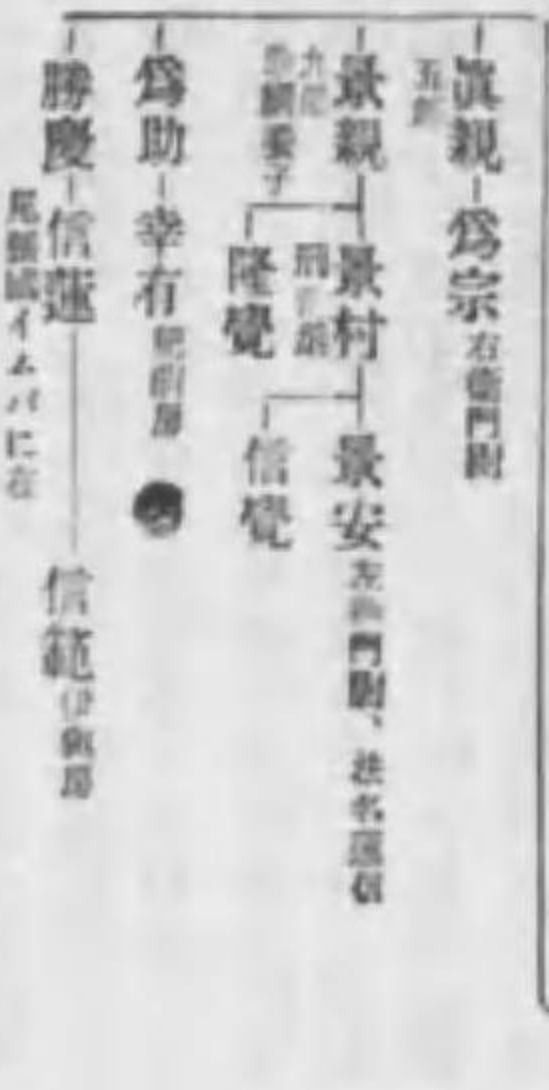


中村三郎

又永祿六年諸役人附に「足輕衆・中村勘右衛門尉」など云ふも此の族か。又後世、上原村の名族に中村與次兵衛尉直あり、慶安二年、市村新田を開發し、後祐和と改む。又天誅組の志士に中村徳剛、家紋丸に龜甲。

太郎あり。

15 中臣性和田氏流 第一項とは別ならん。和田系圖に「大中臣助平(河内守、大中大夫、四田寺、墓所・石河に在り)―散位助久―惣大夫助任―太郎大夫―助房―助隆(中村小太郎入道)―



16 和泉藤姓 中村左衛門信親・當國積善寺城に籠りしが、落城の後、紀伊に住み、その男久兵衛通勝・徳川氏に仕ふ。家紋丸に鳩草、馨の内三巴。

17 和泉の中村氏 當國に中村庄あり、その地より起るか。信太社の社家に此の氏あり。又三好義次の滅後、その子中村義亮・當國境に居る、その妻豊姫は將軍義昭の女也と。猶ほ前二項參照。又中村一氏の事は第二十七項を見よ。

18 清和源氏多田氏族 攝津發祥にして、家紋丸に澤瀉、輪違、五本骨三層。宗林

21 伊賀藤姓 徳川時代、幕府伊賀者に此の氏あり。「宇右衛門某―同知光―友右衛門知良(友大夫)―友大夫知香―八大夫知



出陣し、苦戦したるを知る」と。又蒲生氏郷家臣に中村仁右衛門あり、第二十三項を見よ。

27 稱姓 甲賀郡袖莊發祥の豪族にして、秀吉に仕へて有名なる中村一政、同一氏を出す。此の中村氏は橋右馬允公長(橋、薩摩、遠江等の條参照)の裔、瀧氏より分ると云ふ(瀧條参照)。されど異説多く、或は佐々木氏の族、山崎の餘流とも傳へ(第二十五項参照)、或は藤姓と云ひ、猶ほ平氏と云ふ説(舊章録)もあり。一政は初め瀧孫平次と稱し、一説に播磨の人、最初、別所長治の配下たり、後秀吉に仕ふ」と云ふ(第八十七項参照)。豊鑑、大閣記、安西軍策等に中村孫平次と載せ、その子式部少輔一氏に至り、初め和泉岸和田、次に近江水口、次に駿河國府十二萬石を領し、第一榮・同國沼津三萬石を賜はり、徳川氏を監視す。一氏の子忠一、徳川氏の世となり、伯耆にて十七萬五千石を領す。藩翰譜に「中村(後賜松平)伯耆守忠一は式部少輔一氏が男なり。一氏は父孫平次一政と共に、年ごろ豊臣大閣に仕へ、初め和泉國岸和田の城を賜ひ、天正十二年、此の城にて、根

來の者共護ひ來りしを打破りし事、創業記に見ゆ。ネゴロ、スマキ等條参照。按ずるに此のごろ孫平次一政は死せしならん、大閣記等に、十三年の春、根來寺を亡されし時の中村は、一氏にあらざる」と。天正十年、一氏、當城を賜ひし也。天正十三年七月、近江國水口の城に移り、十八年北條を討伐の時、山中城に先登し、忽に城を攻め落し、勳功の賞として駿河國を賜ひ、國府城に據り、弟彦右衛門尉一榮をして、沼津の城を守らしむ、一氏は十二萬二千二百石、一榮に三萬石をわかす。これ内々は家康を關東に移せしかば、一氏をして其の境を守らしむる爲にて、一氏も「某かくて候はんには、關東の事は何の御心にかゝらせ給ふ事も、あるまじきにて候」と申せしとぞ。又一氏家臣十人を撰み、各六千石を與へ、士卒を蓄へ、常に戒めて曰はく「坂東に若し事起らば、速に兵を箱根に出し、以て關白の親征を待つべし」と(内藤氏)。されば家康も假初の鷹狩にも、彼の境をば避け、又一氏も境をば接しなから、敢へて隣國の好をも通ぜざりしとぞ。かくて慶長三年七月、中老職となり、天下の

政務に預りぬ。その後程なく、石田三成等家康を討らんとせし際、一氏、郎等數内匠助を徳川氏に遣はして好を通じ、慶長五年夏、家康上杉追討の時、一氏、既に病床にあり、家康、先づ村越茂助直吉を遣はして、病を問ひ、六月廿五日、彼の城に至る。一氏、家人横田内膳が家を家康の旅館とし、重病を犯して面會し、新村、大藏、小倉三人の一族郎等を家人に進めしといふ。而して弟彦右衛門一榮・從軍し、一氏は幾程もなく卒しぬ。關が原戦後、忠一(一に一忠)伯耆國十七萬五千石を賜ひ、松平因幡守康元の娘(家康の外姪)を妻とす。されど十四歳、慶長九年、家老横田内膳宗治が諷諫せしを怒り、饗宴に事よせ、米子城に召し、自ら彼を斬る。横田、斬られて走り出づるを、近藤善右衛門馳せ向つて打ち留めしが、横田が小童・主の刀を抜きて、忠一に切り懸り、大野宗業に押隔てられて、安井清次郎、道家長右衛門が爲に討る。横田の嫡男主馬助、此の由を聞き、飯山城に立籠り、忠一が家人・横田に組みする者多く、堀尾山城守忠晴は、出雲國岐の軍勢を以

つて、忠一を援けしが、城中に籠る兵。一人として、命生きんと思ふ者なく、柳生五郎右衛門尉(但馬守宗矩の弟)も所縁によりて城に籠る。されど多勢に打負け、柳生も藤井助兵衛が爲に討たれ、城中の兵、城に火かけて死す。家康怒りて權臣・安井、天野、道家を誅し、近藤を助け、忠一は慶長十四年五月十一日、早世、世嗣なく家絶ゆ(藩翰譜)。此の裔と云ふもの、第五十三項以下頗る多し。

28 近江藤姓 大石系圖に「栗太郎大石村居城・織田信長に没收され、子弟の名跡、兩家大石に在り、中村仲新、これなり」と。又三上神社々家に此の氏あり。

29 清和源氏小笠原氏族 先祖は小笠原の支流、初め近江志賀郡中村に居る、故に氏とす。中村新庄衛門長光に至り、安藝國に移り、長祿七年、高田郡北村に住し、毛利氏に従ふ。其の子保光、慶長三年、新庄に移りて大里正となると(藝藩通志、山縣郡)。

30 根尾氏族 美濃國本里郡中村より起る。新撰志に「中村内藏は、こゝの人なり。神所の根尾右京の三男、内藏・當村に住

し、後市場村に移り、金藤法印に仕ふ(名細記)と載せ、また當國中村郷・古文書に見え、又可見郡にも中村・存す。又中村惣助など物に見え、現今も多し。

31 尾張の中村氏 和名抄、當國愛知郡に中村郷を收む、尾張志に「上中村、下中村也」と。秀吉の生れし地也。當國中村氏は近江佐々木氏の族なりと云ふ。又中國の勇士中村對馬守・文陽中、當國に來り、本郡中村郷に住す。其の子彌右衛門元親・今川氏豊に仕へて、那古野に在り、藥師寺利部太輔道元の女を娶る(鹽尻)と云ひ、また廣井村の人中村對馬守元勝あり、今川氏に仕へ、後豊臣秀次に仕へ、又大坂城にありしが、更に徳川氏に仕ふと見ゆ。

又張州府志に「櫻村城は櫻村に在り、其の地を大地掛と呼ぶ。土人曰ふ、中村氏、之に居ると。其の名を詳かにせず云々」と。山口條を見よ。又山城宇治に橋寺の遺跡一小堂あり、中に宇治橋の斷碑を藏す。寛政中、尾張人中村維禎・補完す。

32 三河の中村氏 豐海郡岩津村の名族に此の氏見え、又額田郡箱柳村の士に中村

惣左衛門あり。又渥美郡大津村神明社神主に中村氏、伴氏あり。又寶飯郡宿村天王社(多美河津天神)社家に中村氏・見ゆ。

33 三河平姓 中村木工右衛門之高、松平廣忠に仕ふ。その子木工右衛門之直・家康に仕ふ、その子同之成・同之重也。家紋根篭。

34 遠江の中村氏 當國城岡郡(小笠原)に中村あり。而して山香の豪族に中村氏あり。次項と同族か。又天野虎景、義元加判文書に「木下藤次郎、中村兵衛太郎、片切彦三郎」等見ゆ。又山名郡(周智郡)天宮大明神主家に此の氏あり、永祿二年の今川義元裁許狀に「去る丑年、武藤刑部少輔中村氏、父中村新左衛門尉云々」とあり。

35 紀姓 遠江發祥にして、紀氏系圖に「長谷雄一淑信一在昌(大内記)一伊輔(大内記)一爲基(爲任、式部大)一頼任(攝津守)一頼季(頼秀、山城介)一守澄(攝津守)一内記遠定(遠江國中村領主也)一紀大夫長遠、弟忠遠(中村紀三郎)一定望一光定(三郎兵衛尉)一光望(兵衛三郎)」と。又忠遠の妹は源左衛門忠康の室と見



35 駿河の中村氏 一つは中村連の後と云ふ。又一は信濃中村郷より起ると。中村勝宗・延喜元年、大宮より淺間大神勸請の際、神主となり、新宮氏と云ふなど傳ふ。新宮傳參照。又誠忠齋家録に「駿州藤川口井出遠島通警備役中村左衛門尉安直後裔、武州八王子住千人頭中村又一郎安知」と。

37 清和源氏武田氏族 甲州の名族にして、板垣兼信の裔頼重が四男長兼、武田に復す。其の後信貞・八代郡中村庄に住し、其の子兼邦より中村氏と稱すと傳ふ。文明の頃豊後守あり。但し以下數項參照。寛政系譜に武田族、此の氏一家を載せたり。家紋丸に横二引、花菱、備右衛門則忠一兵左衛門則久一文左衛門則開(實は馬場氏)一四郎右衛門則弼(吉三郎、備右衛門)一則方」と。

33 同上栗原氏流 東山梨郡日川村の中村より起る。武田族栗原氏の支流也。次項參照。又同郡鎮目村山梨岡神社舊記に「文政九年、鎮目村兩社神主中村大膳亮印」と。また東山梨郡岩手村名族にあり、武田族

39 毛野氏族 第三項氏の後と云ふ也。中村系圖あり、窪坂君の考證に『本系圖は甲斐東郡中村氏の系圖にして、近世の改寫にかゝる。然れども本文を見るに、全く晚近の作爲とも思はれず、之れが考證の如き、又一般研究の資料として瞥見すべからざるものにあらざる歟。圖中のアラビヤ數字は之れが考證上の標語にして、孤中の數語は蠶魚の害と覺ゆれば、私に之れが補缺を試みしのみ。 (1)豊城入彦命支族上毛野中村公豊庭(苗裔)。(2)中村信濃守高基(正平季中、陪從宗良親王、有忠ム、後隨于前河内守橋本入道正高、天授六年庚申七月、於于紀州討死)。(3)瀧口入道信高(三郎信滿(應永中)一善阿彌信次一左衛門尉信俊(4)豊後守續俊(文明季討死、法名仲阿彌、栗原對馬守舍弟也)一(5)左衛門尉信續(彌勒、團、討死、法名勸阿彌、栗原右衛門佐舍弟也)一(6)左衛門尉直續(法名中村院殿、左衛門佐、妙義仁山禪門)一(7)彌左衛門尉直空(致仕武田晴信公、中間頭、横目付役也。天正壬午後、浪人也。室者栗原左衛門佐陣代三郎詮春女)一(8)彌左

衛門直秀(實者八代郡能呂郷洞官降屋豐後傳永令弟、當家再興也。自是改氏降屋云) (1)豊城彦命支族上毛野中村公豊庭を始祖と傳ふ。豊庭は續日本紀神護景雲三年三月に「新田郡人外大初位上吉備侯部豊庭(賜姓)上毛野中村公」とある是なり。(2)宗良親王は信濃宮・之れなり。高基、宮に陪從して信濃の有司となりしものなるか。橋本入道は補氏一族にして、有名な正高之れなり。天授六年紀州に於て討死の由、當時の記録に散見す。されど高基の名見えず。(3)三代名のみを擧げたる所、幽かに時流の系圖に違へぬもの、如きを覺ゆ。(4)豊後守續俊・按ずるに甲府一蓮寺過去帳に「中村豊後守法名仲阿彌」と見ゆ、恐らくは是なるべし。栗原氏は武田家將帥にして、古來栗原郷に本居を占む。因りて以て栗原を氏となす。茲に一考を要すべき事柄は、中村の本貫たる中村の地名の起原なりとす。甲斐國志は、之れが上下栗原の中間なるを以て村名を得たりと云ふ。此の志にして大いに誤らざれば、中村氏は此の地名を負へる氏號たる

なり。然るに系圖は中村氏稱貫の遺名なりと云ふもの、如く、即ち是は氏號の名殘と傳へ、彼は村名の氏號に及べるものなるを云ふ。今其の是否に至りては、未だ的確なる證據に觸れざれば、徒らに之れが結論を云ふべからず。されど此の時代を瞥見するに、地名曳いて氏號と爲るを穩當となす。之に因りて之れを觀れば、中村氏も亦此の村名を負へるものに非ざる歟。暫く此の地名を負へる氏號とすれば、その氏名を、更に古からしめんが爲めに、恐らく中村の縁語より豊庭に其の祖を求めたるものなるべし。觀つて之れが郷土史上の觀察を加ふれば、此の氏は恐らく栗原氏の支流にして、中村を領有したるに因るなるべし。之れより後、常に栗原氏との關係淺からざるものあるは、蓋し之れが消息を傳えたるものにあらざるか。

40 甲斐の中村氏 以上三項・皆當國の中村氏也。その他、英村中川に中村氏あり、

41 桓武平氏三浦氏族 傳へ云ふ、三浦義澄の裔にして、寶治元年六月五日、北條時頼に攻められて、三浦泰村以下一族五百餘人が法花堂にて自殺せし際、泰村の八男駿河守・甲斐に走り、其の子孫、新田足利等に仕へ、天正年間、中村傳右衛門重澄・信州川中島にて森忠政に仕へ、慶長八年三月、其の移封に隨從し、伴州津山に移ると云ふ。其の子七右衛門重昌、市左衛門重義を経て、七右衛門重頼(食祿三百石)元祿十年八月森公國除と共に、眞島郡日名村に住すとぞ。第四十六項氏の族か。

42 諏訪氏族 信濃の豪族にして、諏訪系圖に「大祝敦貞一敦家(檢校、聚上手、







卒して後、其の館跡なればにや、武州久喜へ隠棲し、元龜年中歿す。秀光院儀傳と諡す。其の子久右衛門秀重・常村へ移り、萬治三年十月廿九日歿す。それより子孫相續すと云ふ。されど松原合戦の、と軍記等に所見なし。且つ軍功によりて、中村と氏を賜ひしもいかなる故にや。又具足一領を藏す、先祖の遺物なりと云ふ。

52 武州佐々木族 豊島郡東大久保の舊家に於て、家系一巻を藏せり。其の略に「先祖七右衛門信時は、佐々木近江守源氏信十二代の孫中村外記信高の二子なり。寶徳二年四月二日歿す。其の子信義また七右衛門と稱し、文明三年九月二十八日歿す。其の子高信、其の子政信、其の子政利、政利・信定を生む。信定・七郎右衛門と稱し、慶長三年歿せり。此の時、民間に下り、九代にして理右衛門に至る」と也。

53 武蔵の中村氏 上述數項皆當國の中村氏也。凡そ當國秩父郡の外、男妾郡、及び加美郡に中村郷ありて、和名抄に見ゆ。又久良岐郡以下に中村の地名抄からず。又埼玉郡に中村あり。新編風土記に「中村は元百間村の内なりしを、寛永元年池

田甲斐守が先祖備中守に賜はりし時、家人中村長兵衛なるもの、税務を指揮せしにより、彼が氏をもつて村名となせしと云ふ」と見ゆ。

久喜町に此の氏あり、先祖は中村治部丞と云へど家系等なければ詳なる事をしらず。また瓦曾根村に此の氏あり、中村彦左衛門一榮(第二十七項参照)が子孫にして、先祖一榮・家康より賜ひし由にて信國の短刀を藏せり。按ずるに家忠日記「慶長五年六月廿六日、沼津城に於いて、中村彦左衛門尉・豐膳を獻す。大久保相摸守忠隣、本多佐渡守正信等、此の驛に迎へ奉りて、大神宮に謁す。此の日、三島に着御」とあり。此の時、信國の太刀を賜ひしにや。又武徳編年集には「慶長六年六月二十六日、中村式部少輔一氏が弟彦左衛門一榮が沼津の城に入り、御晝飯を獻す。則ち信國の脇差を與へらる云云」とあり。慶長六は恐らくは慶長五なるべく、短刀を藏すること、及び家に傳ふる所、且つ記録に載せたる所、事蹟は相類したれど、外に證とすべき事はなく、しかのみならず、中村を氏とするものも、此のみに非ざれば、いかゞあらん。鬼に

角系譜を傳へざれば、定かることを知らず。茂左衛門の時、常村に土着し、天明年中、帯刀は其の身一代、苗字は永く御免、且月俸一口をたまひしに、寛政年中五口を増し、六口を賜へり(新編風土記)とぞ。

又谷原村の邑長中村太左衛門は鼓石と號す、連歌俳諧にて名聲あり。

次に多摩郡油平村に中村氏あり、小田原北條の家人中村但馬守の子孫にして、但馬守は、天正十八年初めて常村に土着せる由、今に古水帳を藏せり。八幡の棟札にも其の名見ゆ。子孫は千人組の同心なりと。又總社神人に此の氏あり、總社記に見ゆ。

次に豊島郡蘆沼邑の名族に此の氏あり、開發當時以來住す。又小田原役帳に中村二郎右衛門を擧ぐ。次に新座郡保谷邑開發の氏に中村氏あり、保谷帳を見よ。次に足立郡針ヶ谷陣屋(針ヶ谷村)は村の北方往還の東にあり。中村頼右衛門が居住せし所也。當郡の中村氏は丸に横木瓜を家紋とす。

次に荏原郡にも存し、小田原分限帳に中村平次左衛門を載せたり。又久良岐郡に

も見え、天文十七年八月の北條氏康文書に「戸部郷、未年の年貢の内、中村平四郎給二十貫文云々と。ウヘハラ條参照。

54 兩毛の中村氏 第三項を見よ。又下野國芳賀郡中村庄より起るものあり。その地に中村八幡宮ありて、その南二町許りに、此の氏の古城跡存す。中村小太郎朝宗の據りし地也。下りて水谷蟠龍軍記に「宇都宮旗本・中村玄角入道、同息小太郎」見ゆ、水谷氏の爲に亡ぼされ、中村庄十二郷を奪はる。多賀谷、水谷條参照。又國志、芳賀郡中村瀨原寺條に「中村常陸介宗村の後孫日向入道玄角・天文十三年歿死、男小太郎時長・慶長二年歿」と。

55 安房の中村氏 里見家臣に見え、又一宮安房神社元和二年文書に中村頼右衛門尉吉繁・見ゆ。江戸幕府の代官也。忌部家系にも見ゆ。

56 上總の中村氏 夷隅郡押目は舊名・惜日原、この地に三階友忠の墓あり。忠友は土岐氏の將にして、國府臺の城を守る。其の裔・中村氏と更め、世々里正となる。三階條を見よ。

有名なる學者・中村國香は當郡長者町の人也。子蘭と號し、房總志料の著あり。

又下總小金本土寺過去帳に「中村次郎兵衛・正徳二壬辰四月、上總内」と云ふを載せたり。

57 下總の中村氏 和名抄、當國匝瑳郡に中村郷あり、關係あるか。千葉家臣に、古く中村式部少輔、また中村美濃守等見え、また房總治亂記に中村雅樂之助・見ゆ。これも千葉家臣也。又成田參詣記に「蘇賀比咩神社、社領十石、祠官中村氏」と。又葛飾郡舟戶村代官中村一禮の子太郎一智は勤王家として知らる。

58 桓武平氏伊佐氏族 常陸國新治郡(眞壁郡)中村より起る。新編國志に「中村。伊佐と同族なり、伊達氏・當國に住するとき伊佐郡中村に住す。今眞壁郡中館村と云ふ。東鑑に、寛永元年、伊達中村太郎あり、これなり。今仙臺侯の支族に中村氏あり、この故なり」と。又「伊達宗綱は宗依の子、太郎と稱す。子基宗・孫太郎、姓名願四、子行朝・藏人、左近將監。元弘三年、大佛貞直に従つて笠置を犯す云々」と。伊佐、伊達等の條、及び次項を見よ。

59 藤原北家山陰流 前項氏と同一なれど、伊達系圖には「山陰—中正—安親—爲盛

定任—實宗(中村、又伊佐を稱す)—季季—家周—光隆—朝宗(伊達氏を稱す)—資綱(猶ほ中村を領す)云々と。詳細は伊達條を見よ。

又新編國志に「文治中、藤原時長・常陸介となりて下向す。一名朝宗、其の女は大進局と稱し、時に鎌倉の管中に候す。源頼朝・見てよろこび、密に之に通ず。同二年二月、男子を生む。時長・在仕の間なり(東鑑)。後入道念四と稱し、田園につきて伊佐の中村に留住す。奥州の役に子息四人と共に、伊達郡葛借山の邊に於て、勳功あるを以つて、伊達郡の地頭職となり移り住す。伊達氏の始祖なり(東鑑、臥雲日件錄、伊達系圖)。按ずるに、日件錄に念四さまに上總に住すとあるは誤なり(地名辭書)と。東鑑、卷三十五に伊達中村太郎・見ゆ。その他の事は伊達條に詳か也。

60 桓武平氏大塚氏族 和名抄、常陸國鹿島郡に中村郷を收む。此の地より起りしにて、常陸大掾系圖に「林六郎左衛門頼幹—重頼(中村平次兵衛)—政幹(彌三郎)—詮重(同兵衛次郎)—時幹(同三郎)—盛幹(同彌三郎)—景幹(同小三郎)と



見ゆ。子孫・中村城に據り、傳へて天正中に至る。正平中、定行なるもの、足利基氏に従ひて功あり。

61 秀郷流藤原姓結城氏族 磐城國宇多郡(相馬郡)仲村郷より起る。初め熊野社司

鈴木氏・宇多郡の内敷邑を領せしが、伊勢の世、獨立する能はざれば、白川道忠に屬し、厚禮を以つて、其の氏族中村六郎廣重を迎へて中野邑に置き、中村殿と稱す。廣重・乃ち成田邑に館を築きて宇多郡を治む、これ此の流中村氏の祖也と。

一に云ふ、此の中村氏は下總の中村に興り、その後、奥州白川に移り、更に此の地に來りしにて、今の中村町と關係なしとの説あれど非なるべし。今の中村町は和名抄仲村郷の遺跡なれば也。その後、大永中、六郎の裔・天神林城に移りしが、黒木彈正正房の爲に敗れて死す。

又奥相志に「中村は、在昔、我が讃州胤頼公の時、中村大和守朝高の采邑也。後孫大和胤孝・明應中に至り、標葉郡上浦壘に遷る」と云ふ。鈴木、黒木、草野、相馬等の條を見よ。

62 白川の中村氏 前項参照。又白河證古文書、永正十五年に中村常基・見え、又

ふ。同九月廿三日付、御墨印御書文、井に小高目録あり。同十九年大坂御陣御供、元和二年死。妻は鴨澤左馬助恒典女」と見ゆ。その他、六家あり。

71 羽後の中村氏 和名抄、出羽郡雄勝郡に中村郷あり。

72 羽前の中村氏 置賜郡に中村あり。當國中村氏の事は新田條を見よ。

73 越後の中村氏 刈羽郡柏崎等に存す。

74 利仁流藤原姓井口氏族 越中の豪族にして、井口三郎光義の裔也。井口、石黒等の條を見よ。

後世、當國の人中村靖太郎賢は儒佛を學び、其の名高し。

75 能登の中村氏 當國の社家にて名族也と。

76 加賀の中村氏 和名抄、當國石川郡に中村郷を收め、奈加無良と註す、關係あるか。加賀藩に多く、その輪帳に「千石(花クルス)中村吉三郎、五百石(同)中村虎次郎、三百石(同)中村多門、百三十石(同)中村駒馬、二百石(同)中村主計、三百石(同)中村菫、二百石(同)中村茂左衛門、八百石(同)中村康太、三百石(同)中村吉郎兵衛、百石(同)中村勘兵衛、百三

棚倉由來記に「關岡館は中村大學住居」と。又泉村大字中に中村館あり、天正年中、中村彈正、中館左衛門、矢吹薩摩守光頼(石川昭光の家老)等住すとぞ。

63 安達の中村氏 四本松石橋氏の重臣にして、天正中、四老の一に中村久純あり、

石橋、大内、石川、小野寺等の條を見よ。又伊達郡万正寺村に伊達先祖中村常陸介宗村の館跡と云ふものあり。伊達條を見よ。なほ第五十九項参照。

64 藤姓關氏族 會津松平家の重臣也。セキ條に詳か也。又磐瀨郡に中村氏あり。

65 陸前の中村氏 桃生郡の豪族に中村七郎あり、小舟越、川上山城に據る。(封内記)、また伊具郡高倉高藏寺裡札に中村七郎右衛門・見ゆ。又伊達正宗家中に中村八郎右衛門を收む。その他の事は伊達條を見よ。又第五十八項、五十九項、及び次項参照。

65 新田氏族 陸前栗原郡岩崎邑主に中村氏あり、封内記に「公族中村氏の采邑也」と。新田義貞の後とも、新田冠者經衡の裔とも云ふ。ニツタ條に詳か也。元祿中、日向成義の時、始めて中村と改稱し、本邑を賜ふ。其の後、日向義景あり、藩主

十石(同)中村彦右衛門、六百五十石(丸内石疊)(内二百石同伴次郎配知)中村助太夫、百九十石(同)中村岡三郎、五百石(左三巴)中村惣五郎、四百五十石(丸内木瓜)中村次右衛門、三百五十石(角内丁子巴)中村方兵衛、二百五十石(丸内瓜)中村治兵衛、百三十石(同)中村七郎兵衛、三百石(銀片喰)中村駒之助、二百石(同)中村七左衛門、二百石(同)中村藤十郎、二百石(同)中村仕兵衛、百五十石(同)中村又太夫、二百石(丸内フリ)キテウ)中村備兵衛、二百石(角切角内三隣)中村元左衛門、百五十石(丸内三ウロコ)中村初左衛門、二百石(丸内笹リントウ)中村家外平、百五十石(同)中村季三郎、百五十石(同)中村十郎平、百八十石(銀片喰)中村參六、百石(丸内花菱)中村元右衛門、百石(片喰)中村少休、十七人扶持(丸内瓜、當時百石、中村友之介、哲之介跡、彦三五番町(轉宅)中村哲之助、百石中村正三郎)等見ゆ。

77 越前の中村氏 正倉院文書、天平賣字三年五月九日の坂井郡司解に「税長中村男村」見ゆ。中村連の族か。後世なるはなほ次項参照。

重村(微山)、齊村(桂山)、周宗(昭山)の三公に仕へ、文化中、周宗・天死、弟齊宗(英山)が襲封の際、忠勤・最も大なり。されば今に仙臺の人・之を稱すとぞ。四千五百石を領しき。

67 閉伊氏族 陸中の豪族にして、閉伊十郎行光の裔なり。而して赤前、重茂、大川等の諸氏は、此の氏より分る。詳細は閉伊條を見よ。

68 清和源氏南部氏族 陸奥の豪族、一戸氏の分流に此の氏あり。一戸、千徳、大光寺等の條を見よ。

69 津輕の中村氏 陸奥國津輕郡中村より起りしか。建武元年津輕降人交名に「工藤四郎二郎・中村彌三郎入道之を預る」と。

70 藤原姓 參考諸家系圖に「中村氏。姓藤原、紋酸漿、花卷。奥貞(或忠良、中村門右衛門。生國播磨也。蒲生飛騨守氏郷に會津に仕え、後去りて浪人となる。信直公・天正十九年秋、九戸政實の亂に淺野彈正少弼長政の軍に従て、三月に來り、長政の請に依りて召抱らる。利直公・慶長十五年、和賀郡堅川目村に七十三石三斗五升、横川目村に百二十六石七斗、合せて二百石(實算二百石五升也)を賜

78 利仁流藤原姓齋藤氏族 陸奥分脈に「(河合齋藤)助宗一左衛門尉成實一瀧口左衛門尉實信一右衛門尉助近(藤島)一實光(中村次郎)一光範(同太郎)」と見ゆ。

79 楠田氏族 丹後國丹波郡の豪族也。楠田條を見よ。

80 丹波の中村氏 船井郡團部等に在り。

81 因幡の中村氏 當國守護山名家の老臣に中村大炊介あり。山名條を見よ。又高草郡徳尾村新山城は布施の山城にして、長臣中村伊豆守定香・據る。中村新三郎の子也(因幡志)。

又小代庄の名族に見ゆ。

82 佐々木氏族佐世流 出雲の豪族にして、佐々木系圖に「佐世次郎左衛門清重一重清(中村新左衛門)」と見ゆ。その後也。後世、當國の人に中村立節(義竹)あり、書を以つて水戸侯に仕ふ。

83 石見の中村氏 瀨摩郡の豪族にして、福光の太平城主に中村道哲入道あり。福屋隆兼の勇將にして、永祿五年、安藝新庄に出陣す(石見志)。

又三宅系圖に「松田信廣の子信利(中村氏養ふ)」と。こは次項氏か。又當國の名醫に中村貞治あり。吉登爲則の門也。



84 中ノ村氏 石見國邑智郡中野邑より起り、源太ヶ城に據る。中ノ村山城守康之等名高く、安西軍策に「中村城主山城守」と。又「矢上熊頭城主三宅石見守勝直、永享三年卒、室は中村山城守の女」(三宅系圖)と。又太平城主に中村道哲入道等見ゆ。

85 隱岐の中村氏 隱地郡中村(東鑑に中村別府)より起る。視聽記に「中村縣主河渡某」見ゆ。

86 播州藤原姓 次項と關係あるか。當國多可郡に中村あり。家譜には「播磨上中村に住す」と見ゆ。家紋三枚扇地紙、源氏車、文右衛門勝重―八左衛門勝俊―新右衛門信庸―吉次郎信屋」等、寛政系譜にあり。猶ほ第七十項を見よ。

87 赤松家臣 播磨の大族にして、賀茂郡(加東)粟生長下村の金嶺山城は、中村小四郎正滿の居所也。嘉吉の亂に赤松氏・國を失ひければ、譜代の家の子石見太郎雅助、真島三郎雅之等と謀りて、吉野に赴き、内侍所を盗み出し、南帝の御前二宮の御首を賜はり、依りて赤松家を再興す。赤松氏より云へば、第一の臣なれば、正滿は河合庄を賜はり、二宮の御首を中

野に納め奉る。中村が子孫天文中退轉す(古城記)とぞ。

この中村氏は嘉吉記に「赤松一族に間島と、被官中村太郎四郎・給はつて出でける」と。被官中村太郎四郎・給はつて出でける」と。また應仁記卷二に「赤松被官中村太郎四郎」と。又赤松記に「中村彈正、同太郎四郎以下、康正二年丙子十二月廿日、吉野へ來り、次の年長祿元年丁丑十二月二日、云々」と載せ、又南山皇統記に「長祿五年十一月、間島治郎政則、中村五郎祐承兩人、吉野郡北山龍泉寺に來り透間をうかひひ、同年十二月二日、恐れ多くも自天親王を害し奉る。御歳十八歳」と。皆同一事を云ふ也。

又上月記に「中村彈正忠(貞友)、中村次郎、中村五郎、中村安禪坊、云々、中村彈正忠(二宮御頭)を持ち奉る、路次に於いて討死」と。その他、文安年中御番帳に「一番・中村河内入道、同彈正忠」を載せ、又赤松記に「中村薩摩守は河合の人」と云ひ、應仁記卷三に「赤松内に中村五郎左衛門尉、應仁別記も同じ。又赤松家風條々事に「當方御年寄・中村」を擧ぐ。第二十七項、中村一氏の家も此の

流かと云ふ。その項を見よ。なほ次の二項参照。  
又見聞諸家紋に



字津木  
根本龜甲内桐也。長祿年中、神重を取り獻ずるの時、父彈正討死せしむるに依りて、菊を賜ふ。

88 播磨の中村氏 前二項、及び第七十項等を見よ。又播磨鑑に飾東郡穴無橋居(穴無村)、中村彌四郎・此の地を領せり」と云ふ。又惣社影向七頭人記に中村名主殿を載せたり。

89 赤松氏族 傳説に、赤松氏の一族・播磨權守家時・中村小三郎時常と改め、頼朝に仕へて、粟津に戦功あり。その子孫中村備中守祐宗・宇喜多氏に仕へ、天正五年、毛利軍と美作國眞島郡月田城に戦ひて死す。その子久安孝持・和氣郷に住すと傳ふ。子孫美作勝田郡に多し。

90 佐々木氏族加地氏流 備前の豪族にして、佐々木系圖に「盛綱―信實―時秀―胤時(東郷二郎左衛門尉)―胤泰(中村太郎左衛門尉)」と載せ、又一本に「胤泰(東郷十郎、他浦)―行胤、弟長胤(二郎、

薩摩守、行胤の子、親父・子と爲す)―顯綱(左衛門尉)、弟信胤(左衛門尉、備前守)―顯信(同)と見ゆ。

91 備前の中村氏 上道郡の豪族に中村氏あり、沼城に據る。永祿の比、中村備中、浦上宗景に屬せしが、浮田直家・宗景の命により、之を謀殺して沼城を奪ふ。前項氏の族裔ならんか。

又宇喜多秀家の家臣に中村利部あり、宇喜多、坂崎、戸川等の條を見よ。

92 菅家族 植月系圖に「主殿助可直―主馬介可豐―四郎重直―彈正可政(吉野郡田殿村倉掛山城主)―左馬助佐可、弟玄蕃頭政豐(中村氏を稱す。母・中村石見守の女なるに因る。尼子氏に屬し、伯州小高に住す)―中村藤内元義、弟中村三次義重」と見ゆ。

93 美作の中村氏 以上六項、及び第四十項を見よ。而して佐州古城記に「葛下城は山城村に在り、中村頼宗・これに居る」と。また「應仁の亂、赤松家の遺臣中村五郎左衛門尉・吉野郡院莊城を襲ひて之を取る」と。應仁別記、備前軍記等に見えたり。

七年、赤松家の執事浦上村宗叛きて、備前三石城に據る。當城主中村大和守則久も村宗に應ぜしにより、小寺加賀守範職・來りて、當城を圍む。村宗、即ち松田元勝と兵を率ゐて後文口より進み、十月三日、岩屋の東南茶白山に陣す。村宗の將宇喜田能家・小寺の營を襲ひて大捷す(作陽志、美作略史)とぞ。赤松記に「永正十七年、美作の住人中村五郎左衛門・浦上一味の者にて、美作の岩屋と申す城に立籠り候分、御成敗の爲に、小寺加賀守則元・承りとして、同四月廿日、各々彼の城へとり詰め候。御屋形様もはしききまで御馬を出され、其の後、城へ取り詰り、白旗の城へ御陣管あり。既に中村難儀におよぶ」と。されど十月六日、寄手を破り、浦上の威・大いに振ふ、ウラカミ、アカマツ、ウキダ等の條を見よ。

又安東系圖に「甚左衛門―安東小作(後に四郎大夫と改めて、中村家を嗣ぐ、中村次郎右衛門の祖父也)」。此の四郎大夫は武勇拔群、慶長十九年に大坂に出陣、十八歳。父甚左衛門は五十歳。父子共に騎馬御免。父子の間に首十七級を得たること、森家首帳に見ゆ。



云々、打つて出づ。中村の一族、先に進み、終に風越山宮崎の陣を切崩す」と。

95 沼田の中村氏 安藝國沼田郡(豊田郡)沼田庄の名族にして、小早川家の世臣也。蓋し小早川氏と同族なる中村氏(四十六項参照)の族裔なるべし。家傳に「もと大内、後に二本矢の紋と、中村苗字とを賜ふ」と云ふ。小早川景平は其の實・大内義信の男なれば、その一族たりしか。隆景家臣に中村與左衛門信頼あり、弘治三年三月十日歿、豊田郡榎梨村明圓寺に墓あり。

96 石見小笠原氏族 これも安藝國の豪族にして、藝藩通志、高田郡條に「櫻尾城(附古堡) 北村にあり。毛利家人櫻井新左衛門の守る所、後石見の士、小笠原源正長謙・姓を中村と改め、毛利氏に屬し、此に來居といふ。此の外に小城とよぶあり。櫻尾の風堡なりしといふ」と。又「田屋城。同郡士師村にあり、毛利家人中村孫右衛門居る所」と。これも一族か。又山陽郡の名族に此の氏見ゆ。

98 秦姓 紀伊國名草郡川邊の中村より起る。在廳官の裔にして、中世、國判連署衆に「中村三郎大夫泰宿福」あり。

101 日高の中村氏 日高郡天田村舊家地土に中村善次兵衛、四岩代村目津地土に中村喜右衛門、富安莊下富安村地土に中村淳藏、熊野村熊野權現社神主に中村右膳あり、皆櫻風土記に見ゆ。

在り。中村加賀守氏宗、こゝに居る。弘治三年、原采女の爲に攻むる所となり、援を十河氏に乞ふ。其の子新左衛門恒頼・十河氏に屬し、天正八年、此の城災す。是より先、十河氏は阿州中富河に在り、讃州の兵を召せしが、恒頼・出で、役せず、是に於いて十河氏と和し、乃ち名を藏人宗トと改め、其の弟宗貞、及び群臣と謀りて、小城を入粟に構ふ」と。

106 伊豫の中村氏 風早郡中村より起りしか。豫章記に「四月十日、武州・大勢を率して、高麗を圍まる。此の時、河野一族心替りして武州に屬する間、高麗も没落しぬ。味方衆も方々へ退散しけり。通曉・惠良の城に引籠り給ふ。爰に僧有りて、能島城に來て、此の子細を語りければ、今岡通任、村上三郎左衛門義弘・相談し、同廿二日の夜、淺海浦に押渡る。中村十郎左衛門討久枝・北方の所縁たる故に能島島へ送り奉る。御伴人々に志津川六郎左衛門入道、同小川淺海五郎左衛門討、同大輔房六郎三郎、正岡雅樂助、伊田井左衛門太郎、越智掃部助、僧一人(暫上人と云ふ)。去る程に、此の渡海の事露顯の間、細川方より討手を向けられ、篠本(一本に木)を大將として、新居字摩の二部衆・打ち立つと云ふ。時に義弘・新居大島に居住す」と載せたり。

107 惟宗姓 土佐國高岡郡中村より起る。佐川邑の豪族に中村氏あり。惟宗姓にして、南北朝、宮方たりし勇士佐川四郎左衛門の裔なるが如し、佐川條を見よ。土佐故事に「佐川村松尾城主中村越前は、元親の攻むる所となりて遁れ去る。今乘禰寺棟札に『貞治六曆丁未四月、惟宗次郎法師、大檀那惟宗師光、大願主惟宗信光、惟宗登鶴丸』と。又一に『天正八年庚辰年、大檀那惟宗朝臣信義』と。又裏書に『御願主中村越前守信義、是れ御再興也』と見ゆ」と。







動仕せしめ、知行あるべき状、件知し。右馬頭公直判、兵部大輔職明判、讃岐守胤明判。中村彌二郎殿」と。この事は小鹿島(遠江)文書にも、中村系圖にも見えたり。

116 大村藩橋本中村氏 前二項と同族なれど、百十四項所載、中村系圖とは別流にて、同項所載小鹿島系圖、但馬守公頼の後也。同系圖、公成(太郎)の後は、中村系圖に「公成(太郎)―公季(薩摩守)―公秋(日向守)。文明十二年、公秋、遠江公勢と京都大番を擧りて歸邑の時、江州逢坂の關に止宿し、初めて(大村)純伊公に會す。公、隣郷の故を以つて、大村歸郷の變を議す。同年七月、公、今道純經をして援兵を請ふ。故に公勢と議し、純經と共に波佐見村に來り、福田兼通、宮村通定等と兵を發するの時日を約す。同八月、公勢の援兵として、公秋、二千を率し、川棚村に來り、公に會す。公は船平の諸軍を帥ひ、公秋を陸の中軍と成し、海陸

共に進んで、松岳、及び今宮、好武の三城を陥れ、公、大村の館に入り玉ふ。其の時、公秋懇情の故を以て、一子を請はる。依つて三男和泉をして家士たらしむ。和泉、幼年に依りて、公秋、亦大村に來て寄客となる。公(和泉)實は三男、妻大村七郎左衛門女。純伊公の請に應じ、大村に來り、音琴村を賜ひて此に住す。純明(出雲、初め公明、母は七郎左衛門の女、妻大村安壽の女)と。又士系録に「公秋、日向守、文明十二年、江州逢坂にて純伊公に會す云々」と。子孫大村藩の重臣にして、明治維新に功あり。

117 菅原姓山口氏族 防州山口の人菅原貞經・藤津郡美濃村に住すと。その裔にて大村藩に仕ふる者あり。

118 紀姓 肥後の豪族にして、玉名郡中村より起る。大野系圖に「紀國隆(建久四年四月、玉名郡大野別府地頭に補せらる)―時隆(中村太郎)、弟國秀(築地二郎)、弟秀隆(大野三郎)と。又清源寺文書に「紀國隆・嫡子中村太郎時隆に、高瀬中村五十五町を譲り、三龜甲の内龜の丸を下さる」と。また國志に見ゆ、オホノ條に詳

を興行す。實に江戸芝居の最初也。角切の中に銀杏の葉を家紋とす。萬治元年歿。二代勘三郎は其の末男、三代は二代の子、四代は元祖の長男勘九郎の子、名人と稱せらる。以下十餘代を傳ふ。

119 菊池氏族 菊池系圖に「大夫少監則隆―小島次郎保隆―次郎經保―經基(中村太郎)と。又「隆泰―經村(中村彦四郎)」、及び「武重―貞公―宗一丸(中村)と載せ、又一本に「武平(謬磨又次郎)―貞頼(八代將監)―某(宗一丸、中村と稱す)と見え、菊池風土記には「武平―貞臣―宗一丸(中村)とあり。

120 丹治氏族 これも肥後の名族にして、詫磨建武文書に「若黨中村丹三郎國家、討死云々」と。

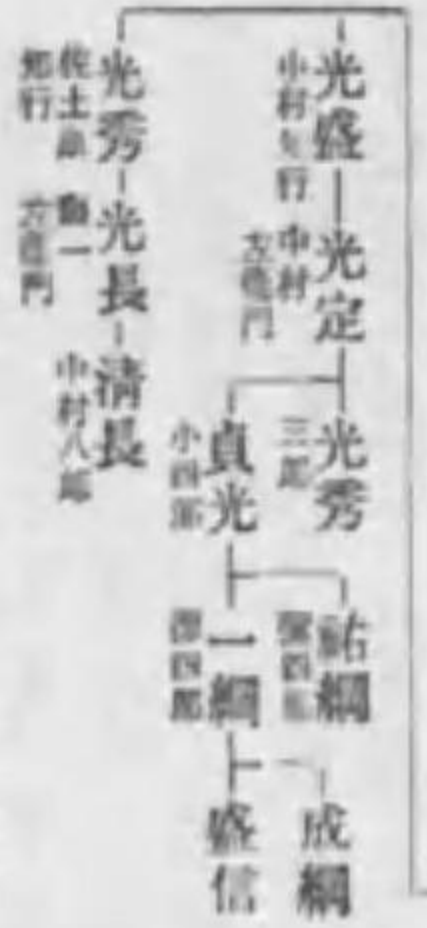
121 藤原姓山田氏族 大隅の豪族にして、山田式部少輔忠經の二男を中村次郎と云ふ。

122 伴姓肝付氏族 薩隅の豪族にして、南北朝の頃、勤王す。地理纂考、鹿兒島郡東福寺城條に「肝付兼俊が後胤・肝付八郎兼重、及び一族中村彈正秀純等、南朝に屬して、當城に據る。曆應四年四月廿六日、島津貞久・是を抜き、島津氏久(貞久嫡男)・當城に入る。兼重、秀純等は谷峰城に據り、後肝付に退く」と。

123 薩隅の中村氏 以上二項参照。その他、應永中、伊集院頼久配下の將に中村但馬あり、給黎郡喜入本龍城を守る。又慶長中、伊集院忠直配下の將に中村吉右衛門あり、日州松山城を攻む。

又大隅給良郡山田郷上名村(木津志村)の松坂城は蒲生蓮清が將・中村某父子、是を守る。弘治二年蓮清の叛する時、忠將、尙久等の爲に落城す。舊記に「惟新公・蒲生の城主中村父子を攻め給ひ、城兵を悉く御誅伐」と。

124 佐々木野村氏族 日向の豪族にして、佐々木系圖に「野村慶幸(佐々木大夫坊)」



と。而して光盛の譜に「野村九郎左衛門、伊東信濃守祐光養子、藤原に改め、伊東十郎と號す。その時、中村知行、後に本姓に復し、又野村と號す」と。

125 日向の中村氏 前項参照。その他、日向記に「中村新左衛門尉、日知屋衆、中

村家紋守」など見ゆ。

126 藤原北家道長流 家傳に「大納言師基の庶流也」と云ふ。家紋藤丸、花菱荷。幕府藝者の書附に「二百俵、醫師中村支悦、今以つて同高、醫師中村支悦」と。又「兼照(支悦、法眼)―善明(支深、支悦)―明遠(支春、深藏、蘭林)―敦基(藤次郎)―德基(政輝)と寛政系圖に見ゆ。蘭林は學名高し。

127 清和源氏爲義流 家傳に「源太義平の後に、初め田中を稱し、後に中村に改む」と云ふ。家紋丸に堅二引、五七桐。「彦右衛門重勝―六右衛門重次、弟平右衛門重仍―字之助成親―平右衛門成弘―平藏成紀」等、寛政系譜に見ゆ。

128 宗氏族 對馬の豪族にして、宗氏系圖に「盛國―某(中村宗正)と載せ、また一本に「彈正忠・中村を稱し、後に宗香と改む」とあり。

129 梨園中村氏 その祖中村勘三郎は、第二十七項中村一氏の弟右近の裔と傳へらる。その子勘兵衛、その子勘三郎にして、初め産作道順と云ひ、大藏流任言を學び、一種の猿樂を創めしが、元和の頃、江戸に來り、寛永元年二月十日、歌舞伎狂言

を興行す。實に江戸芝居の最初也。角切の中に銀杏の葉を家紋とす。萬治元年歿。二代勘三郎は其の末男、三代は二代の子、四代は元祖の長男勘九郎の子、名人と稱せらる。以下十餘代を傳ふ。

130 一噌流笛家 笛の系圖に「大和奈良住名賀村與市右衛門―同彦兵衛(京都住)―



中村七良右衛門一増「竹友「春日」と。一増は北面の武士と傳へらる、慶長五年卒、その子中村増庵に三子あり、長子新五郎、次子七郎左衛門、末子一増八郎右衛門、新九郎長子六郎左衛門、これを嗣ぎ、以下「又六郎増悟一増増善一増増高一増増政一増八郎政芳一又六郎一也。」

131 平姓 中村六郎左衛門矩政・猿樂者一増八郎右衛門矩久の養子となる。その子「七左衛門正容一安次郎矩株一銀之助全有一松三郎全基」と。江戸幕臣也。

132 藤原姓 林信篤の門人に中村新兵衛房裔あり、幕府に仕ふ。幕府職者の書附に「二百儀、儒者中村新兵衛、今程三百儀、小普請、中村友之助」と。房裔の子「新兵衛弘房一友太郎支房一喜藏房良一新兵衛房輔」なり。寛政系譜に見ゆ。家紋丸に琴柱、菱菊。

133 藤原姓 これも幕臣にして、寛政系譜に「紀州家臣中村與一左衛門久近三代元右衛門久章一岡久房一久督」と。家紋下藤丸に中文字、三中文字。また幕臣與惣左衛門正恒あり。その子「六兵衛正重一安左衛門正秀一正勝一正亮」と。家紋九曜、藤丸。

134 秀郷流藤原姓 辻井三郎左衛門勝行。

母中村氏の號を冒し、中村と云ふ。「勝行一三郎兵衛英勝一同勝諸」也。家紋五三桐、三輪。

135 源姓 松平相摸守家臣中村甚五兵衛政利の子權之丞利和・江戸大奥高野に養はれて幕臣となる。寛政系譜に「利和一五郎左衛門利記(宣樂)一五郎三郎利居一傳之助利政」と見ゆ。家紋藤の丸、稻の丸。又「八左衛門政紀一小左衛門政直一傳左衛門政房一源七郎政賢一友之進政敏一源七郎政教」と云ふもあり。家紋丸に釘打、丸に源氏車。

136 藤原中村家 京都の人中村八郎兵衛宗賢(八兵衛、公遊、勇山、彭祖、方寸齋)を祖とす、元禄八年五月歿。その子「勇齋宗賢(八兵衛、元哲)一漆桶宗賢(七種の菓を製す)一深齋宗賢一豹齋宗賢一猿齋宗賢一猿齋宗賢(中村系圖)也。」

137 梶川氏族 梶川系圖に「正包(梶川一郎兵衛)一正作(正成、龜之助)一(中村四兵衛妻)一(中村四兵衛)一(中村甚助(松平伊保守殿に仕ふ)、弟同源助(同斷)と。」

138 雜載 その他、安西軍軍に、中村對島守(山名方)を載せ、又中村式部少輔神子(?)あり。

石中村右衛門六、百五十石中村孫十郎、四千八百八十石中村長吉、三百石中村彌太郎、三百石中村作大夫、二百石中村清右衛門(鐵砲四十人)、船奉行五百五十石(加子百五十人)中村權左衛門、船頭百三十石中村善五郎、百石(銀屋)中村忠右衛門」等見ゆ。

又秀康備給帳に「五十石(御鷹匠)中村主水、栗山大膳家臣に中村勘助、酒井安房守家來に中村圖書、増山家記に中村兵左衛門、幕府千人頭に中村三左衛門、伏見役人に山林方中村秀右衛門・中村乙右衛門等見え、幕末下田奉行に中村出羽守(石見守)・總領事ハルリスと應接す。又長崎奉行支配に中村六三郎、蘭學に長じ、明治に功多し。又鯖江藩に中村功、中村龜二、中村雄治、中村米助、中村圓齋、中村鎮治等あり。又山内藩士中村弘毅は明治時代功多し。

また京都の儒者中村正勝(癩軒)は醫師教意の子也。その子新八郎順言は篁溪と號し、水戸義公に仕ふ。又佐賀藩儒に中村成(嘉田)、彦根藩儒中村源三郎勝清の子千次郎元(勝汎)・子愷と號し、その弟且三郎重勝(政八郎、加介)は滄浪亭と號す。共に名高し。又赤石藩に中村君實、同卓齋、兄弟共に學名あり。

又京都の儒者に中村仲二郎之欽(七左衛門)・愷齋と號す。伊藤仁齋と名を等らす。又出雲松江の儒者中村權左衛門愈積(夢洲)は三善氏、中村氏を冒す。又高遠藩儒中村中書元恒(大明)は中傑と號す。伊那郡本郷村の人にして、中村淡齋の子也。又尾張の儒者に中村猪典八郎善政・習齋と號す。又大流藩儒に中村編作徳勝・豐溪と號す。作野右衛門の男也。又江戸の儒者に中村興・信齋と號す。又高知山内藩儒に中村惣次郎嘉種・七友齋と號す。土佐幡多郡尾浦の人、仁齋門也。

また長州毛利藩士中村九郎旭清(道太郎)は勤王によりて正四位を贈られ、越後村松藩士中村勝右衛門政治は正五位を贈らる。又黒田藩中村兵助良英の男・圓太無二は東州と號す。幕末勤王の士として名あり、從四位を贈られ、弟恒次郎無可は正五位を贈らる。また同藩中村哲藏敬信(伊之助)も勤王家、肥前島原藩士中村主計重義は兄有馬太郎と共に勤王す。又戸田藩士中村平助の子政之進政輔も勤王家として名あり。

又徳川時代、水戸藩用人、伊達藩重臣、日出木下藩用人、山形水野藩年寄、丸龜京極藩用人、加賀前田藩用人、沼田土岐藩用人、伯太渡邊藩家老、高鍋秋月藩重臣、大野土井藩加判用人、四條松平藩用人、鳥山大久保藩用人、備中國田伊東藩重臣、膳所本多藩用人、一宮加納藩用人、有馬藩重臣、忍同藩家老、糸魚川松平藩用人、小幡松平藩添役、下館石川藩年寄、杵筑松平藩用人、佐伯毛利藩番頭、鯖江間部藩用人、鶴岡酒井藩用人、小見川内田藩小姓頭、足利戸田藩用人、古河土屋藩用人、麻田青木藩重臣、谷田部細川藩重臣、岡山池田藩番頭用人、宮津松平藩用人たり(武鑑)。

その他薩摩島津藩、豊後日出藩、大和齋藤藩、尾州家(幕末中村修)等、猶ほ各項、及び以下に多し。

又堀尾山城守給帳に「三百五十石中村久兵衛、三百石中村太郎左衛門、二百三十石中村勘右衛門、二百石中村彌右衛門、二百石中村清兵衛、百石中村五郎左衛門」を載せ、又田中藩知行制帳に「二百五十石中村清助、百石中村半四郎、五百廿石中村勝右衛門、三百石中村源大夫、二百

又近衛家侍、今出川家侍に此の氏見え、又周防の國學者に中村主計孝道(産靈舎)、出雲の國學者に中村守臣(燕齋)、共に名高し。

書家に中村久越あり、又畫家に中村彌藏宗錫・碧海と號す、佛庵の子也。佛庵は彌大夫蓮の事にて書に巧也。又狩野派畫家に中村三之丞雲石あり。又撰津伊丹の歌人に中村孫四郎良臣あり、赤穂藩に仕ふ。又俳人中村久次郎太年は幕臣、又駿河國沼津の人中村正平は園藝の大家也。又狂言作者に中村重助(故一)、二代重助、同清三郎等皆多高し、又中村勘五郎(杵屋)あり。又装綴名工に中村半七重光等皆有名也。

又奈良の観客に中村尙政あり、寶藏院胤榮の流を傳ふ。又幕末明治の観客に中村又太郎あり。

又銀座由緒書に「中村武右衛門、京都住人中村吉藏、江戸住居仕り罷在候、中村九郎右衛門」と。又伏見銀座頭役に中村九右衛門を載せたり。又幕臣に



中村万吉



又尾張の醫師に中村史邦(春庵)あり。又中村敬輔正直は敬字と號す。幕臣・中村武兵衛の子、母は松村氏也。明治時代、教育上功多く、四國立志編の著あり。又地理志料に上總人中村義利・見ゆ。又友人に中村直勝君あり、歴史家として其の名高し、近江の人也。又東都の史家に中村季也氏あり。

仲村 ナカムラ 和名抄、陸奥國宇多郡(磐城)に仲村郷を收め、高山寺本に奈加死良と註す、後の中村町也。また同國栗原郡、及び新田郡(陸前)に仲村郷、なほ磐井郡(陸中)に仲村郷を收め、奈加無良と訓ず。次に讀岐國多度郡に仲村郷、奈加無良と。又土佐國吾川郡に仲村郷あり。その他、武藏、紀伊等にも此の地名存す。

此の氏の事は前條に併せ云へり。その他、豐後の人(仲村梅之助正道(田原屋彦七)あり、斗鶴と號す。又豐前、筑後、備前、志摩等に存す。中郡 ナカムラ 中村に同じ。伊勢、志摩等に存す。中邑 ナカムラ 江戸の儒者に中邑太助通方(元禮)あり、又信濃に存す。また駿州内外寺社記抄に「熊野權現、神主北安東邑中

邑三大夫」を擧ぐ。永村 ナガムラ 平戸松浦藩老臣に長村三長村 ナガムラ その男内藏介(晴齋)は學左衛門あり。その男内藏介(晴齋)は學深く、治績多し、蒙古寇記の著あり。名賀村 ナガムラ 箭之系圖に「(大和奈良住)名賀村與市右衛門(同彦兵衛(京都住)中村七良右衛門」と。ナカムラ條を見よ。中村西 ナカムラニシ 淡路國護國寺結番定書に「四番飯治屋村中村西殿」と。文明二年の記也。

長邑海人 ナガムラノアマ 職業部、阿波國海人の一。尤恭紀に「一海人あり、男狹嶺と曰ふ。是れ阿波國長邑の海人也」と見ゆ。ナガ及び名方條參照。

中室 ナカムロ 正倉院寶龜二年文書等に見ゆ。永室 ナガムロ 中名生 ナカメフ 源姓なりと云ふ。メフ條參照。永用 ナガモチ 相摸國大住郡(中郡)に永用郷あり。清和源氏、小笠原真宗の子政經、永用を稱す。永持 ナガモチ 備前、備中、石見、伊勢、中本 ナカモト 備前、備中、石見、伊勢、

志摩等に存す。中元 ナカモト 仲本 ナカモト 志摩に存す。仲元 ナカモト 永本 ナガモト ナガノモト 近江の此の氏は丸に角四ツ目を家紋とす。佐々木氏族か。永元 ナガモト ナガノモト 長本 ナガモト 武藏に存す。長源 ナガモト 和名抄、攝津國西成郡に長源郷を收む。中元寺 ナカモトテラ チユウケンジ 筑後國高良山永祿十三年の檢地帳に「中元寺備後守」を載せたり。

中森 ナカモリ 伊勢、上野等に此の地名存す。仲森 ナカモリ 伊勢の中森氏一志郡中森邑より起り、中森城(太郎生村城山)に據る。中森敦馬之助は北畠國司に屬す。2 荒木田姓 前項と同族か、伊勢内宮社家也。又志摩にも存す。

仲杜 ナガモリ 中臣氏の族にして、中臣系譜に「大神宮司茂生一爲公(大司、號長杜宮司)一爲守」など見ゆ。長森 ナガモリ 伊勢、志摩地方にあり。

永森 ナガモリ

永守 ナガモリ

永盛 ナガモリ

中家 ナカヤ ナカツヤ ナカツヘ 和名抄、美濃國賀茂郡に中家郷を收め、國帳に正五位上中郡家明神を擧ぐ。又常陸國信太郡に中家郷を載せたり。

1 秦中家忌寸 山城の大族秦氏の一族にして、山城風土記に「伊奈利と稱するは、秦中家忌寸等の遠祖・伊侶具秦公、稻梁を積みて、富祐なりき。仍りて餅を用ひて的と爲せしに、化して白鳥と成りて飛翔し、一山の峰に居り、伊爾奈利・生ひき。遂に社の名と爲す。其の苗裔に至りて、先の過を悔ひて、社の木を根拔じにして家に殖えて鶴り祭りき。今其の木を殖えて、蘇れば福を得、其の木を殖えて枯れば福あらず」(二十二社註式、諸社根源記、延喜式神名帳頭註)と見ゆ。

其の子孫稻荷神社の社司にして、松本、大西、畷川、羽倉、毛利等、此の子孫也。ハタ、イナリ、及び以上各氏條を見よ。2 凡人中家(無尸) 和泉の古族にして倭漢氏の族なり。姓氏錄、和泉諸蕃に「凡人中家。山城忌寸と同祖。白龍王の後也」

と載せたり。

3 三河の中家氏 寶飯郡御津神社永享十一年棟札に中家八郎左近を載せたり。當地方の豪族たりしが如し。次條と同族か。4 雜載 その他、志摩等に存す。猶ほ以下數條參照。

中屋 ナカヤ ナカツヤ 和名抄、筑前國夜須郡に中屋郷を收む、後世中津屋村と云ふ。又美濃等にも此の地名存す。

1 嵯峨源氏渡邊氏族 渡邊綱の後裔にして、尊卑分脈に「綱一久一安一傳一滿(瀧口右馬允)一吉(播磨守)一授(惣官、薩摩守、兵衛尉)一滿(源次兵衛)一術(源左衛門尉)一全(瀧口左衛門尉)一接(左衛門尉)一貞(薩摩守、中屋と號す。法名光秀)」と載せ、また渡邊系圖に「渡邊播磨次郎省一授(渡邊惣官兵衛)一豐前守繁一三郎右衛門兼一三郎左衛門經一瀧口左衛門企一基(中屋兵衛尉)、弟俊忠一刑部丞忠房一源三元綱(義滿將軍代)一朝綱一持綱一牛三春綱」と。又國綱の弟に「清左衛門尉範綱、源二郎有綱」等を擧ぐ。

2 源姓 應仁私記に「中屋十郎長朝(源)」を載せたり。

3 草刈氏族 因幡國の名族にして、因幡志に「智頭の町人中屋香次郎は草刈の末葉」と載せたり。

4 雜載 新田族譜に「備中尾崎。肥前守重常(寛永七卒)一重宗(中屋傳右衛門)一重秀(市郎右衛門)、弟重治(太兵衛)」と。里見氏の後裔也。その他、信濃等にも存す。

仲矢 ナカヤ 美作の名族にして、矢野山城主矢野氏の裔、上中下の矢野を稱し、其の中の矢野、即ち此の氏と傳へ、勝田郡檜邑に存す。

中谷 ナカヤ 此の氏の事は、ナカタニ條に詳か也。

仲谷 ナカヤ ナカタニ條を見よ。

長屋 ナガヤ 和名抄、大和國山邊郡に長屋郷を收め、奈加也と註す。後宇多院御領目録に長原(屋)莊と見ゆる地かと云ふ。

次に伊勢國安濃國に長屋郷を收め、奈加也と訓す。その他、上總に長屋郷(莊園)、和泉に長家庄、相摸、石見、安藝、薩摩等に此の地名存す。1 古代の長屋氏 大和國山邊郡長屋郷より起りしか。正倉院天平寶字六年文書等に見ゆ。



2 藤原南家 藤原豊成は長屋右大臣と呼  
ばる。フヂハラ條を見よ。

3 桓武平氏鎌倉氏族 美濃國の豪族にし  
て、鎌倉景政より出づと云ふ。明細記に  
「飛井藤原宮明神の大鳥居の側に、長屋  
屋敷と呼ぶ地あり」と。此の色の舊主に  
て、専ら鎌倉権五郎の裔孫、長屋小四郎  
景頼、承久の軍功により、本色を賜ふと  
傳へらる。天文中に至り其の家絶ゆ、今  
須の長江氏と同族也。ナガエ條を見よ。

系圖に長江八郎師景(ナガエ條参照)の  
弟「長江四郎明義」胤明(長江四郎。承  
久の亂に軍功あり、相模國長屋の地を領  
し住す)一行景(長屋孫七郎、長屋氏の  
祖)一景頼(長屋小四郎。一族長江秀景  
と共に相模より移住す)一宗秀(七郎。  
土岐氏の旗本に屬す)一宗房(二郎兵衛)  
一景家(伯耆守)一景國(掃部助)一景森  
(淡路守。義教將軍に仕ふ)一景元(小四  
郎。當城に在りて土岐政房に屬す)一景  
教(太郎左衛門。永正十六年戰死)一景重  
(將監。井城に在り)と。

不破郡垂井城に據る、新撰志、不破郡垂  
井村條に「長屋氏城跡は、南宮の鳥居の  
西のあたり、少し高き地にて、今里人・

長屋やしきと呼ぶ所なり。鎌倉権五郎景  
政の曾孫、長江八郎師景の弟長江四郎明  
義の子長江四郎胤明、承久の亂に軍功あ  
るにより、相模國長屋の地を領して住す。  
其の子長屋彌七郎行景、長屋氏の祖也。  
其の子長屋小四郎景頼、一族長江秀景と  
共に相模より美濃に來り、秀景は今須に  
住し、景頼はこゝに居す。

其の子七郎宗秀、當國の守護土岐の旗下  
に屬す。其の子二郎兵衛宗房、其の子伯  
耆守景家、其の子掃部助景國、後軍人佐  
と號す。其の子淡路守景森、義教將軍に  
仕ふ。其の子小四郎景元、當城に在りて、  
土岐政房に屬す。其の子太郎右衛門景教。  
永正十六年戰死、その二男將監景重、垂  
井の城にありしよし、長江系圖に見え  
り」と。

又大野郡相羽村條に「天文の頃の城主長  
屋(或は長居とかけり)大膳亮景興は、  
不破郡垂井城主長屋小四郎景元の長男太  
郎右衛門景教(永正十六年戰死)の子に  
て、二萬石程の地を領し、土岐家に屬す。  
天文十六年、土岐頼藝退去の時、景興・  
竹腰長門守と共に齊藤に從はざりし故、  
道三しかつて相羽の城を攻む。十二月、

終に討負け、景興・其の子與五右衛門景  
直と共に戰死す」と。

又山縣郡板取城は長屋信濃守住すと傳  
へ、又本巢郡曾井(山添村)の住人に長屋  
信濃守義豐あり。此の信濃守の城は、濃  
陽志略に「田口に在り。傳へ云ふ、文祿  
年中、人・亂を避けて、此の洞に入りて  
城を築いて居る焉。子孫・今に至りてこ  
れ有り。其の白谷に住する者・嫡家にし  
て、代々郷豪と爲りて國境を警衛す」と  
しるせり。

又長屋將監景重あり。その長男喜藏可重  
は金森家を嗣ぎ、金森出雲守と稱す。カ  
ナモリ條に詳か也。

4 幕臣 前項と同族と稱す。寛政系譜、  
良文流に收め、新五郎景基一兵三郎景武  
一左門景本一景道一景郷、家紋五七桐と  
見ゆ。

5 丹波の長屋氏 丹波志、水上郡條に「長  
屋棟、山垣村。城跡の西、字惣門と云ふ  
處に住す」と見ゆ。

6 藤原姓 石見の豪族にして、安四軍策  
に長屋縫殿介、同縫殿允等見ゆ。石見志  
に「那賀郡久佐村大字長屋屋敷の守將長  
屋縫殿介」と載せたり。又暹羅郡大田村

の神職に長屋大炊あり。

7 佐伯姓 安藝國高田郡長屋邑より起る。  
藝藩通志に「横城、龜山、並に長屋村に  
あり。共に毛利家人長屋下野の守る所。  
一説に、下野は、佐伯與藤の後、忠弘が  
男なり。始め中馬にありて、中馬左馬介  
と稱す。後氏を收め、此に移る。その子  
亦下野と稱して二代、この城に居りしと  
云ふ」と載せ、又「星城。高野、桂、二  
村の間にあり。星野市兵衛居り、後に長  
屋下野・別館とす」といふ。

8 大江姓毛利氏族 前項と同族なれど、  
「毛利元春の子中馬忠廣、後長屋平佐を  
稱す」と毛利系圖にあり。

9 藤原姓 第七項と同族ならんか。安藝  
高田郡長屋邑に敷家、廣島、吉田等にも  
存す。長屋邑神職長屋氏は、寛永の許狀  
に藤原と載せ、系圖には増原と云ふ。神  
職波多野氏より養子し、後石見の長屋大  
炊・溷入して來り家を繼ぐと傳ふ。家紋  
六角に吉字。

10 雜載 細川兩家記に長屋岸元等を載せ、  
又徳川時代、二本松丹羽藩用人に見ゆ(武  
鑑)。又加賀藩給帳に「二千三十石(丸内  
二ツ引)内三百三十石與力知、長屋左近。

八百石(丸内三ツ引)長屋七郎右衛門。  
九十石(丸内二ツ引)長屋仙次郎」等を  
載せ、又堀尾山城守給帳に「百石長屋喜  
内、百三十石長屋普九郎、四十石長屋仙  
右衛門」を擧ぐ。

又弓衛家に長屋六左衛門あり、其の名・高  
く、又土佐、紀伊、伊賀、伊豫等にも存す。

永屋 ナガヤ 前後各條と通ず。

永矢 ナガヤ 長屋氏に同じ。安藝國比婆  
郡兒玉氏は先祖を永矢氏と稱し、六角に吉  
文字を家紋とす。又信濃に此の氏あり。

長家 ナガヤ 和泉に長家庄あり。

永谷 ナガヤ ナガタニ條を見よ。

長谷 ナガヤ ナガタニ ハセ條を見よ。

中安 ナカヤス 遠江の豪族にして、中安  
兵衛少輔定安等あり、大澤條を見よ。

仲安 ナカヤス 重家に仲安直康・龍杏あ  
り、九華山人と號す。

長安 ナカヤス  
1 御神本氏族 石見國那賀郡長安邑より  
起る。御神本系圖に「三隅左衛門尉兼信  
一兼祐(永安地頭)一兼時(竹彦二郎)」と  
載せ、又一本に「兼信(木東長安地頭)一兼  
祐(永安氏祖)」とあり。兼祐の子「兼時—  
二郎太郎—兼政」にして、兼政は長安大

和守と稱し、長安の矢掛城主なりしが、  
天文廿三年、益田へ遁る(石見志)と。  
八重葎に木東郷長安城と云ふもの、これに  
して、吉川記に「天文廿二年六月廿日、  
長安城主長安入道・陶方と爲りしにより、  
元春・大將として二千餘騎を遣はされ、  
入道降参」と。又元就記に「福屋一味の  
長安と云ふもの、城を明けて益田を頼み  
て逃れ行く。益田・是を抱けるが、元就  
より長安を打つて出すべしとの由、仰せ  
遣はされければ、則ち打ちて頭を元就へ  
持参す」とあり。安四軍策には長安神左  
衛門等を擧ぐ。

2 雜載 備前銀治に長安あり。

永安 ナカヤス 前條氏に同じ。

中山 ナカヤマ ナカツヤマ チユウサン  
和名抄、出羽國河邊郡(羽後)に中山郷。次  
に越前國今立郡に中山郷。見ゆ、奈加豆也  
末なりと。その他、大和、山城、攝津、伊  
勢、三河、甲斐、武藏、下總、飛騨、上野、  
下野、磐城、岩代、陸前、陸奥、羽前、羽  
後、越後、丹後、但馬、伯耆、美作、伊豫、  
肥後等に此の地名存す。

1 中山連 百濟族にして、天平寶字五年  
紀に「百濟人韓連智等の四人に姓を中山



- 連と賜ふ」と載せたり。
- 2 中山宮 土御門帝の御裔にして紹運録に「土御門院—最仁法親王(天台座主、梶井、號中山宮)」と見ゆ。
- 3 中山家(藤原北家松殿流) 尊卑分脈に「(松殿流) 基房(攝政、關白、中山と號す。住備前國) — 師家(攝政、内大臣、中山と號す。仁治元十四薨) — 基嗣(大納言) — 基定、弟勝圓、弟兼基」と見ゆ。又源平盛衰記に中山關白基房公などあり。マツドノ條參照。
- 4 同(藤原北家大炊御門流) 尊卑分脈に「師實(攝政、關白、太政大臣) — (大炊御門流) 經實(權大納言) — 經宗(左大臣) — 賴實(太政大臣、號中山) — 師經」と見ゆ。
- 5 同(藤原南家豐成流) 尊卑分脈に「武智慶 — 右大臣豐成 — 右大臣繼繩(號中山) — 中納言乙叡 — 尾張介道隆 — 相摸守安雄 — 上總介近真 — 信乃守文元」と見ゆ。モゾノ條參照。
- 6 同(藤原北家九條家流) 尊卑分脈に「九條經教 — 教嗣(權大納言、右大臣、號中山)」と。これはウチヤマ也。應永十一年八月十五日、大和內山にて薨す。
- 7 同(藤原北家勸修寺家流) 尊卑分脈に

- 「高藤八世孫(勸修寺)坊城大藏編爲房 — 長隆(因幡守) — 顯時(號中山中納言、仁安二三四薨) — 行隆(治部大輔) — 行房(攝津守) — 宗兼(左近大夫將監)」と載せ、又行房の弟「行光(中納言) — 宗氏(勸大官) — 行賴」と見え、又源平盛衰記に「中山中納言顯時」を擧ぐ。
- 8 同(藤原北家長良流) 尊卑分脈に「長良十世孫爲業(法名寂念、世繼作者) — 範支(伊賀僧正、號中山) — 譽範(與、法橋) — 慶寛(東大、法印) — 信成(東大、僧都) — 賴經(仁、法印)、弟賴真(仁、法印)、弟賴安(寺、僧都)」と見ゆ。
- 9 同(藤原北家花山院流) 羽林家の一にして、洛東中山(黒谷)より起る。尊卑分脈に「師實 — (花山院) 家忠(左大臣) — 忠宗(權大納言) — (中山流) 忠親(五藏、頭、檢別當、右衛門督、中宮權大夫、春宮大夫、正二位、内大臣。母は參議家保禰の女。建久五十二出、同六三十二薨。山槐記は此の公の記也) — 兼宗(頭、正二位、按察使、權大納言。母は右中辨光房の女。仁治三薨、八十一) — 忠定(頭、從二位、中宮權大夫、左中將、參議。母は從三重家の女。康元十出家、同十八日

- 薨) — 道平(侍從、兼平)、弟基雅(頭、從三位。出家、母は家女房) — 家親(宮内卿、正二位、頭、參議。女は中納言實世の女) — 定宗(頭、從二位、權中納言。應安四三十五薨、五十五) — 親雅(滿親(頭、左中將、參議、正二位、權大納言) — 定親(左中將、參議、彈正尹、權大納言。日野本裏書)、弟有親(早世、應永廿一年六月十四日卒)」と見ゆ。次に知譜拙記に「定親(正二、權大納言、長祿二薨) — 親通(權大納言、元教親) — 宣親(權中納言、永正三出家) — 康親(權大納言、母は法印兼壽の女) — 孝親(號光恩院、准大臣、從一、天正六薨、六十七) — 親綱(正二、權大納言、天正十四薨) — 慶親(正二、權大納言) — 元親(正二、權大納言) — 英親(正二、權大納言) — 篤親(左中將、藏人頭、實は實豐禰の男)」と。次に雲上明覽に「英親 — 篤親 — 兼親 — 榮親(權大納言) — 愛親(准大臣) — 忠尹(權大納言) — 忠賴(權大納言) — 忠能 — 忠愛」と。家祖忠親は、水鏡、山槐記の著者として名高し。下つて徳川時代、愛親は大納言にして議奏、典仁親王尊號の爲、勅使として江戸に下る。文化十一、八、十八薨、

- 年七十四、明治に至り從一位を贈らる。次に忠能の御女慶子(一位局)は明治天皇の御母にして、明治四十年十月五日薨、年七十三。御父忠能は、權大納言、從一位、准大臣、明治維新の大業を翼賛し奉り、功を以つて賞千五百石、侯爵を授けられ、大勳位を授けらる。その子忠光(侍從)は勤王の志厚く、同志と兵を大和吉野に擧ぐ、天誅組の義擧これ也。後長州に走りて卒す。
- この家は徳川時代、羽林家、舊家。二百石(明治二百八十石餘、賞千五百石)。石薬師御門。諸大夫大日(加賀守、伊勢守)侍には田口、寺澤山寺。外様。現今侯爵。孝廣 — 忠顯也。



- 10 大和の中山氏 當國山邊郡に中山の地あり、古墳頗る多く、堂生千塚の稱あり、大和條參照。後世派上郡の豪族に此の氏あり、機本村倉庄城に據る。猶ほ仲山條參照、郷土記に「倉庄山城、中山賀藤治」と見ゆ。
- 11 度會姓 伊勢外宮祠官にして、外宮權輔
- 宜家譜書に「中山、橋村元祖國正が五代正次・家元祖」と載せ、又地下橋顯宜家系血系に「中山(正實)・橋本正吉の三男裔。血系・小事廿一世清春の男國正裔」と見ゆ。
- 12 近江の中山氏 甲賀五十三士の一に此の氏あり。又淺井三代記、京極家臣に中山五郎左衛門尉等見ゆ。第十六項の族か。藤原家臣の後裔と云ひ、又第七項所載中山中納言顯時の後裔との説あり。當郡岩鍋城(岩滑村)は、中山利部大輔勝時の居城のよしひ傳へ、勝時は信忠に從ひて討死すと云ふ。その裔江戸幕臣たり。寛政系譜に「利部少輔重時 — 民部大輔勝時(五郎左衛門、水野氏、後に信長に仕ふ) — 猪右衛門勝政(家康に仕ふ) — 同重時 — 同幸時(初め道時) — 左近衛時長 — 半左衛門政時」等と載せ、その他八家を收む。家紋三文字松皮、丸に松皮、丸に三階菱、五三の桐。
- 14 安倍姓 倉橋氏の裔也。クラハシ條を見よ。三河國瀨美郡中山より起りしにて、家紋丸に三蓮荷、花澤流なり。
- 15 幕臣藤姓 寛政系譜に「又左衛門信(駿河大納言に仕ふ) — 平大夫顯長 — 平七郎

- 顯廣 — 平左衛門顯成(源太郎、平大夫) — 八十郎顯應 — 平七郎顯生」等を載せたり。家紋丸に横木瓜、丸に六丁子。その他、清左衛門勝重(黒餅に花澤流、三郎子)、源兵衛利勝(巴扇、梶の葉)、新右衛門義信(丸に四半、左三巴)等の諸家あり。
- 16 伴姓 景弘を祖とすと云ふ。
- 17 甲斐の中山氏 國志に中山是非之助等を載せたり。
- 18 丹黨 武藏國入間郡中山邑より起る。新編風土記、高麗郡中山村屋敷述條に「一は天正の比、中山勘解由左衛門家範が居住せし跡なり。二段許の地にて、今尙ほ土手構の形存せり。寶永四年、領主豐前守より村高の内を除地とせり。今家範が子孫勘解由某、先祖の舊跡たりとて、家僕をして、この所に居住せしむ」と。此の氏の出自については、井戸葉栗系圖に「高麗五郎經家 — 家季(加治二郎) — 助季(丹内左衛門尉) — 季久(丹左衛門) — 行季(二郎) — 季光(丹左衛門尉、尊氏將軍の時、高師直に屬して軍功あり、師直より輪邊紋を與へらる) — 季經(丹左衛門、太郎、實は季俊。乃ち中山氏也。古本系圖は傳へて惠明院士加治平馬の家に在り。



以つて諱すべし焉。中山勘解由詮勝、其の子家範、濃城に在り云々」と見ゆ。丹治、丹、高麗、加治等の條参照。

また寛永系圖には「元は加治を稱し、後中山に住するにより中山に改む」と云ひ、寛政系譜には「先祖高麗五郎経家が十三代の孫・家勝に至り、中山村に移住、より中山を稱す」と見ゆ。なほ黒田條参照。勘解由家勝(助六郎)は上杉家臣にて、天正元年七月二十五日卒、中山村の能仁寺に葬ふ、法名輝珍。その子助六郎家範(吉範)は北條家に仕ふ。新編風土記、多摩郡下長山邑條に「中山勘解由屋舖あり。又元八王子村に同勘解由家範がすみし屋敷跡あり」と。また「一之宮村、文祿年中、中山助六郎、桑島萬機等の知行の由を記せり。二人は皆八王寺の北條隆興守が家人なれば、舊領の地を、そのまゝたまひしにやあらん」と云ふも同族ならん。

天正十八年、秀吉の小田原征伐の頃、中山勘解由左衛門家範は八王寺城二の丸の守將也。小田原記に見ゆ、近藤條を見よ。又新編風土記に「六月二十三日、北國勢、解がけに八王子の町口を押し破り、常間が

くれに扱番の輕卒等を搦切にし、追つて城外へ詰めよせたり。本丸は景勝、中の丸は利家と定めて、松山の先方を案内者として山下曲輪を攻めさせたり。夜中にかゝつて大に戦ふ。近藤出羽守奮戦して命を損す。これをみて、本丸、中の丸の雜兵等・肝を消して大半落ち行けり。中山勘解由左衛門が手に屬せし七百人のもの、僅に百餘人、輕卒二百人ばかり残りけり。中山、狩野は殘る士卒を勵まし、矢、玉を放つて防ぎければ、寄手死傷數をしらず、利家父子しきりに下知して士卒をすゝめ、金子丸を乗つとり、金子三郎右衛門を討ち取るにぞ、寄手・機を得て、惣軍・中の丸にぞかゝる。中山、狩野は士卒をひきひて打て出で、自ら鎗を合せ、太刀打して、しばらく勇を奮ひけるが、もとなり勢難なれば叶はずして引いて入る。檢使太田小源吾一番に旗を乗ければ、諸勢ついでに亂れ入る。中山、狩野は、れまでと覚悟し、詰の城へ入つて足將の兒女をさし殺し、悉く腹切てぞ死にける」と。又都筑郡條に「昔中山加賀は當郡加賀原に住みし」と云ふ。

19 江戸幕臣、前項家範の子照守・家康に

仕へて子孫榮ゆ。寛政系譜に「勘解由家勝一同家範一同照守(家守、助六郎。家康に仕へ、三千五百石)一同直定(丹波守直守(勘解由)一同勘解由直房一同直正(三千石)と。その他、八家を載せたり。家紋升形のうち月、水月、虎杖。(この族裔に中山要人(二千百石)あり)。



中山勘解由

20 松岡流、前項照守の弟備前守信吉(左助、菊太郎、雅樂助)も、兄と共に家康に仕へ、慶長十二年、水戸頼房の附家老となり、次第に加増ありて、遂に眞壁二萬石を領す。寛永十九年正月六日卒。以下寛政系譜に「信吉(東市正信政(内記、風軒。多賀郡松岡二萬石)一備前守信治(左助、大膳、信吉四男)一市正信行(大膳)一備前守信成(内記、監物、信治三男)一備前守信敏(内記、主殿、備前守。信治七男。久慈郡太田二萬五千石)一市正信順(主殿。信成二男、母岩根氏)一備前守信昌(三五郎、内記。實は堀田權右衛門一幸四男)一備前守信信(虎次郎、大膳)一備前守信敬(信徳、大膳、實は水戸宰相

宗翰の九男、母三宅氏。二萬五千石」と。その後は「信敬(信情)一信守(信實)一信敬(信實)にして、常陸松岡、二萬六千石、一に二萬五千石、明治四千五十石。現今男爵。家紋升形のうち月、虎杖、水月、丹の字。

21 平姓、鎌倉時代、武藏に榮えし中山氏にして、出自明白ならざるも、恐らく、河越、江戸等と同様、平姓と云ひしものならん。但し異説多し、前後各項参照。氏は東鑑卷一、治承四年八月廿六日條に「武藏國云々、河越太郎重頼、中山次郎重賢、江戸太郎重長、金子、村山の輩、已下數千騎攻め來る」とあるを始めとして、卷五、二十一に中山太郎行重、九、十一、二十一に中山四郎重政、二十五に中山次郎重頼、三十六、四十、四十一に中山越前守盛時、四十、四十三、四十四、四十五に中山越前司盛時、四十二、四十四に中山左衛門尉を載せ、又承久記卷四に中山五郎二郎を擧げたり。

22 有道姓兒玉黨、上野國吾妻郡中山邑より起る。七黨系圖に「(阿佐美)買高(太郎左衛門尉。正治二年正月十九日右衛門尉に任じ、建保四年十二月十四日左衛門尉

に任じ、從五位下、仁治二年正月日死。武藏國兒玉御庄、野國高山御庄、同吾妻郡内中山村、越後國佐保、又横曾保、又大積、加賀國島田村を領し、而して彼の所々、各々子息等に充て行はるゝ處也」と見ゆ。

23 首藤氏族、下野發祥か。淺羽本首藤系圖に「首藤經俊(刑部丞大夫、伊勢守、伊賀守、紋柏)一通元(中山六郎、童名持壽丸、元久二年乙丑閏七月廿六日、山州松坂右衛門佐朝雅を射留め、高名)一通村(次郎)、弟通綱(三郎)と見ゆ。

24 宇都宮氏族、中興系圖に「中山、藤姓、宇都宮三郎頼綱の三代肥後守朝定、これを稱す」と。第四十六項氏と同一か。

25 秀郷流藤原姓、河村三郎義秀の裔と稱す。江戸幕臣にして、家紋丸に堅木瓜。寛政系譜に、百人組同心中山中助章武等

26 下總丹黨、中興系圖に「中山、丹治。本國下總」と。何に據りしか詳かならず。

27 下總の中山氏(三善姓) 葛飾郡に中山邑存して、有名な法華經寺あり。日蓮家の大本山にして、法華經寺元應二年の文書に「八幡莊谷中郷中山堂」と見ゆ。この地より起りしにて、中山民部少輔康連あり、その子即ち太田五郎左衛門乘明にて、本妙寺の開基也。太田、土岐、富木等の條参照。蓋し三善姓なるべし。

28 桓武平氏大塚氏族、常陸の豪族にして、大塚系圖に「馬場(横倉)太郎朝幹の子に中山四郎」を載せ、又大塚傳記に「中山云々、此の面々近代總領奉公の所在也」と。

29 常陸の中山氏、前項参照。新編國志に「中山、新治郡中山村より出づ(今の眞壁郡)。水谷氏の臣に中山七右衛門、中山與







中山氏社家譜に「手置帆負命二十五世孫  
總宮司忌部宿禰正國（仁明天皇の承和八  
年三月、大内郡總宮司となり、勅を奉じて  
帝都に至り、歸途河内國豐田八幡宮に參  
籠し、神託により神寶二品を得て、泉州  
堺津に乗船し、馬宿浦に上陸、假殿を造  
り祭る。今假宿と稱す）。假神饌田を利木  
里に開き細と稱す、今南野と云ふ。足洗  
池等有り。北里に住居し、又吉田里に第  
二皇子を祭りて二宮神社と號す。賑田里  
「今遊田と稱す」に若宮を祭り、海を過り  
中間の山、即ち今の中山に居を定め、依り  
て中山を以つて氏となす、天安元年死）  
中山正佐（寛平九年死）—正宜（承平元年  
死）—正照（天元三年死）—正種—正直—  
正奇—正道（此の時、東方海中に突き出で  
たる小龜山と云ふ山あり、時の城主・弓  
矢の神として鎮座を乞ふ。依りて北龜山  
に移す。北面城門を參詣上便を爲す。依  
りて北向八幡宮と號す）—正久—正忠—  
正員—正遠—正時—正徳—正不—正頼—  
正等—正保—正綱—正弘—正元—正友—  
正教—正敬—正盛—正行—正基—正行—  
正武—正信—正啓—正通—正住—正當—  
正純—正實（現主）」と。

42 香宗我部氏族 土佐國香美郡中山田邑  
より起り、源姓武田氏の族と稱す。香宗  
家譜跡記に「抑も中山氏の先祖・土佐國  
香宗我部は武田太郎信義の苗裔」と。（詳  
細はカウツガベ條の一三八二頁以下を見  
よ）。又「親秀（出羽守、此の親秀の弟何  
某、其の子中山田左衛門佐泰吉と云ふ、  
土佐國中山氏の祖也）。私曰ふ、親秀の弟  
何某、其の子中山田泰吉と云ふ。此の親  
秀は四山文書延徳四年に見ゆる如く、文  
明延徳比の人也。泰吉は大永三癸未年生  
る。延徳四（明應元也）壬子より四十三年  
也。今・世上の中山家系圖に、中山田左  
衛門佐親秀の弟とす、甚だ誤り也。譬へ  
ば文明元年を以つて親秀の生年とす、大  
永三迄八十餘歳也。争んど弟とせん、實  
に詳かならず」と。  
寛保文書に中山五郎右衛門、中山益菴（良  
爲）、中山重次郎等多く見え、又中山覺  
丞秀治の三男新助久秀は香宗我部家を嗣  
ぐ、同系圖に見えたり。その他は、香宗  
我部條、及び中山田條を見よ。  
又富國出の名醫に中山三柳（法眼、花陽  
軒）あり、後水尾帝の御詠を拜す。又國  
學者に中山殿水あり、前者と同系か否か。

又前者の裔に中山清右衛門あり、高陽（延  
沖）と號す。畫を以つて名あり。  
43 豐前の中山氏 下毛郡の豪族にして、  
元龜天正の頃、中山左近あり。  
44 源姓 肥前國彼杵郡の豪族にして、川  
棚村中山より起る。博多日記裏書に「中  
山四郎入道（雲浦、井に馬手島領主）、正  
中・四・廿二、同・五・十九」と載せ、そ  
の後、正平十七八年、及び應安五年彼杵  
郡一揆連列狀に「中山九郎左衛門源水俊、  
同源三郎、同七郎」と。また郷村記に「下  
波佐見中山は、中山九郎左衛門源水俊、  
同源次郎、同七郎盛高の領地也。此の中  
山、往昔は川棚村に屬す」と。  
45 橋姓 郷村記また「金谷山縁起。金谷  
宮神職中山氏略系。橋公行（折江舍人）—  
伊豆—新兵衛—美濃」と。大村藩士中山  
氏は藤原氏と稱す、早岐村に居れり、士  
系録に見ゆ。  
46 宇都宮氏族 筑後の豪族にして、一本  
宇都宮系圖に、中山氏を此の族とし、家  
紋三頭巴、比翼鶴、庶流一鶴」と。又鎮  
西要略に「蒲池、犬塚同胞」と。第二十  
四項參照。  
五條家文書に中山入道殿とあるは別か。

又田中家臣知行割帳に「二百五十石中山  
中三郎、大工頭百四十石中山喜左衛門、  
百石中山孫右衛門、同中山善兵衛」等を  
載せたり。  
47 菊池氏族 肥後國中山邑より起る。菊  
池系圖に「隆定—隆益—藤三郎武益—蛇  
塚九郎定氏—中山彦太郎經村—誠中守右  
隆（法名元富）、弟小野播磨守經郷—中山  
治部少輔秀周（法名大中）」と見え、一本  
には「隆定—隆益（林原與三）—經村（中山  
彦太郎）—隆吉（下總守）—朝長（下野守）」  
あり。又隆吉の弟「右經（中山越前守、法  
名元高）—厚久（中山誠中守）」と載せ、右  
經の弟「經郷（小野播磨守）、弟秀周（中  
山治部少輔、薩髮大中と號す）」と見え。  
48 惟宗氏族 對馬の豪族にして、宗氏の  
族なり。天文十五年、宗氏の族の伊奈郡  
にあるものを、川木、仁田、中山等の氏  
に改めしむ。  
49 日向の中山氏 日向記に中山善左衛門  
尉を載せ、又伊集院忠真配下の將に中山  
佐兵太あり、莊内郷安永城を守る。又中  
山平大夫等も見ゆ。  
50 清和源氏武田氏族 武田條第六十三項  
を見よ。中山旭水氏云ふ、余の外祖は、

武田氏なり。家系、其の他の古文書、記  
録、並に祖先の墨蹟、器物等を傳へて家  
寶となす。近祖武田信玄以來は詳細書類  
に残るものもあるも、明治二十年十二月、  
不幸火災の爲めに最珍とする信玄直筆波  
邊某に遺はすべき軍令狀、勝頼直筆信玄  
公法名一軸、信玄公軍旗、其の他數點の燒  
失、及び清和天皇以來書き入れの系譜一  
巻、是れは、不幸中の幸と云ふべきは、  
上巻六分通り焼けて、信玄の二三代前よ  
り以後は半焼にて残存す」と。  
51 大江姓 大江氏春の後と云ふ。中島條  
參照。  
52 雜載 その他、太平記卷二十九に中山  
助五郎あり、高（カウ）條參照。  
その後、阿波蜂須賀家創業文武有功の士  
に此の氏あり、爾來重臣也。又京極殿給  
帳に「四百石中山數馬」見ゆ。  
又武艦に「水戸藩重臣を始め、柏原織田  
藩重臣、丸龜京極藩用人、新田松平藩用  
人、宮津松平藩用人（中山文平の子晦三  
桑石は國學者として名あり）、館山稻葉藩  
用人、徳島蜂須賀藩重臣、關部小出藩年  
寄、飯田堀藩用人」等を載せ、又秋田佐  
竹藩儒に中山傳右衛門盛履（幸次郎、宗

專）あり、善書と號す、正左衛門盛貞の  
子也。又堀尾山城守給帳に「百五十石中  
山宗仲」を載せ、又肥後細川藩に存し、  
中山昌禮（默齋）殊に名あり、登城郡の人  
也。又加賀藩給帳に「百九十石（丸内下り  
藤丸）中山義平、十人扶持中山義右衛門」  
等を載せ、又三河吉田藩士中山美石は國  
學者として名あり。又佐州役人附に「丹  
治姓・中山三郎兵衛」を擧げ、又富國中  
原の人中山蘭清（玄亭、永貞）は名醫とし  
て知らる。  
又浪花の本草家に中山雄平、又畫家に中  
山雲川あり。又尾州の學者に中山新八梅  
軒、無念流劍客に中山角兵衛家吉、蒔繪  
師に中山胡民、信濃の俳人に中山湖堂、  
駿河府中淺間社家に中山氏あり、もと戒  
定坊也。又長唄に中山萬大夫、同小八郎、  
女彫刺家に中山大和あり。皆有名也。猶  
ほ周防、長門、筑前、播磨、美濃、信濃、  
伊勢、志摩等に存す。又赤穂義士堀部安  
兵衛はもと中山安兵衛也と。又中山信安  
の室幸子は、薩藩佐賀根氏の女、愛國婦  
人會の爲に盡す所多し。  
現今土俗學者に中山太郎君あり。薩藩深  
し。又備中に中山英三郎君あり。



仲山 ナカヤマ 前條と通ずるが故に併せ云へり。

その他、大和國山邊郡中山より起りしものあり。大和神社の宮座にして、藤原姓と稱す。又美濃に仲山金山彦神社あり、天下の大社也。

那賀山 ナガヤマ 阿波に那賀山庄あり。

長山 ナガヤマ 三河に長山莊あり、その他、常陸、陸中等に此の地名存す。

1 藤原南家熱田大宮司族 三河國寶飯郡長山莊より起る。尊卑分脈に「季範—範信(星野上野介)—範清(左衛門大夫)—季茂(星野出羽守)—能茂(藤田長門守)—能藤(判官代、號長山)—季保(五郎)—藤茂(五郎)」と見え、又季保の弟に七郎清茂を收む。

2 大江姓 前項氏に同じ。アツタ、オホエ、ホシノ、シノダ等の條參照。

3 清和源氏佐竹氏族 本國美濃ならん。美乃佐竹系圖に「北酒出」光家(義方、常陸介、舜方。母は土岐鷹司兵部少輔冬親の妹也)—澄常(彈正少弼)、弟基親(長山左門)、妹は(武田民部少輔尙信が榮女)、また其の妹は飛騨國司室」と見ゆ。新撰美濃志に長山新助あり、此の族か。

4 遠山氏流 太平記卷三十二に「赤松彈正少弼氏範・遙に落ち行く武士を見、是は聞ゆる長山遠江守ござんなれ、長山殿と見るは御目か」と。而して堀口系圖に「真涌の女(長山遠江守頼基室、遠山式部少輔光景母」と見ゆ。

5 室町幕臣 永享以來御番帳に「五番・長山左馬助入道、」文安年中御番帳に「五番・長山右馬助入道」を載せたり。

6 桓武平氏相馬氏族 相馬系圖に「彈正忠胤實—下總守胤徳—修理亮胤廣—胤貞—左近大夫胤晴—胤信(長山庄司、信濃守)」と載せたり。

7 桓武平氏大塚氏族 常陸國の名族にして、新編國志に「長山。行方郡長山村より起る。行方幹平の二子知幹・興一(次郎と稱す、長山に居る、因て氏とす)」と。その後は「知幹—常幹—秀幹—則幹—止幹—宗幹—真幹—弘幹—幹綱—政幹—幹氏」と也。

8 桓武平氏岩城氏族 磐城の豪族にして仁科岩城系圖に「常朝(隆弘、常陸守)—山田三郎大夫(貞親花押書)、五郎左衛門氏昌(萬治)、また延享の中山益庵源良爲は寛保の署名に中山田益庵良爲と見ゆ。

長吉 ナガヨ ナガヨシ條を見よ。  
永世 ナゴヨ 1 永世眞人 弘文帝の御裔にして、貞觀十五年五月紀に「左京人正六位上永世眞人志我、永世眞人仲守、右京人文章生正八位上永世朝臣有守、隆子正六位上永世朝臣宗守等の九人、並に淡海朝臣を賜ふ。其の先は大友皇子の苗裔也」と見ゆるより出づ。

2 永世宿禰 額聚符宣抄卷十、及び左經記、弘仁十三年條に「永世宿禰公足」なる者見ゆ。前項氏との異同を詳にせず。  
3 永世朝臣 第一項氏の後なるべし。  
4 雜載 肥前國基肆郡に永世神社あり。

長與 ナガヨ 或は前項氏と關係あるか。1 藤原姓 肥前國の豪族にして、彼杵郡長與邑より起る。蓋し大村氏と同族か、但し異説あり、次項を見よ。河上社文書、永仁二年七月十五日のものに「肥前國一宮河上座主辨髮と、同國河副新合名頭長與左衛門尉家經と、理趣院地蔵菩薩供料米を相論する事、云々」と。その他「新合

清胤(二郎入道、下總守隆衡)—隆友(長山五郎)」と見ゆ。  
又富國石川郡須釜八幡宮圓鏡裏銘に「天正十年壬午九月吉日、岩城大工、長山對馬守重吉、これを造る」と。  
9 陸中の長山氏 岩手郡の豪族にして、南部高信に攻められて降る。後世盛岡藩士たり、磐石條參照。

10 藤原姓 加賀發祥と云ふ、次條參照。家紋丸に洲濱、餅菱の内に花菱。寛政系譜に「久右衛門直政—彌三郎直利—藤右衛門直張」等を載せたり。

11 雜載 その他、秋田の人長山孔實は四條派の畫家にして、紅關、五嶺、牧齋等と號す。その門に長山孔直あり、後に竹外と號す。共に名あり、又伊勢、志摩地方にも存す。

永山 ナガヤマ 前條と通ず。  
1 藤原姓 加賀國の豪族にして、永山治部は能美郡虛空藏山城に據りしとぞ。  
2 奥州の永山氏 田村家臣にあり。又岩瀬に存す。

3 清和源氏足利氏族 足利系圖に「(將軍)義昭の子高山(遠俗後の號也。高山・後に一男を生む。子孫、今永山休兵衛と號し、給主殿)などと載せ、博多日記裏書に「總州御下知、十三通、一通は關東持參、長與左衛門三郎入道分、」また「長與覺道房(正中)、」また「長與民部次郎、」また「長與民部次郎陳陳番事、」また「長與浦名主民部次郎陳陳番事。一通本解、正和三五日難掌解。一通陳狀、正和三月九日民部次郎捧之。一通重陳狀、正和三月二日難掌上之。一通重辨申二間狀、正和四三月日。一通追進狀、元亨三年七月日民部次郎入道捧之。云々」と。  
また深堀文書、曆應四年五月廿日のものに「長與民部次郎入道殿、」また同文書同五年三月廿日に「長與民部二郎入道(定勝)殿」と。これより前、正中二年文書に長與民部次郎を載せ、また貞和四年七月廿四日文書に藤原家茂、康永二年十月文書に證人藤原家長などあるもの此の氏か。  
また正平應安の彼杵郡一揆連判狀に「長與備前介通秀、同長門家泰、同左京助家秀、同家能、同家俊、掃部介通家、同師家」などを載せたり。代々大村氏と同様に家の字を通字とす。  
而して郷村記に「長與村。長與氏・始祖

薩摩守義久に仕へ、藤千石」と見ゆ。後世鹿兒島藩士永山武四郎は、明治時代は勤功多かりしにより、男爵を授けらる。その子永山武敏也。又西南役に永山彌一あり。  
4 雜載 其他、佐賀藩に永山九右衛門貞興あり、武功多し。その裔九右衛門貞據の子十兵衛貞武(徳夫)は延享と號す、學深く、其の名高し。又母内藤藩年寄に此の氏存し、又美濃、備前、周防、長門、筑前等にありと云ふ。又永山盛興あり、功を以つて男爵を授けらる。

中山田 ナカヤマダ 土佐國香美郡中山田村より起る。清和源氏にして、源通長の二男藤頼の子左衛門佐秀通。此の地にありて中山田氏と稱し、その裔宣光に至り中山を氏とすと云ふ。家紋割菱。中山條第四十二項氏と同一にして、香宗我部氏の族也。カウツカベ、及びナカヤマ條を見よ。  
安喜浦八幡宮棟札に「天正十三年乙酉霜月一日、中山田秀正、正木通安」を載せ、又寶鏡寺天正十四年五月十日文書に「中山田左衛門佐泰吉(花押)、」また盛觀花押文書に中山田五郎兵衛、また天正の地檢帳に「中山田左衛門泰吉、同新助秀正、」その他、中



長門守家泰、其の子駿河守家益、其の子大炊介家清」と。

また「一、正平十七八年、應安五年一撰連列状には、長與備前介通秀、同長門守家泰、同左京助家秀、同家能、同家俊、掃部介通家、同師家が領地なり」とあり。富村・明應の比より、大村の手に属すとか。

一、唾領の古城蹟(舊名濱の城)は妙法寺の後に在り、地頭長與權之助と云もの之を築く。中尾の古城は天文の比、權之助・居る。又三根の古館、丸田の古館、嬉里の古館等あり」と。

又「嬉里温石の石塔・淨朝(長與軍助弟内記?)、道順、快譽等の文字あり、永享八年の年號なり。此所に先年温石の近江權守と記したる塔あり、今は無し(今は寶圓寺境内)。銘に『逆修、近江權守藤原家繼、法名知滅、春秋六十五歳、應永二年乙亥二月十日』と。

嬉里郷、寺屋鋪に『天開珍公居士(永享十二庚申年正月廿三日逝)、禪智禪定尼(明德二辛未暮、齡六十八歳、十二月廿二日)、祖圓顯公庵主(諱春造立石塔、天文十年三月九日)、逆修・現前智榮禪尼(于時寛正壬午二月吉日)、逆修・現前妙瑞禪

尼(于時明應三年甲丑二月吉日)等あり」と。

又「長與家益知行分・大浦の下に『田地一段寄進、應永三十二年乙巳閏六月廿五日、家益判』云々」など載せたり。

2 豊後の長與氏 前項長與氏にて、圖田に「阿南庄。武宮村四町九段、肥前國住人長與右馬次郎家繼(家經)、及び飯田郷。惠良本村十六町、肥前國御家人長與右馬次郎家繼(惠良村二十三町三段小、内、南村、長與馬四郎家經)」を載せたり。

3 平姓齋藤氏族 第一項の族なれど、後世、長井氏に附會して、齋藤實盛の裔と稱す、惜べし。大村藩士系録に「齋藤實盛裔・平家泰(永井長門守)一家益(駿河守)一家清(長與村を領して長與大炊介と號す。文明九年、佐々村に於て忠死)」と。又「長與村一郡村一波佐見村」云々と。

家清の事は、大村家覺書、長與家清忠死の條に詳か也。その主純伊の身代りとして自害し、首を有馬に送りし也。又大村家記、大村史等に見え、諸士恩賞の條に「長與駿河守を召して、先づ兄家清が忠死を語り聞かせ、則ち舊領長與村を安堵せ

しめ、其の上、諱の字を與へ、純家とぞ仰せられける」と。

されど長與邑を安堵し、純の字を與ふる如きは、恩賞とするに足らず。蓋し此の氏・古くより家の字を通字とするは、全く當地方無比の事なれば、古く大村家より諱を與へし傳説あるを、加唐島事件に附會せしならん。又南方彼村の要害を領する事も故あるべく、博多日記裏書より見ると、長與氏は大村氏と對立するの觀を呈す。

子孫大村藩中重要な地位を占め、又醫道に名あり、殊に俊達の子專齋(兼繼)は天下に名を馳せ、勳一等を授けられ、現今また長與國手あり、令名高し。又一族に牧野氏あり。

仲吉 ナカヨシ チユウキ 琉球に在りと。永吉 ナカヨシ 和泉國和泉郡に永吉莊あり、東寺安貞二年文書に「修明門院領、和泉國永吉莊」と。今村名に存す。その他、上總、備前、薩摩等にも此の地名存す。

1 清和源氏足利氏族 三河國の名族にして、足利長氏四代孫吉良有義の後と稱し、永吉宗親を祖とす。吉良系圖には「滿義の子左馬介有義・一色、岡、長吉等の祖」

と見え、中興系圖に「永吉・清和、吉良有義の末流」とあり。

2 雜載 下總小金本土寺過去帳に永吉彦太郎等見え、又備前の古苗にありと。又薩隅に存す。

長吉 ナカヨシ 和名抄、肥前國基肄郡に長谷郷を收む、長吉の誤ならんと云ふ。又河内、上總等に此の地名存す。

1 桓武平氏千葉氏族 千葉系圖に「胤正一八郎胤時(白井)信滿(千葉十郎、家號長吉)」と見ゆ。上總國市原郡長吉より起りし也と云ふ。

長縁 ナカヨリ 東大寺續要録等に見ゆ。中良 ナカラ ナカヨシ 加賀藩給帳に、「三百石(四ツ目)中良左衛門」と云ふを載せたり。

長柄 ナガラ ナガエ 大和、攝津(孝徳天皇の長柄豐時宮)、上總國に長柄郡、和名抄に奈加良と註し、六郷を收む。又和名抄、上野國邑樂郡に長柄郷を載せ、又丹波等に此の地名存す。

1 長柄首 大和國葛上郡の長柄邑より起る。神武紀に「讚日長柄丘岬に猪祝なる者あり」と見ゆる地か。此の氏は姓氏錄、大和神別に「長柄首。天乃八重事代主神

の後也」と載せたり。神名式に長柄神社とあるは、蓋し此の氏の氏神ならん。十市縣主系圖に「事代主命—鴨王命—建飯勝命—建速槌命(大坂長柄首)」とあれど、後世の偽作に過ぎず。又五郡神社記に「高市御縣坐鴨事代主神社、社家は長柄首」と見ゆ。

2 後の長柄氏 葛上郡の豪族にして、春日若宮文書、應永廿五年の伴田御庄注進文に長柄殿と云ふを多く載せ、又天正十年の春日社御神供米吐田庄納帳に「ナカラトノ」とあるは、長柄村の長柄主馬ならんと云ふ。又郷士記に長柄主馬兼杖(簡井順慶に付く)を擧ぐ、半田條を見よ。

その他、檜原氏配下の將に長柄求馬あり。永良 ナガラ 前後數條參照。また美濃に永良庄、その他、三河、播磨等に此の地名存す。

1 赤松氏族 播磨國神埼郡永良(長良)邑より起る。此の地に長良城あり。出自は、赤松系圖に「範資(信濃守、左京亮、大夫判官)一則綱(號永良民部少輔)」と見え、又赤松家風條々事に「御一家衆・永良殿」と載せ、又中興系圖には「永良。村上、本國攝津。赤松信濃守範資の三代

存す。

孫五郎則綱・これを稱す」とあり。又一本赤松系圖に「範資一則綱(號永良)また「範資(七條)一則綱(近江守、則祐猶子、永良。㊦)、また石野系圖に「則綱(永良孫五郎、子孫あり)」と。而して仁記卷二に「赤松永良」など多し。

2 雜載 その他、次條を見よ。長良 ナガラ 前二條參照。また美濃、上野、播磨、美作、備中等に此の地名存す。伊勢津・藤堂藩儒に長良洞彦(承芳、子軌)あり。

永柄 ナガラ 備前に存す。長等 ナガラ 近江に此の地名あり。半井 ナカラキ 氏名の起元第一項にあり。

1 和氣姓 醫道の家にして、和氣清慶の後裔也。和氣系圖に「典藥頭利長(ワケ條を見よ)一典十郎明親(貞長。半井を稱す)一瑞策(宮内大輔光成、顯庵)一瑞柱(宮内大輔成信、顯庵)一利親(典藥頭、右衛門佐)一瑞壽一瑞堅」と見え、また半井系圖に「利長一明親一光成一成信一成近一成忠(瑞堅)一達時」など載せ、而して半井本和氣系圖に「明親(宮内少輔、典十郎、貞長に改む。昇殿。春關軒。永正年中唐に渡る。又菊花紋を賜ふ)一明英(修理大夫)一明親(宮内大輔、昇殿)」

存す。



と。又明英の弟「驢庵(通仙軒、法印)——驢庵(瑞桂、任世、通仙院)——利親(右衛門亮、典藥頭、瑞立、慶長八早世)——瑞壽(驢庵、相摸國増木五百石、又一千石)——瑞聖(驢庵、通仙院、千五百石)——瑞章(典藥頭、内匠頭達時)」とあり。  
次に寛政系譜に「和氣明親がとき、京師烏丸の宅地に井あり。その水清潔なりしかば、中は禁裏の御料となし、中は家にくむ。後陽成院・これを牛井と名づけられしより代々稱號とす」と載せ、又「利長——明親——光成(瑞聖)——成信(瑞桂)——成近(勝慶、典藥頭)——成忠(勝千代)——達時(内匠、典藥頭)——成明(字庵、宮内卿、典藥頭)——成康(忠次郎、内匠、典藥頭)——成高(左門、典藥頭、大炊頭)——成美(新太郎、典藥頭)」と載せたり。  
その他、瑞聖の子安立軒元成、また法印慶友(宗球、卜養)、その子法眼瑞之(卜仙、卜養)等も幕府に仕ふ。家紋裏菊、澤瀉、五三桐。

臣牧羊軒云也の子奇雲(大和守、卜養)は俳諧に名あり。近頃小説家に牛井桃水あり、對馬豊原の人。又石見等にも存す。  
**永樂** ナガラク 武藏に此の地名あり。エイタク條を見よ。  
**半田** ナカラダ ハンダ條を見よ。  
**中利** ナカリ 三河の豪族にして、源姓たりしが如し、伴氏系圖に「中利太郎源朝茂」あり。シダラ條を見よ。  
**永利** ナガリ 薩摩國薩摩郡の豪族にして永利城(山田村)は此の氏の居城たりき。島津貞久の頃、永利中務丞兼光・此の地にあり。建久八年の園田嶺に「薩摩郡公領、永利十八町(島津御庄寄部)、名主庄藤種明、地頭同上(右衛門兵衛尉)」と見ゆ、此の氏と關係する所あらん。但し右衛門兵衛尉は島津氏也。その後、入來院文書に「正平十三年、勳金永利兩名地頭永利又太郎友秀」を載せたり。猶ほナガトシ條を見よ。  
**長利** ナガリ 陸奥の名族にして、弘前縣野神社の神主家に長利總大夫あり、越國守阿倍比羅夫の後裔と稱す。系圖ありとぞ。  
**長流** ナガル 正訓不明。  
1 長流朝臣 拾芥抄等に見ゆ。  
2 又陸前に流留の地名あり。

**流** ナガレ 上總國に流莊、その他、岩代、陸中(岩井郡)等に此の地名存す。  
**仲村** ナカレ ナカムラ條を見よ。  
**永禮** ナガレ 地名を貰ひしならん。  
**流郷** ナガレガウ 美作國勝田郡勝加茂邑の名族にして、藤姓足利氏の末裔と稱す。次條氏に同じ。永正の頃には播磨國赤穂に在り、後當郡眞加部に移るとぞ。現今津山以下各地に存す。  
**流江** ナガレゴウ リウゴウ 美作の名族にして、秀郷流藤原姓足利氏の末流なり。流江安室の事に「美濃國池田郡森崎村城主、流江左衛門尉忠春、其の子忠光也。應仁の頃、伊吹三郎殿と位を争ひ、近江國栗田郡に瀝人仕る。其の頃、同國渡會の橋の下にて人を取れば、此の橋をわたる人なし。流江内膳は其の橋の大じやをしりへんとたある時、此の橋に侍り居候處に、下より大蛇上る。流郷内膳・大じやを打たんとしければ、大蛇答へ云ふ『此の下・大王りうぐうにて御座候』とて忽ち女の姿と成る。家は流江の乙姫なり。  
此の橋にて、田村殿と伊吹三郎殿と組打ち成されし時に、彌三郎殿・召したるまんぶだごんの星兒、此の道家すまかに御座候て、

つがすまひ成り申さず候。家誰人なりとも、たのみ取上げもうちさんと存じ候。あはれ此の兜を取上げくれかし」と申し候。流江殿、此の由を御承り、安き御事に候とて、橋の下へはいり、紋三星なるかぶと、おもだかついて上りしにより、幕の紋おもだかなり。かぶとを取り上げ悦びたる所を、甲賀郡と申して、近江國甲賀郡は是なり。甲賀と書いてかぶとよるこぶとよむなり。出雲國山田のおろち生れかわり、○○○○となりて、天のさかほこを取りて、りうぐうにはいり申し候。龍の子成る故、りうごとも申し候。  
元來は出羽國と申す所の城主なりと申す。足利の末孫なり。流江内膳殿は、出羽國佐竹修理大夫殿の家老に有り付き、其の子流江兵部大夫忠光は、尼子殿に有り付き、讃岐國志度の守たつたとき、普請奉行なり。其の後、流江内膳殿は四國合戦に御座候て、眞加部村かまへの城に御逗留なり。  
一、播州飾磨郡阿彌陀の宿の城主を瀧野修理大夫と申し候。御子九郎右衛門、其の子三郎吉と申し候。流江與三兵衛どの、聲なり。流江内膳正は神樂尾城主今村越中守殿は、大すな芝へ出で合ひ陣仕り候。其の時、

野田の十三塚出来申し候。其の頃の天下は、尊氏將軍延文四年四月末の陣也。  
流江内膳殿のころは安藤信濃、平田小太郎、安藤に萬事をさいきよらせ、安藤かまへ申し付け、安藤かまへ申し候。尊氏將軍は頼朝から十三代目なり。瀧野三大夫と安藤與三左衛門は同名なり。與三左衛門は大町左兵衛の兄なり。左兵衛と三大夫殿は、相壁なり。三大夫どの高麗陣に立ち申候。(以上文意不明)。  
一、流江内膳の子與三兵衛、むすめ三代(人)、一番瀧野三大夫、二番に大町村安藤佐兵衛、三番に矢田村安藤與三左衛門、流江跡取り也。安藤佐兵衛の子流江與次内は瀧野三大夫殿の甥也」と。その他、瀧野、安室等の條を見よ。徳川時代、勝北郡賀茂庄西上村の庄屋に流江十郎右衛門あり。  
**流崎** ナガレザキ 常陸の名族にして、平氏より出づ。佐竹氏近習の士に見ゆ、もと武藏の宰人也(新編國志)。  
**流田** ナガレタ 和名抄、伊勢國多氣郡に流田郷を收め、奈加禮田(多)と註す。雜例集、神風抄等にも見ゆ。  
**流山** ナガラヤマ 下總に此の地名存す。長相 ナガワ 備後等に此の地名存す。

1 大江姓長井氏族 備後國沼隈郡長和郷より起る。毛利氏の族にして、尊卑分脈に「大江廣元——長井左衛門尉時廣(關東評定衆)——泰經(長和五郎)」とあり。大江系圖には「泰經(四男、左近將監)」など見ゆ。  
2 安藝の長和氏 前項氏の後裔にして、藝藩通志、高田郡條に「長和出雲別館址、上甲立村末兼にあり」など載せ、又安西軍軍に長和三郎左衛門、同三郎右衛門等見ゆ、吉川氏に屬す。  
**中渡** ナカワタリ ナカト  
**長渡** ナガワタリ ナガト  
**仲丸子** ナカワニコ 大伴氏の族なり、ワニコ條を見よ。  
**那紀** ナキ 和名抄、山城國久世郡に那紀郷を收む。また名木に作る、萬葉集等に見えたり。次に備前國上道郡に那紀郷あり、高山寺本に奈岐と註す。  
**奈貴** ナキ 前後各條參照。猶ほナキノキサイチ條を見よ。  
○ 奈貴首 前條山城國久世郡那紀郷の地に在りし稻置の後なるべし。天平十年の和泉監正税帳に「養老六年、正・正六位上奈貴首百足」など見えたり。物部氏の



族か。

奈癸

1 奈癸 山城國久世郡の那紀郷より起る。物部氏の族と稱し、姓氏録、山城神別に「奈癸勝。佐爲宿禰同祖」と載せたり。サキ條参照。

2 奈癸宿禰

物部氏の族にして、奈癸私造、或は奈癸首の宿禰姓を賜へる者ならん。一に若癸宿禰に作り、除目大成抄、姓名録抄等、見ゆ。

3 無戸の奈癸氏

奈癸私造の族、及び裔也。類聚符宣抄卷六、及び拾芥抄等に此の氏人見ゆ。

4 雜載

其他、奈癸私條を見よ。

奈木

ナキ 前條氏の後か。

名木

ナキ 同上。又山城、下總、勢城等に此の地名存す。

奈者

ナキ 和名抄、紀伊國在田郡に奈者を取む。持統紀に阿曇郡那野の見ゆるを思へば、恐らく、奈者郷ならんかと云ふ。

奈義

ナギ 美作國勝田郡に奈義神社あり、貞觀五年紀所載の神也。

名弓

ナキウ ナユミ 信濃の名族にして片桐黨の一也。カタギリ條を見よ。

薙尾

ナギヲ 豊後國田原郡に薙尾孫三郎

を載せ、「尾節の内(二字本のまゝ)」と見ゆ。

南鬼窪

ナキクボ 武藏の豪族にして、平姓、野與黨の一也。七黨系圖に「新大夫行長(行親(南鬼窪小四郎))」と。詳細はミナミオニクボ、及びオニクボ條を見よ。

清

ナギサ 河内國交野郡に清院(一に攝津)、清濱庄あり。

1 秀郷流藤原姓佐賀氏族

佐野阿曾沼系圖に「古海太郎成光—重光(清泥障)」と見ゆ。古海、佐賀等の條参照。

2 飛騨の清氏

當國の豪族にして、清南兵衛等見ゆ。

3 雜載

攝津に在り、河内發祥か。鳴澤 ナキサハ 信濃に存す。

奈癸私

ナキノキサイチ(キサイチ) キサイ ナキ私造 物部氏の族にして、山城國久世郡那紀の地にありし私部の伴造家なる者出づ。姓氏録、山城神別に收め、「奈癸私造。同上(伊香我色雄命の後也)」と見ゆ。

2 陸奥の奈氣私造

前項の族にして、天平十年の駿河國正稅帳に「陸奥國より進上の御馬部領使・國畫工大初位下奈氣私

造石島」を擧ぐ。

3 奈癸私連

姓氏録、奈癸私造を、一本奈癸私連とあり。

4 雜載

子孫はナキ各條を見よ。奈氣私 ナキノキサイチ 同上。

名木橋

ナギハシ 同上。

百鬼

ナキリ 陸前國加美郡菜切谷邑より起る。天文の古川狀に南切谷中務など見ゆ。氏家黨の人也。ウヂイヘ條を見よ。

南切谷

ナキリヤ 同上。

那久

ナク 丹後國竹野郡に那久保あり、田數目録に見ゆ。これより前、丹後風土記に奈具村あり。

南具

ナグ 承久記一本に南具太郎見ゆ。那具 ナグ 伊賀國那具村より起る。服部氏の一族也。家紋矢。ハトリベ條を見よ。波來 ナク ナミク條を見よ。

なくい

ナクイ 東鑑卷二十一に「なくいの七郎、なくいの小次郎」見ゆ。

名久井

ナクキ ナクキ 前後各條参照。藤原南家伊東氏族 陸奥國三戸郡名久井より起る。工藤祐経の長男犬房の後にして、嫡子は上名久井の祖、次子は下名久井の祖也と云ふ。詳細は工藤條を見よ。

なほ東、八戸、葛巻、南部等の條参照。

清和源氏南部氏族 前項氏を繼ぎしにて、天正南部四十八城注文に「名久井、平城、南部中務持分」と見ゆ。

名久居 ナクキ 工藤氏の族にして、前條氏に同じ。南部家臣にして、家紋・花菱、木瓜。

名草 ナクサ 紀伊國に名草郡あり、延喜式に神郡と載せ、和名抄に「奈久佐、國府」と註す。

1 名草戸時 紀伊國名草郡にありたる太古の大家族なり。出雲神の系統を引ける氏かと考へらる古事記上卷に「木國の大屋昆古神の御所」と云ひ、また神代紀一書に「初め五十猛神・天降ります時、多く樹種を將ちて下る。然れども韓地に殖えずして、盡く持ち歸り、遂に筑紫より始め、凡そ大八洲國の内、播殖して青山となさざる莫し焉。五十猛命を稱して、有功神と爲す所以にして、即ち紀伊國に坐す所の大神・是れ也」と載せ、また「時に妻淺鳴尊の子、號を五十猛命、妹大屋津姫命、次に抓津姫命と申す。凡そ此の三神・亦能く木種を分布す。即ち紀伊國に渡り奉る也」とある諸神は、名草郡に

御座せり。即ち神名式に「伊太郎曾神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)、大屋都比賣神社(名神大、月次、新嘗)、都麻都比賣神社(名神大、月次、新嘗)」と見ゆる神にして、又和名抄に「伊太郎曾、津麻、大屋等の神戸郷を收めたり。而して名草戸時が此の名草の大家族なるを思へば、此等諸神の後裔ならずとするも、其の間に密接なる關係のありしや想像するに難からず。地神本紀に「五十猛神(亦云ふ大屋彦神)、大屋姫神、抓津姫神、已上三柱は并に紀伊國に坐す。即ち紀伊國造が舊き嗣る神也」と見ゆ。此の紀伊國造が名草郡に移りしは、神武朝と傳へたり。果して然らば、其れ以前、此等諸神を奉齋せし豪族は、他になかるべからず。蓋し此の名草戸時なるべし。神武紀に「軍・名草邑に至り給ひ、則ち名草戸時なる者を誅し、遂に廣野を越えて、熊野神邑に到り給ふ」とあり。此の時の名草戸時は不逞にして皇軍に抗せしかば、斯の如く誅に服して、道根命が紀伊國造職を賜ひしは、其の故地に封ぜられしなれば、前述三神奉齋の事をも、繼承せしと思はる。その事は紀條を見よ。

但し神武朝の名草戸時一人を以つて、代々の戸時をも感通者視すべからず。地神本紀に「妻淺烏命六世の孫豐御氣主命(亦の名・健甕依命)。此の命は紀伊名草姫を妻と爲す」とある名草姫は、此の後裔なるべく、又天孫本紀に「紀伊國造智名曾の妹・中名草姫」などあるも縁故あるか。

2 名草直 前項氏に代りし道根命裔なる紀伊國造の族也。寶龜八年四月紀に「紀伊國名草郡の人・直乙麻呂等二十八人に、姓を紀神直と賜ひ、直諸弟等二十三人に紀名草直と賜ふ」と見ゆるは此の族也。

3 宗形族の名草直 前項氏を冒せる也。承和六年九月紀に「紀伊國人直講正六位上名草直豐成、少外記從六位上名草直安成等に姓を宿禰と賜ひ、兼ねて右京四條四坊に貫す。元め右京人宗像橫根、紀伊國人名草直弟日の女を娶りて、男島守を生む。養老五年、母姓を冒して名草氏に隸す。島守は即ち豐成の祖父也」と見ゆるにて明白也。

4 名草宿禰 前項を見よ。後に安成・滋野朝臣姓を賜ふ。

那口 ナクチ



那久野 ナクノ ナクヤ 海東諸國記に「藤原頼永、丙戌年、齋園書記を遺はして來朝し、書して肥前州上松浦那久野藤原頼永と稱す。齋園・書契禮物を受けて國王に傳ふ。事・上に見ゆ。山城州細川勝氏・那久野に居る」と載せたり。ナゴヤかとの説あり。

名倉 ナクラ 三河、甲斐、武藏、岩代等に此の地名存す。

1 清和源氏 三河國設樂郡名倉邑より起る。二葉松に「名倉村清水城、新田孫六、或は右衛門佐、此の末葉、遠州堀江の城主歟。根元は菜倉左近藏人、名倉嘉八郎、天正十年七月、本田百助を伴ひ、信州に行き討死」と見ゆ。

寛政系譜は、清和源氏に收め、松村氏の裔とし、家紋・丸に三松、丸に鳩草。「彦兵衛正義(庄左衛門)―藤五郎勝意―藤五郎正意」等を擧ぐ。

2 藤原南家伊東氏族 岩代國安積郡名倉邑より起る。伊東、安積等の條参照。應永十一年の連署に名倉結清を載せ。又「名倉館は名倉五郎左衛門尉の居所」と傳ふ。信夫の名倉氏 又同國信夫郡にも名倉庄ありて、名倉兵衛尉義春の開闢と傳へ、

米倉、淺原、吳和等の條を見よ。奈胡と云ふも今に存す。

2 紀伊の奈胡氏 前項氏の後と稱し、紀州武田系圖に「義清(小三郎)―源太清光―義行(南古九郎、號八條藏人)―義繼(法名淨蓮)―家房(武田九郎)―家弘―長」と載せ、一族頗る多し。武田、御本、幸徳、波沙、湯河、會洲、尾喜、別所、川、昆舍王等の條に詳か也。

3 阿波の奈胡氏 故城記に「奈胡殿、武田、源氏、斐斐」と見ゆ。紀伊南古氏の族か、或は小笠原氏に從ひて甲斐より移りしならん。

奈胡 ナゴ 武田氏の族にして、前條氏に同じ。

名子 ナゴ 攝津、信濃、越中等に此の地名存す。

1 清和源氏片切氏族 信濃國伊那郡名子邑(大島村)より起る。片桐爲基の孫景重を祖とすと云ふ。古系圖に「片桐景重・保元中築城、源義朝に屬して武名を顯し、平治の亂に討死す。其の子爲安に至り、在名に依りて家號を名子と改め、源頼朝に屬し、前片桐長清の采地・船山城の本領を賜はり得替となる。當城は其の子小

名倉下邑龜城は、この人の宅址と云ふ(郡村志)。なほ須田條参照。

4 島山氏族 武藏國秩父郡名倉邑より起る。傳説に據れば、島山重忠の後裔にして、名倉下野守重則に至り、北條氏に屬す、永祿十三年、武田氏の爲に破られて、岩槻加倉に逃る」とぞ。その裔・千住に住す、名倉彌次兵衛直賢(素朴)は接骨醫として名あり。

5 雜載 福島板倉藩家老に此の氏あり。菜倉 ナクラ 三河の豪族也。前條に併せ云へり。

奈藏 ナクラ 前後數條を見よ。奈倉 ナクラ 武藏に在り。北條家臣にして、役領に「十六貫八百八十六文、入西郡下河原奈倉加賀」と。名倉條第四項氏と同ならん。

又播磨國飾磨郡の名族に存す。那倉 ナクラ 弘時を祖とすと云ふ。ミナ南倉 ナクラ 條を見よ。

名栗 ナクリ 武藏に此の地名存す。吳桃 ナクルミ 和名抄、上野國利根郡に榮桃郷を收め、奈久留榮、訓ず。沼田太郎景繼が孫に吳桃三郎景冬あり、沼田系圖に

大郡爲方嗣ぎ、以後、爲頼、爲雄、爲幸、爲次、爲光等、父子相嗣ぐ。その後、應永七年、爲國に至りて小笠原に屬し、滋野、村上等と戦ひ、武名を顯す。其の子爲教、嫡男爲元・大島氏を襲ぎ、三男小八郎爲時を以つて家を繼がしむ。其の子爲顯、其の子爲秀・徳川氏に屬す。其の男爲忠に至り民間に降る(關氏)とぞ。また名子山城守あり、大島、片桐等の條を見よ。

2 雜載 その他、前後各條参照。

名古 ナゴ 伊勢、志摩地方に存す。那古 ナゴ 安房に此の地名あり。又古く大伴狹手彦の妾に那古君あり、袖中抄に引ける筑前風土記に見ゆ。松浦條参照。

南古 ナゴ ナンゴ 奈古に同じ、其の條を見よ。

南湖 ナゴ ナンゴ 同上。

南胡 ナゴ ナンゴ 同上か、石見に存す。奈郷 ナゴウ ナガウ 和名抄、紀伊國在田郡に奈郷郷を收む。ナガウ條を見よ。

名郷 ナゴウ ナガウ條を見よ。名小路 ナコウチ 信濃に存す。名越 ナゴエ ナゴシ ナゴヤ 相摸、近江、羽後等に此の地名存す。

見ゆ。

奈久留美 ナクルミ 前條氏に同じ。奈古 ナゴ 又奈胡、南郷、南古等に作る。甲斐、長門、豊前(庄)等に此の地名存す。

1 清和源氏武田氏族 甲斐國中巨摩郡奈胡邑(南湖)より起る。藤原分脈に「武田義清―清光―義行(奈古十郎、八條院藏人)―」

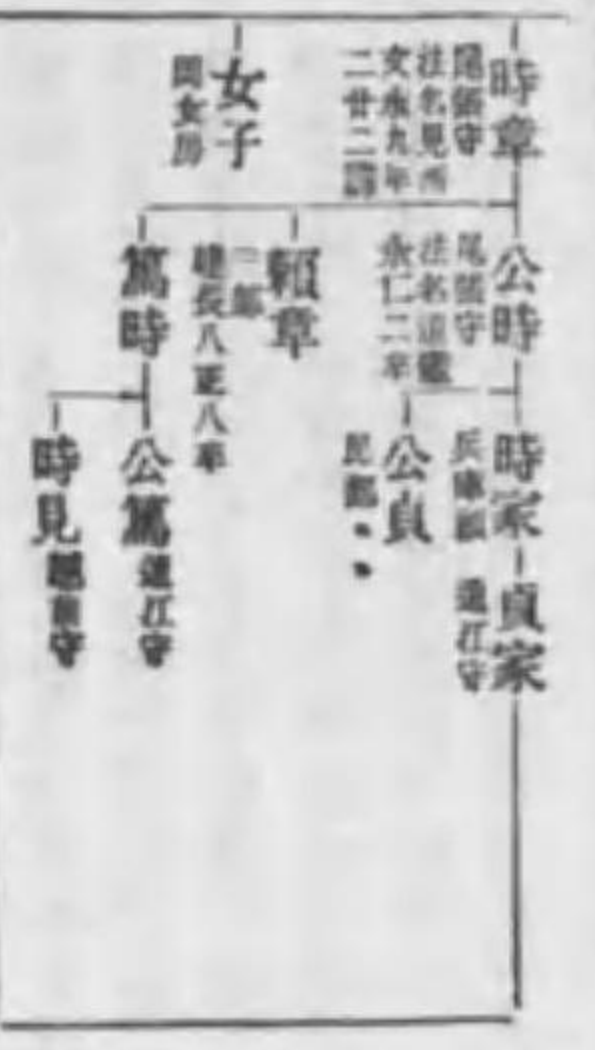
義繼―信繼(末吉)―光頼(八郎)―行信―頼行―爲頼―ト爲繼と載せ、武田系圖に「義清―義行(奈胡十郎)」、また「信義―奈胡十郎」また「義行、信州奈古祖」、また「米倉、淺原、鼻和の祖」など見ゆ。また一本「義行、行義に作り、義繼(藏人太郎)」と。又行信を行延とし、淺原三郎に作る。

又諸家系圖纂に「義清―清光―信義、弟(奈胡)義行(清光八男、奈胡十郎と號す、藏人)」と載せ、又「信義―師信(九男、奈胡九郎と號す)」と擧げ、中興系圖に「奈古。清和、武田右馬助清光の男十郎義行、これを稱す。奈胡共」とあり。氏人は東鑑卷五、八、十一、十二、十五等に奈胡藏人義行を載せ、子孫も多し、

1 桓武平氏北條氏族 相摸國鎌倉郡名越邑より起る。一に那古谷に作り、此の氏も古訓・多くナゴヤと註す。北條一門の大族にして、東鑑安貞元年十二月條に「越後守(北條朝時)の名越亭」と載せ、また同二年十二月條に「越後守(朝時)名越亭」など見ゆる如く、當時この地に住せし也。その系圖は尊卑分脈に「北條義時―(名越)朝時(周防、越後等の守、遠江守、從五下。仁治三出家、五十二歳、寛元三四六卒)―時章(尾張守、民部大甫、從五下。弘安三十廿三出家、文永九二廿一合戦に討たる)―公時(尾張守、正五下、永仁二十廿八卒)―時家(美作守、兵庫頭、鎮西、從五上)―弟公貞(民部大輔、從五上)―時有(續千作者、左將監)」と見え、北條系圖に「義時―朝時」

公朝(時章)の妻  
光時―親時  
時章の妻  
女子 武田三時時章  
女子 毛利氏大友時章  
女子 宮内大臣時章





右の内、時長の裔は、分脈に「時長(藏、使、從五下、備前守)―長頼(宗長、備前守)―夏時(續千作者)」と載せたり。又中興系圖に「名越。平、北條式部大輔朝時が六代尾張守高家、これを稱す」と。その他は北條條を見よ。

2 氏人 北條、及び各任國條等照。又東鑑卷三十八に名越尾張前司、楠木合戰注文に「紀伊手、大將軍名越遠江入道殿、

軍奉行安原藤内右衛門入道圓光」と。次いで梅松記に名越尾張守高家等を擧げ、太平記卷三に名越右馬助、卷六に名越遠江入道、卷九に名越尾張守高家(系圖に元弘三、四、久我繩手討死)、卷十に名越土佐前司時元、又「名越一族三十四人」討死の事見ゆ。又高家の子に左近將監高邦あり、足利高氏と戦ひ、終る處を知らずと。

その後、卷十一に「越中の守護名越遠江守時有、舍弟修理亮有公、甥の兵庫助貞持」を載せ、十三に名越太郎時兼あり。又應仁記卷三に名越尾張守の事見え、同別記に名越次郎等の事あり。

3 越中の名越氏 鎌倉末期、此の氏は當國守護たり。元弘の頃は名越遠江守時有、在國したりしが、正慶二年五月、官軍鋒起して、時有・二塚に自刃す。その後、建武中、時有の男名越太郎時兼(三浦實録には相摸太郎時兼とあり)越中に起りしが、橋井播磨守直常・之を伐ち、南朝即ち直常に越中國を賜うて守護とす。

三州志、射水郡二塚(在二上庄二塚村領)條に「正慶二年五月、出羽越後の官軍、越中を経て、京師へ進攻せんとするを、

名越遠江守時有、暨び弟修理亮有公、甥兵庫助貞持、二塚に軍して防ぐこと太平記に見ゆ(太平記、越中守護自害條)と載せ、又放生律(放生津庄、大發庄)條に「正慶二年、越中守護名越時有起るとき、能越烏合の兵・放生津へ引退くと、太平記にあれば、此の時既に此の地に堡障有し成るべし」と。

また新川郡條に「建武二年乙亥、名越時兼・越中に起る時、野尻支藩丸を囓み、兵士を募り、杉本城に據りて、推名孫八の魚津城を攻む」と載せ、又新川郡大家庄(在五个庄内大家庄村領)條に「建武二年、名越時兼・此の城に據るを、魚津城主推名孫六・來撃せんとす。越後の官軍も之に應ずるを、時兼・却つて之を觀不知に撃つて大に敗る。貞治元年、桃井直常・軍功を得て、本營に居し、夜微服して井口城へ行きしに、誤て本營失火、直常歸營すること能はず、井口城に留る。五年九月、足利義將・之を攻む、よりて直常・松倉城に保む」と云ふ。

4 陸奥の名越氏 建武元年七月、北條氏の餘黨名越時如、安達高景・津輕持寄城に據る。八月、顯家・兵を發して之を討

つ。十一月十九日、手を束ねて出で降る(元弘日記、飯野八幡文書、關城釋史)とぞ。

5 成田氏族 陸中國鹿角郡の豪族にして成田氏より分る。ナリタ條を見よ。

6 藤原北家上杉氏族 鎌倉の名越より起る。上杉憲定の子義仁、名越太郎と云ふ。ウヘスギ、サタケ等の條を見よ。

7 豐後の名越氏 大友系圖に「能直―女(名越越後守妻)」と。而して國田朝に、國崎郡田染郷、吉丸名二十一町、名越尾張入道、速見郡石垣庄「別府(辨分)六十町・地頭職名越備前左近大夫」等を載せたり。

8 薩隅の名越氏 名越尾張守時章・種子島の地頭なりしと云ふ。建治二年文書に「地頭尾張守殿」とあり。種子島條を見よ。後世、鹿兒島島津藩用人に此の氏見ゆ。

9 雜載 その他、加賀藩給帳に「五百石(三本倉)名越宗左衛門、三百石(同)名越織人、百五十石(同)名越彦右衛門」等を載せ、又備前に存し、又水戸藩儒名越十藏克敏(時中)は、南溪、簡齋と號す。國史編修總裁たりき。

浪越 ナコシ 前條氏に同じきか。なほ茶

登師に浪越彌右衛門三昌(法名淨味)あり、將軍義政に仕へ彌阿彌と號すと。その弟典次郎實久(一旦)、その弟彌五郎家昌(隨越)等、皆名あり。家昌の子正信は徳川氏に仕ふと云ふ(浪越系圖)。

名古屋 ナゴヤ 石見に存す。

名子田 ナゴダ 同上。

名古屋 ナゴヤ 次條に併せ云へり。

奈古屋 ナゴヤ 伊豆、相摸、下總、肥前等に此の地名存す。

1 桓武平氏千葉氏族 下總國香取郡奈古谷邑より起る。千葉支族系圖に「大須賀四郎胤信―重信(奈古谷七郎左衛門)」と見え、般若院本には「奈古屋七郎左衛門入道」と載せたり。

重信は一に重胤に作る、實治の亂、三浦黨に屬し、法花堂に於いて自害す。その子信常(一に信胤)・胤太郎と云ふ。その弟貞康(二郎左衛門)、その子左衛門太郎貞宗(般若院本には貞康の弟)也。

2 橘姓 伊豆國田方郡奈古屋村(並山附近)より起る。中興系圖に「那古谷、橘姓」と云ふは此れ也。何によりて書せしか、未だその系圖を見ざれど、東鑑卷一、二に那古谷橘次頼時・見ゆれば、疑なし。

3 松浦氏族 名護屋條を見よ。

4 清和源氏足利氏族 駿河國安倍郡奈古屋より起る。此の地に奈古屋神社鎮座す。この氏は今川氏の族にして、今川範國は奈古屋五郎と稱せり。又難太平記に「建武二年に、駿河國手越河原の戦云々、今川名見郎三郎入道、此の時討死也」と。又南方記傳に「名兒屋三郎云々」と。又後世、淺間社々家に奈吾屋大夫あり、同族か。

5 桓武平氏北條氏族 相摸國鎌倉の那古谷より起る。名越條を見よ。

6 雜載 徳山毛利藩重臣に、奈古屋氏あり。奈古屋九郎左衛門以忠(大原)も長州の人也。

那古谷 ナゴヤ 橘姓也、前條に併せ云へり。

那古野 ナゴヤ 前後數條參照。又信濃に那古野庄あり、又尾張の名古屋も、肥前の名護屋も此の字を用ふる事あり。各條を見よ。

那護野 ナゴヤ 肥前のナゴヤ氏也。前後數條を見よ。

奈吾屋 ナゴヤ 奈古屋條に併せ云へり。

名兒屋 ナゴヤ 同上。



名護屋 ナゴヤ 肥前、豊前、筑前等に此の地名あり。

1 嵯峨源氏渡邊氏族 肥前國松浦郡名古屋邑より起る。この地は、名護屋、或は那古谷、或は那古邪等に作る。松浦黨の一にして、渡邊省の子授(惣官、薩摩守、兵衛尉)は、奈古屋次郎と云へり、その後也。

早川系圖に「嵯峨源氏。綱(渡邊源次)一省一授(奈古屋次郎)一奉(瀧口大夫)一久(渡邊源次)」と。また松浦家傳に「六世公、授は始めて松浦郡奈古屋に居る。内舍人に補せられ、次郎大夫と稱す」と。松浦條を見よ。

氏人は松浦傳記に名古屋和泉守仲秀を載せ、又海東諸國記に「源祐位。丁丑年、使を遣はして來朝し、書して肥前州上松浦郡護野寶泉寺源祐位と稱す。歳ごとに一船を遣はすを約す。僧は寶泉寺に居る」と見ゆ。なほナクヤ條參照。又志佐條を見よ。

2 その他、前後各條參照。尾張の名護屋氏は名古屋條を見よ。又京都の名醫に名護屋(丹水、宜春庵)あり、元祿九年

けるものに、尾張國那古野莊安樂寺、今の天王坊」と記したるをはじめにて、應安〇年、應永十一年など書けるものに、並に那古野とあり。熱田宮神寶の刀の彫文字「大永二年八月云々」とあるには、今の如く名古屋とかけり。名古屋と書く事は寶永已後の定まり也。凡て那古野、名古屋など三字にかくは假名書なれば、いづれにてもあるべく、さまざま心々にものしたるも、古風の存れるならはし也。されど諸國郡郷の名の文字は、續紀に「和銅六年五月甲子、畿内七道諸國の郡郷名、好字を着く云々、」延喜民部式に「凡そ諸國郡内、郡里等の名並に二字を用ひ、必ず嘉名を取れ」とある御制によりて、みな二字に際れるつかひざまなりしを、後世には、ふるき御掟もうつりかはりて、また今のごとく三字にも、四字にもつかひあへるなり。同名の例は、伊豆國田方郡奈胡谷、相摸國鎌倉郡名越、伊勢國鈴鹿郡名越、肥前國松浦郡名護屋などあり、なほほかにもあらむかし」と。

名護野 ナゴヤ 前後各條を見よ。名古屋 ナゴヤ 次條氏に同じ。その他、岩盤地方に存す。

名古屋 ナゴヤ 尾張、駿河、伊豆、下總、肥前等に此の地名存す、前後各條參照。

1 嵯峨源氏松浦氏族 名護屋條に云へり。

2 清和源氏足利氏族 奈古屋條を見よ。

3 藤原姓 一に清和源氏と云ふ。尾張國愛知郡名古屋庄より起る。この地は眞福寺の大師入定助決記の奥書に「時に貞治第三曆黃鐘中九日、尾張國那古屋庄、安樂寺壇所に於いて、寒氣を忍び書寫了」とあり。

而して豫州府志に「本愛智郡に隸し、名を名古屋莊と曰ふ。其の村は則ち今の府城、及び那南の坊巷也。慶長中、此の地に移り、後・大都會と爲り、疆域甚だ廣く、東北・大曾根、杉村に至り、乃ち春日井郡に屬す。北は田幡村に至り、深井丸御返水を以つて界と爲し、北・枇杷島川に至る、其の間、榮、押切、兒玉等の坊巷總べて府下に屬す。西南は廣井村に至り、第宅坊巷甚だ多く、南は日置村、古渡村に至り、街衢相接し、東南は前津小林村

郡、また府志に名古屋因幡守教順、同山三郎など見えたり。高僧は今川隆下の將にして、始めて名古屋城を築き之に居ると傳へられ、その族に因幡守教順あり。其の子、即ち山三郎にして、母は織田利部大輔の女也。山三郎は後に九右衛門と云ふ、猶ほ三左衛門なるものもあれど、同人なりや否や詳かならず。高僧の子にして、森侍從忠廣の母の兄也と傳ふ。又「山三郎は教順の子にして、一に九右衛門と云ふ」と傳へ、又「山三郎は後山左衛門と稱す。名古屋庄兵衛の子にして、蒲生氏郷に仕へ、後森忠政に仕ふ」と云ひ、又中頃「出雲の國と歌舞伎を興行す」など俗説頗る多し。森家家臣各務氏覺書に「前各務兵庫世倅藤兵衛内方。一、宗因殿の親は名古屋因幡殿へ、尾張名古屋居所、織田信長公いと云也。太閤の御躰のまん所は、尾張のあざい淺野與七と申す人の娘也。此の淺井は因幡殿下屋敷にて御座候。夫により太閤御姑御、後あざい様と申し候。一、中將様御前様は、大和大納言の姫御、大和中納言後家にて候。一、此の中納言は關白の弟、太閤の爲にも、大納言の爲に

に至る。概して之を言へば、則ち東西南北・數邑に連亘して、實に一大都會也。建置沿革。古は名古屋藏人・名古屋近邑を領して此に居る。其の墟、今郭中・西中小路某氏の第宅に在りて、空壕尙存す、云々」と。

又尾張志に「名古屋、此の名古屋と呼ぶ。地は愛智郡のうち、北の極によりて、舊は山田郡に隣れる一村里なりしが、今は四至いと廣く、豐饒繁榮の一都會となれり。東の方は古井村、杉村、大曾根村に亘り、南は前津小林村、廣井村、日置村、古渡村に續き、西は中野高島村、押切村、榮村、枇杷島村に至り、北は田幡村、四志賀村、兒玉村をかぎりとせり。此の内、東西縱横の防巷、甲乙大小の道路、連綿として神社寺院たち交り、士農工商の家々軒をならべ、豊をつらねたる、その數いくばくといふことをしらず。御城の四十町ばかりに名古屋村あり。是れ此の地の舊邑にして、上にはゆる四至の廣き大名となれる本所なり。さて、この名古屋といふ地名は、何時ごろより呼びそめしにか定かならねども、大須眞福寺の藏書のうち、貞治三年にか

も、おいに御座候。一、秀頼公の御發樣と、台徳院様の御躰様とは御兄弟にて、近江あざい殿の御娘御、是も因幡殿いとこにて御座候。一、因幡殿の子供衆、總領金森出雲殿御發、二番目名古屋をせんとて、十九にて御果て候。三番目は名古屋山三郎、四番目は中將様御前様、五番目は大坂浪人衆小澤彦八郎殿の御内儀、六番目は宗因殿にて御座候。一、因幡殿若死、そふいん殿おと子にてこれ有る故、遺言にて山三郎殿子分に成され候。一、因幡殿、信長公へ不足にて、信長公の御弟上野殿・今中にて伊勢に御座候、其の知行へはいり、御入り候内、程なく御果て、太閤にも御残り多く思召され、因幡殿家養零院殿を京へ呼びこし、後家領に津の國おさかでんと申す所を拜領、其の後京都江よりにて御くらし候。上野殿より因幡殿へ御あてかいは、御扶持方とて定來千石宛、遣はされ申し候。一、名古屋山三郎殿、御かたち美男にて、之れ有り、御身上の妨にも成り成り、主もうるさく思召し、御法華に成され、宗圓と申し候。十徳を着、細川友齋へ御座候



へば、幽齋御覽にて『かしこくも、身を  
かへてける薄衣、にしきにまさる墨染の  
そで。一、友齋・御念頃にて、後美作  
御座候時、友齋より小天狗と申す早船を  
續して大坂へ御掛候。一、御儀別は夜の  
物十を、ふとん十を、おねまき十を、其  
の外、色々遣はされ候』と見ゆ。

又古渡の名古屋氏には彌五郎勝泰あり、  
「天文十一年八月十日、小豆坂合戦に討死  
す」と。されど清須の斯波義統(守護)に  
仕へし人にも、名古屋彌五郎ありて、天  
文二十三年、其の命により、守護代織田  
彦五郎信友を誅せんとせしが、信友・か  
へつて義統を試すと。ツダ、シベ等の  
條を見よ。此の彌五郎は那古野彌五郎と  
もあり。又名古屋右近あり、後に海東郡  
木田村に移るとぞ。

名古屋城は、前述の如く、始め名古屋氏  
の人。此の地を領して城を築くと云ふ。  
尾張志に「三の丸中小路の西のかたなる  
武家屋敷のうちにありて、土居、浪等の  
あと残り」と見ゆ。後今川、次に織田  
の居城となる、各條に詳か也。

4 佐渡の名古屋氏 加茂郡の豪族にして、  
新堀村瓜生敷に據る、ニヶ村の地頭にし

て、天正の頃、名古屋源四郎あり。  
5 雜載 その他、岩磐地方、石見等に此  
の氏・見ゆ。猶ほ四條條を見よ。

名兒耶 ナゴヤ 前數條を見よ。  
1 清和源氏足利氏族 名古屋條第四項を  
見よ。  
2 藤原姓 一に清和源氏とも云ふ。家紋  
五七の桐、傘。  
3 雜載 長岡牧野藩用人に此の氏あり。  
那射 ナサ 和名抄、上野國甘樂郡に那射  
郷を收め、又大同類聚方に「津名薬。淡路  
國津名里人、那射の長壁麻呂の家方」と  
云ふあり。

奈佐 ナサ 和名抄、但馬國城崎郡に奈佐  
郷を收む。その他、阿波等に此の地名存す。  
1 日下部姓 前述但馬奈佐郷より起る。  
一本日下部系圖に「表米の三男を奈佐氏  
の祖とし(但馬考)、又日下部傳記に「表  
米王の裔・奈佐の種瓜を食む者、奈佐氏  
を稱す」と。鎌倉の時、奈佐春高は朝倉高  
清の子を養ひて嗣とす。朝倉條參照。  
高春は、太田文に「城崎郡種瓜庄(平等  
院領、殿下渡庄)六十九町五反百七十歩、  
下司奈(一本に家)佐太郎高春、御家人。  
宮井太郎左衛門尉盛長」と。また「種瓜

國領、八十町四反三十歩内、下司奈(一  
に家、一に無し)佐太郎高春御家人、な  
ど見ゆ。

その後、應仁記、但州合戦條に「文明三  
年辛卯三月廿三日には、山名源正是豐、  
子七郎・但馬同九日面へ亂れ入りぬ。九  
日の河むかひに陣を取る。心を合する者  
共、奈佐太郎以下、九日の面のうへ、富  
邊羅山へ陣を取る」と。更に下りて、安  
西軍策に「奈佐日本助(津城の張本なり)に  
あり。尼子勝久・此の人を頼み、出雲に  
入國す。

2 因幡の奈佐氏 邑美郡湯所村丸山城は  
但馬奈佐谷の浪士奈佐日本の佐が出張と  
云ひ、又濱坂村丸山城も同様に傳ふ。「奈  
佐は強士にて但州二方郡奈佐谷の領主な  
り」と因幡志に見ゆ。  
3 江戸幕臣 第一項の後にて、家紋三木  
瓜、五七の桐、三本熨斗。「新右衛門政勝  
(八藏、左近)一傳之丞勝三(勝澄)一四  
兵衛勝英一同勝孝一富之助勝景(初め勝  
美)等、寛政系譜に見ゆ。近時、奈佐久  
左衛門勝景あり、幕府奥右軍にて、該博  
を以つて名あり。著書頗る多く、自署し  
て、日下部宿禰と曰ふ。

その他、又「市兵衛毒房—清大夫説房—  
三左衛門尹説」、「久右衛門政知—甚五右  
衛門光雅」など數流あり。

4 阿波の奈佐氏 海部郡の奈佐浦より起  
る。戰國の頃、奈佐三郎あり、長曾我部  
元親の季弟房親を襲ふ。長曾我部條參照。

南佐 ナサ ナメサ條を見よ。  
菜崎 ナザキ

名迫 ナサコ 享保中、紀伊國伊都郡富貴  
郷に名迫伊光あり、村民に靈す所多かりし  
かば、生ながら神に祀らる。續風土記、伊  
都郡富貴郷東富貴村舊家條に「地主名迫次  
郎右衛門。此の家は、近村八箇村を開發せ  
し家なり。因りて其の莊の下司職として、  
近郷の著姓なり。享保の初め、凶年饑きに  
名迫伊光といふ者、村の荒廢を復興せり。  
村民恩を感じ、享保十年、伊光の爲に社を  
建て、名迫明神と稱す。伊光の孫次郎右衛  
門行雄・村民に善行せしかば、村民其の恩  
を謝し、名迫家の長久を祈る」と見ゆ。

那澤 ナザハ 伯耆日野郡の名族にして物  
部姓也。傳へ云ふ、大矢口宿禰・雜武彦命  
に陪し、當國に來り、子孫樂々福社に仕ふ。  
其の後裔・那澤仁典を此の氏の始祖とす。  
「仁典—玉澄—澄勝—澄信—澄方—澄芳—

好澄—好方—好長—長高—長一—長長—持  
長—持清—清利—利次—利久—女子(出雲  
仁多郡龜山城主・三澤爲清の二子爲房を婿  
とす)と。爲房は後に名を豐次と改め、家  
名を名澤とす。

名澤 ナザハ 前條に併せ云へり。  
奈佐原 ナサハラ 攝津國島上郡に奈佐原  
莊あり。後に奈佐原村と云ふ。

那次 ナジ ナス條を見よ。  
那次川 ナジカハ ナスカハ條を見よ。

梨子 ナシコ ナシノコ 大和國十市郡耳  
成山神社(天神社)の社家に梨子彌兵衛あ  
り。本朝神社條に見ゆ。

梨子堂 ナシコダウ 大和吉野十六庄司の  
一にして、舊事記に「梨子堂庄司・御料庄」  
と見ゆ。

梨木 ナシノキ ナシキ 京都に梨木町、  
梨木神社ありて、下鴨社の社家に此の氏あ  
り。鴨縣主の後裔にして、河合社の福宜た  
りき。河合神職鴨縣主系圖に「祐頼—祐繼、  
弟祐俊—祐國—祐棟—祐光—祐泰—祐村—  
祐冬—祐躬—祐春(文明八八廿二從五下)  
—祐房(梨木を改め、廣庭と爲す)—祐俊」  
と見ゆ。  
又下鴨社家系圖に「福宜祐頼縣主の二男祐

繼(湯屋社)の後にして、その子弘繼、その  
子祐實、その子祐教」と。カモ、カハヒ等  
の條を見よ。天文に祐豐、その孫永祐の男  
祐之(正三位)、その孫祐爲(上總介)等、皆  
學名あり。

奈志乃部 ナシノベ 豐江郡と縁故ある  
か。  
○ 奈志乃部君 法隆寺良訓補忘集に「奈  
志乃部君白益古」なる者を載せたり。天  
平寶字六年頃の人也。

成羽 ナシハ 和名抄、備中國下道郡に成  
羽郷を收め、奈之波と註す。三村條參照。

梨葉 ナシハ 和名抄、安藝國沼田郡に梨  
葉郷を收め、奈之波と訓ず。

梨羽 ナシハ 前二條參照。  
1 桓武平氏土肥氏族 安藝國沼田郡梨羽  
邑より起り、小早川系圖に「右近將監春  
平—梨羽時春」と載せ、其の後、また「美  
作守敏平—梨羽康平」とあり。コバヤカ  
ハ條參照。  
藝藩通志に「畑木山。上北方村にあり。  
梨羽景行(一に景盛)の所居。或は云ふ、  
景行は、小早川春平の二男梨羽時春の後  
なり。此の城、時春より、世々保つ所な  
り」と。末裔令長門にありといふ、と載せ



たり。荻藩士に此の氏・見ゆ。又明治に梨羽將軍(時起)あり、功によりて男爵を賜ふ。その子時介也。

2 備中の梨羽氏 下道郡成羽郷より起りしか。其後軍記略に「備後(中)の住人梨羽中務大輔」見ゆ(地理志料)。

梨原 ナシハラ 和名抄、近江國栗本郡に梨原郷を收め、奈之波良と訓ず。その他、大和、豊前等に此の地名存す。

梨洞 ナシホラ 藝藩通志、安藝國豊田郡條に「梨洞景行の宅址は上北方村、土居にあり」と見ゆ。

名嶋 ナシマ 1 藤原姓 筑前國船屋郡名島より起る。海東諸國記に「繩繁。戊子年、使を遣はして來朝し、書して名島嶋島兩島大守藤原繩繁と稱す。宗貞國の請を以て接待す」と。

2 賀茂姓 京都上賀茂社の社家にして、賀茂縣主姓也。

3 伊勢の名島氏 壹志郡大村の人名島政方は國學者として知らる。

那嶋 ナシマ 那心 ナジミ 高山寺本、和名抄、能登國鳳至郡に男心郷を收む。

南志見 ナジミ 前項思心郷より起る。三州志、鳳至郡南志見(南志見郷里村領に在り)條に「長氏の四世左衛門有連の子四郎といへる者、南志見の地頭たり。又土人相傳ふ、弘治中、國士南志見中務大輔居たりと。又井口藤綱丞・居たりとも云ふ。並に傳なし」と。

梨本 ナシモト 山城、伊豆等に此の地名存す。

1 梨本宮 崇光帝の御齋にして、伏見宮真敬親王の御子守修親王より出づ。初め梶井宮にて法親王なりしが、慶應四年復節、明治三年に梨本宮と稱し給ふ。御子菊慶王、弟守正王也。皇室系圖に「一代守脩親王・真敬親王第十王子。母は家女房合田愛子。文政二年十月二十九日誕生、萬代宮と稱す。天保三年四月七日、光格天皇の御養子となり、圓滿院門室を繼ぎ、同四年四月八日親王、名・守脩。同年九月二十六日、圓滿院に入り、落飾、法名覺謙。安政三年十二月十五日、二品に叙し、同六年六月二十日、更に梶井圓融房を繼ぎ、同年七月四日、梶井圓融房に入り、名を昌仁と改む。明治元年閏四月十五日復節、守脩と改め、同日更に三品に

に「奈洲國造淨主」あり。

2 那須直 那須國造の氏姓にして、鴻津上村(石上郷か)奈須國造碑に「永昌元(朱鳥四年)年己丑四日、飛鳥淨御原(持統天皇)大宮に那須國造追大妻那須直章提・評督を賜はり、歲次庚(庚)子年(文武朝四年)正月二壬子日辰節に歿(物)故す。意新麻呂等・碑を立て、徳を銘す、云爾。仰き惟ふに殖公、廣氏尊胤、國家の棟梁。一世の中、重ねて二照を被り、一命の期、速に再往を見、碎骨飛體、豈に前恩に報ひざらんや。是を以て曾子の家に、嬌(驕)子ある死く、仲尼の門に罵者あるなし。行季の子は其の語を改めず。銘に「薨魂心登、神照乾六、月童子意、香助坤作、徒之大合、言喻守抄、無翼長飛、先根更固・者、」と。

古京遺文に「聖齊曰ふ、永昌元年は、當に朱鳥四年に作るべし。蓋し洗者の改作に係ると。今審かに之を觀るに、字の標、類せず、其の説・信すべきに似たり。朱鳥四年、五年、六年、七年等、萬葉集に見え、朱鳥七年は靈異記に見ゆ。史に據りて朱鳥の號・僅か一年と斷言するを得ざる也。飛鳥淨御原宮は、天武天皇の營

む所、帝の崩後、持統天皇・是の宮に御し、八年(即ち朱鳥九年)に至り、始めて都を藤原に遷す。故に碑・持統天皇の時を、猶ほ淨御原大宮と稱する也。猪名大村の墓志が云ふ所の後清原聖朝、即ち是れ也」と。

この永昌については説多し、矢澤恒雄氏云ふ「我が國に永昌の年號なし。字畫簡減して、元年の上二字甚不明なり、而して朱鳥の字形は永昌に楷や似たり。されど朱鳥元年は丙戌にして己丑にあらず、然るに唐・則天武后の永昌元年は、此の己丑たり、蓋し持統天皇三年には本邦年號なきが故に、新羅人等・唐の年號を用ひたるならん」と。

又國造碑の附近に弧形の大古墳二あり、國造の墳墓と傳へらる。水戸光圀・發掘して、器物を圖にし、再び元の如く藏す。

3 陸奥の奈須直 前項の族にして、承和十五年五月紀に「陸奥國白河郡大領外正七位上奈須直壽龍等に、阿倍陸奥臣を賜ふ」と見ゆ。白河は今の磐城國白川郡にして、此の地の國造は異流なれど、同じく阿倍氏の配下なりしにより、此の姓を賜ひしものと考へらる。那須とは相隣れ

叙し、同年九月十八日元服、上野太守に任じ、同三年十一月三十日、梨本宮と稱し、同八年十二月三十一日、勳一等、同十三年五月十八日二品、同十四年九月一日薨、六十三歳。

二代守正王(朝彥親王第四王子、母は原田光枝子。明治七年三月九日誕生、名多田。同十八年十二月二日、梨本宮守脩親王の後を繼承、同十九年六月九日、名を守正と改む。同二十八年十一月十日勳一等、同三十七年十一月三日大勳位、同三十九年四月一日功四級、大正二年八月三十日陸軍少將)一女子女王(第一王女、母は妃伊都子、明治三十四年十一月四日誕生)妹親子女王(母同上、明治四十年四月二十七日誕生)と載せ奉れり。

方子女王は李王殿下の妃の宮に御座しませ也。

2 藤原姓 信州上高井郡高井村の名族にして、梨本氏家譜に「大職冠藤原足五代の後胤、梨本左衛門佐直富(三河國寶飯郡守)の後胤・梨本國平直宗の長男鶴中守直房、建久四年、鎌倉に付、範頼公より一字を拜領して範房と改む。故ありて信州高井郡八丁に移轉、字を更に改めて、

梨本越中守藤原實房と稱す」と見ゆ。

3 雜載 幕臣に梨本彌五郎靜宥あり、晴賢と號す。方正忠勤の士也。又越後に存す。

梨元 ナシモト 前條氏に同じかるべし。名代 ナシロ

那須 ナス 下野國に那須郡あり、古代那須國の遺跡にして、和名抄、十二郷に分ち、その内に那須郷を收む、國名の起原地也。又東鑑建久四年條に「下野國那須莊、延元三年の結城文書に「那須上莊」など見ゆる、皆、この地なり。その他、信濃、日向等にも此の地名存す。

1 那須國造 阿倍氏の族也。那須國は後世の那須郡附近の地を云ふ。國造本紀に「那須(一本に須羽とあるは誤寫)國造。繼向日代(景行)朝の御代、建沼河命の孫大臣命を國造に定め賜ふ」とあり。此の國造の氏姓は、奈須直にして、中古に至りても那須郡領として榮えたり。後に引く奈須國造碑に「那須國造追大妻那須直章提」と見え(次項を見よ)、猶ほ承和十年十二月紀に「下野國那須郡大領外從六位下勤七等丈部益野」とあるも、此の國造齋なるべし。丈部とは阿倍氏の配下を云ふ、ハセツカベ條を見よ。又大同類聚方

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス

ナシモト ナス



る地也。アベ、シラカハ等の條を見よ。  
 4 後の那須氏 恐らく奈須國造那須直の後裔なるべし。されど後世は次項の如く藤原姓と稱す。關東八幡の一として一方に雄視す。

5 藤原姓 その實、那須直の後裔なるべけれど、諸系圖、等しく藤原氏とし、或は道長の後と云ひ、或は師尹の裔とす。先づ那須系圖に「家紋一文字（始めは丸中一文字を用ひ、幕紋黒一文字。道長一長家（中宮大夫）―通家（伊豫守、從三位）―貞信（始めて那須郡を領す。須藤權守）―資通（須藤太郎）―資滿（須藤太郎）―資房（須藤次郎、始めて國に在り。以上の詳細はスドウ條三〇八五頁を見よ）―宗資（那須武者所、資房に子無く、山内より家を續ぐ）―實隆（那須太郎、子十二人。小山某の女を娶る）」と載せ、また一本系圖には「師尹（小一條大臣）―濟時（小一條大將）―爲任（從三位、伊豫守、寛徳年中殺さる）―師通（伊豫三位と號す）―通家（從五位下、上野介、下野守。母は從三位懿子、近江守高雅の女。一説關白道長の孫、長家の子也。然りと雖、秀郷將軍五世相摸守公光を婿と爲し、相州鎌倉

倉郡山内開發の領主也。長曆二年四月八日卒）

（貞信―資通―資滿）（ま）  
 資清  
 資房―宗資―實高  
 實隆―實高  
 實隆十郎 武者所 實高太郎  
 と。而して資清の譜に「父通家。在國の時、出生の子也。然り而して通家上洛の時、濃州に逗留す。美濃國席田郡司大和介守部朝臣資信に子無し、而して資清を養子と爲し婿と爲す。其の後、源賴義朝臣に屬す。本姓の藤原氏、養父の姓守部とを合せて守藤と稱す。其の後上洛、軍忠に依りて主馬首に任ず。これに依り、又孫々・首藤を稱號とす、代々相州、山内首藤是れ也」と。又資房の譜に「外祖父那須大夫の譲りを繼ぎ、下野國那須に住す」と見ゆ。  
 次に下野國志引く那須系圖に「大織冠鎌足公の嫡流・攝政兼家公の五男・道長（攝政、太政大臣、法成寺入道殿と號す。又御堂關白。母は攝津守中正の女。寛仁三年己未三月出家、法名行覺。萬壽四年丁卯十二月四日薨、六十二）―長家（從二位、權大納言。母は左大臣高明公の女）―道

家（從五位下、大夫君と稱す。母は源高方の女）―資家（從五位下、那須權守。名を貞信と改む。七世の祖、忠平公の諡に依る也云々。天治二年乙巳、下野國那須郡に下向して須藤と號す）―資通（刑部丞）―資滿（太郎）―資清（太郎、源家に屬し、而して平治合戦に討死）―宗資（太郎）―資房（次郎、那須武者所。實は資清の二男）―實隆（太郎）と。  
 又諸家系圖纂に「貞信（始めて那須野を領す）―資通―資滿―資清（下野守）―資房（須藤太郎）と。又伊玉野系圖に「貞信（那須太郎）と。又伊玉野系圖に「貞信（須藤權守。那須を始めて持つ。保元源平評論、後白河院の御時也）―資通―資滿―資清―資房（須藤次郎、始めて在國、宗資、那須武者所）―實隆（那須太郎、始め小山縁子十一人、後宇都宮縁子一人）と。又一本に「貞信―資家―資滿―資清―資房―宗資―實隆」とす。  
 次に山内首藤系圖に「師尹―濟時―爲任―師通（伊豫三位）―通家（公光が子となりて武士となる）―資房（號那須十郎）―宗資（武者所）―實高（那須太郎）」など見ゆ。首藤、山内等の條に詳か也。その他、

田原族譜に「道長孫、通家男、貞信（下野那須郡大領、天治十二年下向）―資通」などと載せたり。  
 系圖によりて其の系を異にするは、中世假冒せしによるか。蓋し外祖父那須大夫と云ふ者、即ち那須直の裔なるべし。而して守部氏裔なる守藤（首藤）の系を混じて、其の真相を全く詳かにするを得ざる状態に至らしめしものならん。「資房に子・無くして、宗資・山内より養子となる」と。此れ系統混亂の初めなるべし。首藤條参照。  
 此の氏は屈指の大族なるにより、以下項を分ちて述ぶべし。  
 6 實高以後の系 實高に十二子あり、森田太郎光隆（母は小山大塚政光の妹）、左久山次郎泰隆、半淵三郎幹隆、福原四郎久隆、那須五郎之隆（後に資之と改む、而して本家を相續す）、瀧田六郎實隆、澤村七郎滿隆、聖田八郎義隆（興野八郎）、藤田九郎朝隆、戸福寺十郎爲隆、及び那須與一宗隆（實隆）と與二資頼となり。（但し資頼につきては異説多し。後に云ふべし）。子孫分れて十氏となる。各條参照。かく實高に子多けれど、與一・源家に屬

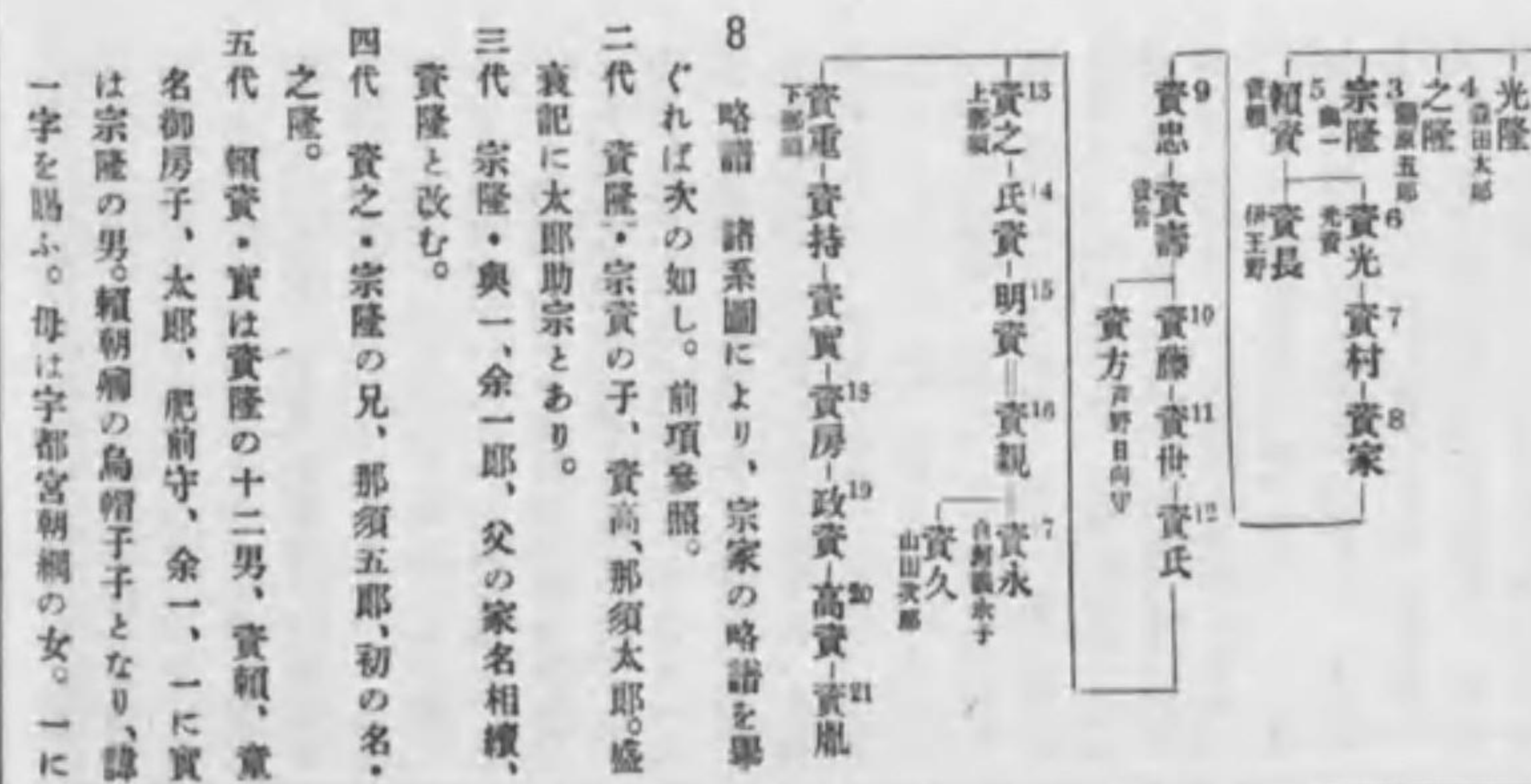
して家を嗣ぐ。落論譜には「御堂關白道長公の曾孫、須藤權守貞信が後胤なり。貞信・初めて下野國那須郡を領す。貞信が六代の孫、那須太郎實隆に十二人の男子あり。十男戸福寺十郎爲隆、十一男那須與市宗隆の兄弟は右兵衛佐源賴朝朝臣に隨ふ。其餘の男は、悉く平家に屬す。與市・後に改めて資隆と名のる。大夫判官義經に隨ひて、讚岐八島の戦に、扇の的を射て、源平兩家に名を顯す。其の實として、丹波の五賀庄以下の地頭職を賜ひ、又兄の十郎爲隆・義經の命に背きしに依りて、宗隆・那須の家を嗣ぐ」と。  
 7 宗隆以後 那須系圖に「宗隆（與一、後に名を資隆と改む。八島に於いて扇の的を射、勳賞の地、丹波國五賀庄、信濃國角豆庄、若狹國東庄宮川原、武藏國太田庄、備中國楢原庄なり。伏見に於いて死す。墓所の寺號は即成院なり。一子なきに依り頼朝の下知を以つて、兄五郎之隆・家督を繼ぎ、名を資之と改む。爲隆と宗隆とは源氏に屬して勳功を爲し、爲隆は後に列官義經の命に背くに依り、宗隆・那須の家督を續ぎ、残り九人は平家に屬す。源氏一統の後、十人は信濃國下宮

に隠れて、歸國の祈願を致し、遂に本國に還るを得たり。是の故に諏訪名建明神の祠を敬し奉る）―實之（早世、一子・無きを以つて宇津宮の子を養子と爲して家督を續がしむ）―賴資（肥前守、賴朝嫡より御一字を拜領す、子八人あり、一男光實）―光實（或は資光、太郎、肥前守。子五人の内女子一人は伊達某に嫁す。鎌倉より御旗を預り、又賴朝の那須野御持の時、長倉に屋形を構へて御膳を獻す）―資村（太郎、肥前守。子三人）―資家（太郎、加賀權守、少將に任ず、法名月谷）―資忠（太郎、安藝守、子五人の内一人は芦野と號す）―資藤（太郎、備前守。子男女六人、一人は金丸と號し、一人は南城と云ふ。藤氏、直冬、東寺に登る時討死、此の時、老母・薄紅繩を贈りて戦を勸む）―資世（太郎、越後守、少將に任ぜらる。法名四雲）―資氏（太郎、刑部大輔、四位待從に任ぜらる。結城某の女子を娶り、男女五人、一人は南山某に嫁し、一人は白川某に嫁ぐ。法名瑞山。鎌倉より沙汰所を仰せ付けらる）―資之（太郎、越後守、法名妙海。山内禪秀の女を娶る）―氏資（太郎、大膳大夫。白川の女を娶り、男女



四人、女子一人は宇津宮明綱に嫁す。明資(太郎、肥前守、大膳大夫。法名高嶽。一子も無し、故に弟實親をして家督を繼がしむ)、弟實親(播磨守、大膳大夫。法名泰岩。女一人は宇津宮成綱の室)——實永(子二人、一男は早世、二郎は家督を繼ぐ)——某(長男早世)、弟實重(次郎、法名玉岩、次男、繼家)——實持(太郎、越後守、法名羅月。成氏が賜ふ所の御書あり)——實實(太郎、伊豫守、法名替山。子男女三人、二男木須、女子は佐竹氏義に嫁す)——實房(太郎、修理大夫、法名笑月源藤。岩城常隆、那須山田の城を攻む。城廓堅固の間、敵引退く。又繩釣に出張して合戦に及び、味方大いに勝利を得、悉く敵を討ち捕へ、死骸を以つて塚と爲す、俗に之を侍塚と謂ふ)——政資(太郎、豊岐守、法名雄山宗英)——高實(太郎、法名天性慈舜。喜連川五月女坂に於いて討死す、宇津宮俊綱を討取る。子無きにより、弟實胤家督を繼ぐ)——實胤(次郎、法名江月。子男女五人あり、二男牧野、女子一人は佐竹義宣に嫁す。會津盛氏、白川義親の兩大将三千餘騎、小田倉に於いて那須と合戦、大いに敵軍を敗る。其

の後、佐竹義明と大海に於いて合戦し、悉く敵を討取る)——實晴(太郎。結城晴朝の女を娶る。天正十三年三月廿五日、宇津宮國綱の二千五百餘騎、薄羽原に發向す、實時、馳向ひて合戦を爲し、國綱をして敗北引退せしむ。其の時討取りし敵、其の數を知らず。宇津宮所領の喜連川、泉、山田、宇津野、追旗、鷲宿、以下の小城、此の時に入手す。太閤秀吉公、關東御出陣の時、運參を致すにより知行を召し放たれ、那須の内、福原數村を拜領す。此の節、一族家人直參仕り候。家康公、御慈照を加へられ、慶長七年以來、晝夜御前に伺候せしめ、剩へ拜領加増、同九年、家康公の命を以つて大膳大夫に任ぜられ、同年修理大夫に任ぜらる。時に四十九歳、五十四歳死、法名休山)——實景(子男女二人。慶長十一年二月廿五日、家康公の命を以つて左京大夫に任ぜらる)——實重(與一、美濃守。寛永元年正月朔日、秀康公の命を以つて美濃守に任ぜらる。時に十六歳)、妹(喜連川右兵衛輝信の妻)と見ゆ。今略系を作れば次の如し。初代實房——二代實胤



實は宇津宮朝綱の子、養子・那須を繼ぐと云ふ。

六代 光資・頼實の子、實光、肥前守、太郎、又余一。東鑑建久四年三月條に「那須太郎光助、下野國北條内一村を拜領す」また建長八年條に那須肥前々司とあり。弟實永、實王野次郎左衛門尉。朝資、荏原三郎。廣資、味岡四郎。實家、稻澤五郎。實成、河田六郎。猶ほ澤村、矢田等あり。

七代 實村・光資の子、太郎、肥前守。國志に此の代なし。此の弟餘二資久は九州那須の祖。

八代 實家・實村の子、五郎。一に實は頼實の五男、兄光資に嗣子なし、故に家督と云ふ。又一に太郎、加賀守。

九代 實忠・實家の子、加賀權守、太郎。安藝守。

十代 實藤・實忠の子、備前守、五郎。一に太郎。一本に「實忠」實旨(太郎、遠江守)「實藤」とあり。文和四年乙未三月十三日、東寺合戦に於いて討死。弟實方、實野日向守、若野家相續。一に六郎、討死。

十一代 實世・實藤の子、越後守、法名西雲(清雲)、太郎、少將、刑部少輔。弟金

丸二郎實國。

十二代 實氏・實世の子、刑部大輔、余一、太郎、四位侍從、鎌倉評定人(那須記)。

十三代 實之・實氏の子、美濃守、余一、太郎、越後守、法名明海。福原城主、上庄の祖。弟澤村五郎實重・那須五郎、刑部少輔。又妹(南山氏室、結城義永室)。

十四代 氏資・實之の子、遠江守、大膳大夫、太郎、母は上杉氏憲入道源秀の女。

十五代 明資・氏資の子、肥前守、大膳大夫、太郎、法名高嶽。妹・宇都宮下野守藤原明綱の室、その女は青名遠江守平盛證の室也。次の妹・結城彈正少弼藤原義永の室、顯頼、及び實永の母。次の妹・小峰修理大夫藤原朝倫の室、子なし。次の妹・澤村越後守藤原實持の室、實實の母。

十六代 實親・明資の養子、播磨守、大膳大夫、實は氏資の二男、兄明資に嗣子なき故に家督。法名泰岩。

十七代 實永・實親の養子、那須太郎。實は結城彈正少弼藤原義永の二男、母は那須遠江守氏資の女。永正十三年丙子八月三日、福島城に於いて生害、時に十八歳。實親の實子、長女・實永の室、同時自害。次女・宇都宮下野守藤原成綱の室、忠綱

の母。三女・澤村伊予守藤原實實の室、實房の母。實子實久・山田次郎、實水の爲に害さる、時に六歳。

下一代 實重・實氏の次男。次郎、澤村五郎、一に太郎、次郎、越後守。永享の亂以來、兄實之と不和なるに依りて、莊を上下に分ち、烏山に移り住む。時に應永廿五年戊戌正月廿五日也。法名玉岩。

二代 實持・實重の男、越後守、五郎、一に太郎。母は佐竹右京大夫源義俊の女。法名羅月(羅月)。

三代 實實・實持の男、伊予守、太郎。母は那須大膳大夫氏資の女。法名替山(傑山)。

十八代(下四代)實房・實實の子、修理大夫、右衛門大夫、太郎、大膳大夫。母は那須播磨守實親の女。此の時、本家斷絶に依り、上下の莊を合せて惣領と爲る。法名笑月源藤。弟に木須民部丞を擧ぐ。

十九代 政資・實房の子、豊岐守、彌太郎(太郎)。母は大關新左衛門尉平義任の女。法名雄山宗英。

二十代 高實・政資の子、武者所、太郎。母は岩城左京大夫平常陸の女。天文廿年辛亥正月廿一日、千本實俊の館に於いて



生害。天性慈母。

二十一代 資胤・高資の弟、次郎、修理大夫、初め森田次郎と號す。母は大田原備前守丹治晴清の女。兄高資の生害に依りて本家相續、惣領と爲る。法名江月。弟資那・福原彈正左衛門尉、初名資安、後に森田と號す。妹は佐竹右京大夫源義重の室、子なし。

二十二代 資晴・資胤の子、從五位下、修理大夫、大膳大夫、太郎、法名休山。母は芳賀右兵衛尉清原高經の女、實は芦野日向守資豐の女の腹と云ふ。代々の所領八萬石餘、改易知行千石なりと。弟は牧野と號す。

二十三代 資景・資晴の子、左京大夫、余一、童名藤王丸。母は小山彈正少弼藤原秀綱の女。

二十四代 資重・資景の子、美濃守、母は小山下野守政種の子、寛永十九年卒。所領一萬二千石。

9 氏人 平家物語卷十一に「下野國の住人那須太郎資高が子に與一宗高、こそ、小兵では候へ共、手はきいて候と申す。云々。與一、目を塞いで、南無八幡大菩薩、別しては我國の神明、日光權現、宇津宮、

那須湯泉大明神」と。また源平盛衰記に「下野國住人那須太郎助宗が子に、十郎兄弟、こ、加様の小物は賢しく仕り候云々。十郎申す云々、弟にて候與一冠者に仰せ下さるべしと、弟に譲りて引かへたり。弟與一は生年十七歳」と。

次に東鑑卷十三、十四に那須太郎光助、十五に那須太郎、三十二に那須左衛門太郎、三十七に那須次郎、四十、四十六に那須肥前守、四十八に那須左衛門尉、等を載せ、下つて太平記卷三に那須加賀權守、三十一に那須遠江守、三十三に「那須五郎云々。是れは元暦の古へ、豊祖那須與一資高は、八島の合戦の時、扇を射て名を揚たりし時の母衣也。兄弟三人、一族那須三十六騎、一足も引かず討死しける」と。

その後、鎌倉大草紙に「下野に那須越後入道資之云々、相州兵亂記に那須太郎、結城戰場物語に那須云々など多く、又藩翁譜に「之隆(資之)・子無くして、宇都宮が子を養ひて家を譲る。右大將家・鳥帽子着せ給ひて、頼實と召され、肥前守になさる。その子肥前守光資・右大將家、那須野の御符の時、長倉に屋形うつて御

儲けす。光資が四代孫備前守資藤、足利殿に隨ひて、東寺の合戦に討死す。其の子越後守資世、其の子利郡大輔資氏、鎌倉殿の仰として、沙汰所を承る、(系圖には資世・少將に任じ、資氏・四位の侍從に任ず云々と、覺束なし。那須が屋形號を許されしも、此の頃の事に非ずや)。資氏十三代の孫修理大夫資晴、是れ左京大夫資景が父なりけり」と。

上下那須分流の事は、澤村、鳥山、上ノ庄、下の庄等の條を見よ。又その合一は、那須記に「永正十三年、那須の正脉断絶に依りて、鳥山の資房・上下の莊を合せて惣領と成り、那須修理大夫と名乗る。十七年八月、白川の結城彈正少弼義永、我が子資水が修羅の驕憤を晴さんと、岩城下總守常隆の奥力をたのみ、一千五百餘騎を駆催し、上那須の淨法寺繩つるしと云ふ原へ押寄せたり。那須方も彼ねて期したる事なれば、資房父子、與長門守義忠、熊田源兵衛高貞、大關新左衛門義任、河合出雲守安則、館野越前守直義、小口若狭守重勝、千本常陸介資俊、荒井駿河守政隆、岡太郎左衛門實一等をはじめ、三百餘騎にて駆け向へ戦ひける」と。

10

那須藩 第八項の終參照藩翰譜に「遠江守藤原高春は、左京大夫資景が世嗣なり。實は増山彈正忠正利が舍弟、右大臣家の御外叔父にて、始め増山右衛門大夫とぞ申しける。承應元年二月十八日、資景が請に因りて、其の家の嗣と定められ、遠江守に改め任ぜらる。高春自らの所領に、那須が家領を兼ねせて領しぬ(那須が家領七千石、高春が所領五千石、都合一萬二千石を領すと、承應日記に出づ)。

これより前、修理大夫資晴(左京大夫資景の父)、初め那須太郎と名乗る。先祖累世・岩城、白川、佐竹、宇都宮と、互に地を争ひ、戦を合はす。資晴・天正十三年三月廿五日、宇都宮下野守國綱と、瀧羽原に戦ひ、國綱が多勢を打破り、其の勢に乗じて、喜連川、鷲宿等、大小の城五六箇所を攻め取りて、近隣に威を震ふ。同十八年、豊臣關白、相模國に發向あり。東國の大名等、御陣に馳せ參り、那須が一族、家人等も小田原に馳せ參る。北條既に亡び、奥に下り給ふとて、當國に御陣を召されしに及びて、資晴初めて見參す。殿下資晴が進參を怒り、那須が本領、悉く彼の一族家人等に割き與へて(大田

原、大關、育王野、福原、青野、千本等の條參照)、資晴には僅に福原の地をぞ賜ひたる。朝鮮の軍起りて、軍勢少々引具して、筑紫の名護屋に馳せ參る。慶長五年の役、資晴・徳川殿の味方し、七年の頃より、常に大御所に伺候し、所領の地を加へられ(この時一萬七千石か)、同九年、大膳大夫、從五位下、又改めて修理大夫に任ず。同十五年、五十四歳にて卒す」と。

又矢澤恒雄氏云ふ「資晴・秀吉の怒に觸れ、領知八萬石を召上られ、鳥山を退城す。然るに大關味庵、福原是竹、大田原山城守(那須七騎の内)の兄弟三人、哀訴し、資晴の子藤翁丸五歳の時、那須庄内福原郷五千石を拜領す。資晴・佐良土郷に盤居し、増田右衛門尉を以つて石田三成に頼り、小田原陣に不參したるは、全く逆意なき旨申して、佐良土郷五千石を分知拜領す。その子資景は童名藤翁丸、關原役の功により四千石加増せられ、資晴の五千石と合せて一萬四千石を領す。次に資重・與市、從五位下、美濃守。將軍家光・九千石を召上げ、福原の舊地五千石とす。子なく、増山彈正利澄の弟權

之助を養子とし、那須左衛門尉資藤と云ふ、將軍家綱の叔父なり。故に遠江守に任じ、次第に加増して二萬石となり、鳥山に移る。嫡子は下館増山に養子とし、男二那須家を繼ぐべき所早世す。

次に資祇に嗣なく、津輕越中守信政は其の姉婿なるにより、津輕の二男主水を資祇の養子とし、與一資徳と號す。遠江守資祇・六十歳にて卒す。與一を殿中に召し、家督を仰せ付けんとする所に、資祇が妾腹の男子福原圖書資豐は、伯父平野丹波守を以つて、資子の旨言上したれば、將軍家綱立腹し、妾腹たりとも、資子あるに養子したるは不届なりとて、資豐を丹波守に預け、與一を津輕へ預け、鳥山を召上げ、其の後、元禄年中千石にて那須家を立て、與一に鳥山を賜ふべき内談ありしも、與一不幸にして早世し、その男資那(童名豐丸、與一と改む)。那須福原にて千石を領し、江戸本庄に在り、享保十八年六月廿五日二十八歳にて卒す。男子二人あり、元文二年嫡子豐太郎・六歳、次男六郎・四歳なり」と。



し、後那須の養子となり、那須遠江守と號す」と。また家記に「那須美濃守資重の養子に成る云々」と。又増山兵部少正

11 後裔 寛政系譜に「資晴—資景(藤王丸、與一)—資重(與市、美濃守)—資綱(初め高春、資政、千福)—正頼(初め利順、宗



那須與市

12 居城 那須郡神田城(那珂村三輪)は、天治年間、那須家の祖須藤權守藤原貞信の築城にして、貞信・讚岐國神田庄より

どの傳説あり。太郎資隆・高館城に移り廢城す。國志には「那須郡三輪郷にあり。從五位下那須權守資家はじめて築く。天

21 三河の那須氏 賀茂郡の豪族にして、矢草城(橋見村矢草)の城主に那須惣左衛門あり、明應二年、松平親忠と戦ふ。中

15 恒武平氏岩城氏族 仁科岩城系圖に、「親隆—常隆—由隆(二郎、民部大輔)—

を統一す。その曾孫資晴・天正中、領地八萬石を沒收せられ、烏山城を閉退す。其の後嫡男藤原丸資景・五千石を領して

13 下野那須雜載 宇都宮系圖に「宗房—有家—那須行資」と見ゆ。前に云へり。又新草、鎌倉武士の所領を擧げて「一萬八千町、下野の内、那須與市宗高」と。又後世、下野壬生の人に那須唯一正武あり、幕末勤王の士也。

24 紀伊の那須氏 續風土記に「牟婁郡長瀬村八幡宮は那須定守の勸請にして、未社定守社は、即ち其の人を祭る」と傳ふ。又土佐藩に此の氏あり、那須小次右衛門の養子平次兵衛(坂本氏)、その子幾之進忠篤、その弟林左衛門(坂本氏)、その子代吾重隆、その子俊平重任・幾之進の家を嗣ぐ。その養子那須信吾重民は本性濱田氏、安左衛門光章の子也。勤王家にして、天誅組に入りて戦死し、從四位を贈らる。又小瀬氏は那須資隆の子資信の後也。又肥後、豊前、筑前、陸奥、備前、信濃、伊勢、志摩等に存す。

某(那須太郎)と見ゆ。

16 清和源氏佐竹氏族 佐竹系圖に「義昭—資家(那須を賜ふ)」とあり。

17 秀郷流藤原姓 佐野藤岐守有綱九男綱吉・那須十郎と稱す。後大和守、那須佐野に住す。建久二年、佐野より那須に移住し、其の地を佐野と號す。その子吉勝(佐野十郎)、その子綱忠(佐野小四郎)なりと。

18 下總の那須氏 小金本土寺過去帳に「那須主計助宗院・延徳五癸丑正月。藤河那須入道・文明十四壬寅九月」など見ゆ。

20 清和源氏滿快流 信濃國小縣郡那須より起る。尊卑分脈に「滿快六世孫片切七郎爲遠(カタギリ條參照)—爲信(那須三郎)—爲家(同十郎)—爲清(小三郎)—源祐(大輔房)」と載せ、又爲清の弟に同又四郎爲繼を擧げ、又中興系圖に「那須。清和、左衛門尉滿快九代三郎爲信・これ

23 安藝の那須氏 山縣郡に在り。藝藩通志に「高城は下筒賀村にあり。下は那須與一致高の所居」と。瀧本條參照。また「年村城、小坂山、並に下殿河内村にあ

22 備中の那須氏 那須系圖に「宗隆・壽永中功を以つて、備中の繪原莊を賜ふ」と。第七項參照。太平記卷十七に「備中の那須五郎」を載せ、備中府志に「西江原の小菅城は、那須與一弟宗隆の子孫の居れる所に於て、永祥寺に永享年中、那須藏人長隆の證文存す。『與一宗隆、屋島合戦の恩賞として、丹後國五箇庄、信濃國角豆庄、若狹國東庄、宮川原庄、武藏國大田庄、備中國荏原庄等を賜ふ、云々』と。太平記には、備後の櫻山、備中の那須五郎、備前の兒島、今木、大富が兵船を汰へて、近日上洛のよし申しけると載す」云々と。

奈須 ナス 前條と通じ用ひらる。



1 奈須直 前條を見よ。  
 2 鎌良親王裔 寛永系圖に「大塔宮の苗裔にして、奈須氏に類はる。奈須は源氏なり」と。家紋菖蒲、枝菊。或は云ふ「奈須越前守禁裡に仕へ、その子狩野休清(狩野松水が婿)、その子越前守家恒也」と。寛政系譜に「越前守家恒(式部少丞。明應元年十二月九日越前守に任ず)―藏人家之(外科醫)―與三重恒(圓清)―二郎四郎重貞―民部卿恒昌(支竹、久昌院)―兵部卿恒干(金助、春竹)―主膳良音(春竹、支筑)―良種(春竹、支筑)―恒隆(一學、支眞)―恒徳(宗三、支竹)と。重恒、恒昌等は名醫として殊に著はる。  
 3 豊後の奈須氏 安西軍策に大友方奈須軍兵衛入道を載せ、豊薩軍記に奈須五郎兵衛あり。  
 4 日向の奈須氏 日向記に「水志谷領主奈須九右衛門尉」を載せ、日向纂記に「天正五年十二月、伊東三位の一門、米良の山中へ落行かる様、最も哀れなり。搦めて米良山中は在家も少ければ、食物を求むべき様なし。空倉のあるに入りて一宿ありしに、面々は具足を着しながら、雨に濡れて夜を明かす。十四日神門村に首

せらる、此處は代々奈須氏の領地なり。當主奈須右近將監祐貞は當家に屬し、三位公の恩顧を受しかば、心を盡して、小豆飯に菜羹、餅の焼物を供へける」など見ゆ。  
 5 源姓 第二項を見よ。  
 6 雜載 狩野派畫家に奈須政信(宗泉)、同内匠種信(宗仙)、政信の子養清(宗仙)等、皆名あり。又豊前若松に奈須敬氏あり。  
 奈洲 ナス 那須に同じ。  
 那次 ナス ナジ 東鑑卷十五に那次太郎見ゆ。  
 那須井 ナスキ  
 那須川 ナスカハ  
 那次川 ナスカハ ナジカハ 陸中國贈澤郡那次川より起る。文治の頃、奥州の檢断に那次川左衛門なる人ありと云ふ。柏山條を見よ。又葛西條參照。  
 那須田 ナスタ  
 那須野 ナスノ 信濃、石見等に存す。  
 那隅 ナスミ 隱岐の豪族に那隅城主利部少輔あり、隱岐判官清政に攻められて自殺す。視聽記等に見ゆ。  
 名瀬 ナセ 大隅に此の地名あり。

納所 ナソ 日用重寶記に此の訓見ゆ。ナソ條參照。專當沙汰文に多く見ゆ。  
 奈園 ナソノ  
 名田 ナタ 山城、若狹に名田庄、その他、紀伊に此の地名存す。  
 奈多 ナタ 豊前、筑前等に此の地名存す。  
 1 豊前の奈多氏 豊後國岡郡奈多八幡宮の社家にして、奈多大宮司鑑元、同鑑元等あり。大友氏の外戚也、大友條を見よ。又大友氏配下の將に奈多大膳大夫(宗麟判書)、その他、奈多經基等見ゆ。  
 2 筑前の奈多氏 立花氏配下に此の氏あり、奈多邑より起る。  
 名太 ナタ ナダ 和名抄、美濃國席田郡に名太郷を收む。モカタ條參照。  
 名高 ナダカ 羽前、紀伊等に此の地名存し、阿波國の名族に見ゆ。御衣御殿人子細事、正慶元年十一月文書に名高河惣五郎大夫、元弘三年十一月文書に名高惣五郎大夫を載せたり。アハノインベ、インベ、ミキ等の條を見よ。  
 名高河 ナダカガハ 前條を見よ。  
 名立 ナダチ 越後に此の地名あり。  
 名達 ナダチ

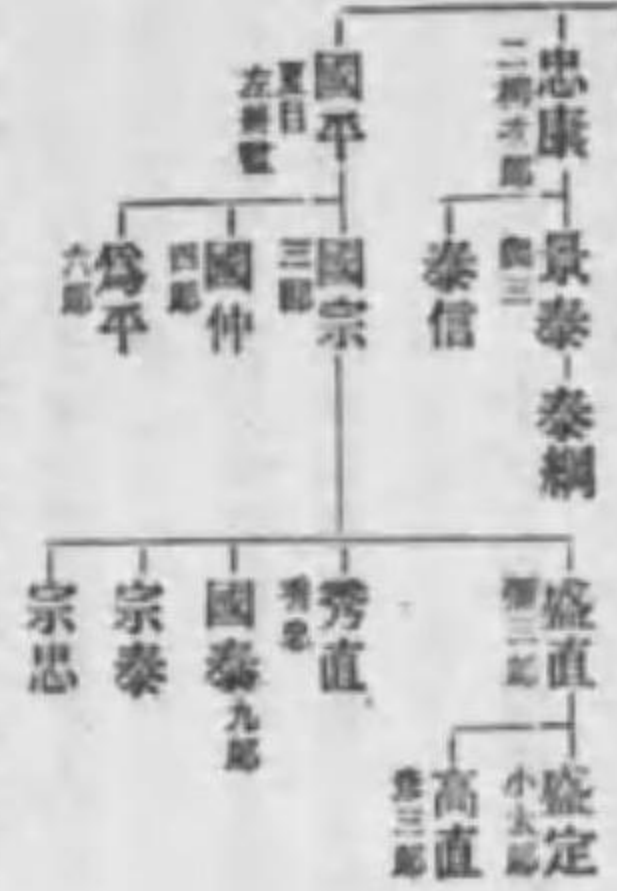
生池 ナチ イクチ オフチ  
 1 生池宿禰 姓名錄抄等に見ゆ。  
 2 その他はオフチ條を見よ。  
 那智 ナチ 紀伊熊野那智社は熊野三山の一にして、社家と潮崎氏と云ふ。タマノ條を見よ。又潮崎條參照。また平家物語に「本宮、新宮、那智、若田、田邊云々」、また「那智には執行法眼など」と見ゆ。  
 其の他、肥後等に此の地名存す。  
 那知 ナチ 前項の地名を讀ひしか。  
 奈知 ナチ 同上。  
 名智 ナチ 同上。  
 那智上 ナチカミ  
 那津 ナツ ナノツ條を見よ。  
 夏秋 ナツアキ  
 夏足 ナツアシ 五條家天文二十年六月十九日文書に夏足兵部少輔・見ゆ。大友家臣也。  
 夏井 ナツキ ナツノキ 磐城、岩代、陸奥等に此の地名存す。  
 1 藤原姓 陸奥國九戸郡夏井邑より起りしか。成田氏の一族に此の氏あり、ナリタ條參照。  
 2 雜載 徳川時代、糸魚川松平藩側用人に此の氏あり。

夏海 ナツウミ ナツミ條を見よ。  
 夏梅 ナツウメ ナツメ條を見よ。  
 夏江 ナツエ  
 名塚 ナツカ 關東武士にありて、相州兵亂記に名塚左衛門尉の戦死を載せたり。ナガツカ條參照。又尾張に此の地名存す。  
 長束 ナツカ ナガツカ條に併せ云へり。  
 又尾張に此の地名存す。  
 夏川 ナツカハ 陸前に此の地名存す。  
 撫河 ナツカハ ナチカハ條を見よ。  
 夏木 ナツキ 出雲に關の地名あり。  
 夏田 ナツタ 次條氏に同じきか。  
 奈津田 ナツダ 日向の名族にして、土持家配下の將に奈津田彈正左衛門あり、橋岸城主也。土持條を見よ。  
 夏田部 ナツタベ 職業部の一にして、田部の一種か。正倉院、天平寶字二年文書等に見ゆ。  
 夏至 ナツチ ゲチ條を見よ。  
 夏野 ナツノ  
 夏原 ナツハラ 夢想流槍術の祖に夏原八大夫あり。  
 夏堀 ナツホリ  
 夏海 ナツミ 次條を見よ。又常陸の此の地名存す。

夏身 ナツミ ナツミ 和名抄、伊賀國名張郡に夏身郷を收め、又夏身神社あり。又近江國甲賀郡にも夏身郷を載せ、奈豆美と註す。輿地志略に「今夏身村あり、此の邊をいふなるべし」と。  
 1 夏身忌寸 後の漢、坂上氏の族にして、伊賀名張郡の夏見郷より起る。坂上系圖に「山本直。姓氏錄に曰ふ、山本直は是れ夏身忌寸、云々等、廿五姓の祖也」と載せたり。  
 2 夏身朝臣 拾芥抄等に見ゆ。前項氏の後か。  
 3 無戸の夏身氏 天平三年の伊賀國正税帳に「主帳外少初位上勳十二等夏身金村」なる者見ゆ。夏身忌寸の族ならん。又康平七年の名張郡解に「夏身郷刀爾夏身今世、夏見貞宗」等を載せたり。  
 4 近江の夏身氏 甲賀郡夏見郷より起る。甲賀五十三士の一にして、夏見邑二子山に、夏見大學の居址存すとぞ。  
 5 雜載 下總佐倉の人夏身族之助は、鯨士にして無滯體心流の祖也。  
 夏村 ナツムラ  
 夏目 ナツメ 下總、信濃、伊豫等に此の地名存す。



1 清和源氏滿快流 信濃國夏目邑より起る。村上氏の族にして、尊卑分脈に「滿快五世孫爲邦(村上源列官代)國高一二柳三郎大夫國忠(泰衡追討の賞に依りて、信乃國夏目村地頭職を賜ひ了んぬ)」



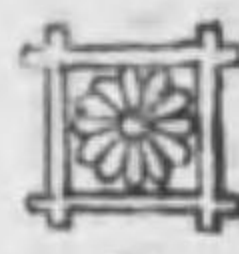
と。その實・諏訪族か。スハ條參照。子孫は第三項を見よ。

2 甲斐の夏目氏 八代郡夏目原の名族也。一項の族なりと。幡豆郡六栗城(六栗村)は其の居城にして、二葉松に「夏目次郎右衛門吉信(定國)、永祿六年九月一向一揆の節、大津土左衛門(牛之丞)、乙部八兵衛と共に籠る。松平主殿助伊忠・攻めて之を隔る」と。又「夏目吉住一揆」など見え、又野場城(野場邑)も夏目氏屋敷也と云ふ。又「殿樂郡森長村古屋鋪は夏目左衛門」とあり。

五郎泰秀(九郎信秀)左衛門次一藤太郎信治(藤太)一軍人佑泰吉一二郎九郎吉秀一九郎左衛門吉久一次郎左衛門吉信(三方原の戦の時、家康に代り討死す)一次郎左衛門吉忠(初め吉爲、孫惣。伊豆菟山一萬石)一宗吉(萬千代)と。宗吉に嗣なく絶家。家紋同族。支庶九家。信次の後は「信次一右衛門八郎安信(信譽)一甚五左衛門信廣(信顯)一吉顯」なり。又吉成の後は、其の子「木工左衛門直重一友之進直政一忠次郎直時一爲直」也。



夏目内膳



夏目外記

4 赤松氏族 村上源氏と稱す。有田定朝の後にして、その裔「定景一定基一定盛一一定虎(北條氏に其の領地を没収さる)一一定國一一定吉(夏目舍人輔)」なり。傳へ云ふ、播州赤松圓心の二男、有田肥前守朝則が二男・越前大目定朝は鎌倉公方へ出仕し、武州上州兩國の内にて、二郡の司となり、藤岡といふ所に戸根川を片取り、城郭を構ふ。其の五代の後胤、有田大舍人少屬定景は結城氏朝に心を通じ、

この氏の事は、夏目系圖に「清和源氏、家紋滿快菊。傳稱す、源滿仲舍弟從五位上下野守滿快の八代國忠・頼朝頼に仕へ、奥州泰衡を討つ賞に依り、始めて信濃國夏目村地頭職を賜ふ。其の子孫・夏目を以つて氏と爲す。其の末葉・信濃より參河國に移ると。吉久(九郎左衛門、參河國に産る、法名行清。先祖より參河國吉久に住して、清康公、廣忠公に奉仕す)一吉信(次郎左衛門。注名行譽。東照大神君に仕へ、參河、遠江兩國の郡史を勤め、數度の戦場に供奉。元龜三年壬申十二月二十二日、大神君・甲州武田信玄と、三方原に戦ふ。吉信・命を奉じて濱松城に留守し、職期至るに及び、吉信・城樓に登り、勝負の勢を望み、神君の不利を見、速かに馳せて三方原に到り、白して曰ふ、敵勢驍ひ進み、麾下の軍靡して殆んど危し、請ふ早く濱松城に入り、再舉を待つべき也と。吉信・手に十字鎧を提げて國中に入り、二人を衝き殺して死す、時に歳五十五。其の屬士亦皆命を殞す。此の間に神君・既に城に入り、敵亦追ふ能はず焉。神君・天下を一統するに及び、信次、吉次を召して曰ふ、我れ死を免れ、以つて國家

公方持氏の四男、永壽王殿を盜み取り、信濃國邊土の民間に深く匿すと。アリタ、アシカガ、コガ等の條を見よ。定景の子定基の代に、上杉殿の命によりて、武州八幡山に移る。夏目定房も此の流か。5 越後の夏目氏 北越軍記に「天正三年、上杉謙信公・加州松任城を攻め落して城主を斬り、夏目軍八を使者にて首を信長へ持せ遣す」と。前項氏に同じ。6 漆間氏族 美作の名族にして、立石氏の族也。ウルシマ、タテイシ等の條を見よ。7 雜載 遠江白須賀の國學者に夏目嘉右衛門慶慶あり、萩園と號す。又奥平美作守家臣に夏目外記あり、仇敵奥平準人を討ち、後井伊家に仕ふ。又江戸の俳人に夏目八郎右衛門包嘉(成美)あり。下りて明治大正時代の文豪に夏目漱石(金之助)あり。文名甚だ高し。又紀伊、伊勢、志摩等にも存す。

棗 ナツメ 越前坂井郡に此の地名あり、又前條と通ず。東鑑卷三十六に棗源太、四十一、四十五に棗右近三郎・等見ゆ。夏梅 ナツメ 夏目氏に同じ。奈瓜 ナツメ 備前に存す。

を治するは、汝等父の忠義也。昔時、汝の父なかりせば、幾今日の榮あらん乎と)一某(二人早世)、弟吉爲(次郎左衛門。大神君に奉仕す。慶長七年、神君・吉信の前忠を追賞し、讓して伊豆國菟山城、一萬石を以つて吉爲に賜ふ。鈞命來り下り、同年十一月二十一日、病に墜りて歿す、歳四十一。舉世以つて不幸と爲す。法名道圓)、弟信次(長右衛門、法名行春、子孫あり)と。次に信次の弟「吉次(木工左衛門。初め肥後國に在りて加藤清正に仕ふ。其の間、肥後國天草亂る、清正・擊つて本渡城を攻む。時に吉次・其の同僚津田與兵衛と共に、敵と陣を隔て、鎧を合せて城に入り、三劍を被りて、其の名を顯はす云々。後に幕府に仕へ、五百六十石。寛永二十年六月十四日歿)一吉正(源兵衛。肥後國に産る。大猷院殿に仕へ、大御番。寛永廿年癸未十月廿四日歿。弟吉尚は才兵衛、子孫あり)一吉成(木工左衛門)」と。又夏目系圖に「左近將監國平一大藏丞國宗(二郎)一九郎國泰一太郎信泰一八郎國信一源大夫信義一九郎大夫信公一内記信重一大學助信盛一二郎泰國一源太泰朝一

夏田 ナツメタ 夏脇 ナツワキ 筑前の名族に存す。名手 ナテ 和名抄、紀伊國那賀郡に右手郷あり、名手の誤りならんと云ふ。後に名手庄興る、この地名を貰ひしにて、穂積姓とも、清和源氏とも云ふ。紀州八莊司の一に妹背庄司名手新藏人あり、イモセ條を見よ。長享二年三月、山中彈正忠政方と戦ひて勝つ。山中條を見よ。撫河 ナデカハ ナツカハ 和名抄、備中國都宇郡に撫河郷を收め、奈都加波と訓ず。那東 ナトウ 阿波に那東郡あり、ナガ條を見よ。那都羅 ナトラ 平家物語に那都羅右兵衛督・見ゆ。名取 ナトリ 陸前國に名取郡あり、和名抄、陸奥國名取郡・奈止里と註し、八郷を收め、名取郷を二個收む。その他、羽前等にも此の地名存す。1 名取公 崇神皇子豐城入彦命の後裔、毛野氏の族にして、陸前國名取郡名取郷より起る。上毛野氏より分れて後に朝臣姓を賜ふ。2 名取朝臣 前項氏の後にして、天平神護二年十二月紀に「陸奥國人正六位上名

ナツメタ一ナトリ 四三二



取公龍麻呂に姓を名取朝臣と賜ふ」とあり。大同類聚方に「名取郡の人・名取朝臣清島」見ゆ。

3 上毛野名取朝臣 前項氏と同族にて、神護景雲三年三月紀に「名取郡人外正七位下吉備侯部老人、賀美郡人外正七位下吉備侯部大成等九人に、姓を上毛野名取朝臣と賜ふ」と見ゆ。

4 名取郡司 蓋し前項氏の族裔ならん。東鑑、文治五年十月二日條に「囚人佐藤庄司、名取郡司、熊野別當等、厚免を蒙りて、各々本處に歸る」と見ゆ。

5 甲斐の名取氏 前數項と同族なれど、何時頃、當國に移りしやは詳かならず(第八項參照)。甲府屈指の名門、山田町名取氏宅には、先祖「上野名取」と書したる器物を多く藏せりと。其の上毛野氏より出でたるを語る有力なる資料たるべし。當主名取忠受氏は、甲州第一の人物として、敵にも味方にもゆるされ、屢々甲府市長として名聲高く、現今貴族院議員たり。夫人また淑徳の譽高く、且つ歌人として、二度新年御題の豫選に上る。家紋、久世橋、管紋は三楯菱。

6 三輪氏 これも甲斐の名取氏にて、

大神氏の族賀茂朝臣吉備廣の後胤清方を祖とすと傳ふ。何によりて云ふか、未だ詳かならず。傳嗣院舊記に「永正十二年三月廿七日、寺夷燒。且越・蘆倉村名取彈正左衛門尉、法名常聞」を擧ぐ。こは次項氏に同じ。

7 清和源氏加賀美氏族 これも甲斐の名取氏也。多少の縁故ありて源家となりしものか。甲斐國志に武田家士名取但馬あり、巨摩郡北山筋大下條村にて、名取新田を開く。その子縫右衛門なりと。又武川筋須澤村に名取清三を收む。次項氏に同じ。又誠忠舊家録に「波木井分流名取肥後守盛長の後胤、天正自後、處士として邑事を掌る、澤登村名取傳兵衛盛綱」と。また「吉田庄處士名取清三郎儀昌後胤、御朱印三通を傳ふ、吉田村名取惣十郎字昌、同後胤名取市左衛門殿隆、同後胤名取徳右衛門在詮、同流名取拾七軒」など見ゆ。

又壬午起請文に「栗原家・名取肥後、名福新右家・名取善次郎」等あり。

8 同上武田氏族 甲州武田源人、後江戸幕府に仕ふ。寛政呈請に「義光の後胤武田修理大夫信武九代の孫治部少輔信親、

陸奥國名取郷を領す、よりて名取と云ふ」と。例の假冒に過ぎず。信親、後に甲斐に移り、武田家に仕ふ、その子牛左衛門長次なりと云ふ。寛政系譜、武田信玄家臣長信より系あり。家紋丸に岩澤瀉、武田義の内花菱。「將監長信―牛左衛門長次―同長知(伊織)―同信突(初め長恒、權之助)―甚五兵衛長矩―源次郎長恒―信富―長亮」也。

9 藤原姓 寛永系圖には前項長信九代の祖某・陸奥國より甲斐に移ると云ふ。

10 信濃の名取氏 當國の名族にして、諏訪志料に「阿部善左衛門藤原正業の後胤名取武兵衛慶喜を始祖となす。次を角兵衛信量とし、次を五右衛門賀盛とす。女子は九郎右衛門の妻、次を金左衛門基宣、後を傳十郎宗直とす。次を徳四郎永吉とし、次を郡治郎元固とす。而して勝頼の臣に安部五郎左衛門、後加賀守勝賢なる者あり。大に勝頼の寵を受く、其の先、安部貞任より出づと。阿部、安部、自ら同じからずと雖も、傳來の違ひに非ざるを得んや。名取氏の陸奥より出づると云ふこと、輪や因縁あるに似たり。借て茲に阿部姓の後胤にて、藤原氏を稱するあり、

七尾 ナナヲ 能登に七尾邑、七尾城等あり、關係あるか。

七種 ナナクサ 肥前松浦志佐氏配下の將に此の氏あり。

七草木 ナナクサキ 磐城國田村郡七草木邑より起る。相馬元弘三年六月文書に「七草木村地頭藤原氏」と。

七久保 ナナクホ 羽後に七座神社あり。

七座 ナナクラ 羽後に七座神社あり。

七栗 ナナクリ 伊勢に此の地名存す。

七子 ナナコ 因幡八東郡若荷村の七子持屋は七代存命して、子孫繁茂、家に居る族のみにて四十八に及べりとぞ。(因幡志)

七越 ナナゴシ 七崎郷を收む。

七崎 ナナサキ 和名抄、美濃國大野郡に七崎郷を收む。

七里 ナナサト シナリ條を見よ。

七澤 ナナサハ 甲斐、相模、武藏等に此の地名存す。

1 藤原北家上杉氏族 相模國愛甲郡七澤邑より起る。上杉系圖に「修理大輔持朝―刑部少輔朝昌(三浦時高養子、相州七澤居住、號支東日永、初隨應院)―七郎朝寧(淨安)―憲勝(七澤七郎、實は朝寧の弟、松山籠城人也)」と見え、中興系圖

3 雜載 東鑑卷二十一に「なまゝいの七郎、なまゝいの小次郎」見ゆ。

七海 ナナウミ

七浦 ナナウラ

七江 ナナエ

七嶋 ナナシマ ナナツシマ シチタウ 能登、肥前、薩摩等に此の地名存す。又志

5 雜載 信濃等にも存す。

3 下總の七澤氏 小金本土寺過去帳に「七澤妙澤入道・文明十一年五月、郷へ来て、手負ひてまはしにて死」と見ゆ。

4 甲斐の七澤氏 西山梨郡七澤邑(清田)より起る。その地の名族也。國志に「七澤作左衛門清宗(古河城主永井信濃守に仕ふ)」見ゆ。又増山家記に「仙光院殿・七澤雲晴清宗に嫁す。清宗は作左衛門尉、甲州の人也。慶長元年生」とあり。

に「七澤。藤姓、上杉修理大夫持朝の男刑部大輔朝昌、これを稱す」とあり。

2 武藏の七澤氏 新編風土記、新座郡片山條に「土人の傳へに、昔七澤七郎と云ふ人、此の地に住めりと。此の地は崖下に七箇所の澤ありて、水田の榮水となれり。地名にも中澤あり、その餘、大澤、小澤など云ふもの、みな七澤の内なり。されば七澤を以つて氏とせしにや。此の人の事、他に傳ふる事跡をしらずと、又土人好事のもの云ふ、此の七澤氏の事、古老の傳へたるのみにて、別に證とすべき事なし」と見ゆ。

又源姓を用ふるありて、一定せざるも、或は關榮子の姓に依り、或は生母の姓を冒せしものか」と。蓋し第一項氏の族裔なるべし。

11 字野邊氏族 紀伊大野十番頭字野邊上野守の後裔也。オホノ、ウノ、ノベ等の條を見よ。

12 雜載 新撰美濃志に「寛文二寅の年、名取牛左衛門、御郡代甲斐庄四郎右衛門」云々と。

名執 ナトリ 前條氏に同じ。

名理 ナトリ 同上。

楫取 ナトリ カトリ條を見よ。

七井 ナナキ 1 紀姓 下野國芳賀郡七井邑より起る。紀姓にして、益子系圖に「信濃守勝宗―勝忠(紀五郎、七井郷を領す)―勝定(七井五郎)」と見ゆ。

2 宇都宮氏族 宇都宮大系圖に「信景―道房―七井盛房」と載せたり。

ナトリ―ナナエ



摩に石川七島齋あり。波切、田畔、立神、香志、加茂、田城、二見」等を云ふ。一には「石川(石鏡)、相差、和具、小鹿(越賀)荒島、甲賀、濱島」なりと。

七杉 ナナスギ ナナツスギ 能登國の名族にして、熊木城を守る、上杉謙信の家臣也。齋藤、三寶寺、熊木等の條を見よ。

七田 ナナタ

七石 ナナツイシ 下野に此の地名あり。

七ツ村 ナナツムラ 現今七ツ村字一郎氏あり。

七森 ナナツモリ ナナモリ條を見よ。

七野 ナナノ

名苗 ナナヘ

七邊 ナナヘ

七重 ナナヘ 南山巡狩録所載、貞和五年六月大内弘世判書に「長門國阿武郡大井郷の地頭代官職の事、預け奉る所也。云々。貞和五年六月廿日、七重別當御房」と。

菜生 ナナマ 近江の名族なりと。

七見 ナナミ 中臣氏の族にして、中臣系譜に「箕曲永頼—宣茂(號七見)」と見ゆ。なほシツミ條を見よ。

七美 ナナミ シツミ條を見よ。

七宮 ナナミヤ シチノミヤ條を見よ。な

は濱崎條參照。

七森 ナナモリ 南海通記に「豫州御村の姓、永く近世に來由す。高市、七森氏も此の遺孫と聞ゆる也。七森は大森、小森、萩の森、合籠の森、竹の森、高の森、鴻の森也」と見ゆ。

斜木 ナナメギ 大隅國分郷上井村韓國大明神の社家に斜木出雲、斜木丹治あり。

七山 ナナヤマ

1 菊池氏族 甲斐氏の族にして、甲斐系圖に「下城左馬助重昌—隱岐守重藤—重方(七山左衛門太郎)」と見ゆ。

2 越前の七山氏 天正二年、七山家の一揆、村岡山に櫓籠り、塞を搦ふ。

何熊 ナニクマ 出羽山北、小野寺家臣に何熊城主今泉太郎左衛門・見ゆ。

名西 ナニシ ミヤウサイ條を見よ。なほナカタ條參照。

難波 ナニハ ナンバ 攝津の難波を本據とす。この地は神武天皇御東征以來、天下の要害たり、ツ、セツツ等の條參照。又後に難波莊あり、應仁後記下、四國勢攻上攝州合戦條に「細川淡路守成春・兵船を著け、押上つて難波の庄まで攻上る」と。後世は大坂道頓堀以南の地を指し、ナンバと云ふ。

細川兩家記には、上難波、下難波の村名、多く見ゆ。

その他、和名抄、讚岐國寒川郡に難波郷を收め「上・本音に同じ」と。次に伊豫國風早郡に難波郷を載せたり。

1 太古の難波氏 神話に比賣許曾神あり。古事記に「難波之比賣基曾社に坐す阿加流比賣と謂す神也」と載せ、天之日矛は、此の神を慕ひて來朝せしが、「難波渡の神・塞ぎて入れず」と記し、又書紀には「都努我阿羅新等・此の女神を慕ひて來れり」と云ふ。その真相は詳かならざるも、古くより交通の要衝にて、盛んに韓土と交通したる反映と見るべきか。この神は神名式に「東生郡比賣許曾神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)」と見えたる大社に鎮座し給ふ。

2 柏濟の惡神 景行紀二十七年十二月條に「日本武尊、亦難波に至る比に、柏濟之惡神を殺す」と載せ、また同二十八年春二月條に「日本武尊、熊襲を平げし狀を奏して曰す、云々。悉く其の國を平ぐ、是を以つて西洲既に體まりて、百姓無事なり。唯吉備の穴の濟神、及び難波の柏濟の神、皆苦心あり、毒氣を放ちて、

踏人を苦しむ。並に禍害の蔽たり。故に悉く其の惡神を殺して、並に水陸の徑を開く。天皇・是に於いて、日本武尊の功を美め給ふ」と。

此の柏濟は仁德紀に葉濟と見ゆ、御津崎の事にして、攝津志に「長柄川の渡は五あり、柏濟は野里川に在り」と載せたり。惡神とは、蓋し此の地の土豪にして、凶惡なるものか。その要害の地を占むるより、自ら勢力ありしものと想像せらる。或は前項の渡の神と同一系統か。

3 その他、攝津國風土記に「難波高津は、天稚彦・天降りし時、天稚彦に屬きて下れる神、天稚女、磐船に乘りて、爰にいたる。天磐船の泊る故を以つて、高津と號く」(續歌林良材集上卷、萬葉代匠記)と。

また同風土記に「宇福備能可志婆良能宮御宇(神武)天皇の御世、偽者土蜘蛛、此の人・恒に穴の中に居る。故に賤み號けて土蜘蛛と云ふ」(釋日本紀卷九)と。

4 難波和邇家 難波宿禰あり、難波根子とも見ゆ。ワニ、カスガ等の條を見よ。

5 難波安倍家 アベ、キシ、キシベ、及び以下の諸項を見よ。

6 難波吉士 吉士の事はキシ條を見よ。



一日の香山薬師寺三綱様に「東成郡擬大領正七位下難波忌寸」など見え、後に宿願性を賜ふ。

12 阿倍流の難波忌寸 前項参照。姓氏録、河内皇別に收め「難波忌寸。大彦命の後也。阿倍氏の遠祖・大彦命、磯城瑞垣宮御宇(崇神)天皇の御世に、蝦夷を治めに遣はさるゝの時、鬼田墨坂に至り、忽ち嬰兒の啼泣を聞き、即ち認め寛めて、棄てたる嬰兒を獲。大彦命・見て大いに歡び、即ち乳母を訪ね求めて鬼田弟(異本に茅原)媛を得、嬰兒に就かして曰く、能く養ひて長安ならば、功に附ひんと。是に於いて、人と成して送り奉る。大彦命・子と爲して愛育、得彦宿禰と號すと云へり。異説・並に存すと見え、たれど、猶ほ吉士族とすべきか。

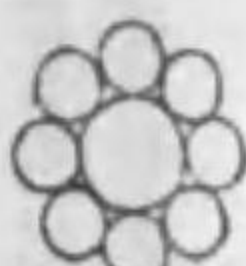
13 難波宿禰 第十一項の後にして、弘仁四年二月紀に「攝津國人正六位上難波忌寸船人云々に、宿願を賜ふ」と見ゆ。

14 河内の難波宿禰 第十二項の後にて、弘仁四年二月紀に「河内國人從八位上難波忌寸氏主云々等に、宿願を賜ふ」と見ゆ。

15 難波宿禰 姓名録抄に見ゆ。前二項氏



難波



號衣御印

22 備前田使姓 第十八項の後と云ふ。當國の大族にして、保元物語、官軍勢汰の條に「備前國の住人難波三郎經房、備中國の住人瀬尾太郎兼康」等と載せ、また平家物語に「難波次郎經遠云々」卷二に「入道・經遠、兼康を召す。難波次郎、瀬尾太郎來りたり」と。また新大納言被流條に「預の武士難波次郎經遠」など見え、源平盛衰記に「備前國住人難波次郎經遠、難波六郎經俊」、「難波次郎經遠、同三郎經房」などあり。其の後、太平記卷十四に難波備前守を擧ぐ、新田義貞に從つて勤王す。精兵十六人の一也。また三十四に難波掃部助・見ゆ。

下りて、應仁文明の頃、難波行豐あり、赤松氏に屬して山名氏と戦ふ。その兄行季は美作高瀬山に戦死す。文明中の行豐軍忠狀に「四年正月十四日、美作國高瀬山に於いて合戦の時、愚兄九郎左衛門(行季)以下十餘人、討死し、御感の御書を頂戴せしむと雖も、其の後、今に御恩の事なし」と。高瀬山は勝田郡北和氣村大字

に同じ。

16 難波朝臣 高麗族、難波將師の後也。貞觀五年八月紀に「右京人從五位下行卑人正難波連藤麻呂、伊豫權藤正六位下難波連實得、縫殿少允從六位上難波連法宗等、並に姓を朝臣と賜ふ。其の先は高麗國人也」と載せたり。

17 無戸の難波氏 第十二項と同族にして、姓氏録、河内皇別に「難波。難波忌寸と同祖。大彦命の孫・波多武彦命の後也」と見ゆ。

18 田使姓 田使俊行、難波五郎と稱せり。高倉朝の人にて、源平盛衰記に見ゆ。小松殿の乳人子也。

19 難波家(藤原家) 尊卑分脈に「豐成・難波大臣と號す」と見ゆ。フヂハラ條参照。

20 同藤原北家師實流 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「京極攝政師實(難波流)忠教(頭、中宮大夫、右兵衛督、檢別當、權大納言、民部卿。永治元十廿五薨、母散位藤原永樂女)一賴輔(本名親忠、藤原家職卿、本朝職卿一道の長、文治二卒。刑部卿、皇太后宮亮)一賴經(刑部卿、豐後守)一宗長(刑部卿、陸奥守、難

羽仁にありて、一書・黨淵に作る。難波九郎左衛門尉行季・當城に據る。山名氏の兵來り鬪ふ、行季防能はずして、主從二十三人・周佐村に戦死す(美作略志)。これを云ふならん。

又同軍忠狀に「文明五年、小鴨大和守・備前福岡に要害を構ふるの間、行豐の愚兄掃部介(行季の弟)計略を致し、小鴨一族被官・山名修理大夫調談の爲に、美作國に打越ゆ。掃部介同名等、路次に於いて挑み合ひ、宗徒の者十餘輩、之を討ち捕る。其の利に依り、國中の御被官衆同心し、小鴨館に差寄り、退散の刻、鹿田管一族等、此方の御勢に合力せしめ訖んぬ。然れども鹿田管・軍功に依り、落居の由申し掠め、守護職襲奪の處、愚兄掃部介、沼田鶴中入道・合戦し、國の次第一々注進の條、其の狀を以つて、浦上美作守・細川京兆に申し披くにより、彼等の觀望を退けられ畢んぬ」と(地名辭書)。この家の事は、東作志に「難波九郎左衛門尉・姓は田使、名を行季と曰ふ。赤松兵部少輔源政則に屬す。文明四壬辰年正月廿四日、山名右衛門佐持豐入道宗全の兵・鬪ひ來りて之を陥れ、行季、及

波藏卿)一宗教(刑部卿)一教繼(左少將)一宗繼(刑部卿)一宗緒(左中將)一宗清(左中將)一宗仲(左中將)一宗相(侍從)一宗興(早世)一宗富(日野本)一宗勝(實は雅庸二男、後飛鳥井相續)一宗種一見少。又飛鳥井系圖に「師實一忠教一賴輔(母は賀茂神主成繼の女)一賴經一宗長」とあり。又宗緒の弟に左中將宗有、右兵衛佐宗春等多し。

21 後の難波家 前項の稱號を再興せしにして、飛鳥井雅康の二男宗勝に始まり、これより飛鳥井流となれり。知譜拙記に「宗勝(中絶相續、後又飛鳥井相續、雅胤本名也)一宗種(權中納言)一宗量(天和二權中納言、實は雅章二男)一宗尙(實は雅章末子)と。その後は「宗達(宗建、權大納言)一宗城(權大)一宗董一宗享一宗職一宗弘一宗禮一宗明一宗美(雲上明覽)也。東鑑卷四十二に難波刑部卿とあるは前項流也。此の家、徳川時代、羽林家、舊家、花山院流。初め三百石、方領百石、中頃百八十八石、後三百石、明治三百七十石。樺木町寺町四入南側。難掌廣瀬、澤山。寺は大徳寺眞珠菴。内々。家業職卿。現今子爵。

23 備中の難波氏 前後數項参照。後世、高松城土に難波氏あり、清水宗春と共に死す。

24 美作の難波氏 第二十二項氏の一族なるべし。英田郡福原色難波氏略系に「難波備前守經宗(一に恒宗。作州英田郡平野色に居る)一六郎右衛門宗衛(後に紀伊守と改む。嘉吉文安の頃、山名家の執事にして、鎌青山、妙見山の兩城主。應仁三年五月十八日死、七十歳)一大膳大夫可宗(文明明應の頃、山名に屬して、三星山に在り)一左京進宗久(大永、享祿、天文の頃。天文廿三年五月七日所田に於いて討死)一利助武宗(始め長三郎、六郎右衛門。天文、弘治、永祿の人。七十四歳死)一弟與惣右衛門宗吉(英田郡三倉田村に住居す)と見ゆ。その所藏文書に「中原村の内、下河原三郎兵衛分の事、小吉野内給所かた、替地と爲して申し付け候。然る上は、彌々奉公の忠・肝要に候。依りて狀・件の如し。永祿三年十月廿五日、久盛花押、難波六



那右衛門殿」と。又永祿九年十一月十六日狀に「盛方。難波利助殿。永祿八年十一月廿九日狀に「久盛。難波長三郎殿」。永祿九年三月吉日狀に、難波長三郎殿、三月十五日の勝基狀に、難波利助殿、天正二年九月十四日の與四郎狀に、難波理助殿、寛文九年三月十九日の森家古券に難波四郎兵衛とあり。

英田郡平野別府下福原村藤青山古壘は、備前守恒宗以來の居城にして、門跡、土居等残ると云ふ、登り八町。また難波古屋敷あり、利介武宗(文祿三十八五年)以來の居宅なりと。

又同庄平野村にも難波氏ありて、永祿八年十一月十四日の久盛判書に「小吉野庄の内中村兵衛地分云々。難波長三郎殿」、同九年八月、及び永祿十一年十一月文書に難波六郎右衛門・見ゆ。又林野庄三倉田村庄屋に難波泰右衛門あり。

また勝北郡小吉野庄余野村に難波氏ありて、永祿三年の久盛判書に難波六郎右衛門、同九年盛吉判書に難波利助、同十一年久盛判書に難波六郎右衛門殿と。又作州古城記に「嵯峨藤羽仁村に在り、難波氏據る」とあり。

又大永三年二月廿七日、三星城主後藤左衛門佐勝政・金室城を圍みて、浦上行重、及び其の客將難波三郎次以下討死の事見え、又美作傳記に「金室城主難波宮内少輔信清」を擧ぐ、難波九郎左衛門尉行季の子、宮内信時の誤也。又美作記に難波利助を擧ぐ、また難波五左衛門綱正あり、甲本條を見よ。

又久米郡中北上邑難波氏は、河本肥後守家臣難波五郎左衛門綱正の後と云ひ、又奥山手の名族に存し、又英田郡林野保三倉田村庄屋難波常遊は子孫盛衰記を著す。又苦田郡下高倉東邑の難波氏は、菅原知頼十四代孫有元越前守佐房の孫九郎右衛門佐守の後と云ふ(難波清右衛門道長の養子也)。又矢吹氏は難波九郎左衛門尉行季より出づ。

25 赤松氏族 前項に述べる如く、美作の此の氏は備前難波氏の族と思はるれど、中には赤松族と云ふものあり。英田郡古町の難波氏は、傳へ云ふ、赤松則景十世の孫、室津加茂城主赤松又次郎元久の子右衛門丞昌久・攝津國四成郡難波村に住して氏と爲す。その孫源太夫元時・播州三木城主別所長治に仕へ、天正八年、羽

柴秀吉の爲に城・陥る際戦死す。其の子左馬允治昌・宇喜多秀家に仕へて關ヶ原に戦死し、其の子源市郎昌景・和氣郡に住し、其の子源治郎・古町の春名宗左衛門の女婿となり、春名宗兵衛保清と稱すとぞ。

26 越智姓河野氏族 伊豫國風早郡難波郷より起る。越智系圖に「淺海藤四郎能長—小藤太頼季—頼信(難波彌藤太)—通季、弟親智(出家)」と載せ、また頼信の弟に「通頼(難波四郎)、弟政能(難波六郎)」等あり。

氏人は、豫章記に難波孫六、難波彈正等見え、又河野分限頼に難波内藏介等を擧げ、又見聞諸家紋に

27 筑前の難波氏 軍記略、宗像郡四郷の士に難波氏見ゆ。難波部條参照。

28 淡路の難波氏 大田文に「賀茂郷田廿五町六反廿步、地頭左馬允經難波官兵衛」と見えたり。

29 信濃の難波氏 埴科郷の豪族にして、建武年間、難波太郎左衛門尉助元あり。



越智氏 難波氏

30 下總の難波氏 小金本土寺過去帳に、難波小五郎孝尊、難波甚右衛門等を載せたり。

31 丹波の難波氏 氷上郡の名族にして、丹波志に「難波氏、子孫片山村。東は福本、西は片山、家居續く、奥山へ通る道限り。村境。古へ江戸より來る家也。先祖九郎太夫と云ふ。今子孫八家」と見ゆ。

32 嵯峨源氏 家紋三星也と。

33 難波 大阪の難波城は、天正中、本願寺の築きし者にして、木津河の海運を防御す。又巨勢金岡はもと難波氏也と。コセ條を見よ。又一條家諸大夫に難波氏見ゆ、第二十一項参照。又遠江三倉の人難波一甫齋の子一藤齋は假客として名あり。又肥後五箇庄平家の殘黨に難波氏、その他、武藏、長門、周防等に存す。

郡難波郷より起りしか。豫章記、新居一黨八ヶ村に難波江氏を擧げ、矢野系圖等にも同様載せ、武功多き家也と傳ふ。新居條参照。

難波田 ナニハダ ナンバダ條に詳か也。

浪花亭 ナニハテイ 浪花節浪花亭愛藏は奥平藩士黒屋貞吉の事也。

難波吉士 ナニハノキシ 難波條、及びキシ條を見よ。

難波吉師部 ナニハノキシベ キシベ條を見よ。

難波玉作部 ナニハノタマツクリベ 職業部の一也。タマツクリ條を見よ。

難波三宅 ナニハノミヤケ 吉士族にして、攝津の名族也。正倉院寶龜二年文書等に見ゆ。蓋し難波吉士族にして難波屯倉に仕へし者の後ならん。

4 難波部首 類聚國史五十四に「天長四年云々、簡婦豐前國人難波部首子刀自賣に、其の戸の課役、田租を免じ、終身事勿からしむ。子刀自賣は年十有八歳、下毛郡難波大領野野宮守に適く云々」と見ゆ。難波部の伴造家也。

何松 ナニマツ

何村 ナニムラ 淡路日下部氏の族にして、四郡四氏の一也。クサカベ、トビマツ等の條を見よ。

名貫 ナヌキ メイクワン

七日市 ナヌカイチ ナノカイチ 甲斐、飛騨、上野、岩代、陸前、羽後、越後等に此の地名存す。

那津 ナノツ ナ條を見よ。和名抄、又出羽國田川郡に那津郷を收む。那河かと云ふ。

難破 ナハ ナニハ條を見よ。

奈半 ナハ 和名抄、土佐國安藝郡に奈半郷を收む。土佐日記に那波とあり。

那波 ナハ 上野國に那波郡あり、和名抄、七郷に分つ。又同國甘樂郡に那非郷あり、高山寺本には那波に作る。その他、播磨、土佐に此の地名存す。又那和、名波と通じ用ふ。ナワ條を併せ見よ。

難破 ナニハ ナンバ 前條に併せ云へり。

難波 ナニハ ナンバ 同上。

難波江 ナニハエ 伊豫國の豪族也。風早

難波部 ナニハベ 難波吉士の私有部曲か、或は難波屯倉に使役せし品部なるべし。

1 攝津の難波部 文獻には見えぬ。

2 筑前の難波部 正倉院文書、川邊里戸籍に「難波部伊母賣、外一人」を載せたり。承和十二年紀に、此の部民より美努宿禰姓を賜へる者あり、本姓に歸れる也。ミヌ條を見よ。

3 豊前の難波部 丁里戸籍に難波部馬手

なる者あり。







1 那婆理稻置 安寧帝の御裔にして、伊賀國名張郡名張郷の稻置也。古事記安寧段に「師木津日子命の子・二王坐す。一子の孫は、伊賀須知の稱置、那婆理の稻置、三野の稻置の祖」と見えたり。

2 名張臣 安倍氏の族にして、これも伊賀の名張より起りしも、前項氏との關係は詳かならず。姓氏錄、左京皇別に「名張臣。同倍朝臣と同祖。大彥命の後也」と見ゆ、一本には臣字なし。

3 名張朝臣 前項氏の朝臣姓を賜ひしものならん。伊呂波字類抄等に見ゆ。

4 無尸の名張氏 養解文集に此の氏を收む。尸を略せし也。

5 後世の名張氏 太平記卷十四に「伊賀國の住人名張八郎とて、名張の有力の有ける」と。官軍に屬して、勇名を以つて聞ゆ。その後、天正伊亂記に、名張中村(今箕輪)の住士・中村半六あり。その先祖は、太平記に載せたる名張八郎の子孫なり(伊賀考)と。また名張氏矩あり、和州將軍傳に(名張八平氏矩は先主の惡政を恐れて、筒井氏に背く)と。家紋・丸の内に橋なりと云ふ。

6 雜載、天喜四年藤原實遠讓狀に「名張

郡司長谷某」見ゆ。又徳川時代、綾部九鬼藩の用人に此の氏あり、前項の族なるべし。

奈牟利 ナハリ 土佐の豪族にして、安藝郡奈牟利邑より起る。奈牟利條參照、長曾我部元親に降る。

那非 ナヒ 那波條を見よ。

菜引 ナヒキ

名平 ナヒラ 紀伊に名平庄あり。

納 ナフ 淡路國委文庄の豪族にして、南北朝の頃、著はる。又石見に存す。

直川 ナフカハ 紀伊の豪族也。今俗訓にナフカハカハ條に收む。

納金 ナフキン 正訓不明。越後彌彦社上條の神官に此の氏あり。

納薩 ナフサ イリサ、マサチ條を見よ。

隨分 ナフサ 日用重寶記に見ゆ。

納所 ナフソ ナソ 山城、伊勢、安藝等に此の地名あり。伊勢安東郡富沙汰文に「丁部納所金次郎、同松三郎、納所勾當、同道海房、同乙四郎」、同左近允、同若大夫入道、同忍阿彌陀佛等多し。補遺を見よ。

納田 ナフタ ノウタ條を見よ。

納富 ナフトミ ナフトミ

1 桓武平氏 肥前の豪族にして、納富系

圖に「納富家。元は平氏。桓武天皇十二世門脇平宰相教盛の次男・石見守教滿、生國駿河、四川三百四十三町を知行す。時に鎮西に下向、筑前國延濱に居住す。其の後、肥前國小城郡に移り、宇土村に居住す。後佐喜小城兩郡の境を割り定め、其の間納富宇土村、仍りて納富と號し、亦密かに平氏を改めて藤原とする也。宇土村に於いて星を祭る、故に其の所を今星隈と云ふ。

忠盛—教盛—通盛、弟教滿(石見守、鎮西下向、此の時、知行・駿河國四川三百四十三町。中比、筑前國に來り、延濱に住し、其の後、肥前國に移り、宇土村に居住す。納富の元祖也。或は納富、繩留、納富と書す) — 則衡(納留六郎、宇土村居住) — 家則(同太郎) — 家用(同六郎、法名空智) — 家村(同次郎、中務丞) — 則時(納富中務丞、常陸介) — 家時(同六郎太郎、左馬助) — 則安(同九兵衛尉、石見守、道智入道) — 安房(同六郎、左馬助、筑前守、寛正六年乙酉五月廿四日、河上に於いて討死) — 龍法師丸(九兵衛尉、早世、文明十八年死去) — 家貞(納留左馬大輔、法名道譽) — 則貞(又則房、星隈に住す) — 榮

房(藤津郡の内納富分村)と。

氏人は、其後軍記略に「天文廿年、納富左馬助、云々」、鎮西要略、永祿六年條に「納富但馬守信景、同治部大夫賢景以下、甲兵三千餘騎」と。また肥陽軍記に「龍造寺隆信の臣納富但馬守」と見え、子孫鍋島藩の重臣にして、武鑑に納富右膳・見ゆ。

2 大藏姓田尻氏族 田尻系圖に「丹後守鑑種—家(納富三郎)、一に又三郎。文祿二年九月三日、高麗に卒し、莊山道嚴と號す」と。タヂリ條を見よ。

納留 ナフトメ 前條氏に同じ。

繩留 ナフトメ 同上。

納見 ナフミ

納村 ナフムラ イリムラ

納屋 ナフヤ ナヤ條を見よ。

苗賀 ナヘガ 越前の古族にして、昔者荷の里人に苗賀旨定と云ふあり。越知一山を領知したるを、大神法師泰澄へ附與したりと傳へらる(名勝志)。近江に苗鹿(ナホカ)の地名あり。

苗木 ナヘキ 美濃國惠那郡苗木邑より起り、苗木城に據る。遠山氏の族にして、新撰志に「遠山左近は、中古の城主なり。そ

の嫡子、遠山勘太郎(永祿の頃・苗木勘太郎といふ)は、天正のころまで在城す。遠山久兵衛友政は勘太郎の跡の絶えたるをつぎ、木曾の明照山より移りすめり。天正十五年、當城を退去す」と。トホヤマ條參照。

また織田系圖に「信秀—女子(苗木勘太郎室)と載せ、又甲陽軍鑑に「信長公より云々、我等父彈正忠、美濃國苗木勘太郎を撃に致し候」と。又藩翰譜に「天正十年、信濃の木曾・武田に背き、苗木久兵衛に付いて、信長に心を通せし由、安土日記、信長記等に見えたり。此の年信長も討れ給ひし上は、信長の世を終る迄は、久兵衛は苗木に在りしにや。又一説に秀吉の御時に、所領失ふ」と。遠山條に詳か也。その他、武田、織田、關等の條參照。

鍋倉 ナベクラ 陸中、羽後、紀伊、大隅等に此の地名あり。

1 藤原南家相良氏族 肥後の名族にして、多良木氏の庶流也。サガラ、タラキ等の條を見よ。

2 紀伊の鍋倉氏 日高郡北嶺屋浦鍋倉山城は、鍋倉井原左衛門の居城なりと云ふ。

3 秀郷流藤原姓 羽後國平鹿郡鍋倉邑より起る。小野寺氏の族にして、其の系圖

に鍋倉石見守道周・見ゆ。オホモリ條一三七頁を見よ。

鍋嶋 ナベシマ 安藝、肥前、讃岐、土佐等に此の地名存す。

1 武藤氏族 肥前國佐賀郡鍋島邑より起る。出自については種々の説あり。史徵墨寶考證に「その祖、未だ詳かならず」と。されど普通は少貳氏の一族とす。少貳系圖に「滿貞(太宰少貳、永享五年卒) — 教頼(太宰少貳、應永二年討死) — 清直(三郎、鍋島左近將監。母は治部大輔入道道壽の女、法名良本、鍋島氏祖) — 清久(平右衛門) — 清正(同左近將監)、弟清房(同刑部少輔)」とあり。

また一本少貳系圖に「教頼(十四代、應仁二年戦死) — 政資、弟經直 — 經房 — 清久(鍋島平右衛門、一に茂尚に作る。龍造寺家兼に屬す) — 義房(左近將監)、弟清房(孫四郎、駿河守。天文十三年八月二十八日病死、法名剛意金公) — 信房(豐前守)、弟直茂(飛騨守、加賀守、從四位下、侍從、始の名は信生。天正十八年、龍造寺政家病身、其の男隆房・幼穉なるに依り、直茂・其の養子と爲り、佐賀城に居る。元和四年六月三日卒、年八十三)



隆房(駿河守、實は政家の男。慶長十二年九月死、年二十二、法名白岩、永徳院と號す)、弟勝茂(信濃守、從四位下、侍從)と(新撰事蹟通考)。

又藩翰譜に「鍋島加賀守藤原直茂は、鎮守府將軍秀郷九代の孫、鎮西の奉行筑前守資頼が嫡孫太宰少貳經資が後胤なり。經資より十一代太宰大貳教頼が二男經直が孫、鍋島平右衛門尉茂尙、これ加賀守直茂が祖父なり。初め享祿三年、肥前の岡佐賀の郡の地頭・龍造寺山城守家兼、太宰新少貳冬尙を助けて、當國の住人筑紫、朝日、杉の人々と、三根郡田原と云ふ處に戦ふ。手合の戦、味方既に眞色に見えし所に、赤熊一揆の兵馬(軍兵皆冑の上に紅纏を掛けしといふ)。忽ち味方に馳せ加り、先駆して戦ひ、多くの敵を打破り、家兼・遂に勝ち軍し、悦ぶこと斜ならず。彼輩を召して、其の名を問ふ。當國本莊の浪人鍋島平右衛門尉茂尙(龍造寺記には清久)・嫡男同左近清正、二男孫四郎清房、并に一族郎等らと名のる。家兼・嫡男清正に妻やあると問ふ、さむらふと答ふ。二男、まだ妻なしと聞いて、家兼が嫡子豊後守家純が覺になして、駿

河守に受領させ、本莊八十町の地を與へたり。按ずるに、大友、少貳、龍造寺、鍋島の四家、共に同流の藤氏なり。秀郷四代の孫相摸守公光と云ふは、是れ龍造寺が祖なり。公光の弟近江守行より、四代近藤武者景頼が嫡子を近藤武者所能成と云ふ。能成が後は大友なり。二男武藤大藏丞頼平が後は、少貳なり。鍋島は少貳が家の庶流なり」と。

2 藤姓高木氏族 高木、龍造寺、草野等條參照。

3 氏人 平右衛門尉清久・龍造寺氏に仕へ、爾後の系分明也。第一項を見よ。清久は鎮西要略、享祿二年に「鍋島平右衛門尉清久、同左近允清正」と。一に茂尙、或は清冬に作る。龍造寺記には清久とあり。肥陽軍記に「本莊村の牢人鍋島平右衛門尉清久、父子一族云々、功あり」と。又龍造寺氏譜、享祿三年に「鍋島平右衛門尉清久、同左近將監義房、同駿河守清房父子一族、及び石井一黨」と。田原原合戦に功ありて、龍造寺家兼より、清久の次男孫四郎清房を覺として、佐賀郡本莊八十町を覺引出物として分け與ふ。又筑後軍記略に鍋島清房、又天文の頃、鍋

島彈助、要略永祿六年に鍋島三郎兵衛尉信房、天正八年、龍造寺隆信・鍋島信生をして筑後三浦郡酒見城を守らしむ。駿河守清房には男子二人あり、兄は豊前守信房、弟は加賀守直茂にして、直茂・初めは左衛門大夫信生と稱す。直茂等の外祖龍造寺豊後守家純は父家兼に先立つて卒し、家兼入道剛忠・卒せし時、二男和泉守家門・家を繼ぎ、兄家純が子六郎次郎周家を世嗣とす。しかるに周家また早世、其の子彦法師丸・祖父の跡を繼ぐ、山城守隆信これなり。内藤忠斐氏云ふ「彦法師・或は長法師、隆信・初め僧となり、中納言坊律師圓月といふ。家臣相議して還俗せしむ、時に年十八歳。案ずるに鎮西要略には直に家兼入道の後を承くとす。此の人、天正十二年、五十六歳にて戦死す、逆算すれば十八歳は天文十五年に當れり」と。

又藩翰譜に「駿河守清房、年ごろの妻に後れて、獨り住みしけるに、山城守隆信が母・清房を召して、和殿・子息等が母を失うて、只獨りみと聞く。わらは謀して老の寢覺の友を迎へてまゐらせんと、ありしに、清房謹んで領承す。既に其の期

に至りて、隆信の母上の方より、參らせらるゝ旨にて、與むかへ取りて相見るに、隆信の母なりけり。清房以つての外に驚き恐る。隆信が母・清房に向ひ、隆信はまだ稚く、祖父と父とに離れまゐらせ、頼もしき人、一人もなし。わどの、子共、尋常の人にあらず。わらは子として、隆信が兄弟とせんと思へば、かく計ひし所なり。さのみな怪み給ひそとて、清房が妻となりし上は、信房、信生は隆信が兄弟とは成てけり(從弟違ひにて世に云ふ、行違兄弟なり)と。

永祿六年、有馬晴純入道仙岩・小城郡に向ひ、千葉胤連と戦ふ。龍造寺隆信・千葉を助け、左衛門大夫信生・大いに敵を打破る、廿六歳也。元龜元年春、大友左衛門督義鎮入道宗麟・隆信を撃たんとて、十萬餘騎を引率して、肥前の國に向ふ。同四月廿三日、隆信・高尾に戦ひ、八月十九日、大友の先陣、同八郎親貞・今山に陣取り、明日佐賀の城を攻めんとす。信生・隆信を勤めて、大友陣に夜討し、親貞を殺し、義鎮が軍を破る。二年、信生・小早川左衛門尉隆景と謀り、將軍義昭に、鎮西追討の事を望み、又飛騨守に

任ぜらる。隆信が武威・鎮西に震ひしは、信生が功興りて多し。されど、いつしか隆信と疎隔生じ、天正七年、筑後國柳川城に移さる。十年六月、信長の討たれしを聞き、天下・秀吉に歸すべきを知りて、使者を送りて、音信を通ず。鎮西の國人等が使せし初めなれば、秀吉大に悦び、石田備中守を使とし、自ら文かき答へしと云ふ。龍造寺記に見ゆ。

4 鍋島侯 かくて天正十二年、隆信・有馬氏を伐んとて、五萬餘騎を引具し、高來郡に向ひ、島津中務大輔家久がために敗られ、島原にて死し、其の子民部大輔政家・幼なれば、家臣等信生を佐賀の城に迎へ入る。これより幼主を助けて、自ら加賀守直茂と改め、天正十五年、秀吉・島津を征伐のため、筑紫の地に下るや、直茂・政家と共に、其の陣に馳せ參じ先陣を勤む。直茂・真先に、薩摩の國に攻め入り、島津氏降りて、九州二島悉く平ぎ、政家、直茂に龍造寺が本領を賜ひしが、政家いまだ年若ければ、直茂・政務を沙汰すべきよしの仰を受け、其の後政家が家・絶え、直茂・國主となれり。政家・此の後四位の侍從に上りて卒し、

三男駿河守高房を、直茂・愛ひて子とせしが、それも二十六歳にて死し、高房が子季明・訴ふる事ありて、奥州會津に流され、六十三歳にて死し、龍造寺が家・長く絶ゆ。

内藤忠斐氏曰ふ「天正十八年、政家・病を以つて國を直茂に傳へ、子高房を直茂の子とす。然れども直茂・憚りて龍造寺と稱せず。慶長十二年十月、政家卒、年五十二歳。高房後に窪田五千石を分たれて龍造寺氏を稱す。曾て舊領を鍋島が奪ひしと訴ふる事あり。大坂陣の時、高房・別に軍せんとす。直茂止て麾下に屬せしむ。高房・怒り、江戸に至つて自殺す。其の子季明も又訴ふる所ありしが、流罪となるに至ると、元和筆録に見ゆ。されど寛政譜には、高房・慶長十二年九月卒、廿二歳とあり。父に先だつ一月なり、如何」と。又一に「天正十二年、民部大輔政家善鈍なれば、鍋島加賀守、土居出雲守・政事を共和し、軍事には、鍋島・家中の將士を帥ひて、政家の代官たり」と。又肥陽軍記に「天正十五年、鍋島信生(直茂)公・高良山在陣」と。又「神代刑部大輔長良、鍋島直茂と戦ひ、後直茂の猶



子家長を嫡とす」と云ひ、又多河後風土記に鍋島信濃守勝茂、豊巻巻四に鍋島加賀・等見ゆ。

文祿の役、直茂・加藤主計頭清正と共に、王城に攻め入り、成鏡道を従へ、再征には、秀吉に召され、蜂須賀阿波守家政、安國寺基頼と三人・朝鮮の軍奉行となる。關原の役、直茂が子息信濃守勝茂・大坂方に屬し、伏見城を攻め落し、伊勢國安濃津城をも落して、同國松坂の城を攻む。直茂・これを聞き、大に驚き、下村左馬助を使として、徳川方に屬せしめ、甲斐洲左衛門尉を、家康の陣に送り、又久納市右衛門尉を黒田甲斐守長政の陣に遣はして、罪を謝せしむ。家康・これを免し、九州に歸り、柳川城を攻めしむ。かくて勝茂・まづ久留米城を降し、柳川に向ひて、立花と戦へり。

加賀守直茂・八十一歳、元和四年六月三日に卒し、信濃守勝茂・繼ぎ、寛永三年八月、四位の侍従、同十四年冬、同國高來郡島原道徳・原城に立籠りし際、勝茂の長男紀伊守元茂、三男甲斐守直澄・父の軍勢一萬餘人を率して馳せ向ふ。明十五年春正月元日の役、鍋島勢・討死三百

八十騎、手負ひ四百餘騎、雜兵の手負死人二千五百人に及びしとぞ。二月廿一日の役、敵の首百餘を得しも、秀島四郎右衛門尉・討死す。後遂に城を落す、勝茂父子の功・莫大なり。勝茂・七十八歳にて、明暦三年三月廿四日に卒し、嫡子肥前守忠直・父に先立つて卒し、嫡孫光茂・家を繼ぐ。光茂・慶安元年十二月廿二日元服し、松平の號、諱字を賜ひ、從四位下に叙し、丹後守に任ず。明暦四年二月・侍従、其の子信濃守綱茂なり。

寛政系譜、及び武鑑に「直茂（初め信安、信眞、信昌。龍造寺隆信の子政家の嗣となり、龍造寺氏三十五萬七千石を相續す）―勝茂（初め清茂、伊平太、信濃守、侍従）―忠直（翁助、肥前守、侍従、早世）―光茂（翁助、丹後守、侍従）―綱茂（左衛門、信濃守、侍従）―吉茂（初め短茂、直利、彈正、左衛門佐、丹後守、侍従、實は光茂二男、綱茂の弟）―宗茂（初め直道、主膳、信濃守、飛騨守、侍従、實は光茂の男吉茂の弟）―宗教（初め教茂、萬吉、丹後守、侍従）―重茂（初め直亮、右平太、信濃守、實は宗茂の男）―治茂（初め直照、肥前守、侍従、左少將、

中將、實は宗茂男）―齊直（肥前守、侍従）―齊正（貞丸、直正、信濃守、侍従、肥前守、左少將、閑叟、議定、從二位、權中納言、大納言。明治四年正月十八日薨、五十八、贈從一位）―茂實（肥前守、侍従）と。「齊直―直正―直大―直映」にして、肥前佐賀三十五萬七千石。明治二十一年萬三千七百六十石、實二萬石。現今侯爵、家紋・薔薇丸、桐。



佐賀 鍋島

藩論譜に「龍造寺左衛門大夫信生・人に語りしは、元龜元年八月十九日の夜大友が陣に忍び入りて、相圖の時を待ちし程に、彼が杏葉の紋・曉の焼火に移りて、鮮かなるを打眺め、あつばれ、今夜勝軍したらんには、取りて我が紋とせん者と思ひしが、思ひのまゝに勝軍す。且は當家の吉例のため、今より我が紋とすべしとて、劍菱を改めて、杏葉の紋とぞしたりける」と。關叟公は松原神社に奉祀す。

5 小城藩 勝茂の長男紀伊守元茂（初め直元、三平）、肥前國小城の地を分領し、



蓮池 鍋島



6 鹿島侯 勝茂の九（四）男刑部大輔茂繼（直朝、仁王）、肥前國鹿島の地を分領し、二萬石たり。承應三年十二月・和泉守に任ぜらる。「刑部大輔直朝（和泉守）―備前守直條（初め直隆）―和泉守直堅（刑部少輔）―備前守直郷（初直告）―和泉守直照（宗教弟、本家相續）―和泉守直宣（實は直愈弟）―丹波守直齊（實は治茂の三男）―丹波守直永（實は齊正の弟）―直晴）―安次郎直賢（齊正の弟）―備中守直彬」にして、肥前鹿島二萬石、明治九千八百九十五石餘。現今子爵。

七萬四千石たり。承應三年十一月十二日卒し、五十三歳、其の子加賀守直能（初直宗、飛騨）―紀伊守元武（初直頼、久丸、式部）―飛騨守元延（加賀守）―加賀守直英（元延の弟）―紀伊守直員―加賀守直愈―紀伊守直知―弟紀伊守直勇（左兵衛佐）―加賀守直亮―欽八郎直茂―直庸にして、肥前小城、七萬三千二百五十石、明治二萬七千三百七十二石。現今子爵。



小城 鍋島

5 蓮池侯 勝茂の五男甲斐守直澄（千熊丸、加賀守、義峰）、肥前の國蓮池の地を分領し、五萬二千石たり。寛文六年二月廿六日、家を子息攝津守直之（千熊丸、了關）に譲り、入道して義峰と號す。攝津守直之―甲斐守直稱（初め之紀、熊之助、主税）―攝津守直恒（左京稱就）―甲斐守直興（直賢）―攝津守直寛（虎八）―甲斐守直温（直候）―攝津守直典（實は齊直弟）―甲斐守直紀（尚丸）―直柔にして、肥前蓮池五萬二千六百石、明治二萬四百三十石。現今子爵。

7 一族重臣鍋島氏 鍋島藩にては、諱早、



鹿兒島 鍋島 同ジ

これより前、直茂の三男和泉守・忠茂（平助）、鹿島二萬石を領す、その子孫平太正茂（宗甫。宗家より此の所領を和泉守直朝に與へ、和泉守直朝・此の家を嗣ぎ、五千石を正茂に與ふ）―帶刀正恭（親茂）―直旨―長行―直堀也。

10 鎌載 其他、田尻系圖に鍋島源右衛門見ゆ、タジリ條を見よ。又志摩に存す。

苗田 ナヘタ 承久記卷四に「苗田平兵衛（一本に兵藏）」を載せたり。

鍋田 ナヘタ 尾張、肥後等に此の地名あり。



1 清和源氏新田氏族 「鳥山孫三郎道成 (至徳年中) 式部大夫種成 (上野國新田庄鳥山、鶴、品田、阿佐見、鳥井、蕨塞等の地を領す)」と。これ鍋田氏の祖也。

2 参河の鍋田氏 幡豆郡の豪族にして、鍋田助左衛門は矢田村に據れり。

3 雜載 出雲石見地方にも存す。

苗塚

ナヘツカ

鍋野

ナヘツカ

苗村 ナヘムラ 近江野洲郡の名族にして、三上神社の舊社家也。秀郷流藤原姓平子氏より分る。ミカミ、ヒラコ條參照。又八幡の醫師苗村道登は常伯と云ふ、學名あり。又金工に苗村七郎右衛門あり、名人の譽あり。

鍋屋

ナベヤ

1 肥後の鍋屋氏 鍋屋庄司あり、大橋條を見よ。

鍋谷

ナベヤ

鍋山

ナベヤマ

飛騨、下野、岩代、出雲等に此の地名存す。

1 佐々木姓三木氏族 飛騨國の豪族にして、大野郡鍋山より起る。三木系圖に「直頼—良綱—自綱—秀綱(鍋山豐後守)」と。

リ輝虎に近侍す。信綱の殺害さるゝや、命により此の家を嗣ぐ」と。藩翰譜には「樋口與三左衛門の子兼續・大和守兼子たり」と見ゆ。

氏は謙信様御分城持侍大將兼に「奥板城主直江入道、直江大和守」、景勝様御家中侍に「直江大和守暨直江山城守兼續。(大國入道兼子直江山城守弟)大國但馬守」と。(大國は小國條を見よ)。また北越軍記に「直江大和守實綱は直江入道酒橋が子にて、童名神五郎と云ふ。酒橋は謙信公・幼少より忠勤・他に異なり。其の上實綱は未だ神五郎と申せし時、飯沼頼清を一戦に打勝ち、手柄を顯せしより度々の事に出合ひ、寵臣出頭人にて候に、天正五年五月、春日山權の間に於いて、毛利名左衛門・意趣有りて、實綱を斬殺す。謙信公より小姓出頭の樋口與六郎(奥板城主與宗右衛門の子)を實綱の甥兼子にせられ、一跡を申付らる。後に山城守兼續とて、三十二萬石・領知候は是れにて、直江は越後に久しき名字に候」と。

兼續・天正十年、改めて山城守と稱す。天正十五年從五位下に叙し、米澤三十萬

又自綱の弟「顯綱(鍋山豐後守兼子)」また「鍋山安室兼子」など見ゆ。又鍋山系圖あり。

2 秀郷流藤原姓 下野國都賀郡鍋山邑より起る。佐野讚岐守有綱の子左京介有利。この地にありて鍋山を稱す。その子小二郎利高—太郎高安—主計安綱也。サノ條參照。

直

ナホ

直居

ナホキ

1 鎮西の直氏 壹岐、對馬等直氏の裔ならん。宮寺緣事抄、天承二年閏四月の太宰府在廳官人解に「監代直」見ゆ。

2 美作の直氏 久米郡上打穴里の名族にして、もと苦田郡東一宮に在り。吉備海部直の女孫日賣の末葉と稱す。一時、山崎氏を稱せし事もありしとぞ。亦三郎、源左衛門等は庄屋なりき。

直入

ナホイリ

直海

ナホウミ

石を食む。關ヶ原役後、上杉滅封の際、六萬石を賜ふ。兼續の智謀勇武なりしは、豐太閤が曾て小早川隆景、羽直政と三人を以つて漢の三傑に比すべしと云はれしに於て親ふべし。慶長の終り、名を重光と改め、元和五年十二月十九日江戸に卒す、歳六十也。その兼子勝重・實は本多佐渡守政信の二男安房守政重なり。初め左兵次勝吉と云ふ。慶長九年八月家を繼ぎ、慶長十七年前田侯に仕ふ。後本多氏に復し、秩五萬石を食む。これより前、兼續が生の子に景明あれど、元和元年七月十二日早逝す、歳十八。

3 美濃の直江氏 新撰志、多藝郡直江邑條に「鍛冶兼俊。志津三郎兼俊の二男にて、厩屋(或は貞治)の頃、こゝに住し、直江六郎、または直江志津と號す。兼友は觀應の頃、こゝに住みて、直江志津と號す。或は兼氏の弟といふ。兼信は善定兼吉の子にて、永徳の頃、こゝに住す。また兼氏の二男とも云ふ」と見ゆ。

4 雜載 八幡青山藩用人に此の氏見え、又併人に直江水道あり。

直川 ナホカハ ナフカハ 和名抄、紀伊國名草郡に直川郷を收む。後直川庄起り、

直江 ナホエ 山城、美濃、加賀、越後、出雲等に此の地名存す。

1 大神姓 豐後國の豪族にして、大神系圖(佐伯系圖)に「緒方三郎惟榮—惟友(直江三郎)—惟親—惟高—惟春(直江七郎)—惟重」と載せたり。

2 神姓 越後國中頸城郡直江(直江津)より起る。神姓の家也とぞ、又中原氏にて樋口兼光の後なりとも云ふ。こゝは兼子せしに據るべし。謙信の臣直江入道酒橋の子大和守實綱に至り名あり、其の兼子山城守兼續・實は樋口與右衛門の子與六郎の事也。直江家系には「景綱(初め神五郎實綱、後に與兵衛、大和守。代々直江莊與板城主にして武略あり。長尾爲景、輝虎の二世に仕ふ。飯沼頼清を敗り其の邑を收む、晩年入道して酒橋齋と號す。天文五年三月五日卒、歳七十餘)」。信綱(高梨文書に宣綱に作る。實は長尾平太景定の男、初め神五郎、後與兵衛。天正十年十月朔日、春日山館に於て毛利泰左衛門秀弘に殺害せらる。その室實林院は、後に兼續に配す。實永十四年正月四日卒、歳八十一。米澤林泉寺に葬る)」。兼續(實は樋口伊豫守兼豐の男、初め與六、少よ

又直川邑存す。此の地名を負ひしにて、國府出仕の郷士也。紀朝臣と稱す。嘉祿元年の文書に「直川莊上芝原松島郷」など載せ、永安(承安)四年の國列に「直川新太夫紀範成、直川介大夫紀宗成」等見ゆ。

又續風土記に「開發者。寛仁の頃、栗柄の郷士紀の成實、直川の刀福職を兼ね、此の地を開發す。後再び荒野となりしを、成實の孫實隆・祖父の志を繼ぎ、更に荒野を開發す」とぞ。

直壁

ナホカベ

直上

ナホカミ

直木

ナホキ

猶崎

ナホサキ

直下

ナホシタ

1 有道姓兒玉黨 七黨系圖に「弘行(有大夫)—家行(武藏權守)、弟基(直下五大夫)」

成氏—成實  
有弘—弘長—重盛—成胤—胤氏



「弘親—弘常—□□—□□—重親—重延」

一本に眞下とあり。常徳院江州勅座書到に「三番衆・直下孫三郎」見ゆ。此の族か。

2 相摸の直下氏 餘綾郡生澤に直下社あり、建久二年、その神主清包と土屋宗遠と争論せし事、東鑑に見ゆ。

直尻家 ナホシリノイへ 正訓不明。紀國造族にして、河内國八上郡直尻村より起りしかと云ふ。姓氏録、和泉神別に收め「直尻家。大村直同祖」(道根命の後也)と載せたり。この八上郡直尻村は和泉大島郡土師村に隣接す、古へ和泉國なりしならむ。

直田 ナホタ

1 (大村) 直田連 紀國造族也。オホムラ、及びタ條を見よ。

2 雜載 武藏等に存す。

直津 ナホツ

猶塚 ナホツカ

直塚 ナホツカ

猶富 ナホトミ

猶中 ナホナカ

直庭 ナホニハ

ナホバ

後なるべし。イクエ條を見よ。

男信 ナマシナ 和名抄、上野國利根郡に男信郷を收め、奈高之奈と訓ず。後に生品邑存す。

生田目 ナマタメ 下野國芳賀郡生田目邑より起る。新編常陸國志に「戸村木佐竹譜に、小嶋義躬の室・生田目の女とあり。義躬は、應永中卒せる人なり。されば生田目の當國に来るもの近世のことにあらず。又佐都宮永正十四年奉加の内に生田目備前守あり。又佐竹家士知行目録、元龜中、生田目大藏丞あり、今那珂、久慈の邊にこの苗字存す」など云ひ、又岩磐地方にも存し、又現代、生田目經徳氏あり、家紋の由来を著す。

生天目 ナマタメ 前條氏に同じからん。磐城田村郡に存す。

生池 ナマチ イクナ及びオフナ條を見よ。又楠木合戦注文に「生池藏人師澄」見ゆ。

生津 ナマツ 美濃國本巢郡生津邑より起る。清和源氏、浦野基數氏の族にして、清和源氏系圖に「經基—滿政—忠重—宗重—定宗—重宗—重實—重遠—重頼—重助」と見えたる重助・此の氏の祖なり。尊卑分脈も同様にして、滿政七世孫「基數二郎重頼—重助(生津二郎)」とあり。又新撰志、生

直野 ナホノ タダノ

1 清和源氏太田氏族 中興系圖に「直野。清和、太田駿河守廣綱の男刑部丞廣直。之を稱す」と載せたり。

2 藤原姓 タダノ條を見よ。

猶場 ナホバ

直橋 ナホハシ

紀伊の名族なり。田村條参照。

直原 ナホハラ 美作國久米郡大戸邑の名族に存す。安東系圖に「大戸村大庄屋直原伊右衛門、同猶右衛門」等見ゆ。

尚原 ナホハラ 備前に存す。

猶原 ナホハラ 檢原條を見よ。

直部 ナホベ

1 直部直 アタヒベ條を見よ。

2 桓武平氏 中興系圖に「直部。平姓、原伊勢守正盛男尾張守、これを稱す」と見ゆ。

直松 ナホマツ 美作の名族也。クニムネ條参照。

直海 ナホミ 越後國頸城郡に直海庄あり。東大寺要録、長徳四年注文に見え、また能登國羽咋郡直海保あり。これ等より起るか。而して天正二年の文書に直海萬兵衛・見ゆるも、所在忘却す。

津村條に「生津二郎重助は、分脈系譜に、治部少輔源滿政(滿仲の弟)の子孫・多く尾張美濃に住み、其の六代の裔孫浦野四郎重遠の二男兼數二郎重頼の長男重助・生津二郎と見えたり。重助の祖父重遠は、佐渡源太重實の子にて、生國美乃國、住國は尾張國浦野也と、同系譜に見えたり」と。

鯨 ナマツ 美作國英田郡江見庄鯨邑より起る。赤松氏の族と云ひ、江見系圖に「爲秀(若狹守)—秀雄(鯨小太郎)—秀房(右衛門大夫)」と見ゆ。江見條参照。また安東家記に「安東肥前守六女、鯨先祖江見出雲守妻」とあり。

鯨江 ナマツエ 攝津、近江等に此の地名存す。

1 佐々木氏族 近江國愛智郡鯨江邑より起る。佐々木系圖に「六角備前守滿高—大膳大夫滿綱—高昌(此の系・恐らく後人の加筆歟。江源武鑑に出づ。鯨江元祖、鶴書・用ひず)」とあり。考ふべし。鯨江城(鯨江村)は佐々木承禎が籠りし城にして、温故録に「六角滿綱三男高昌の後裔、小倉、森、鯨江は一家なり。小倉備前守實治、同又太郎定康は觀音城没落の後、一分を以て鯨江に籠城し、信長の

津村條に「生津二郎重助は、分脈系譜に、治部少輔源滿政(滿仲の弟)の子孫・多く尾張美濃に住み、其の六代の裔孫浦野四郎重遠の二男兼數二郎重頼の長男重助・生津二郎と見えたり。重助の祖父重遠は、佐渡源太重實の子にて、生國美乃國、住國は尾張國浦野也と、同系譜に見えたり」と。

これより前、常徳院江州勅座書到に「御所侍・直海彦次郎」、「東山殿御所侍・直海掃部助」を載せたり。次條氏に同じきか。

直見 ナホミ タダミ條、及び前條を見よ。又丹波國天田郡に直見城(直見村)あり。

直見大膳武綱、同大膳重忠の居城にして、家老を井上氏と云ふ。昔但馬國より攻め來れりと云ふ。

那海 ナホミ ナウミ 越後國頸城郡直海庄より起る。

直道 ナホミチ タダミナ條を見よ。

直村 ナホムラ 朽木綱貞家臣に直村閑右衛門昭房(尙幼齋)あり、石州洗茶道に通ず。

直屋 ナホヤ 美作寛永、正保頃の奉行に直屋九兵衛・見ゆ。

直世 ナホヨ タダヨ條を見よ。

直入 ナホリ 豊後國に直入郡あり、和名抄に奈保里と訓じ、直入郷を收む。大神系圖に「大彌太惟基の四男惟顯(直入四郎)」と載せ、又應永戦覽記に直入兵部丞親道・見ゆ。

那摩 ナマ 岩代に那摩郡あり、ヤマ條参照。

生江 ナマエ 平姓と稱す。或は生江臣の

軍に抗敵す。永祿十一年冬より、天正元年九月四日まで、六年の間堅固に籠城せり。小谷已に落城し、越前も没落の上は本望達すること叶ひがたしとて、主従・城を出でて退散す」と。

2 藤原姓 毛利家傳には高昌を六郎高久(備前守)とし、これより藤原氏となると。云ふ。高久—備前守尙昌(初め高昌)—出羽守義興—相摸守爲定—備前守定秀—同定春(助十郎)・この人より森氏を稱し、後、毛利と云ふ。モリ、マウリ條を見よ。

3 雜載 織田信長頃の力士に鯨江又市郎あり。織田軍記に見ゆ。

鯨田 ナマツダ 筑前に此の地名存し、又能登に此の氏見ゆ。

生實 ナマリ フユミ 清和源氏足利氏の族也。喜連川列鑑に「政氏義明(號生實御所)」と。フユミ條を見よ。

生目田 ナマメタ ナマタメの訛か。

奈美 ナミ 和名抄、山城國久世郡に奈美郷を收む。

並揚 ナミアゲ 美濃に並揚庄あり。

波合 ナミアヒ 信濃に此の地名あり。又甲斐に此の氏見えて、千葉の原氏なりと云ふ。原條を見よ。



並井 ナミキ  
浪打 ナミウチ  
波内 ナミウチ 深谷記、上杉晋代の家臣に波内伊右衛門あり。  
並榎 ナミエ 上野國群馬郡並榎に並榎別當あり。同地熊野社の社僧也。石上朝臣姓と云ふ。長野條に詳か也。

浪江 ナミエ  
浪岡 ナミヲカ 又波岡に作る。

1 村上源氏北畠氏族 陸奥の大族にして、南津輕郡波岡より起る。北畠親房の後なれど、一に「顯信—守親（大納言、陸奥國司）—親能（天童丸）」の後也と云ひ、一には「顯家—顯成」より出づとなす、（北畠條參照）、就れ信なるや決し難し。波岡系圖に「顯成（少納言）」



と。また一本系圖に「顯家—顯成（權大納言）—顯元（權大）—顯邦（忠具）—顯義（俊具）—顯具（顯實）—具統—具水（顯水）—具運—顯村（顯宗）」

「具信」 「顯範—顯忠—顯則」  
大將軍源顯家の男顯成は、檢非違使別當たり（尊卑分脈）。或は云ふ、從二位、權大納言に至る（櫻雲記紀傳）。又西園寺秘本を按ずるに、弘和三年薨して行意と稱すと云ひ、南朝補任には、元中三年薨すと云ふ。この人、津輕波岡城に居り、世に波岡御所と稱し、子孫因つて氏とす。相傳へて天正中に至る（波岡系圖）。その妹は安東太郎貞季に適く（會津四家合考）。顯家の女の事は白河文書に見え、波岡系圖には南部三郎に適くと（關城釋史）。又津輕古今雜記類纂に「大將軍從一位顯家の男、正二位權大納言顯成・文中二年、その子賢王丸（後に從三位權大納言顯元）及び其の臣僕を率ゐ、神寶を経で、船越より行岳に來る。是れは藤崎城主安東太郎、大光寺堀越城主津輕氏の招請に因る也。時人、行岳御所と稱す。應永九年薨じ、法號惠林道山と云ひ、顯元は同二年に薨す。其の子顯邦は一書・忠具に作る。文安五年薨じ、其の子顯義（一書に俊具）は、左近衛中將たり、明應二年薨じ、大眞院と號す。補佐に赤松半人、沼山備中、和田五郎左衛門等あり。此の

横溝、櫻庭、播磨、神、穴澤、船越、大浦、鶴取（鶴呼）、松橋。本參侍八人、常參侍八人、以上十六人也」と。  
また「都鑑流三郡大名は、鼻和郡三千八百町、大浦南部信州源盛信。平賀郡二千八百町、大光寺南部遠州源政行。田舎郡奥法郡二千餘町、沼邊保内一千貫・浪岡御所源具水稱也」と。  
3 滅亡 小山内氏の津輕考に「北畠國司の子孫・津輕に來りて、何代相續せしにや。具水以前は舊記に詳かならず。此の永正年中の具水も何代目の人なりしや。顯村、具運の名もみえ、大御所、川原御所とて、兩館に分る。この川原の御所・彈正大弼と云ひし人・いかなる故にや、大御所へ切り入り、相互に討死す。大御所の子三郎殿とて五歳なりしを、大御所の弟左衛門尉秋忠、これを守り立てしが、程なく秋忠病死、子左近・志を嗣いで補佐すといへども、遂に亡き」と。  
又津輕記に「天正六年、津輕爲信・波岡氏を滅す」と云ひ、津輕藩祖略記に「天正六年秋七月、公・浪岡城を取り、城主三郎兵衛尉北畠顯村を捕へて還る。是より先、公・浪岡の博徒を誘ひ、刻を期し

時代・屢々戰爭あり、春日少將顯信の裔も落來り、同居すと云ふ。  
顯義の子顯具（一書顯實）は、次郎左衛門と稱し、和歌を善くす。其の子具統は侍從四位たり、此の代も屢々戰爭あり。天文二十一年に卒し、法號寛了と稱す。其の子具水（一書顯水）は從四位下、左近衛中將たり、永祿年中卒し、二男具信は即ち水木利の正祖也。具水の男具運は從四位左近衛中將にして、永祿五年正月元日、害に遭ひて卒す。一書に弘治二年とあるは誤ならん、法號悟本寂山。二男顯範は左衛門尉と稱し、俊升、浪井の間を築く、今の館越村是れ也。顯村を補佐して忠勇の名あり。天正三年八月卒す。女は顯村の室、男顯忠、孫に左近衛顯村（一に顯宗）は三郎兵衛尉と稱し、和歌、顯範等を善くせしが、天正六年七月、大浦爲信の爲に落城、自害し、館野越村洞禪庵に葬る。  
代々菩提所は京徳寺也（奥羽史料、地名辭書）。  
又云ふ「浪岡御所の初めを考ふるに、文中二年、北畠大納言守親・下向してお

はせしに、吉野新帝長慶院。海路を渉らせ、歳の十一月、津輕外が濱に着御ありて、行岳城に入御ましまし、政を知ろし召すこと七年、天授五己未年、朝の深霧にかくれさせ給ひ、行岳が崎に葬り奉り、御緒太を齋ひ祭りて小祠を建て、天皇社と崇めまつる。かくて官軍振はずなりゆきしも、閉伊、津輕の諸軍は、御所を尋み奉り、病の子孫は世々つたはりて、天正文祿の頃まで連綿たり」（史料通信叢誌）など傳へらる。  
2 氏人 歴名土代に「源忠具・康正二、正、五、從四位上。（出羽波岡）源具統・天文九、六、廿五、從五位下、侍從。（波岡）源具永・天文九年、彈正大弼、十七年正五位下、二十一年從四位下、左中將」など載せ、又（羽州波岡）源具運・二十一年、從五位下、式部少輔」などあり。又郡中名字に「行岳郷。達鳴（一に連叟）の時、浪岡と書替ふ。御所・本名は中院、源氏、北畑殿。在京の時は萬里小路といふ。奥州國司顯家卿、右大臣の歿後、閉伊船越御所と云ふ。大臣領、多田、水津（水濱）の二人は譜代侍也。奥寺、廣田の二人は重代侍也。三宅、品川、浦佐、

て城中に入り火を縱たしむ。我が兵、これに乗じ、鼓譟す。城中狼狽し、敢へて抗禦する者なく、博徒・顯村を與して至る。乃ち之を西蔵禪院に送り、尋いで自盡す。北畠氏は陸奥國司顯信の裔、而して來りて此の地に據り、自ら門地を誇る。驕逸懦弱、徒に精神を學び、土人・之を御所と稱す。南部氏・其の衰弱に乗じて之に逼り、而して其の地を蠶食して、僅に浪岡近傍を領せしが、此に至りて遂に亡ぶ」と見ゆ。  
4 後裔 浪岡氏滅亡の時、其の族良好・秋田氏に投じて實待せられ、秋田氏の慶長七年、常陸の奥戸に移り、正保二年奥州三春に移れるに従ひて、遂に其の臣籍に入り、維新前までは、秋田氏の一門首席にて、秋田采女を稱して、三百石を領し、菩提所を京徳寺と云ふ。家に紫に窠の紋ある幔幕を藏し、國司の時よりの傳來とて、極めて崇重す。  
武鑑・三春藩用人に此の氏を收む。而して維新後は波岡氏に改稱すと也。又顯村に舍弟二人あれど事蹟詳かならず、一女は後に顯佐に配し、後裔は山崎氏と改め、浪岡に存す。



又参考諸家系圖に「百三十五石、波岡吉左衛門家。波岡氏・本名北島、兼平、教抱茶核、丸内銀葵、北島中納言源顯家末子某(北島天童丸。延元興國の頃より、津輕波岡城に居て氏とす)——此の間十七代不詳、代々波岡城に居る)——顯元(波岡勸解由。天文の頃、晴政公の叔父石川左衛門尉高信君に仕へ、信直公の時、公弟波岡彦次郎政信君・波岡え御移りに依て、之を去る)——某(佐渡、波岡吉左衛門。信直公天正十八年、大浦爲信が亂を遇れて三月に來る。地方百石を賜ふ。弟を兼平平八郎と云ふ、別系)——顯堅(吉左衛門。信直公の時、家督。此の時現米百石、一本百駄也。弟顯休・波岡六左衛門と云ふ)——顯尙(五郎吉、勸解由左衛門)——茂顯(勸解由左衛門、吉左衛門)——茂寅(五郎吉、吉左衛門。妻は荒木田甚左衛門定治女)——春氏(或は茂長、又茂吉、十助、吉右衛門、吉左衛門、妻は舟越與兵衛有女)——茂武(或は春成、十太郎、吉右衛門)——女(笠間茂助妻、或は斐綿瀧兵衛顯證後妻)、妹太田茂左衛門の妻、後荒木田忠兵衛景朝後妻)、弟茂好(龜吉、十助、吉左衛門)と見ゆ。

5 清和源氏南部氏族 南部安信の子高信其の子政信・波岡にありて、波岡氏を稱す。前項に波岡彦次郎政信これ也。永慶軍記に「浪岡の津輕彦三郎政信が後見として、大浦右京亮、大光寺左門佐の二人、南部より差添へられ、右京亮は四根城に居住し、大光寺は上浦の城にぞ住しける。されば兩雄は必ず争ふ習なれば、軍兵三百餘騎を備して、大浦右京亮は四根の城を出馬す」と(大浦、大光寺條參照)。地名辭書に「浪岡政信の事信け難し。諸書往々此の説を擧げ、大浦爲信が浪岡を取るを以つて、天正十六年の事と爲すに至る、誤れり。蓋し六年の事のみ。又、北島顯村と南部石川高信に係る事跡を混じて、浪岡政信と爲すに似たり」と。

6 陸中の浪岡氏 ホロワタ條を見よ。

7 雜載 奥南盛風記に「津輕六奉行・大浦、大光寺、汗石、乳井、兼平、波岡」と。

色より起り、戦國の頃、清宗・長曾我部國親の三女と婚す。後元親に降る事、南海通記等に見え、南路志に「波川支藩頭清宗は、元親公の妹婿なり。武勇の譽ありて、播多郡山路城を守りしが、罪ありて天正八年五月、一族盡く滅亡せらる」と。元親記、高岡郡波川謀叛の條に「波川には幡多の山路の城を預け置かれしが、不届の子細有りて召し上げられ、又波川へ移住す。大津の城に御入りの一條内政殿に粗し、謀叛・露顯により、頭を剃り、高野へ入らんとて、阿州海部まで越ゆるを、親類に仰せられ、海部にて切腹せしめらる」と(地名辭書)と載せたり。

濤川 ナミカハ

並川 ナミカハ

並河 ナミカハ

1 桓武平氏相馬氏族 丹波國桑田郡並河邑より起る。當郡の名族にして、天正年間、並河易家あり、明智氏に降る。相馬族と云ふは次項氏と同一流との意か。並河城(並河村)は此の氏の居城也。その後享保中、並河五郎誠所・五體内志を著はす。誠所(水、尚永)は儉嗇の子也。その弟亮(天民)も學名高し。

2 下總の並川氏 相馬郡藤代邑の豪族にして、總常軍記に並河兵部・見ゆ。前項參照。

3 雜載 土御門家々司に並河氏、又園部小出藩年寄、筑前原田家臣等に此の氏見ゆ。又青蓮院宮家臣に並河式部某廣・歌人として名あり。又京極殿給帳に「六百石並河平右衛門」、堀尾山城守給帳に「五百石並河平助、三百石並河四郎兵衛、百石並河喜太郎、二百三十石並河藤兵衛」等見え、又革島系圖に「幸重・並河氏を繼ぐ、並河氏は堀尾山城守家臣也」と載せたり。

又松前藩に並川吉兵衛あり、島牧郡に宰たり。又伏見役人に並河八郎兵衛、又尾張家臣並河芳庵の子健は譽山と號す、學名あり。

浪具 ナミカヒ

並木 ナミキ 下總に橋並木内莊あり。その他、武藏、上野、下野等に此の地名存す。

1 中臣姓 下總國香取郡の並木邑より起る。當國の豪族にして、東鑑卷二十五に並木彌次兵衛尉を擧げたり。此の地に並木神宮寺あり、子松神社(元慶三年紀所載)の社寺也、關聯する所あるか。大般

若經の函あり、「下總國白井莊鹽古六所社壇藏、貞治二年云々」と。

2 武藏の並木氏 足立郡に並木邑あり、一に双木に作る。この地より起りしもある。又前項氏の族と云ふも多きが如し。新編風土記、葛飾郡條に「慶長年中、下總栗橋村の民池田鴨之助、並木五郎平と云ふの新田を開墾す」と。又久良岐郡條に「藤田村に並木氏あり、祖先並木伊賀守高連と稱す。吉良氏に従ひ、荏原郡世田ヶ谷に住し、後當所に移りて土著す。卒年等詳ならず」と。又總社の神人に並木氏、總社誌たり。

3 信濃の並木氏 滋野氏の族と云へど眞相を詳かにせず。當國の名族たり。

4 美濃の並木氏 武德安民記(武野安齊が作といふ)の岐阜勢敗績の條に「上有知の城主佐藤才二郎、並木造左衛門、百々越前守等、數千人を差し向けて、大野と新加納との間に屯を張らしむ云々」と。佐藤條參照。

5 雜載 その他、鹿島鍋島藩用人に此の氏あり。又浪華の人並木宗輔(松屋宗介)は四澤一鳳の門、狂言作者として名あり。その門並木丈助、また並木正三(和泉屋

久太郎)、その門並木五瓶(香八)は江戸に下り名を成す。二代五瓶は藤田金次郎、三代五瓶は因幡屋小半次と稱せり。又紀伊國牟婁郡久木村地土に、並木淳藏あり(續風土記)、又石見等に存す。

波木 ナミキ

波來 ナミキ ナミク 石見に存す。

並栗 ナミクリ 山城の古姓也。

1 並栗臣 山城國列栗郷名を貢ふ。

2 並栗臣族 天平十五年四月の弘福寺田數帳に「列栗郷戸主並栗臣族手卷」等、戸主四人を載せたり。

3 無尸の並栗氏 正倉院天平勝寶五年文書等に見ゆ。

並栗 ナミクリ 前條に同じ。

浪越 ナミコシ ナゴシ ナゴシ、及びナゴヤ條を見よ。

浪坂 ナミサカ 和名抄、大和國宇陀郡に浪坂郷を收め、奈無佐加と註す。和銅六年紀に「宇太郎浪坂郷人、銅鑄を長岡野の地に得」と見ゆ。

波瀬 ナミセ 村上源氏北島氏の族にありハセ條を見よ。又三河にもあり、皆ハセ條に收む。

列田 ナミタ



○ 列田朝臣 引田の誤か、東大寺奴婢籍帳等に見ゆ。

波田 ナミタ 石見御神本氏の族にして、御神本系圖に「益田兼久の子兼國・波田典一とあり。ハタ條に詳か也。」

波津 ナミツ ハツ條に併せ收む。

波槻 ナミツキ 相槻物部條參照。

○ 波槻宿禰 相槻物部の後なるべし。桓武後紀に波槻忌寸麻呂なる者あり。

並次 ナミツギ

相槻物部 ナミツキノモノノベ 職業部の一にして、大和國十市郡兩槻邑にありたる物部ならむと云ふ。姓氏錄、未定確姓、大和の部に「相槻物部。神饒速日命・天降の時、相槻物部の後と云へり、見えず」と載せたり。

波梨 ナミナシ ハナシ條を見よ。

浪野 ナミノ 次條を見よ。

波野 ナミノ 豊後に此の地名存し、又佐力者に浪野東助あり(人名辭書)。

波平 ナミノヒラ 鍛冶銘鑑に「浪平正國は大和の人、薩州溪山に住し、一條帝の勅を奉じて御劔を作る」と。子孫・橋口氏と稱し、業を紹ぐ九百餘年、世々其の銳利を稱す。源平盛衰記に「猪俣近平六則綱が刀

は薩摩國住人浪平作の一物なり」と云ひ、又太平記に「畑六郎左衛門が刀も浪平の名刀なり」しよしを傳ふ。下りて近江守安張は安張壽庵と號す。壯年島津義弘に従ひて朝鮮に赴き、刀を造りて將士に給す。凱旋の後寛永十九年に歿す。その養子大和守安行は、鹿兒島の刀匠丸田伊豆正房と名聲並び振ふ。新刀辨疑にも「正直同位の上手也」とあり。元禄八年七十六歳にて歿す。その後、勘之丞安行(文化五年六十六歳歿)等皆名あり。

波平物は應永以後に於いて、其の製作・最も盛大なりしが如し。古刀に在りては「波平行安・嘉曆二年」、また「隅州住人波平安行・嘉曆四年」、また「正和三年・隅州谷山波平草家安法師」、隅州谷山郡波平安光・文弘三年」などと銘す(古刀銘鑑、地理纂考、地理志料、地名辭書)。

波上 ナミノヘ 琉球に波上宮あり、連玉男尊、伊弉册尊、事解男尊を奉祠す、那覇區若狹町に鎮座す。

波生 ナミフ ハフ條に詳か也。その條を見よ。

並部 ナミベ

浪間 ナミマ 武藏國新座郡下白子村の名

走して、其の事成就せし故に、其の功を以て老名に準ぜしなり」と。

佐竹系圖に「南宮左衛門、錦江・走廻りによりて、上杉七郎殿・當方へ養子す」と。これ也。サタケ、ワダノ等の條を見よ。

3 藤原姓 陸前國宮城郡の南宮庄より起る。留守文書、文暦元年十一月廿九日執權下知狀に「早く藤原氏・字乙姫を以つて、陸奥國宮城郡南宮庄内荒野漆町、岩切村地頭職を領知せしむる事。右の人・亡父家元が今年七月八日の讓狀に任せ、領知すべきの狀、仰に依り下知・件の如し」と。

この氏は、留守家の重臣にして、餘目書記に「外様には執事、侍所といふもの候はず候。留守には佐藤をしつじといひ、南宮を侍所と云ひ候。大崎・京都より貞和二年に御下向まへは、佐藤をば御父と云ひ、家部をば御母と云ひ候」と載せ、また「佐藤、南宮・同心し、五木田入道を夜打にうつ。そのおんりやう、今に宮城に候也」など多く見ゆ。

4 雜載 尾張竹腰家々臣南宮仲八勝の子關六岳は儒者として名あり、大湫と號す。

並松 ナミマツ 宗長東路の菴に「濱川並松別當・俗・長野、姓石上なり」と。ナガノ、イツノカミ、ナミエ等の條を見よ。

並柳 ナミヤナギ 豊後國田原に、並柳四郎・見ゆ。

並山 ナミヤマ

難 ナン 山城の古族にして、正倉院天平八年文書、また續日本紀天平十七年正月條、寶龜八年三月條等に見ゆ。大同方に「都々喜郡市野邊難帆磨」なる者あり。

南井 ナンキ ミナミキ

南院 ナンキン ナキン 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に「道隆・中關白と號し、又南院殿と號す」と見え、又菊池系圖等に同様あり、藤原條參照。

南郷 ナンガウ 攝津、遠江、上總、岩代、肥後、日向、薩摩等に此の地名存す。

1 大和の南郷氏 廣瀨郡の南郷邑より起る。至徳元年四月の大和武士交名に南郷殿を載せ、下つて應永の頃、南郷松家なる者・筒井順永と戦ひし事、國民郷士記に見え、後に菅尾氏に屬す。ツツキ、ハシラ等の條參照。

2 桑波田氏族 薩摩の南郷氏にして、日

置郡南郷より起る。既に建久八年十二月の大番參勤交名に南郷高揚房を載せたるにより、古くより豪族たりしを知るべし。タハタ條を見よ。

3 大隅の南郷氏 豐後郡鶴丸村霜崎神社に、天正二年、地頭南郷治部忠行が再興の棟札あり。

南合 ナンガフ 白川松平藩用人に此の氏見え、又武藏に存す。

南季 ナンキ

南切谷 ナンキリヤ ナキリヤ條を見よ。

南宮 ナンクウ 美濃、及び奥州に南宮莊、また陸前、備中等に此の地名存す。

1 美濃の南宮氏 美濃國に南宮神社あり金山彦命を奉祀す、天下大社の一にして、不破郡宮代村に鎮座す。この地より起る、次項を見よ。

2 常陸の南宮氏 新編國志に「南宮。美濃國、南宮より出づ。戸村本には南宮は美濃守人にて、上杉氏に仕ふ。佐竹義仁養子の後來り仕ふ。義盛の代に出頭して、老名に准せらるとあり。然れども義盛は義仁の養父なれば、盛は憲の誤と見ゆ。義憲は義仁の始名なり、初め義仁の養子となるとき、南宮左衛門と錦江和尚と奔

走して、其の事成就せし故に、其の功を以て老名に準ぜしなり」と。

佐竹系圖に「南宮左衛門、錦江・走廻りによりて、上杉七郎殿・當方へ養子す」と。これ也。サタケ、ワダノ等の條を見よ。

3 藤原姓 陸前國宮城郡の南宮庄より起る。留守文書、文暦元年十一月廿九日執權下知狀に「早く藤原氏・字乙姫を以つて、陸奥國宮城郡南宮庄内荒野漆町、岩切村地頭職を領知せしむる事。右の人・亡父家元が今年七月八日の讓狀に任せ、領知すべきの狀、仰に依り下知・件の如し」と。

この氏は、留守家の重臣にして、餘目書記に「外様には執事、侍所といふもの候はず候。留守には佐藤をしつじといひ、南宮を侍所と云ひ候。大崎・京都より貞和二年に御下向まへは、佐藤をば御父と云ひ、家部をば御母と云ひ候」と載せ、また「佐藤、南宮・同心し、五木田入道を夜打にうつ。そのおんりやう、今に宮城に候也」など多く見ゆ。

4 雜載 尾張竹腰家々臣南宮仲八勝の子關六岳は儒者として名あり、大湫と號す。

その子大助(六年)は藍川と號す、尾州藩儒也。

南口 ナンクチ 石見に存す。ミナミクチ條參照。

南雲 ナンクモ ナクモ 越後の名族也。マセ、及びミナミクモ條を見よ。

南家 ナンケ

1 藤原南家 フヂハラ條を見よ。太平記卷三十に南家の儒者藤原少納言有範と。

2 三善姓 南家系圖に「清行(宰相、式部大輔)」。 文江 文明 道統 佐忠 良助 連行 茂明 雅頼 淨藏 〇〇 大願寺 一本流所 爲長 爲廉 行康 行衛 長衛 大内侍 爲守 爲平 爲衡 爲平 持衡 康衡 春衡 正四下 北山家入 爲守 正四下

その他は三善條を見よ。またミナミ條參照。

南外 ナンゲ



南湖 ナンゴ 甲斐、相模等に此の地名存す。甲斐の南湖はナゴ條を見よ。

南江 ナンゴウ 楠木正成配下の將に南江備前守正忠あり。淡川に戦死し、廣嚴寺に靈牌あり。ミナミエ條參照。

南西 ナンサイ 太平記卷三十一、新田義宗、義治に従ふ所に「南西、高田、中村云々」と。金勝寺本には葛西に作る。

南城 ナンジャウ ナキ 那須氏の族にして、那須系圖に「資藤—某(南城)」と載せたり。

南石 ナンセキ 備前に存す。

南禪寺 ナンゼンジ 洛東の大刹、臨濟宗の本山、京五山の上に位す。その所領多き内、康正段錢引付には「二十貫文、南禪寺領、段錢、十貫文、南禪寺定綱都立、段錢、二十貫文、南禪寺領、段錢」など載せたり。

南段 ナンダン 大和山邊郡の豪族に南段左内あり。ミナミダンカ。

南陀樓 ナンダロウ 南陀樓綾繁は小林重耶左衛門の職名也。

南條 ナムテウ ミナミテウ 下總に南條庄、越前、讃岐に南條郡、その他、伊豆、安房、信濃、越後、伯耆、筑後等に此の地名存す。その他にも多かるべし。

1 和邇部姓 次項氏は一に和邇部姓、富士大宮司の族と云ふ。

2 平姓 駿河國富士郡の豪族にして、富士姓と云ひ、又平姓とも傳ふ。鎌倉の頃、南條時光あり、元亨三年、その館址を捨て、妙蓮寺(上條邑)を創立し、僧日華を開基僧とす。又これより前、同邑に大石寺を建立し、日興を開基僧とす、日華の師也。その他、日蓮書、建治元年に「南條殿」と見ゆ。第十二項參照。

3 藤原南家工藤氏族 伊豆國田方郡南條より起る。工藤二階堂系圖に「祐經—薩摩守祐長—祐廣(坂本南條十郎)」と見ゆ。次項氏との關係未だ詳かならず。

4 伊豆の南條氏 田方郡の南條邑より起る。前後兩項參照。曾我物語に南條小太郎を載せ、下りて元弘年間、南條時綱あり。後世、後北條氏に屬し、世々四郎左衛門と稱す(伊豆志稿)。

氏人は東鑑卷十八に南條平次、二十一、二十五に南條七郎、三十一、三十二に南條七郎左衛門尉、三十一に南條兵衛尉、三十三に南條平四郎、南條八郎兵衛尉忠

時、四十四に南條左衛門四郎、四十六に南條八郎兵衛、南條兵衛六郎、南條左衛門二郎、四十七、四十八、四十九に南條新左衛門尉賴員、等見ゆ。鎌倉幕府の重臣也。

また承久記卷四に南條七郎を載せ、其の後、太平記卷一に「東使長崎四郎左衛門泰光、南條次郎左衛門宗直」、卷二に南條左衛門高直を挙げ、又梅松論に「南條左衛門尉、並に安久入道、一所にて命を殞す」と。以下次項、及び第十項を見よ。

5 武州佐々木氏族 前項氏と同族ならん新編武藏風土記、花原郡卷に「深澤(深澤村)。北條家臣南條右京亮重長。此の地を領せし頃取立し楳上の城也。天正十八年、北條家没落の後、重長この所をこぼちて平地となし、そのまゝ、號居せり。其の後重長が子孫は出丸の跡に「住む」と。谷間系圖に「佐々木近江守氏綱の二男伊賀守義重、其の子を南條山城守重頼と云ふ。北條家に仕へ、その子南條右京亮重長、是も父と共に、左京大夫氏康、その孫氏直に至るまで仕ふ。重長は後山城守と改め、又小谷岡但馬と號し、又山崎但馬、後谷岡但馬入道安と改む」と

云ふ。按ずるに北條分限嶺に南條右京亮みえず、則ち同人なるべし。されど此の人は相州豆州の内には領知ありしよし載すれど、武州の内には見えず。又品川妙國寺に藏する永祿四年の文書に、南條飛驒入道と云ふあり、此の人も一族にや(新編風土記)と。タニツカ條を見よ。

また「式部少輔宗俊(北條氏政家臣)一同隆政—十兵衛隆政、家紋丸に揚羽蝶、三蝶。



南條權三郎

6 桓武平氏千葉氏族 下總國南條庄より起る。地理志料に「千葉系圖に南條八郎胤俊あり。慈惠寺曆應元年の文書に南條郷に作り、成毛系圖に南條莊とあり」と。

7 信濃の南條氏 埴科城南條邑より起りしか、南條氏は上杉謙信の將たりき。

8 藤原姓 大宰権帥隆家の裔にして、薩摩祐能の子十郎祐廣を祖とすと云ふ。その實、第三項氏と同族ならん。なほサツマ條を見よ。

9 那須氏族 南城氏に同じ。

10 藤原姓(平姓) 第四項氏と同族か。寛永系譜には伯耆の南條氏の流とす。系圖に「因幡(帶刀則親、北條美濃守氏規家老、上野國館林城代)―帶刀則勝(北條氏規、後に家康に仕ふ)―金左衛門則門(則政)―勘兵衛則綱(金之丞、則盛)」と載せ、家紋上リ藤、鶴葉(鶴の圖)。

11 陸前の南條氏 大崎氏家臣にして、南條下總は色麻郡(加美郡)中新田城に據る。大崎左衛門隆義家臣に南條大膳、南條下總守等あり。

12 陸中の南條氏 岩手郡仁王邑の豪族にして、南北朝の頃南條時光あり、駿河大石寺文書、建武元年九月廿七日の奉書に「岩手郡二王郷三分二の事、左衛門六郎清時に仰せらるゝ處、本主と稱して渡さず」と。第二項を見よ。又後藤、佐渡等の條參照。この時光は不知方、福士氏の祖ならんと云ふ。コジカタ條を見よ。

13 蝦夷地の南條氏 長祿中、南條季繼あり、上磯郡を領す。又松前系圖に「太郎基廣は家臣南條越中廣繼が養子」と。カキザキ條を見よ。

14 名和氏族 伯耆國河村郡(東伯郡)南條邑より起る。名和系圖一族に列し、又一本に「長年―義高―光顯(始名は武興、

又光興、南條三郎、法名昌徳)と見ゆ。伯耆の南條氏の出自につきては説頗る多し。前後數項參照。流も多かりしが如し。

15 佐々木氏族 前後數項參照。伯耆東伯南條より起り、南條城に據る。民談記に「鹽治高貞の次子・伯耆守貞宗の居城也」と。第五項とは別ならん。

16 伯耆の南條氏は、應仁記卷二に「伯耆には南條、進」と。オカモ條八七四頁參照。その後、大永中、羽衣石の南條宗時、同族小鴨氏と共に尼子經久に討たる。而して安西軍策に「南條豐後守宗時(伯州の浪人)、南條伯耆入道宗勝、子息伯耆守元次、南條九郎左衛門」等を載せ、又「南條元清が籠りたる小鴨、岩倉の城」と云ひ、又由良城にも南條氏・據りしを天正七年吉川元春、これを抜くとあり。又草薙家傳に「天正九年、伯耆の南條勘兵衛尉羽衣石に在城し、小鴨左衛門佐・岩倉に居るを、吉川駿河守、これを討つ」と。又因幡志に「羽衣石の城主南條元次、小鴨元清兄弟」また「南條元續云々」と云ひ、また陰徳太平記に「南條信正・毛利家の杉原盛重と長瀬川に對陣す」と。而して豊鑑卷三に南條伯耆守を載せたり。出自



は前後數項を見よ。後裔は第十八項にあ  
り。

又富國出の名醫に南條宗盛あり、從子宗  
虎(一鴨)は豐臣氏に仕へ、法眼となる。

17 清和源氏山名氏族 伯耆の南條氏にし  
て、寛永系圖に「山名輝正大弼教豐の四  
男肥後豐繼・海老名を稱し、其の子源助  
豐一、其の子肥後守政近、羽衣石にあり  
て南條を稱す」と云ふ。其の子政繼也。

家紋柄、七葉の根柢。志賀條參照。  
18 平姓 伯耆の南條氏にして、第十六項  
宗勝の子元續(勳兵衛、伯耆守)、天正中、  
秀吉に屬す。其の子忠成(元續、勳兵衛、  
伯耆守)羽衣石四萬石を食みしも、關ヶ原  
の役、四軍に應じて亡ぶ。南條氏系圖に  
「伯耆。平氏。家紋夕顔。某(南條紀伊守。  
傳へて伯耆一州十七萬五千石を領し、倉  
吉城主と云ひ、或は羽衣石城主と。剃髮  
して實名を用ひ、宗勝と稱す)一元清(南  
條左衛門尉。羽衣石城主。毛利隆興守元就  
の烏帽子子となり一字を賜ひ、剃髮して  
元宅と號す。同名中務が家山田越中と  
云ふ者の讒言に因り、秀吉公の命を以つ  
て、肥後國宇土の城主小四攝津守行長に  
預けられ、已にして浪宰と爲り、小四・度

備前池田侯の本陣にて、能福寺の中興長  
盛上人は此の家より出でしと云ふ。

21 紀伊の南條氏 那賀郡曾屋邑地土に南  
條千太郎あり。

22 淡路の南條氏 賀集八幡宮應永の寄進  
狀に南條春時・見ゆ。

23 清原姓五條氏族 筑後五條系圖に「彈  
右衛門頼昭一頼貞(喜助、家を分つて南  
條と號し、名を春養と改む。延享四年、  
山鹿郡岩野村に住す)一頼常(南條三説、  
寛政十一年、筑後を離れ、永く肥後に住  
す)と見ゆ。

24 筑後の南條氏 野史に「當國南條城主  
に南條中務大輔光明あり、天正初年、大  
友龍造寺の戦に、食邑を失ひて秀吉に仕  
へ、九州征伐の際、舊邑を復せしが、關  
ヶ原役、西軍に驚し家亡ぶ」と云ふ。又  
田中家臣知行別帳に「二百五十石南條平  
左衛門、七百石南條三右衛門」等を收む。

南殿 ナンデン ナデン 便宜上ミナミド  
ノ條に收めたり。

南曇 ナンドン 信濃に此の氏あり、南阿  
曇より起りし故か。

難波 ナンバ ナニハ條を見よ。

難破 ナンバ ナニハ條を見よ。

長五年九月落居の後、加藤肥後守清正の  
懇情あるに依り、同州熊本城下に住し、  
秀頼公の代、加藤清正・元宅を召し連れ、  
無誤の通り、申し開く爲に攝州大坂に赴  
く。時に船中より相煩ひ、保養の爲、上京  
し、養生相叶はずして、京師にて病死す)、  
弟某(南條勳兵衛、伯耆守。左衛門尉の弟  
たりと雖、本妻の腹なるに依りて父の家  
督を繼ぎ、伯州を領す)一南條中務(小  
名虎熊、大坂龍城の節、家臣小田越後の  
逆意により自殺)と。勳兵衛は元續の事  
也。一本に伯耆守元次に作る。

元清の裔は同系圖に「元清—某(南條勳  
三郎)一元信(大膳、細川越中守に仕ふ)一  
元和(左近、細川越中守の二男元信・之を  
養ひ、女を以つて之に妻はす、後に長岡  
左近と改む)一是庸(米田監物、細川越中  
守に仕ふ。米田監物は長の家督と爲る)』  
と。又元信の弟「某(南條牛之助。細川  
越中守忠利に仕へ、後に松平讃岐守に扶  
助せられ、剃髮して隨世と稱す)一某(南  
條一左衛門、松平讃岐守に仕ふ)』と。

次に勳三郎の弟「宣政(南條若狹守、小  
名作十郎。秀頼公に仕へ、後に家康公の  
上意を以つて加藤肥後守に仕ふ、妹は森

長五年九月落居の後、加藤肥後守清正の  
懇情あるに依り、同州熊本城下に住し、  
秀頼公の代、加藤清正・元宅を召し連れ、  
無誤の通り、申し開く爲に攝州大坂に赴  
く。時に船中より相煩ひ、保養の爲、上京  
し、養生相叶はずして、京師にて病死す)、  
弟某(南條勳兵衛、伯耆守。左衛門尉の弟  
たりと雖、本妻の腹なるに依りて父の家  
督を繼ぎ、伯州を領す)一南條中務(小  
名虎熊、大坂龍城の節、家臣小田越後の  
逆意により自殺)と。勳兵衛は元續の事  
也。一本に伯耆守元次に作る。

元清の裔は同系圖に「元清—某(南條勳  
三郎)一元信(大膳、細川越中守に仕ふ)一  
元和(左近、細川越中守の二男元信・之を  
養ひ、女を以つて之に妻はす、後に長岡  
左近と改む)一是庸(米田監物、細川越中  
守に仕ふ。米田監物は長の家督と爲る)』  
と。又元信の弟「某(南條牛之助。細川  
越中守忠利に仕へ、後に松平讃岐守に扶  
助せられ、剃髮して隨世と稱す)一某(南  
條一左衛門、松平讃岐守に仕ふ)』と。

次に勳三郎の弟「宣政(南條若狹守、小  
名作十郎。秀頼公に仕へ、後に家康公の  
上意を以つて加藤肥後守に仕ふ、妹は森

長五年九月落居の後、加藤肥後守清正の  
懇情あるに依り、同州熊本城下に住し、  
秀頼公の代、加藤清正・元宅を召し連れ、  
無誤の通り、申し開く爲に攝州大坂に赴  
く。時に船中より相煩ひ、保養の爲、上京  
し、養生相叶はずして、京師にて病死す)、  
弟某(南條勳兵衛、伯耆守。左衛門尉の弟  
たりと雖、本妻の腹なるに依りて父の家  
督を繼ぎ、伯州を領す)一南條中務(小  
名虎熊、大坂龍城の節、家臣小田越後の  
逆意により自殺)と。勳兵衛は元續の事  
也。一本に伯耆守元次に作る。

元清の裔は同系圖に「元清—某(南條勳  
三郎)一元信(大膳、細川越中守に仕ふ)一  
元和(左近、細川越中守の二男元信・之を  
養ひ、女を以つて之に妻はす、後に長岡  
左近と改む)一是庸(米田監物、細川越中  
守に仕ふ。米田監物は長の家督と爲る)』  
と。又元信の弟「某(南條牛之助。細川  
越中守忠利に仕へ、後に松平讃岐守に扶  
助せられ、剃髮して隨世と稱す)一某(南  
條一左衛門、松平讃岐守に仕ふ)』と。

次に勳三郎の弟「宣政(南條若狹守、小  
名作十郎。秀頼公に仕へ、後に家康公の  
上意を以つて加藤肥後守に仕ふ、妹は森

長五年九月落居の後、加藤肥後守清正の  
懇情あるに依り、同州熊本城下に住し、  
秀頼公の代、加藤清正・元宅を召し連れ、  
無誤の通り、申し開く爲に攝州大坂に赴  
く。時に船中より相煩ひ、保養の爲、上京  
し、養生相叶はずして、京師にて病死す)、  
弟某(南條勳兵衛、伯耆守。左衛門尉の弟  
たりと雖、本妻の腹なるに依りて父の家  
督を繼ぎ、伯州を領す)一南條中務(小  
名虎熊、大坂龍城の節、家臣小田越後の  
逆意により自殺)と。勳兵衛は元續の事  
也。一本に伯耆守元次に作る。

元清の裔は同系圖に「元清—某(南條勳  
三郎)一元信(大膳、細川越中守に仕ふ)一  
元和(左近、細川越中守の二男元信・之を  
養ひ、女を以つて之に妻はす、後に長岡  
左近と改む)一是庸(米田監物、細川越中  
守に仕ふ。米田監物は長の家督と爲る)』  
と。又元信の弟「某(南條牛之助。細川  
越中守忠利に仕へ、後に松平讃岐守に扶  
助せられ、剃髮して隨世と稱す)一某(南  
條一左衛門、松平讃岐守に仕ふ)』と。

次に勳三郎の弟「宣政(南條若狹守、小  
名作十郎。秀頼公に仕へ、後に家康公の  
上意を以つて加藤肥後守に仕ふ、妹は森

長五年九月落居の後、加藤肥後守清正の  
懇情あるに依り、同州熊本城下に住し、  
秀頼公の代、加藤清正・元宅を召し連れ、  
無誤の通り、申し開く爲に攝州大坂に赴  
く。時に船中より相煩ひ、保養の爲、上京  
し、養生相叶はずして、京師にて病死す)、  
弟某(南條勳兵衛、伯耆守。左衛門尉の弟  
たりと雖、本妻の腹なるに依りて父の家  
督を繼ぎ、伯州を領す)一南條中務(小  
名虎熊、大坂龍城の節、家臣小田越後の  
逆意により自殺)と。勳兵衛は元續の事  
也。一本に伯耆守元次に作る。

元清の裔は同系圖に「元清—某(南條勳  
三郎)一元信(大膳、細川越中守に仕ふ)一  
元和(左近、細川越中守の二男元信・之を  
養ひ、女を以つて之に妻はす、後に長岡  
左近と改む)一是庸(米田監物、細川越中  
守に仕ふ。米田監物は長の家督と爲る)』  
と。又元信の弟「某(南條牛之助。細川  
越中守忠利に仕へ、後に松平讃岐守に扶  
助せられ、剃髮して隨世と稱す)一某(南  
條一左衛門、松平讃岐守に仕ふ)』と。

次に勳三郎の弟「宣政(南條若狹守、小  
名作十郎。秀頼公に仕へ、後に家康公の  
上意を以つて加藤肥後守に仕ふ、妹は森

南波 ナンバ

南場 ナンバ

南方 ナンバウ 太平記卷九に南方左近將  
監時益とあるは、六波羅・南の探題の意也。  
又九州探題にも南北ありて「南方左近將監  
(前越後守)御分」など見ゆ。

南芳院 ナンバウキン 康正造内裏引付に  
「二頁文、南芳院領、段續」と見ゆ。

難波田 ナンバタ ナニハタ

1 桓武平氏村山黨 武藏國入間郡難波田  
邑より起る。武藏七黨系圖に「金子家範  
—小太郎高範—難波田小太郎—難波田彈  
正」と載せ、又史料本に「金子六郎家範  
—高範(難波田小太郎、東鑑金子小太郎)、  
弟家忠(金子十郎)」と見ゆ。應永の頃、難  
波田小三郎入道あり。

その居所南畑城(下南畑村)は、新編風土  
記、入間郡巻に「村の中央より少く東よ  
りにて、修験十王院の住る所其の地なり。  
其の城址は何の頃築きしや其のはじめを  
詳にせず。土人云ふ、天文の頃、上杉家に  
仕へし難波田彈正憲重が居城なりと。憲  
重は當國七黨の内、村山黨にて、金子六  
郎家範の子・難波田小太郎高範の後裔な  
り。上杉管領に仕へ、當國横見郡松山の

城代となる。天文十四年、憲重等がはか  
らひに因りて、古河の晴氏・上杉憲政に  
合力ありて、當國河越に出馬し、大軍を  
もて、北條上總介が籠りし河越城を責め  
しが、明るる十五年も落城の色見えざり  
けり。されど城中既に難儀の由、小田原  
に聞えければ、北條左京太夫氏康後詰と  
して、同年四月二十日、彼の陣に押寄せ  
一戦ありしを、晴氏、憲政の軍敗北し、  
憲重が父子三人・其のほとりの燈明寺口  
にて討死す。法諡を善銀と云ふ。此の人  
頗る武功の勇士にて、其の頃の軍記等に  
も、ほゞ露顯せし人なり。憲重討死の後、  
此の邊總べて北條家の分國として、其の  
旗下上田周防守某在城せしが、天正十八  
年の後廢城となれり。今城跡のさまを見  
るに、四方二町餘の地にて、追手は南の  
方小名宿畑と云る邊なり。土居及び畑の  
邊跡は四方に見ゆ。四の方に構臺の跡あ  
り、夫より一町餘を隔て、馬場、藏屋  
舖などの蹟殘れり。東の方三町許に代官  
屋舖の跡あり、土人の話に、昔は外廓あ  
りて、堀を二重に構へし由、此の邊の小  
名要害と云へるは、其の名殘なりとぞ。  
今も此所より西藏院、萬藏院の住める邊

左兵衛正妻也)一宗晴(南條次郎右衛門。  
森内記に仕へ、剃髮して元休と稱し隱居)  
—次郎右衛門(森美作守に仕ふ、兄弟數  
人あり)』と。又宗晴の弟「某(南條彌惣  
左衛門、浪人して京都に住し、剃髮して  
空菴と稱す)、其の弟宗俊(甲府公に仕ふ。  
母は水野市正の女(信長公の外孫也)」。心  
蓮院と號す。貞享五年戊辰九月十九日、  
江戸にて死す、年九十餘歳、傳通院に葬  
る)一右衛門、弟伊織、弟牛左衛門。又  
宗俊の弟に春仁(發心者)、妹は土井内藏  
允の妻、内藏允、大炊頭の甥也。其の妹  
は松平五郎兵衛妻也』と。

右の内、宣政、宗俊の後は幕臣にして、  
寛政系譜に「紀伊守(羽衣石城主)一豐後  
守宗勝(總兵衛)一左衛門尉元清(倉吉城  
主、後に秀吉に仕へ、朝鮮征伐に行き、  
歸陣の時、所領沒收)一勳十郎、弟若狹  
宣政(作十郎)一與兵衛宗俊一伊左衛門宗  
益一與兵衛俊賢—俊名』と。家紋夕顔、  
菱の内輪。

19 因幡の南條氏 伯州南條氏の旗也。因  
幡志、高草郡吉山村條に、南條勳兵衛を  
收む。

20 攝津の南條氏 八郡郡の名族にあり。

城代となる。天文十四年、憲重等がはか  
らひに因りて、古河の晴氏・上杉憲政に  
合力ありて、當國河越に出馬し、大軍を  
もて、北條上總介が籠りし河越城を責め  
しが、明るる十五年も落城の色見えざり  
けり。されど城中既に難儀の由、小田原  
に聞えければ、北條左京太夫氏康後詰と  
して、同年四月二十日、彼の陣に押寄せ  
一戦ありしを、晴氏、憲政の軍敗北し、  
憲重が父子三人・其のほとりの燈明寺口  
にて討死す。法諡を善銀と云ふ。此の人  
頗る武功の勇士にて、其の頃の軍記等に  
も、ほゞ露顯せし人なり。憲重討死の後、  
此の邊總べて北條家の分國として、其の  
旗下上田周防守某在城せしが、天正十八  
年の後廢城となれり。今城跡のさまを見  
るに、四方二町餘の地にて、追手は南の  
方小名宿畑と云る邊なり。土居及び畑の  
邊跡は四方に見ゆ。四の方に構臺の跡あ  
り、夫より一町餘を隔て、馬場、藏屋  
舖などの蹟殘れり。東の方三町許に代官  
屋舖の跡あり、土人の話に、昔は外廓あ  
りて、堀を二重に構へし由、此の邊の小  
名要害と云へるは、其の名殘なりとぞ。  
今も此所より西藏院、萬藏院の住める邊

右の内、宣政、宗俊の後は幕臣にして、  
寛政系譜に「紀伊守(羽衣石城主)一豐後  
守宗勝(總兵衛)一左衛門尉元清(倉吉城  
主、後に秀吉に仕へ、朝鮮征伐に行き、  
歸陣の時、所領沒收)一勳十郎、弟若狹  
宣政(作十郎)一與兵衛宗俊一伊左衛門宗  
益一與兵衛俊賢—俊名』と。家紋夕顔、  
菱の内輪。

19 因幡の南條氏 伯州南條氏の旗也。因  
幡志、高草郡吉山村條に、南條勳兵衛を  
收む。

20 攝津の南條氏 八郡郡の名族にあり。

城代となる。天文十四年、憲重等がはか  
らひに因りて、古河の晴氏・上杉憲政に  
合力ありて、當國河越に出馬し、大軍を  
もて、北條上總介が籠りし河越城を責め  
しが、明るる十五年も落城の色見えざり  
けり。されど城中既に難儀の由、小田原  
に聞えければ、北條左京太夫氏康後詰と  
して、同年四月二十日、彼の陣に押寄せ  
一戦ありしを、晴氏、憲政の軍敗北し、  
憲重が父子三人・其のほとりの燈明寺口  
にて討死す。法諡を善銀と云ふ。此の人  
頗る武功の勇士にて、其の頃の軍記等に  
も、ほゞ露顯せし人なり。憲重討死の後、  
此の邊總べて北條家の分國として、其の  
旗下上田周防守某在城せしが、天正十八  
年の後廢城となれり。今城跡のさまを見  
るに、四方二町餘の地にて、追手は南の  
方小名宿畑と云る邊なり。土居及び畑の  
邊跡は四方に見ゆ。四の方に構臺の跡あ  
り、夫より一町餘を隔て、馬場、藏屋  
舖などの蹟殘れり。東の方三町許に代官  
屋舖の跡あり、土人の話に、昔は外廓あ  
りて、堀を二重に構へし由、此の邊の小  
名要害と云へるは、其の名殘なりとぞ。  
今も此所より西藏院、萬藏院の住める邊

右の内、宣政、宗俊の後は幕臣にして、  
寛政系譜に「紀伊守(羽衣石城主)一豐後  
守宗勝(總兵衛)一左衛門尉元清(倉吉城  
主、後に秀吉に仕へ、朝鮮征伐に行き、  
歸陣の時、所領沒收)一勳十郎、弟若狹  
宣政(作十郎)一與兵衛宗俊一伊左衛門宗  
益一與兵衛俊賢—俊名』と。家紋夕顔、  
菱の内輪。

19 因幡の南條氏 伯州南條氏の旗也。因  
幡志、高草郡吉山村條に、南條勳兵衛を  
收む。

20 攝津の南條氏 八郡郡の名族にあり。

城代となる。天文十四年、憲重等がはか  
らひに因りて、古河の晴氏・上杉憲政に  
合力ありて、當國河越に出馬し、大軍を  
もて、北條上總介が籠りし河越城を責め  
しが、明るる十五年も落城の色見えざり  
けり。されど城中既に難儀の由、小田原  
に聞えければ、北條左京太夫氏康後詰と  
して、同年四月二十日、彼の陣に押寄せ  
一戦ありしを、晴氏、憲政の軍敗北し、  
憲重が父子三人・其のほとりの燈明寺口  
にて討死す。法諡を善銀と云ふ。此の人  
頗る武功の勇士にて、其の頃の軍記等に  
も、ほゞ露顯せし人なり。憲重討死の後、  
此の邊總べて北條家の分國として、其の  
旗下上田周防守某在城せしが、天正十八  
年の後廢城となれり。今城跡のさまを見  
るに、四方二町餘の地にて、追手は南の  
方小名宿畑と云る邊なり。土居及び畑の  
邊跡は四方に見ゆ。四の方に構臺の跡あ  
り、夫より一町餘を隔て、馬場、藏屋  
舖などの蹟殘れり。東の方三町許に代官  
屋舖の跡あり、土人の話に、昔は外廓あ  
りて、堀を二重に構へし由、此の邊の小  
名要害と云へるは、其の名殘なりとぞ。  
今も此所より西藏院、萬藏院の住める邊

右の内、宣政、宗俊の後は幕臣にして、  
寛政系譜に「紀伊守(羽衣石城主)一豐後  
守宗勝(總兵衛)一左衛門尉元清(倉吉城  
主、後に秀吉に仕へ、朝鮮征伐に行き、  
歸陣の時、所領沒收)一勳十郎、弟若狹  
宣政(作十郎)一與兵衛宗俊一伊左衛門宗  
益一與兵衛俊賢—俊名』と。家紋夕顔、  
菱の内輪。

19 因幡の南條氏 伯州南條氏の旗也。因  
幡志、高草郡吉山村條に、南條勳兵衛を  
收む。

20 攝津の南條氏 八郡郡の名族にあり。











九歳なるに(南部世譜附録に據る)、國代  
 たらざりしは、如何なる故なりしにか。  
 此の頃は八戸氏の方強大なりしにか。  
 師行・勤王の志篤く、國內の凶徒を平げ、  
 後延元三年上洛して、五月顯家卿と共に  
 泉州堺浦にて戦死せり。其の弟遠江守政  
 長、政長の三子右近藏人信政、左馬助政  
 持、兵庫助信助、信政の二子薩摩守信光、  
 彈正少弼政光等、南朝衰微の時に至るま  
 で、志を變せずして、勤王せり。  
 南部家傳舊正録には「根城、一萬五千石、  
 八戸氏在城」とあり。是れ、其の近古の封  
 土と見ゆ。後、寛永四年に至りて孫齋彌  
 六郎直榮(又直義)、閉伊郡遠野に移りて、  
 一萬二千七百餘石を領し、終に盛岡藩の  
 附庸となりて、世々彌六郎を稱し、一門  
 の上座たりき。明治三十年、師行一族が  
 勤王の功を追賞せられて、師行に正五位  
 を贈られ、今の戸主(南部義信、行義)に  
 男爵を授けられたり。分流に中館氏あり  
 て、其の家譜を傳ふ、所傳の古文書を輯  
 め、錯綜して綴りしもの、如し。仙臺の  
 齋藤維馨(竹堂)が八戸五世傳を作りて、  
 其の偉績を傳へたるも、主として此の中  
 館家系に據れり」とぞ。その他は、波木

井、八戸、新田、中館、南館等の條を見  
 よ。  
 その十九代を彈正直榮と云ふ。天正二十  
 年四十八城注文に「八戸、平城、破却、  
 南部彦次郎持」とある人に當る。又十符  
 菅駕に「八戸南部は、波木井師行の裔な  
 り。寛永四年に閉伊郡遠野にうつりて、  
 一萬三千石餘を領せり。南朝忠臣の家の  
 末なれば、このたび朝廷より古文書ども  
 の保護料として、こがねそ、こばくを給へ  
 り」と。  
 9 續流 三戸南部家にして、尊氏の教書  
 に「御方に參じ、軍忠致す。本領相違ある  
 べからざるの状件の如し。貞和二年四月  
 十一日」と。その後、足利持氏の下文に  
 「南部大膳大夫・源守行入道沙彌高法師  
 に下す、陸奥國司職事・右彼の職に於いて  
 は、今度御發向、最前に馳せ參じ、軍忠  
 を抽んず、全當國領・相違あるべからず。  
 國司領の事、先例の如く知行せらるべき  
 者也云々。領掌せしむるの状件の如し。  
 應永十八年六月一日」と。  
 又越川親元日記に「寛正六年、南部殿、  
 南部伊豫守殿」と。餘目舊記に「伊達、  
 葛西、南部、三人は何事も同輩に御座す」

と。又越川親俊日記に「天文八年閏六月、  
 奥州南部掃部助時吉、大館日記に「天文  
 八年七月十五日、南部彦三郎(晴政)、永  
 祿六年諸役人附に「關東衆・南部大膳亮  
 (奥州)、九戸五郎(奥州二階堂)」など見  
 ゆ。  
 又藩翰譜に「信濃守源利直は、三郎光行  
 が後胤、大膳大夫信直が男なり。光行が  
 後、代々鎌倉殿の御家人として、九代の  
 孫右馬頭茂時が代に當りて、正慶二年五  
 月廿三日、相摸入道平高時が滅びし時、鎌  
 倉にて自害しぬ。茂時が子伊豫守信長、  
 其の子遠江守政行、尊氏將軍の御教書を  
 賜ひて、本領を安堵し、政行が子大膳大  
 夫守行入道禪高・應永の亂に鎌倉殿の御  
 方として、軍忠を致し、持氏より、御下  
 文を賜ひて、陸奥の國司に補せらる。按  
 ずるに、この時より陸奥に下りしか。ま  
 た元より奥を領せしゆゑ、斯く御下文を  
 賜りしにや。  
 其の子南部庄司義政・永享十一年、鎌倉  
 の合戦に、大手を攻め破りて、普賢院殿  
 (義教)の御感に預り、黒母衣を許さる。  
 義政より九代、右馬允安信に男子五人あ  
 り。嫡子彦三郎晴政、二男石川左衛門尉

高信、三男南部遠江守、四男紀伊守、五  
 男親貞尉とぞ申ける。嫡子晴政が子彦三  
 郎晴繼卒して、其の嗣なかりしかば、左  
 衛門尉高信が男・大膳大夫信直を以つて  
 世嗣とす。天正十八年に至りて、豊臣關  
 白・北條を亡ぼし、奥に下らせ給ひし時、  
 信直・御陣に馳せ向ひ、見參して、本領  
 を安堵す」と。  
 10 歴代略譜 主として寛政系譜に據る。  
 初代 光行・信濃三郎、南部三郎、加々美  
 信濃守遠光の三男、母は和田左衛門尉義  
 盛が女。治承四年、石橋山の戦に、頼朝  
 に屬して軍功ありて、甲斐國南部郡を興  
 へらる。文治五年六月九日、鶴岡八幡へ  
 の社參に先陣の隨兵たり。七月、伊達の  
 泰衡を征伐の時從軍して、阿津賀志山、國  
 見澤において戦功あり。陸奥國を分ちて  
 軍功の士三十六人に宛行はる。光行もそ  
 の列にありて、九戸、閉伊、鹿角、津輕、  
 樺部(後樺部郡を割きて三戸郡、北郡を  
 置く)の五郡を領す。  
 十二月二十九日、樺部郡三戸に入郡、既  
 にして三戸に城を築きて居住す。建久六  
 年、南都東大寺供養、及び石清水參詣の  
 供養に列し、建保三年十一月二十一日卒

す。昭岩碑公(今の呈請照山碑公)と號  
 す。雲樹院に葬る。室は源春光が女。幕  
 紋割菱。  
 二代 實光・光行の長子。彦次郎。母は春  
 光が女。(一に、二男たりと雖、その家を  
 嗣ぐ)。嘉祿四年、頼朝將軍の上洛に、隨  
 兵の騎馬にえらばれ、建長四年八月朔日、  
 宗尊親王・征夷大將軍に任ぜられ、鶴岡  
 八幡(社參の供奉に列し、のち參詣のと  
 きもしばしば)扈從す。六年十二月二十五  
 日卒、鶴林素公と號す。三光院(三戸郡  
 の上光庵)に葬る。  
 弟行朝・彦太郎、三郎。嘉祿四年、頼朝  
 將軍上洛のとき、騎馬にて供奉す。一に  
 一戸彦太郎行朝に作り、實光の兄なれど、  
 別腹なれば家を嗣がずと云ふも、東鑑、  
 尊卑分脈の順次にしたがふ。弟實長・三  
 郎、六郎。羽切井を稱す。八戸祖。弟宗  
 朝・四郎、孫四郎、四戸を稱す。弟行連、  
 五郎、九戸を稱す。  
 三代 時實・實光の子。一本時員、一に實  
 時。又次郎、薙髮號實順。建長四年(五  
 年)四月十四日、宗尊親王鶴岡參詣に直  
 垂を着し、劔をはきて乘輿の傍に候し、  
 七月八日、右兵衛督教定が泉谷の亭に方

違のとき供奉に列し、九月二十五日鶴岡  
 にをいて仁王會のときも、持劔の役をつ  
 とむ。弘長元年十二月五日卒、法諱實順、  
 (德雲明公)。葬地實光におなじ。  
 其の子宗經・彦三郎。庶子たるにより家  
 を繼がず。後に五代。以下次を見よ。  
 四代 政光・宗經の弟。初め政元、孫次郎。  
 文永二年七月二十三日卒、俊嚴(榮)公。  
 葬地同上。  
 弟政行・次郎、東と稱す。名久井工藤の  
 家を繼ぐ。その子又次郎師行、六郎政長  
 なりと。次に政行の弟宗實・孫三郎、北  
 を稱す。南部系圖・時實の子を政元、政  
 行、宗實の三とす。次に宗實の弟義元・  
 庄司。その子に義行(彦太郎、伊豫守)、  
 祐行(彦次郎)、宗行(彦五郎)の三人あ  
 り。  
 五代 宗經・時實の長子。彦二郎、彦三郎。  
 (一に政元季弟、一に五代を政光の子庄司  
 義光とす)。弘安六年五月十七日卒、直山  
 示公。西來院(山)に葬る。  
 六代 宗行・義元の三男。彦五郎。弘安八  
 年五月五日卒、逸山俊公。葬地宗經にお  
 なじ。子に政連と祐政とあり。  
 七代 祐行・義元の二男、弟の後を繼ぐ。



彦次郎。正應五年五月二十四日卒、雄山海公(常樂海公)、常樂院に葬る。  
 八代 政連・彌三郎、彌次郎。宗行の長男。乾元元年二月二十日卒、善林(善林)明公、葬地祐行におなじ。  
 九代 祐政・彦六郎。宗行の三男。元應元年九月六日卒、實山(實山)英公・戊就院に葬る。  
 十代 茂時・右馬頭。義元の孫、義行の長男。元弘三年(正慶二年)五月二十二日、北條高時滅亡のとき、鎌倉葛西谷にて自殺。正阿彌陀佛(正阿彌清宮天心教淨寺)に葬る。  
 十一代 信長・又次郎、遠江守、伊豫守。義行の二男。尊氏に屬し、延元四年(曆應二年)三月十日、軍功の賞として、陸奥國のうち、先例の如く支配すべきむねの御教書を授けられ、五月九日また奥羽兩國の竹木、及び山野海自由たるべきの教書をあたへらる。十二月十二日卒。天慶秀公、源性院に葬る。  
 次に信長の養弟、茂時の子爲重・左近將監。興國六年(貞和元年)三月二十六日戦功あるにより、民部少輔清顯の感状を受く。その弟祐長・雅樂助。正平十五年

(延文五年)六月五日、陸奥國津輕田舎郡冬井、日野間の兩郷、ならびに外濱野尻郷相傳にまかせ、領掌あるべきのむね、右馬頭清顯・書をあたふ。  
 一には信長の弟に仲行(茂長、爲長、左近將監)、茂行(雅樂助)を收め、盛風記には信長の弟六郎祐時(信行)、左近將監仲行(茂長、爲長)を載せたり。  
 十二代 政行・六郎、遠江守。信長の子。尊氏に屬し、軍忠をいたすにより、本領の地相違あるべからざるのむね、ふたたび教書をあたへらる。のち鹿苑院義滿・春の夜北山の邸にて鹿のなくをきき、これを厭勝せんとて、春鹿といふ題にてをの(和歌をよましむ。政行もその列にありて一首を詠ず「春かすみ、秋たつ霧にまがはねば、おもひわすれて鹿やなくらむ」と。義滿ふかく感嘆し、遂に散間に達せしかば、觀感ありて松風の硯を賜ふ。元中五年(嘉應二年)十月十八日卒、淨岳清公と號す。葬地祐政におなじ。  
 十三代 守行・左馬權頭、大膳大夫、禪高法師。政行の男。應永十八年、足利持氏、逆徒退治の時、すみやかにせまひりて軍功を勵すにより下文をあたへられ、陸

奥の國司職をうけたまはる。永享九年四月九日卒、祖山禪高、東禪寺と號す。閉伊郡遠野の東禪寺に葬る。室は八戸藤原守信光が女。  
 十四代 義政・初め行政、南部庄司、大膳大夫、遠江守。守行の男、母は信光が女。永享十一年、普廣院義教・足利持氏を遣伐のとき、大手口を攻めやぶりしにより、感状及び諱の字をあたへられ、義政と稱す。このとき又黒母衣をゆるさる。十二年七月十二日卒、旭山東公、高雲院に葬る。  
 弟に政盛(大膳大夫、十五代)、助政(興次郎、十六代)、信政(三郎、東氏)、成尊(僧)、行長(五郎)、等あり。又妹は葛西伯耆守晴信が室也。  
 十五代 政盛・彦次郎、大膳大夫。守行の二男、母は信光が女。文安二年九月二十四日卒、芳林傳公。葬地義政におなじ。  
 十六代 助政・興次郎。守行の三男。文安五年五月十日卒、陽山景公。總持院に葬る。弟光政(彦三郎)、時政(彦次郎)の二人、實は十五代政盛の子也。  
 十七代 光政・彦三郎。政盛の長男。寛正三年正月二十三日卒、梁山棟公。淨乘院

に葬る。弟信時(左衛門佐)、實は十六代助政の子也。  
 十八代 時政・彦次郎。政盛の二男也。文明五年三月五日卒、希山(希山)夷公。興禪院に葬る。  
 十九代 道繼・彦次郎。時政の男。文明十五年六月十二日卒、一峰天公(大公)。三戸郡法泉院(今法泉寺といふ)に葬る。  
 二十代 信時・左衛門尉、左衛門佐。助政の男也。文龜元年十二月三日卒、勝山慶公(景公)。葬地道繼におなじ。  
 二十一代 信義・修理大夫。信時の長男。文龜三年五月二十四日卒、梅仙芳公(梅山芳公)。葬地道繼におなじ。弟政康、右馬頭。弟重義・興九郎、野澤村知行、野澤を稱す。その弟光康・彈正左衛門、津輕の郡代となり、堤之浦知行。  
 二十二代 政康・彦四郎、右馬頭。信時の二男。永正四年二月十日卒、傑山昌公(昌山)。瑞雲院に葬る。  
 二十三代 安信・右馬允、一に右馬助。政康の男。永正五年四月五日卒、悅山(晚山)怡公。金剛院(一に三月郡寺院未詳)に葬る。南部系圖には安信の弟に高信、及び遠江守(淺水)、紀伊守(石龜)、靱負

頭(毛馬内)の四人を收む。  
 二十四代 晴政・彦三郎。安信の男。天文八年三月の居城・災にかゝるの時、累代相續の證文等焼失す。永祿六年三月十六日卒、彌山源公。大慈院に葬る。  
 弟高信・左衛門尉。津輕の城に住す。祖岩芳公。一に石川左衛門佐に作り、津輕石川城に住すといひ、また高信をもつて安信の弟とし、高信が弟に長義以下の三人を出せり。されど寛永系圖・高信が男、信直が傳に「晴繼早世し、信直從弟たりといへども、その家を繼ぐ」といふときは、高信は安信が二男にして、晴政が弟たらんかと。その子信直・九郎、大膳大夫。田子と稱す。後二十六代也。その弟政信・彦次郎、波岡と稱す。父高信に代りて津輕波岡城に住す。  
 次に高信の弟長義・遠江守。南と稱す、淺水の城主。その弟信房・紀伊守。石龜と稱す。その弟秀範・靱負、靱負頭、毛馬内と稱す。  
 次に晴政の女は、一、信直が室。二、九月彦九郎實親が妻。三、東中務朝政が妻。四、南禪正少弼盛義が妻。五、北主馬助秀愛が妻。又女子(高源寺)と。

二十五代 晴繼・彦三郎。晴政の男。永祿八年正月二十四日卒、芳梢花公(芳梢華公)。興元院に葬る。  
 二十六代 信直・大膳大夫、高信の長男。天文十五年陸奥國に生る。永祿八年晴繼が遺領を繼ぎ、天正十四年九月、陸奥國瀧石の主・手塚左京進某・封地に襲ひ來るの時接戦し、十六年新波郡の領主新波民部大輔詮元を討つ。これより先、弟彦次郎政信をして津輕の城代とし、家臣大浦右京爲信等を附屬す。その後、爲信彼の地に於いて毒計をもつて士民を懐け、政信卒するに及びて、反逆の色を顯はす。家臣九戸修理屋(左近將監、藩生記に右近)政實も、これに黨して兵を起す。信直まづ政實を討たんとして爲信を征するにいとまあらず、爲信その處に乘じて、終に津輕の地を保つ(大浦、津輕條參照)。天正十年、豐臣太閤・北條氏政父子を征伐あるにより、信直・小田原に馳せ參ず。藩翰譜に「或る記に曰く、此の時に至て、南部が被官津輕右京亮爲信を初めて、九戸修理亮政實等背きて、國中・靜ならず。信直・遊臣に逼られて、今は田子と云ふ城一つを守り居て、國中の事をだに知ら



ず。まして遠き境の事は、夢にだも知らず。斯る所に天正十八年春の末、都三條の邊に住む鷹商人清藏と云ひし者、南部に下りて、扱も殿は未だ知召されずや、當時天下を知召すは、豊臣關白秀吉公と申せし御方にて、關東の北條が、王命に隨はぬを、征伐し給ふ云々とて、有の儘に申上げ、御領安堵の御教書を取て參らせんと云ひければ、信直大に悦び、是に増したる事あらんと。彼の商人を使者として、當國の土産なれば、屈竟の逸物の馬共率かせて、相模國へぞ上せけること。かくて七月十八日、本領相違あるべからざるのむね朱印をあたらる。時に信直、反臣爲信、政實等が事を訴へ、誅伐あらん事を請のころ、太閤・前田利家をして、これを諭さしめてはいはく、さきに津輕右京爲信・自ら舊家と稱し、幕下に来り、既に本領安堵の朱印を授く、今またこれを伐ちがたし。この地平均の後、九月を誅戮あるべきなり。

信直はすみやかに歸國して、逆徒を押ゆべしとて、來國次の鷲指、及び衣服をあたらる。のち政實降参し、十九年再び反して九戸城に據籠る。これに與かる輩、

擲引出雲(清長、一に擲挽將監)、一戸圖書、姉帯大學(一に穴田井)、大湯四郎左衛門等、各その居所にたてこもる。

政實、兵を出して、木村伊勢秀茂が住する又重をせめらつといへども、木村固く守りて防戦す。この時、八戸薩摩某、政實が反心をきき、兵をひきゐて擲引出せめらつ。これによりて又重の敵兵引退く。信直・其の告をきき、速に誅將せんことをおもふといへども、その黨類おほし、こゝに九戸は要害の地たるにより、たやすくこれを鎮めがたし。かつ私に干戈をうごかさん事を憚り、大光寺左衛門某を九戸の押へとし、北尾張某を使として、前田利家に就いて、秀吉に事のよしを注進す。ときに政實、數百騎を發して、大光寺左衛門をうたんとす。これにより信直、三月を出張し、九戸城の北、長瀬川の邊に伏兵をまうけ、敵の進み來るを、さしはさみうちて勝利を得たり。又久藏備前某をして、一戸をせめて遂に圖書某をうちとる。

八月、秀吉・豊臣秀次を將とし、蒲生氏郷、淺野長政、堀尾吉晴等を先陣として

九戸城をうたしむ。このとき家康も岩手澤まで馬を出し、井伊直政をして先陣に加ふ。信直をよび男利直も諸將とおなじく先手にすむ。すでにして九戸城に押寄するのころ、姉帯大學・噴組の地によりて、其の道路をさへぎり、吉晴が備をうつといへども、兵寡きにより遂に敗走す。そののち九戸城を圍みて、戦ひをいどむといへども、固く守りて兵を出さず。利へ政實・大軍の敵しかたきに群島し、九月七日の夜長政が陣に降参す、八日殘兵猶ほ城を守るにより、直政急に攻めて、敵數多をうちとり、遂に落城す。

のち政實をはじめ、擲引出雲、大湯四郎左野門等を三迫にをいて誅戮す。此の歳、和賀、稗貫、紫波の三郡を加へられ、舊領を合せ、都べて十萬石を領す。

文祿元年、朝鮮征伐のとき、肥前國名護屋に赴き、石脇と銘せる御羅一木を授けらる。慶長四年十月五日卒、年五十四。江山公常住院・三戸郡の聖壽寺に葬る。室は晴政が女。

二十七日、利直・初め晴直、彦九郎、信直守、從五位下、從四位下。信直の男天正四年生。慶長四年、領地にをいて和賀主

馬某(一に多田主馬忠親)・一換を起し、近郷の地侍をかたらひ、岩崎の古壘に據籠り、花巻城に夜討すといへども、城代北尾張某・力戦して、賊徒數十人をうちとりのよし告げ來るにより、江刺家瀧兵衛某、内堀四郎兵衛某を使者として、山形にいたらしめ、事のよしを最上義光に達し、なを偽りなきのむね、番士より起請文を贈らしめ、利直は馬をかへし、十月岩崎城に發向す。しかれども雪深くして、人馬の駈引自由ならざるにより、押への兵を残して盛岡城に歸る。

六年三月、漸く雪消えて道路ひらけしかば、軍を發して岩崎城に出張せんとするのころ、さきに大屋小右衛門吉正・御鷹の事をうけたまはりて、盛岡にありしが、利直に、ふてとにも彼地におもむく。かくて岩崎城にをしよせ、七折館を本陣とし、大手口の先陣は大光寺左衛門某、毛馬内權佐某、擲手は榎庭安房某をむかはしむ。ときに城兵固く守りて戦はず、榎庭安房・兵を下知して、茶臼臺より本丸に攻入らんとせしかば、賊兵突いて出で防戦す。馬澤六助某、四戸清助某、首級を得たり。十八日、白石右衛門といへ

るもの、多勢を率ひて岩崎に加勢し、城中に入らんとす。石井又三郎某、一番に鎧を合せ、高畑主水某は鈴木將監を討ち、八木澤與四郎某は仁井田内膳をうちとりしかば、右衛門遂に敗走す。なほ相去口まで追ひうちして、敵の首若干を得たり。

寛永九年八月十八日卒、年五十七、月溪清公南宗院。盛岡の東禪寺に葬る。室は蒲生飛騨守氏郷が女。妹一は家臣八戸彈正直榮が妻、一は秋田忠次郎貞隆が室也。

二十八代 重直・權平、山城守、從五位下。利直の男、母は氏郷が女。寛文四年九月十二日、五十九歳にて卒す。嫡男兵五郎、早世したりしかば、堀田加賀守正盛が三男内藏助正勝を養ひて子とせしに、是れも早世して、世嗣とすべき子なかりし程に、舍弟等に所領を分ち讓る。

二十九代 重信・彦六郎、彦左衛門、大膳大夫。利直の二男、重直が弟。初め七戸の家を繼ぎ、準人と稱す。兄重直が家を繼ぎ、八萬石を領す。南部藩は天和三年自ら乞ひて十萬石高となり、八代の孫利敬・文化六年更に乞ひて廿萬石高となり

し也。

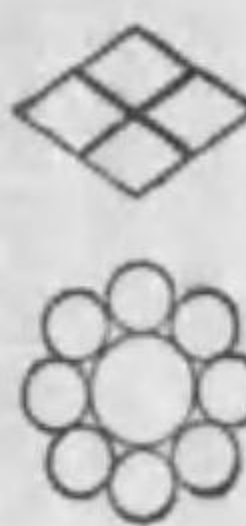
重信の後は、その子「行信(八内、信濃守、從四位下)」「信恩(初め久信、藤平、利部、備後守)」「利幹(初め信應、吉助、左近、主馬、信濃守、大膳亮。實は行信が四男)」「利視(初め信實、信視、吉助、修理大夫、大膳大夫、從四位下、實は信恩が三男)」「利雄(初め信貞、辰之助、龜五郎、信濃守、大膳大夫、從四位下。實は利幹が二男)」「利正(初め信由、幸吉、修理大夫、大膳大夫、實は利視が七男)」「利敬(初め信敬、慶次郎、大膳、大膳大夫、侍從)」「利用(大膳大夫、四品)」「利濟(信濃守、四位少將、實は利繼の男)」「信侯(利義、甲斐守、四品)」「利剛(實は弟、美濃守、四位中將)なり、(寛政系譜、及び武鑑)。その後は「利剛」「利泰」「利祥」「利淳」にして、陸中盛岡、二十萬石(十三萬石、明治六萬八千五百八十石)。現今伯爵。

11 家紋 丸にむかひ鶴・胸に九曜、鶴菱。「南部の家紋はもと菱なり。大膳大夫守行・或る時、秋田城之介と戦ふに、二羽の鶴飛び來りて、味方の陣に双ひ舞ふ。此の日の軍に討ち勝ちて、悦ぶこと



限りなく、割菱の紋を改めて、一対の舞鶴を、幕に付く」と。又地名辭書に「斗賀の靈驗堂は、北斗妙見菩薩の祭壇にして、靈符驗示の故に、靈驗堂ともよばれる也。」

南部家には、雙鶴に九星を重輪して紋章とす。星辰の靈驗に歸依せること想ふに足る。松館(八月)、田名部、横内(青森)等にも妙見の古祠あり」と。長倉追討記に「ひしつるは南部がもん」と見ゆ。



盛岡 南部

12 居城 三戸城は南部光行以來と傳ふれど、詳かならず。地名辭書に「三戸南部の盛大に爲りて、八月に代り、榊部津輕に雄視せるは、蓋し應永の守行(十三代)の時ならん。されど其の歴代の興衰沿革の跡、頗る晦昧にして、系譜また疑ふべし。最識者の鑑定を要す。其の天文、天正の後の時代の事跡も紛紜判ち難きもあり。」

三戸城は元和年中、利直の時まで之に居り、後廢す。十二代政行の建てし三光院存す、蓋し中興の家祖なり」と。

又奥南盛風記に「三郎光行公・榊部に御下向ありし昔より數十代、三月に御住居なさる。信直公・九月左近謀討の後、左近が古城を福岡と改め、御居城になされけるが、其の後、利直公・不來方(福士漢路、日戸五兵衛、米内右近が居館)に、御在城有り度旨、御父信直公に達して、盛岡と改め、慶長二年より築營を始め玉ふ。同四年、信直公御逝去故、暫く福岡に住居し玉ふ。其の後、盛岡城の石垣、堀等出來に付、利直公・盛岡に移住、元和年中の事か。然るに中津川度々の洪水にて、岸崩れ、橋落ち、堀水押入る。是れを防ぐに安からず、再び三月へ移り玉ふと雖、御心に叶はざる故、將軍家へ達して、郡山に御在城・成されける。重直公の御代に至り、盛岡城築成就して、寛永十二年に移り玉ふ」と。

13 八戸藩 利直の七男左衛門佐直房を祖とす。直房は重直の弟、實は利直が末子主水利長の子、初め主水數馬と云ふ。重直卒する時、八月の地を讓られ、二萬石を領す。寛文八年卒し、其の子遠江守直政(武大夫)―遠江守通信(右近。實は重信四男)―甲斐守廣信(宮内)―左衛門尉

信興―甲斐守信依―伊勢守信房(内藏頭)―弟左衛門尉信眞―遠江守信順(實は松平大隅守齊興男)―利克(利幾)にして陸奥八戸、二萬石(明治九千四百四十石)。現今子爵。



盛岡分家 (八) 戸 南 部

14 七戸藩 重信の二男「主税政信(初め政庸)―主膳信綱(初め定庸。實は牧野河内守英成七男)―主税信傳(徳五郎。實は同姓大膳大夫利親男)―肥前守信喜(徳次郎。主税)―主税信昭(播磨守)―丹波守信譽―美作守信民―信方」にして、文政二年十一月より、陸奥七戸一萬石(一萬三百八十四石、明治千六百二十石)にて諸侯に列せらる。現今子爵。

15 津輕の南部氏 建武元年十二月十四日南部師行獻書、津輕降人交名あり、各條に出す。

水慶軍記に「津輕三郡は南部氏野牧の地



南部主税

なり。中比、その指揮に屬せず、安信の時、合弟左衛門尉高信をして退治せしめ、天文の始めより、高信・津輕三郡の政道を執り、石川城に住し、信直の世に至り、合弟三郎政信を津輕郡代とし、波岡の地に置く」と。

津輕郡中名字に「平賀郡二千八百町、大光寺南部遠州源政行」、また「泉和郡三千八百町、大浦南部信州源盛信」と。又一統志に「南部遠江守政行の後、南部左衛門佐とぞ申しける。左衛門佐死去、子六郎七郎」と。その他は各項、及び大光寺、大浦、津輕、北、田子、瀧本、石川、淺瀨石、(汗石)、和徳、波岡、安藤、曾我、葛西、工藤等の條を見よ。

16 その他、金刺系圖に南部次郎、また津輕一統志に元龜二年に、「九月修理亮政實、一戸の城を賣落し、城主南部大和守に腹を切らす」と。

17 出羽の南部氏 小野寺系圖に「中務大輔泰道・長祿二年、秋田泰頼と兩人、南部三郎の爲に幕下に屬す。後寛正六年より南部と合戦して打勝つ」と。小野寺、大森條を見よ。又山北小野寺義道家臣に「南部倉金藏(鍋倉城主)見ゆ。

18 陸前の南部氏 村田郡郡山古城は往古南部家の所居と云ふ、竹花條參照。

19 長尾氏族 京都の學者に南部草壽あり越後長尾氏の族裔と云ふ。その發子南部昌輔(南山)。實は長崎の人小野昌碩の子也。その子景春、三代學深く、富山藩に仕ふ。

20 越中の南部氏 三州志、新川郡南保城條に「或る説、寛永中、南部彌五右衛門に足輕を隸し守をしむ」と云ふ。

21 伊勢源姓 朝明郡の豪族にして、富田城(富田村別名南部)に據る。古く中原肥前守・當城に在りしが、子孫斷絶し、其の後、文安三年、信州松本より南部頼村、來りて當城に據り、北島氏に屬すと傳ふ。北島物語に「朝明郡南部家、これ新羅三郎義光の後胤、まくの紋・藤の丸、鶴の丸」と。富田郷六ヶ村を領す。

その子頼宗を経て、頼武は南部大夫と見ゆ。その子頼連、その子兼綱、治部少輔に任ぜらる。この人、永祿十二年、一志郡水造城にて戦死すと云ひ、又同十一年織田氏に滅さるとも傳ふ(五鈴遺響、伊勢軍記、南部系圖、三國地志、名勝志)。明智軍記に「南部治部、加用監物を以つて

先隊とす」と。又永祿に南部遠江守、高岡城を攻む。この支族に大矢知氏あり、大矢知城に據る。

22 大和の南部氏 翁草、鎌倉時代武士の所領を擧げて、「一萬石、大和の内、南部左源治頼助」と。

23 但馬の南部氏 太田文、城崎郡條に「城崎庄、七十四町六反。長講堂領、往古帆前家(又舊帳に保前とあり)の舊地跡別田、但し山庄共、五町六反餘。御下知に預らず。地頭南部太郎二郎入道行蓮(史本に連、黒本に願)と見ゆ。

24 因幡の南部氏 因幡志に南部越後見ゆ。

25 河野氏族 外家の號を冒せる也。

26 雜載 細川清氏配下の將に南部六郎、剛勇を以つて名あり。又蒲生家臣に南部爲右衛門、京極殿給帳に「二百石南部四郎右衛門、百七十石南部三右衛門、二十石南部太藏」等見え、又加賀藩給帳に「八人扶持(入角内三の字)南部支達」と。又近江に南部普氏あり、古文書を藏す。又筑後生葉郡山北村檢地帳に南部武右衛門・見え、その他、備前、志摩、伊賀、陸前等にも存す。



又土佐山内藩士南部豊男は幕末明治に功ありて男爵を賜ふ(大審院長)。その嗣子を南部光臣と云ふ。

南浮 ナンブ

南部倉 ナンブクラ 出羽の名族、南部條第十七項を見よ。

南淵 ナンブチ 息長氏の族なり、ミナフチ條を見よ。

南畝 ナンボ ミナミセ條を見よ。

南保 ナンボウ ナンボ

1 利仁流藤原姓 越中國新川郡南保邑より起る。源平盛衰記に南保二郎を載せ、三州志、新川郡南保城(在三位郷南保村領)に「邑傳に、頼朝公時代よりの城壘と云ふ。按ずるに、壽永の軍役に南保二郎家隆・見ゆ。疑らくは此の居館迹ならん」と。井口氏の族也。

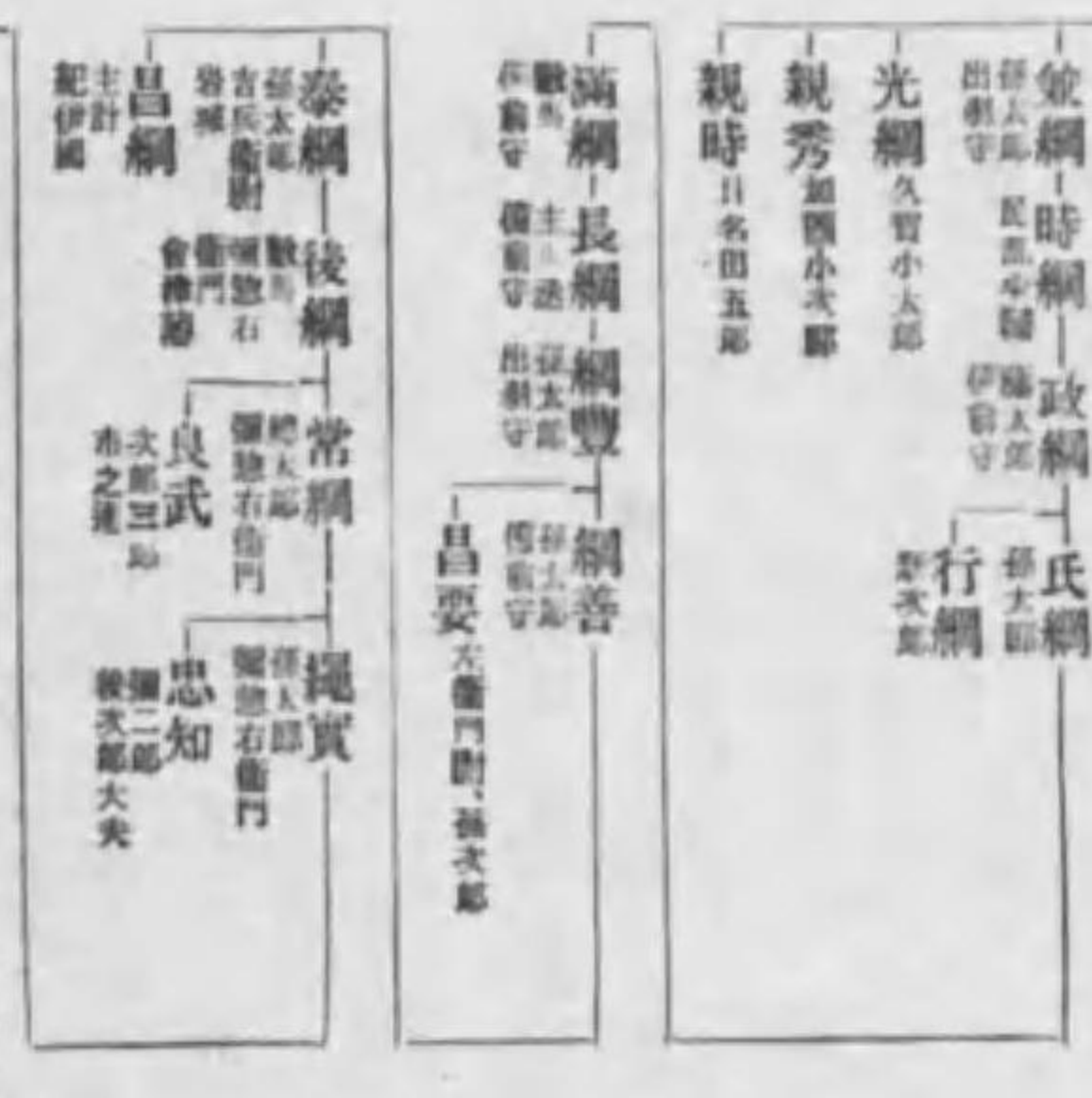
2 越後の南保氏 越後の豪族にして、沼垂郡奥山庄内黒河郷地頭職黒河園心・實子なきが故に、女房平氏の甥たるに依りて、南保三郎右衛門尉重貞を養子として、所領を譲與すと。古證文あり、黒河條參照。

南木 ナンボク 太平記卷三十一に南木十郎・見ゆ。クスノキ條參照。

南馬 ナンマ 次條を見よ。

南摩 ナンマ 下野國都賀郡南摩邑より起る。秀郷流藤原姓佐野氏の族也。久賀條參照。系圖に「久賀民部安綱—照宗(南馬左京亮、南摩祖)—照利(南馬權守)—照忠(南摩豐前守)」と。

南摩系圖に「久賀七郎安綱—盛綱(七郎兵衛尉、久賀城主。實は佐野左衛門尉・越前守成綱が四男)—郷綱(南摩備前守、下野國都賀南摩城主、因りて氏とす)—信綱(右馬助、備前守)—親綱(右馬助、備前守)」



夫、實は惣太郎常綱二男—兼本(孫太郎、舍人助)—綱綱(主馬之丞、孫太郎、右近、綱三右衛門、初名は兼綱)—綱領—綱雅(舍人助)と(田原族譜)。

名村 ナムラ

1 桓武平氏北條氏族 尾張の名族にして、名越朝時の後と云ひ、長吉を祖とす。  
2 雜哉 津山藩分限帳に名村哲義見ゆ。又肥前長崎の人名村泰藏は本姓北村氏、和蘭通事名村家を嗣ぎし也。

南和 ナンワ ナワ條を見よ。

行岡 ナメヲカ ユキワカ條を見よ。

行方 ナメカク 常陸國に行方郡あり、和名抄に奈女加多と訓じ、郡内に行方郷を收む。又磐城國にも行方郡ありて、續紀に陸奥國行方郡と載せ、和名抄に奈女加多と註す。又和名抄、陸奥國登米郡(陸前)に行方郡を收め、奈女加多とあり。後行方庄起る。  
1 (大伴)行方連 磐城國行方郡の豪族にして、神護景雲三年三月紀に「行方郡人外正六位下大伴部三田等四人に、姓を大伴行方連と賜ふ」と。また延暦十六年正月紀に「黒河郡人外少初位下大伴部眞守、行方郡人外少初位上大伴部見人等に、姓を大伴行方連と賜ふ」など見ゆ。

2 陸前の大伴行方連 前條に云へり。登米郡行方は此の氏によりての地名也。

3 桓武平氏大伴氏族 常陸國行方郡行方郷は喜元の田文に「大行方郷三十三町七段」と。又行方國神・鎮座す。風土記に「國社、此を蘇祇と號す」と。この地より起りしにて、大伴系圖に「吉田次郎清幹—忠幹(行方次郎、又平四郎とも)—太郎景幹—太郎爲幹(小高と改む)」と見ゆ。爲幹の子太郎胤幹、その子幹平(小高氏)也。諸家系圖纂には「忠幹(行方二郎、或は平四郎)—宗幹(一書に景幹)—小高太郎(行方小高城主祖)」と。又鹿島大宮司系圖に「大伴致幹—親幹(行方六郎)」と云ひ、大伴傳記に「清幹の嫡子吉田太郎盛幹、其の舍弟忠幹・行方平四郎、其の嫡子行方太郎景幹」とあり。なほ岸澤系圖に「清幹—忠幹—棟幹(行方小太郎)」と。その略歴は新編國志に「吉田清幹の二子忠幹・平四郎と稱す、行方郡行方郷に居る、因りて氏とす(系圖)。嘗て下野松岡庄地頭たり、後之を失ふ(東鑑)。その子行方太郎景幹は刑部大輔(系圖)、鹿島總檢校たり(大宮司文書)。而して四子爲幹、高幹、家幹、幹政あり。太郎爲幹・

棟檢校を襲ぐ(大宮司文書)。その子胤幹は小高太郎(系圖)、檢校たり(泰幹陣狀)。その子幹平は、行方太郎、小高又太郎、又行方十郎とも云ふ(系圖)。幹時、知幹の二子あり。

幹時は、文永四年・大使たり(大使役記)、二子倫幹、家幹あり。倫幹は畑田胤胤を愛して、土地數所を與へ、其の地頭職とす(畑田文書)。其の後の世系詳ならず。喜元中に與一太郎幹實、延慶中に幹國(大輔宜文書)、文保中に十郎泰幹あり、小牧十郎と稱す。其の弟を與次兼幹と曰ふ。嘉曆中、行方常陸入道あり。永享十二年、行方氏の兵・長堀原に戦ひ、嘉吉元年、四蓮寺に戦ふ(鳥名木文書)。蓋し足利持氏の餘黨と戦ふ也。

行方肥前入道あり、長祿三年、足利成氏を武藏太田庄に撃ち、羽織原に戦死す(御内書案)。次いで享徳、寛正間に行方淡路守あり、敵兵來り攻む。江戸通房・援兵を出して之を卻く。次に弘治元龜の間、行方兵庫大夫あり、足利義氏の令を以つて、小田氏治を撃つ(白田所藏文書)。天正十九年、佐竹義宣・小高氏、行方氏等を太田に招き之を殺す(和光院六藏寺附

過去帳、皇徳寺記)と。

又喜元四年十二月廿日文書に行方餘一太郎兼實、又鎌倉大草紙に「常陸行方云々」と。行方郡行方(八甲)城(行方村行方)は吉田忠幹(行方氏)の居城也。又玉造城(玉造村)は行方宗幹・始めて築く。其の孫の小高六郎・元暦年中、源義經の先鋒となり、屋島の軍將能登守教經と血戦し討死す、子孫居住すとぞ。家紋右巴(長倉條參照)。その他、大伴、鹿島、小高、佐竹等の條を見よ。

4 桓武平氏岩城氏族 磐城國行方郡より起る。岩城隆行の子隆行・行方五郎とある後にして、仁科岩城系圖に「忠幹—成衡(海道小太郎)—隆行(行方五郎、千葉重胤塔)—胤勝(五郎、民部少輔、子孫經ゆ。元亨の比、相馬孫五郎重胤・行方拜領、以つて相馬と號す)」と。子孫・古小高(コツダカ、コゴダカ)條を見よ。

5 藤原姓 中興系圖に「行方。藤姓、本國陸奥」と見ゆ。陸前登米郡行方郷より起りしか。

6 陸奥安倍氏族 藤崎系圖に「白鳥康任—吉任(行方六郎—女子に嫁す也)—政任(初め行方太郎と稱す)—秀任(藤崎加賀



守」と見ゆ。

7 上野の行方氏 翁草、鎌倉時代、武士の所領を擧げて「一萬石、上野の内、行方次郎秀房」と見ゆ。

8 武藏の行方氏 荏原郡の名族にして、役帳に行方與次郎・六郷大師河原所(橋)を合せて、三百六十一貫二十四文の地を領せりと見ゆ。而して新編風土記、荏原郡北蒲田村條に「行方彈正直清墓。俗名平姓。行方彈正居屋舖、六郷地頭、境内永除地と刻す」と。又「按ずるに行方氏はもと上杉家の家人にて、後に北條家に屬し、久しく六郷の地頭たり。世系の詳かなることは傳はらざれど、土地に付きて尋ねるに、享祿の頃、行方半右衛門と稱し、天文の末に彈正と稱す。これは父子か、又は同人か、それも又知べからず。永祿のはじめ與次郎と稱し、同十二年、甲斐の信玄、此の邊に亂入せし時、八幡の社地へたてこもりしころは彈正明連といひしよしものに見えたり。此れもとの彈正が子なるべし。永祿の末に左馬允と稱せしは同人か、或は明連が子歟。元龜年中に望千代と云ふ名見えたり、是れは修理允が子なるべし。天正年中に

修理允義安と聞へしは、この望千代が、となるべし。直清は義安の子なり。相傳ふ、行方氏・世々法華の教を信じて、いたく他宗を講訪せりと。

又八幡塚村條に「小田原北條家分國の頃は、行方彈正明連が世々の領地なり。小田原分限帳に六郷大師河原共に三百六十一貫二十四文の地を、行方與次郎・領せしよしを載せたり。與次郎は明連が始めの假名なり。これより子孫・修理亮義安、彈正直清に至るまで知行せしに、北條家滅亡に至りて其の地を失へり」とあり。又地頭行方義安あり、齋藤、蒲田條を見よ。

9 幕臣行方氏 藤原氏と稱す。家紋三頭左巴・播津藤原、その子準人勝重等あり。

10 雜載 源平盛衰記に行方六郎見え、又岩代にも現存す。

生方 ナメカタ 藤原姓なり、又ウアカタとも云ふ。家紋下藤、篆書生の字。ウアカタ條を見よ。

滑川 ナメカハ ナメリガハ條を見よ。

南佐 ナメサ 和名抄、出雲國神門郡に南佐郷を收む。次條參照。

滑狭 ナメサ 和名抄、出雲國神門郡に滑狭郷を收む、風土記の滑狭郷にして「須佐

能衰命の御子和名須世理比賣命坐す」と。那賣佐社あり。又大同類聚方に「滑狭郷、神門郡南佐萬麻呂の家方」と見ゆ。

行田 ナメタ 今便宜上ユキタ條に收む。

滑田 ナメタ カツダ條を見よ。

滑谷 ナメタニ ヌカリヤ條を見よ。

滑津 ナメツ

菅見 ナメミ 和名抄、駿河國有度郡に菅見郷を收め、奈女美と註す。

滑良 ナメラ 明德記卷中に滑良の兵庫・見ゆ。

滑 ナメラ 備後の名族にして、首藤氏配下の將也。滑十郎左衛門は高村の福山城に據る(藝藩通志)。

滑川 ナメリガハ ナメガハ 相摸、武藏、上總、下總、常陸、岩代、陸中等に此の地名存す。

1 常陸の滑川氏 茨城郡(新治郡)滑川を氏名に負ひしか。佐竹氏配下の將に滑川六郎あり、佐竹義篤の久慈郡池田鏡城を陥るや、六郎をして之を守らしむ。一説に、六郎・名は重範と云へり。又佐竹家中文書目録に「天文五年、依上池田の内に滑川兵庫助」見ゆ、或は重範と同人かと云ふ。

名森

ナモリ 美濃の此の地名存す。

那家 ナヤ 中興系圖に「那家。清和、土岐光繼・男光俊・これを稱す」と。

納屋 ナヤ 泉州堺の名族にして、戦國の頃、納屋助左衛門あり、又魚屋とも、呂宋助左衛門とも稱す。天性豪宕勇敢にして、常に海外貿易に従事し、萬金の富をなす。天正年中、呂宋國に渡り、文祿三年七月歸朝す。傘燭千挺、麝香二疋を秀吉に獻じ、又眞鍮五十交易の爲に一覽に備ふ。不日盡く富家に賣與して、急ち萬金を得たり。後豐臣氏の亡ぼす所となる。大安寺方丈は其の故宅を移せる也。以つて全盛當時の佛を殘せり。

又千利休も納屋與四郎と云ふ、セン條を見よ。又志摩等に存す。

納家 ナヤ 前條に同じ。

納谷 ナヤ 加賀に此の氏存す。

那縁 ナヨリ 加賀の名族也。富樫條を見よ。

奈良 ナラ 大和、山城、尾張、武藏、上總、下總等に此の地名あり。猶ほ以下各條參照。

1 奈良已知 秦氏の族か。已知部の裔也。又楯巨智、伴巨智等に作る、各條を見よ。

和銅七年十一月紀に「添上郡人奈良許知麻呂」を擧げ、猶ほ姓氏錄、大和諸蕃に、己智氏を收む。コナ條を見よ。又ナラノコナ條參照。

2 羽後の奈良已知 承和十年紀に「河邊郡奈良己智豐繼」なる者あり。大瀧宿禰姓を賜ふ。

3 奈良譯語 後世己智部は韓土の語に通ずるより、譯語として使役せり。これ奈良譯語、山村譯語の祖也。推古紀に奈羅譯語惠明を載せたり。次條、及びマサ條參照。

4 奈良忌寸 秦氏の族にして、實龜七年十二月紀に「左京人從六位下秦忌寸長野等二十二人に、姓を奈良忌寸と賜ふ」と見ゆ。

5 奈良真人 皇別姓なるや明白なれど、何天皇より出づるや詳かならず。天平時實三年紀に「正五位下大井王に姓を奈良真人姓と賜ふ」とあり。

6 無尸の奈良氏 前數項の族にして、正倉院和銅五年文書等に見ゆ。

7 藤原南家 豐成三代秀清・大和國吉野郡奈良にありて、奈良を稱號とす。其の二十三代孫秀定、その子秀度也と云ふ。

8 成田氏族 武藏の大族にして、成田系圖に「成田大夫助高—高長(奈良祖、奈良三郎)」

高家 助綱 大炊左衛門尉  
 五郎左衛門尉  
 有勢 高綱 幸綱 九郎  
 六郎左 太郎  
 備前 光綱 三郎

と載せ、又中興系圖に「奈良。藤性、成田太郎大夫助高の男・三郎行基これを稱す」と云ひ、又永正の旅宿問答に「成田三位式部大輔の三郎は奈良云々」と。氏は早く保元物語に「武藏には奈良三郎」と載せ(玉井條を見よ)、また東鑑卷十三に奈良藤次、十五、二十五に奈良五郎、また承久字治橋合戦手負人に奈良左近將監・見ゆ。又承久記卷四に奈良の八郎、ならの橋四郎等を載せ、下りて康永三年別府氏軍忠狀に奈良五郎左衛門尉を擧ぐ。而して新編風土記、幡羅郡條に「上奈良村。往昔奈良氏、こゝに住せしならん」と云ひ、妙音寺條に「開山賴尊は奈良三郎なりと云ふ。賴尊・墓、左の方に奈良三郎藤原賴尊、右の方に建久六乙卯年現住鏡岸、裏に助成主藤澤氏と彫れり。相傳ふ此の地は奈良三郎が居住にして、當時の